

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成21年12月28日
- 【発行者名】 パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
(PUTNAM EUROPE EQUITY FUND)
- 【代表者の役職氏名】 上席副社長、副財務役、主席経営責任者およびコンプライアンス連絡担当者
チャールズ・イー・ポーター
(Charles E. Porter)
- 【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 02109 マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア1番
(One Post Office Square, Boston, Massachusetts, 02109, U.S.A.)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
弁護士 三浦 健
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 三浦 健
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
(PUTNAM EUROPE EQUITY FUND)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
8億9,900万米ドル（約822億円）を上限とする。
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成21年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=91.44円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
（PUTNAM EUROPE EQUITY FUND）（以下「ファンド」という。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券、クラスR受益証券およびクラスY受益証券の6種類とする。日本国内においては、クラスM受益証券（以下「受益証券」または「ファンド証券」という。）のみを募集する。格付けは取得していない。ファンド証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

8億9,900万ドル（約822億円）を上限とする。

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成21年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝91.44円）による。以下、米ドルの金額表示はすべてこれによる。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

各申込後、ファンド営業日に計算される受益証券一口当り純資産価格。発行価格は(8)記載の申込取扱場所に照会することができる。

（注）「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の取引日をいう。

（５）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、クラスM受益証券純資産価格の3.675%（税抜3.5%）である。（なお、純資産価格を（1 - 0.035）で除し、小数点以下第3位にて四捨五入した額の0.5%は、ファンドの元引受会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに留保される。）

（６）【申込単位】

100口以上10口単位とする。

（７）【申込期間】

平成21年12月29日（火曜日）から平成22年12月28日（火曜日）まで

ただし、ファンド営業日でかつ日本における販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（８）【申込取扱場所】

SMB Cフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号（以下「SMB Cフレンド証券」または「販売会社」という。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

投資者は、申込み注文の成立をSMB Cフレンド証券が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料をSMB Cフレンド証券に支払うものとする。各申込日の発行価額の総額は、SMB Cフレンド証券によって申込日から起算して4ファンド営業日以内の日（以下「払込期日」という。）にファンドの元引受会社の口座に払込まれる。

（10）【払込取扱場所】

SMB Cフレンド証券

（11）【振替機関に関する事項】

該当なし

（12）【その他】

申込証拠金

なし

申込の方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は原則として円貨で支払うものとし、ドルと円貨との換算は、各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

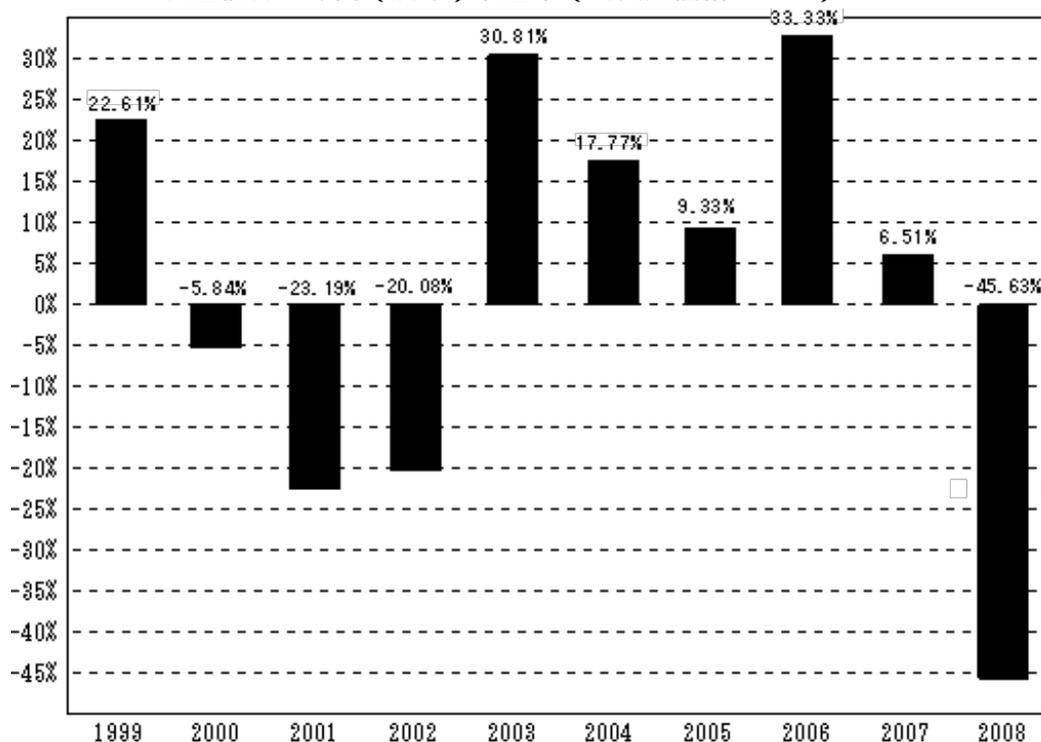
申込金額は、販売会社により各払込期日にファンドの元引受会社の口座にドル貨で払い込まれる。

過去の運用実績

以下の運用実績情報は、ファンドの投資に伴うリスクおよび収益の可能性ならびに長期投資の重要性の一部を示すものである。棒グラフは、クラスM受益証券の暦年の収益率および過去10年間の平均年間総収益率を表示している。

棒グラフの運用実績値には販売手数料は反映されていない。反映された場合、運用実績は下記に示されるより低い場合がある。この情報は有用である場合もあるが、過去の運用実績は必ずしも将来の結果を示唆するものではないことは認識すべきである。

クラスM受益証券の年間（暦年）収益率（純資産価格ベース）



- ・ 2009年9月30日までの年間収益率は29.64%だった。
- ・ ファンドの最高収益をあげた四半期（暦年）（1999年第4四半期）に1,000ドル投資した場合21.59%増加し1,216ドルになったことになる。
- ・ ファンドの最低収益となった四半期（暦年）（2002年第3四半期）に1,000ドル投資した場合23.51%減少し765ドルになったことになる。

平均年間総収益率（2008年12月31日終了の期間）

	過去1年間	過去5年間	過去10年間
クラスM受益証券（税引前）	- 47.54%	- 0.82%	- 1.16%
M S C I 欧州インデックス（純配当） （報酬、費用または再投資された配当 に対する源泉課税以外の税金の控除が ない。）	- 46.42%	1.53%	0.37%

この表はファンドの運用実績と広範囲の市場インデックスとの比較を示す。棒グラフとは異なり、かかる運用実績は販売手数料を反映している（詳細は 投資に伴う費用を参照のこと）。クラスM受益証券の運用実績は、現行の当初販売手数料の最大額3.50%を反映している。当該期間のファンドの運用実績はファンドの費用を限定するという管理運用会社の合意により恩恵を受けている。ファンドの運用実績は、西欧主要各国株式の指標である、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（M S C I）欧州インデックス（純配当）と比較されている。

投資に伴う費用

最大販売手数料および最大買戻手数料（投資者が直接支払う）

運用者に対する資産配分およびその他の業務に対する報酬としてパトナムの大部分のファンドは購入時に販売手数料がかかる。異なる販売手数料（前払いまたは投資期間中にわたり）の支払い方法を提供するためパトナムのファンドには多様なクラスの受益証券がある。重要なことは前払い販売手数料が低いまたは無いクラスの受益証券はより高い継続費用がかかる場合があることを理解することである。

短期取引を推奨しないため、大部分のパトナムのファンドはまた購入から7日以内（本ファンドを含め一定のファンドに関しては90日以内）に売却または転換される受益証券に関して買戻手数料がかかる。

本表は、ファンドに投資する場合に投資者が負担する報酬および費用の概要を示すものである。費用は、ファンドの最終会計年度に基づいている。

受益者費用（投資者の投資から直接支払われる費用）*

クラスM受益証券

買付時に課される最大販売手数料 （募集価格に対する比率）	3.50%
後払最大販売手数料 （原買付価格または買戻代金のいずれか低い方の金額に対する比率）	なし**
最大買戻手数料（総買戻代金に対する比率）***	1.00%

* クラスM受益証券への一定の投資は適用される販売手数料が減額される場合がある。

** クラスM受益証券に関して0.65%の後払販売手数料が、最初に販売手数料なしで販売された受益証券の買戻に対して課される場合がある。

*** 購入から90日以内に（売却または別のファンドの受益証券との転換を通じて）買戻しを受ける受益証券に対しては1.00%の買戻手数料（「短期取引手数料」ともいう。）が適用される。（買戻手数料は日本の受益者が投資するオムニバス口座よりの買戻しには適用さ

れない)。

総年間ファンド運営費用^{<>}（ファンド資産から控除される費用）

すべてのミューチュアル・ファンドは運用および他のサービスのための費用を継続的に支払う。ファンド資産に対するパーセントで表されるこれらの費用は総年間ファンド運営費用と呼ばれる。ファンドの費用はファンドの規模を初めとする多くの要因に基づき期間中変化する可能性がある。

下記の表は2009年6月30日に終了した会計年度（他に表示がある場合を除く）のファンドの年間運営費用を示す（新規費用取り決めおよびファンドの2009年6月30日現在の資産レベルに基づき推定される費用を反映するため修正されている。）。

	管理報酬	販売およびサービス（12b-1）報酬	その他の費用	年間ファンド費用総額 ^{<>}
クラスM受益証券	0.80%	0.75%	0.52%	2.07%

ファンドが間接的に所有する他の投資会社へのファンドの投資に起因する見積費用を含む。

^{<>} 管理運用会社は2009年8月1日から2010年7月31日までファンドの他の費用（ただし、仲介、利子、税金、投資関連費用、臨時費用ならびにファンドの投資者サービス、管理契約および販売計画に基づく支払は含まない。）をファンドの平均純資産額の年率0.20%にならびにファンドの投資者サービス報酬をファンドの平均純資産額の年率0.375%に制限することに契約で合意した。

上記費用の具体例

本例では、前払の最大販売手数料および年間運営費用を用い、これらをドル額に換算し、これらの費用の時間の経過に伴う累積効果を示している。これにより、投資者は、本ファンドへの投資経費を他の投資信託への投資経費と容易に比較することができる。本例では、一定の仮定を行っている。投資者が、表示された期間中にファンドに10,000ドルの投資を行い、当該期間の終了時にすべての受益証券を買い戻すと想定する。また、毎年、投資者の投資額に対し5%の収益率を想定し、ファンドの運営費用は変更なしと想定する。この例は仮定であって、投資者の実際の経費および収益率はこれを上回ったりまたは下回ったりする。

例：10,000米ドルを投資した場合の時間の経過に伴う販売手数料および年間運営費用

	1年	3年	5年	10年
クラスM受益証券	553ドル	976ドル	1,425ドル	2,666ドル

日本以外の地域における募集

本募集に並行して、アメリカ合衆国においてファンド証券の販売が行われる。

引受等の概要

- a) S M B Cフレンド証券は、パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ（元引受会社）との間の、日本におけるファンド証券の販売に関する平成10年6月22日付契約に基づきファンド証券の募集を行う。
- b) S M B Cフレンド証券は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求のファンドへの取次ぎを行う。
- c) ファンドは、S M B Cフレンド証券をファンドに関して日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者または現地の引受会社と契約を締結し、一口当りの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

ファンドは投資元本の増大を追求する。

主要な投資戦略 - ヨーロッパの株式

ファンドは、主として有望な投資潜在力を持つと思われる欧州諸国の企業の普通株式に投資する。例えば、ファンドが評価するよりも低い株価を持つ会社の株式を購入することがある。ファンドはまた株価の値上がりを生じさせるとされる他の要因を考慮する。通常の市場の条件では、ファンドの純資産の少なくとも85%を欧州企業に、かつ少なくとも80%を株式に投資する。ファンドは主として中規模企業および大企業に投資するが、あらゆる規模の会社に投資することができる。ファンドは、先進諸国への投資に重点を置くが、また東欧等の発展途上(新興としても知られる)市場所在の企業にも投資することができる。

信託金の限度額

なし

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割は次のとおりである。

a) パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(「管理運用会社」)

(Putnam Investment Management, LLC.)

ファンドの管理運用業務を行う。ファンドの投資判断および他の業務管理に責任を持つ。

b) パトナム・インベストメンツ・リミテッド(「副管理運用会社」)

(Putnam Investments Limited)

管理運用会社が適宜決定するファンドの資産の区分された一部分を運用する。管理運用会社の監督に従い、副管理運用会社が運用するファンドの資産の一部分に係る運用上の決定に関して責任を負う。

c) ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(「副投資顧問会社」)

(The Putnam Advisory Company, LLC)

管理運用会社または副管理運用会社が適宜決定するファンドの資産の区分された一部分を運用する。管理運用会社または副管理運用会社の監督に従い、副投資顧問会社が運用するファンドの資産の一部分に係る運用上の決定に関して責任を負う。

d) パトナム・インベスター・サービスズ・インク(「投資者サービス代行会社」)

(Putnam Investor Services, Inc.)

投資者サービス代行業務を行う。2009年1月1日より前はパトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーが本業務を行っていた。

e) パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ(「元引受会社」)

(Putnam Retail Management Limited Partnership)

ファンド証券の元引受業務を行う。

f) S M B C フレンド証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

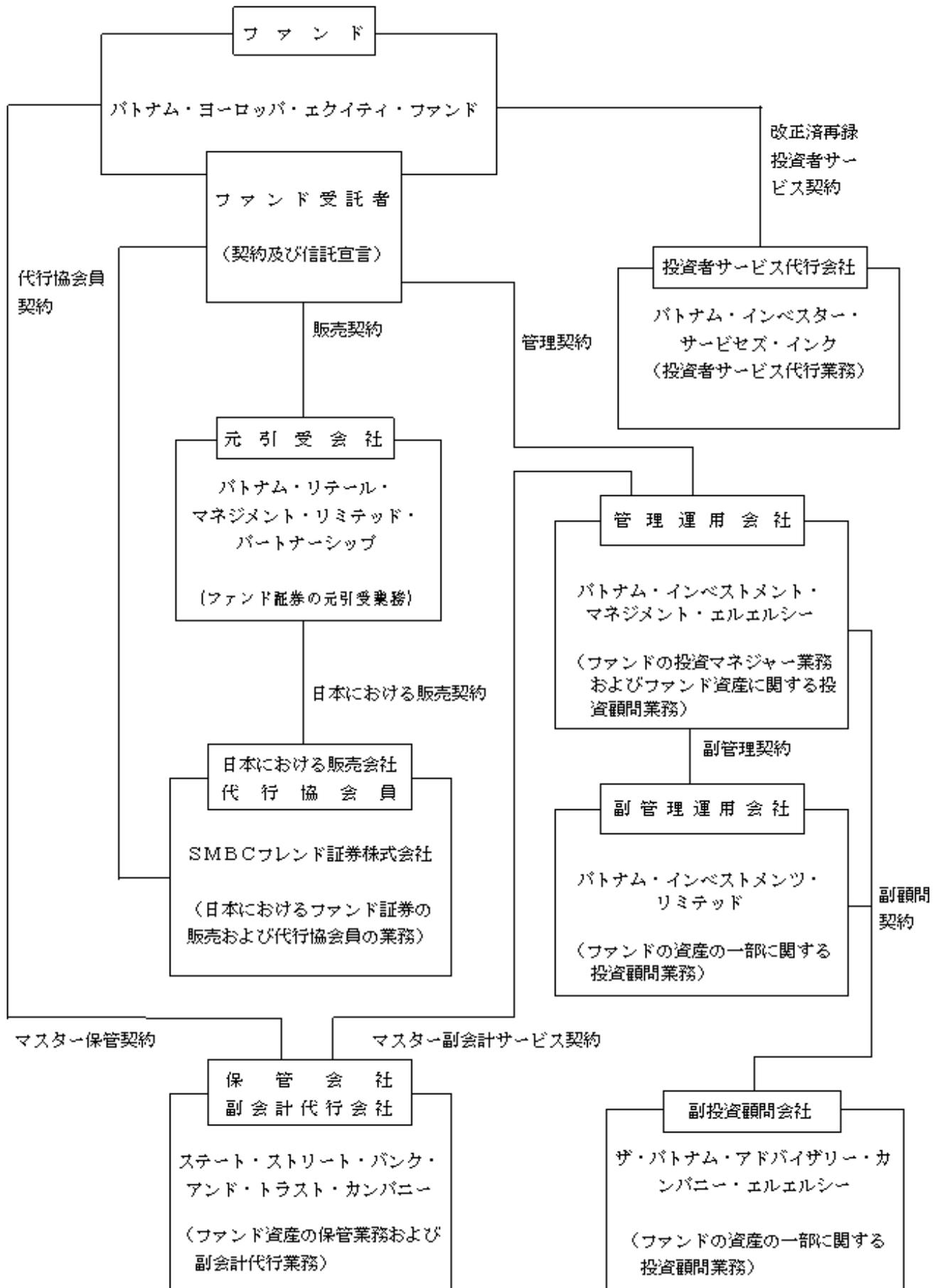
ファンド証券の日本における販売業務および代行協会員の業務を行う。

g) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「保管会社」および「副会計代行会社」)

(State Street Bank and Trust Company)

ファンド資産の保管および副会計代行業務を行う。

ファンドの関係法人



ファンドと関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約書名	契約概要
管理運用会社	パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (Putnam Investment Management, LLC.)	管理契約 ^(注1)	2007年8月3日付で締結、ファンドの管理運用業務およびファンド資産の投資顧問業務を行うことに合意する契約 2009年終わりに受益者はファンドの新規管理契約（案）の条件を提示された。その詳細は「新規管理契約に基づく管理運用報酬」（後記）に記載される。
副管理運用会社	パトナム・インベストメント・リミテッド (Putnam Investments Limited)	副管理契約 ^(注2)	2008年5月15日に締結された、副管理運用会社がファンドの資産の一部に関して副管理運用者を務めることに合意する契約
副投資顧問会社	ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー (The Putnam Advisory Company, LLC)	副顧問契約 ^(注3)	2008年5月15日に締結された、副投資顧問会社がファンドの資産の一部に関して副投資顧問会社を務めることに合意する契約
投資者サービス代行会社	パトナム・インベスター・サービスズ・インク (Putnam Investor Services, Inc.)	改正済再録投資者サービス契約 (注4)	2009年1月1日付で締結、ファンドの投資者サービス代行業務に関する契約
保管会社および副会計代行会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company)	マスター保管契約 (注5) マスター副会計サービス契約 ^(注6)	2007年1月1日付で締結、ファンドの資産の保管業務に関する契約 2007年1月1日付で締結、管理、価格、帳簿サービスに関する契約
元引受会社	パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ (Putnam Retail Management Limited Partnership)	販売契約	1994年11月28日付で締結、クラスM受益証券に関する販売計画に関する契約
日本における販売会社	S M B C フレンド証券株式会社	日本における販売契約 (注7)	1998年6月22日付で締結、日本におけるファンド証券の販売に合意する契約
代行協会員	S M B C フレンド証券株式会社	代行協会員契約 (注8)	1998年6月5日付で締結、日本における代行協会員の業務を行うことに合意する契約

(注1) 管理契約とは、管理運用会社がファンドに対して管理運用業務およびファンド資産の投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注2) 副管理契約とは、管理運用会社が適宜決定するファンドの資産の区分された一部分に関して副管理運用会社が投資顧問業務を提供することに同意する旨の契約である。

- (注3) 副顧問契約とは、管理運用会社または副管理運用会社が適宜決定するファンドの資産の区分された一部分に関して副投資顧問会社が一任された投資顧問業務を提供することに同意する旨の契約である。
- (注4) 改正済再録投資者サービス契約とは、投資者サービス代行会社がファンドに対し投資者サービス代行業務を提供することを約する契約である。
- (注5) マスター保管契約とは、保管会社がファンドに対しファンド資産の保管業務を提供することを約する契約である。
- (注6) マスター副会計サービス契約とは、一定の管理、価格、帳簿サービスをファンドに対し提供するよう副会計代行会社に委ねる契約である。
- (注7) 日本における販売契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で元引受会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。
- (注8) 代行協会員契約とは、ファンドによって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

ファンドの概況

1. ファンド

a) 設立準拠法

ファンドは、アメリカ合衆国マサチューセッツ州において1988年11月10日に設立されたマサチューセッツ・ビジネス・トラストである。

マサチューセッツ州一般法第182章は、かかる第182章に基づき自発的団体を構成する一定のビジネス・トラストの運営に関する基本的事項を規定している。

ファンドは、1940年投資会社法に基づくオープン・エンド型分散投資会社である。

b) ファンドの目的

ファンドの目的は主に証券、債券ならびにその他の金融性証書および権利に関する投資管理を、投資者に提供することにある。

c) ファンドの沿革

1988年11月10日 当初契約及び信託宣言締結。

1990年7月13日 改正済再録契約及び信託宣言締結。

2003年4月30日 改正済再録契約及び信託宣言締結。

d) 資本金の額

該当なし。

e) 大株主の状況

該当なし。

2. パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(管理運用会社)

a) 設立準拠法

管理運用会社はデラウェア州法に基づき設立された有限責任会社である。同社の投資顧問業務は1940年投資顧問法(Investment Advisers Act of 1940)により規制されている。

1940年投資顧問法において投資顧問とは一部の例外を除き、対価をえて直接にまたは出版物もしくは文書により証券の価値および証券に対する投資もしくは売買に関する助言をなすことを業とするもの、または対価をえて経常的業務の一部として証券に関する分析および報告を行うものをいう。同法上の投資顧問は、通例、米国証券取引委員会(SEC)に登録を行わなければその業務を行うことができない。

b) 会社の目的

管理運用会社の主たるの業務は、世界中に存在する投資信託のために、あらゆる種類の証券を購入、売却、転換および取引することを含む投資運用業務である。

c) 会社の沿革

管理運用会社はアメリカにおける最も歴史がありかつ最大の資産運用会社の1つである。管理運用会社の従業員である経験あるポートフォリオ・マネジャーおよび調査アナリストは証券を選択し、かつファンドの組入証券を常に管理している。投資者の資金を他の投資者の資金と共に保管することにより、個人の場合に比べてより多い種類の証券の購入が可能となり、分散投資の結果は投資リスクの低減に役立つ。管理運用会社は、投資信託を1937年以来運用してきている。管理運用会社は2009年10月末日現在600億1,147万ドル超の合計純資産総額と約600万の受益者口座を有するパトナム・ファミリーに属するファンドの投資運用会社として行為している。関連会社のひとつである副管理運用会社は、機関投資家およびリテール顧客に対して全範囲の国際投資顧問サービスを提供している。他の関連会社である副投資顧問会社は、分別管理された口座およびプール型投資媒体により機関投資家および個人投資家に対して金融サービスを提供している。他の関連会社である投資者サービス代行会社は、その銀行および信託業としての責務に基づき機関投資家に投資助言を行い、またパトナムの各ファンドに投資者サービスを提供している。

パトナム・グループの運用資産総額は、投資信託および他の顧客の為に管理される資産を含め、2009年10月末日現在1,119億ドル超である。

管理運用会社、元引受会社、副管理運用会社、副投資顧問会社および投資者サービス代行会社は、02109 マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア1番を所在地とし、カナダ、アメリカ合衆国およびヨーロッパに活動拠点をもち金融サービスの持株会社であり、パワー・ファイナンシャル・コーポレーション・グループの一員であるグレート・ウェスト・ライフコの間接子会社であるパトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接子会社である。パワー・ファイナンシャル・コーポレーションは、金融サービス業のグローバル企業であり、金融、工業および通信分野の持株会社であるパワー・コーポレーション・オブ・カナダの子会社である。ポール・デスマレー・シニア氏が支配権を有する私的持株会社を通じてパワー・コーポレーション・オブ・カナダの議決権をポール・デスマレー・シニア氏が有している。

d) 資本金の額

(1) 出資金の額(2009年10月末日現在)

70,662,017ドル*

(2) 最近5年間における出資の額の増減

(単位:ドル)

	2004年末 ⁺	2005年末	2006年末	2007年末	2008年末
出資の額	-9,155,466	73,231,356	70,594,104	117,226,875	58,526,939

+ 2004年中、管理運用会社は制度上の和解費用223,524,388ドルを支払うこととなった。これは、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーおよびその関連会社との純会社間取引とともに出資の額の減少をもたらした。2004年12月31日に終了した年度の純利益は89,819,256ドルであった。これは、出資の額の減少として考慮される純会社間取引243,460,758ドルを控除された。

* 未監査

e) 大株主の状況

2009年10月末日現在、管理運用会社の全ての発行済持ち分は間接的にパトナム・インベストメンツ・エルエルシーによって所有されている。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの主な投資戦略およびファンドの受益者としての投資家が直面するかもしれないであろう関連リスクに関する詳細が以下に記述される。リスクとリターンは表裏一体であることに留意することが大切である。潜在的なリターンが高ければ、それだけリスクも高いということである。管理運用会社は、主に、欧州諸国の企業の発行した株式に投資することによりファンドの目的を追及する。欧州企業であるかの判断は、当該企業の証券がどこで取引されているか、企業がどこに所在もしくは設立されているか、もしくは当該企業の売上あるいは収益をどこから得ているかによる。管理運用会社は、投資証券の売買を決定する際には、特に、会社の評価、財務力、業界での競争上の立場、将来の収益、キャッシュ・フローおよび分配の見通しを考慮する場合がある。

(2)【投資対象】

ファンドは主として有望な投資潜在力を持つと思われる欧州企業の普通株式に投資する。例えば、管理運用会社が評価するよりも低い株価を持つ会社の株式を購入することがある。管理運用会社はまた株価の値上がりを生じさせられる他の要因を考慮する。通常の市場の条件では、ファンドは株式にファンドの純資産の少なくとも80%を、かつ欧州企業に少なくとも85%を投資する。

(3)【運用体制】

管理運用会社の経営は経営陣に委ねられている。

副管理運用会社の経営は受益者集会で選任された取締役会に委ねられている。

副投資顧問会社の経営は経営陣に委ねられている。

各ファンドの投資実績および組入証券は、過半数が管理運用会社と関係を有しない受託者で構成される受託者会によって監査されている。受託者会は定期的に各ファンドのマネジャーと共に各ファンドの運用実績を検討する。受託者会が管理契約、副管理契約および副顧問契約を承認する理由は、米国証券取引委員会(SEC)に提出されているファンドの2009年6月30日付受益者向け年次報告書に記述されている。

管理運用会社は、その関連会社である副管理運用会社を管理運用会社が適宜指定するファンドの資産の投資判断のために確保している。管理運用会社(ファンドではない)は、副管理運用会社に対し、副管理運用会社のサービスの対価として、四半期毎の副管理運用報酬を、副管理運用会社により運用されるファンド資産の平均純資産総額の年率0.35%の料率で支払う。機関投資家に対して全範囲の国際投資顧問サービスを提供している副管理運用会社の所在地は、イングランドSW1A 1LD、ロンドン、セント・ジェームズ・ストリート57-59、カッシーニ・ハウスである。

管理運用会社および副管理運用会社は、その関連会社である副投資顧問会社を、管理運用会社または副管理運用会社どちらか適切な一社が適宜指定するファンド資産の投資判断のために確保している。管理運用会社または副管理運用会社どちらか適切な一社(ファンドではない)は、副投資顧問会社に対し、副投資顧問会社のサービスの対価として、四半期毎の副投資顧問報酬を、副投資顧問会社により運用されるファンド資産の平均純資産総額の年率0.35%の料率で支払う。分別管理された口座およびプール型投資媒体により機関投資家および個人投資家に対して金融サービスを提供している、副投資顧問会社の所在地は02109マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア1番であり、さらにシンガポールにも投資運用部門が存在する。

上記により海外に駐在する管理運用会社の専門家は、現地の法規制に従い、ファンドのポートフォリオ・マネジャーとして任務を果たすまたは他の投資業務を行うことができる。

ファンドの組入証券の選択に当っては、管理運用会社は、各発行毎の慎重な信用分析、数百回と行われる発行体の訪問および毎年の発行体とのその他の接触に基づいて魅力的価格の有価証券を探索している。

管理運用会社はファンドの受益証券の販売または他のパトナムのファンドの受益証券の販売を、ファンドの投資先証券の取引を実施するブローカー・ディーラー選択のための一要素と考えること

を認められていない。

下記の管理運用会社の責任者は、主にファンドのポートフォリオの日々の運用に責任を負う。

ポートフォリオ・マネジャー	ファンドへの参加	雇用者	過去5年間の役職
サイモン・デビス	2006年	パトナム・インベストメンツ・リミテッド2000年～現在	シニア・ポートフォリオ・マネジャー、インターナショナル・エクイティ・チームのディレクターおよびインターナショナル・コア・エクイティ・チームの共同最高投資責任者を経て、インターナショナル・ラージ・キャップ・エクイティーズの責任者

運用専門家の報酬

管理運用会社はその商品に関して投資家のために設けている目標は、直近3年間において税引前基準でピアグループ（比較対象グループ）の上位25%以上の運用成績を達成することである。管理運用会社がファンドの運用成績を評価する上でピアグループとするのはリップラー社の欧州地域ファンド（European Region Funds）のカテゴリーである。各ポートフォリオ・マネジャーに関して上記の目標の達成に対する業界内優位成功報酬の標準額が規定される。この標準額は部分的に当該個人が運用する資産の種類と金額に基づくものとなる。この標準額は当該ポートフォリオ・マネジャーの運用成績が上位25%に入ったか入らなかったかにより増減され、ピアグループの90%以上をアウトパフォームした（上位10%に入った）ポートフォリオ・マネジャーの場合は最大で50%高くなり、ピアグループの25%未満をアウトパフォームした（下位25%に入った）ポートフォリオ・マネジャーの場合は最大で100%低くなる。たとえば、ピアグループの50%をアウトパフォームした（上位50%の位置の）ポートフォリオ・マネジャーの標準額は50%低くなる。各ポートフォリオ・マネジャーの運用成績はその運用する全商品から資産額加重方式で計算される。運用実績が計算される期間は3年間またはポートフォリオ・マネジャーがファンドを運用する期間のうちどちらか短い方となる。

実際の成功報酬の金額はチーム/グループの成績および定性的な成績要素ならびに管理運用会社の裁量となる他の要素を考慮に入れて決定され、各ポートフォリオ・マネジャーの標準額に比べて高くなるか低くなるかする。成功報酬には現金賞与とともに制限株またはオプションの付与が含まれる。ポートフォリオ・マネジャーは、成功報酬に加え、職務および専門技能のレベルに一般に基づく固定年間給与を受け取る。

有価証券の所有

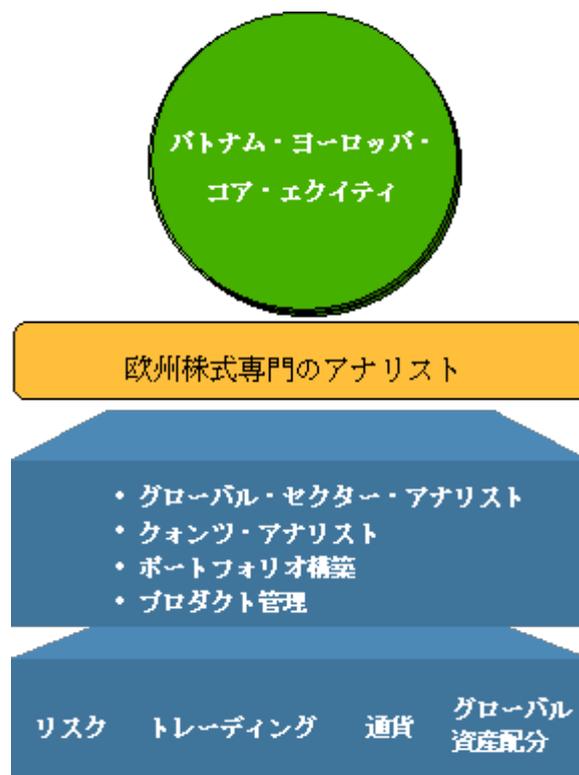
ファンドの直近会計年度末においてポートフォリオ・マネジャーが所有していたファンドの受益証券の金額（彼らの近親者による投資分ならびに退職給付制度および繰延報酬制度を通じて投資された金額を含む。）は100,001ドルから500,000ドルの範囲であった。

ファンドの運用体制

上述のように、ファンドは、主に欧州企業が発行した株式に投資する。管理運用会社は、ファンドの規定された投資目的を忠実に遂行しなければならない。1940年投資会社法に従い、ファンドは、ファンドの一定の投資行動を規制する「基本的」投資制限（後記）を課されている。

(a) 投資チーム

サイモン・デイビスはインターナショナル・ラージ・キャップ・エクイティーズの共同責任者であり、ヨーロッパ・コア・エクイティ・ポートフォリオのポートフォリオ・マネジャーを兼任している。デイビス氏を支援するのはパトナムのラージ・キャップ・エクイティ・リサーチ・チームである。地域と分野の組合せによって範囲が決定するハイブリット・リサーチをパトナムは採用している。世界的な産業傾向により敏感な企業（原材料、技術、エネルギーおよびヘルスケア）がある一方、現地での分析をより必要とする企業（消費者必需品、消費者嗜好品、金融、工業、通信サービスおよび公益事業）もある。デイビス氏およびヨーロッパ・エクイティ・リサーチ・アナリストの専門チームはロンドンに駐在する。またデイビス氏は社内のエコノミスト、エマージング・マーケット・エクイティ・チーム、グローバル・アセット・アロケーション・チームおよびカレンシー・インベストメント・ユニットを活用することができる。彼はこれらのチームによって有益なマクロ経済の見識を得ることができる。ポートフォリオ・マネジャーの責任者として、ヨーロッパ・コア・エクイティ・ポートフォリオに対してデイビス氏には最終的な決定権がある。



(b) 投資プロセス

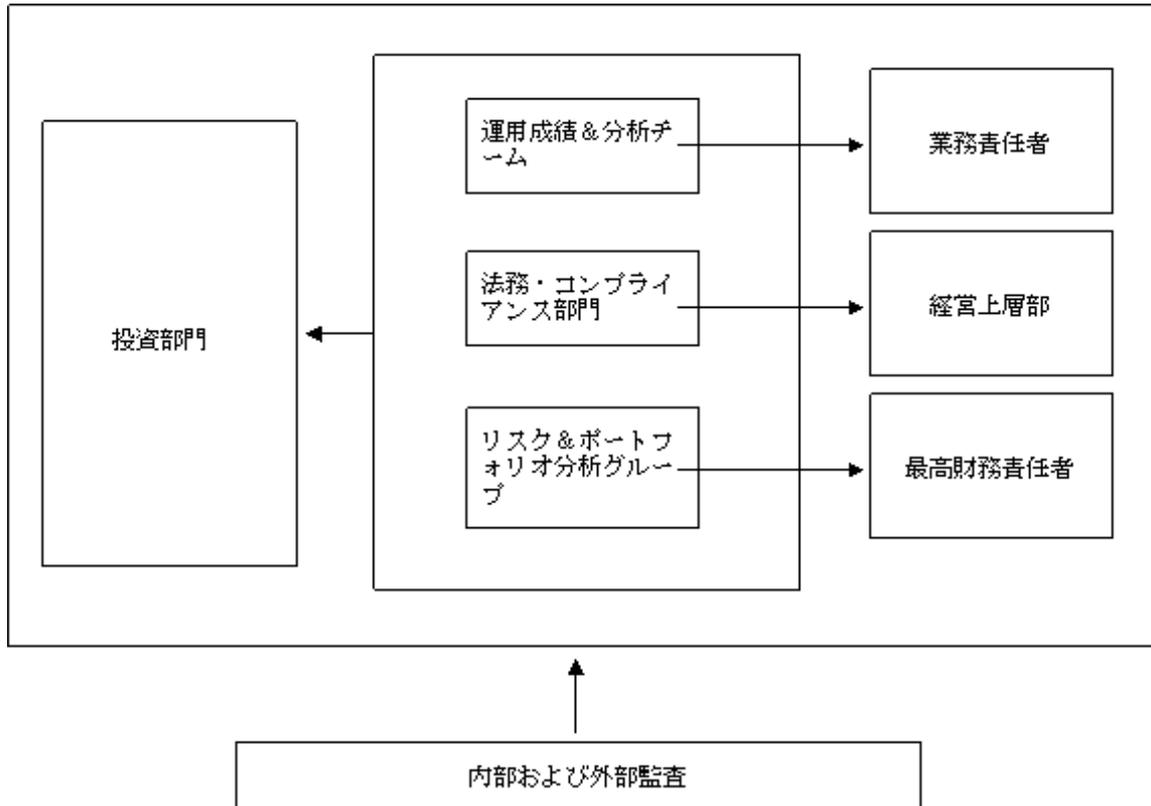
ポートフォリオ・マネジャーは、欧州企業株のアクティブ運用ポートフォリオを通じて魅力的な絶対収益率を達成することを目指す。投資の主たる対象となるのは欧州地域の先進国に本拠地を有する会社であるが、新興市場への投資も限定的に行われうる。我々はボトムアップ型の銘柄選択中心の方法を用い、独自の評価ツールを用いて大幅にミスマリスされた会社を見出すことを目指し、ダウンスайдリスクの把握を重視する。我々は定性および定量分析技術を統合し、クライアントのリスク許容範囲内で最大限のリターンを得ることを目指す。

上記のように、パトナムは著しく割安／割高な株価を付けられた企業を見つけ出す評価方法を用いるボトムアップ・プロセスにより銘柄を選択する。価格の乖離はある企業の潜在的な価値（長期にわ

たり徐々に変化する傾向がある)とその企業の株価(短期間で頻繁に変動する傾向がある)との間でおこると我々は考えている。企業の種類(成長、循環、低成長)にかかわらず、その実際のまたは相対的価値より低い価格で売却されている銘柄を見つけ出すことに我々は専門性を有している。このことにより直近の市況にかかわらずより多くのリターンを生み出す可能性がある。我々の「評価」方法は、パトナム・コア・アプローチの代表的なものであり、それによって我々は各銘柄に対して目標価格を設定することができ、割安価格(存在するなら)で購入することができ、売却過程を強化する。

パトナムはポートフォリオ構築の際、リスクコントロールされた方法を利用する。ポートフォリオ構築の全体的な目的は、株価が上昇傾向にある50から80銘柄から成るポートフォリオを構築すると同時に業種および国別での魅力を反映することである。ポートフォリオ・マネジャーは継続してポートフォリオの各銘柄の資産割合およびリスクのポジションを検討し、それが保持理由と一致しているか継続して確認する。新規評価または検討銘柄に対しては、潜在的な取引がポートフォリオのリターンを上げるかどうかを評価するため、「想定」分析もまた用いられる。この方法において、ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオがパトナムの最良ヨーロッパ株銘柄を保持していることを確実にするため、新規に保持する可能性の高い銘柄と既存の保持銘柄とを比較する。我々は最大の優位な見識を得た分野で最大のリスクを取る。これは一般的には銘柄選択レベルにおいてである。業種および国別の資産割合はこのひとつの結果である。

(c) ファンド事業の管理



運用成績&分析チーム

運用部門から独立した運用成績&分析チームが、ファンドの運用成績の測定を行い、業務責任者に報告する。

法務・コンプライアンス部門

運用部門から独立した法務・コンプライアンス部門が、ポートフォリオの保有銘柄、トレーディングに関するコンプライアンスおよびファンドの投資制限に関するコンプライアンスを監視する。これらの事柄の監視と解決は、管理運用会社のコンプライアンスに関する全般的な方針および手続きならびに該当する法律上の義務に則して行われる。法務・コンプライアンス部門は、運用部門またはその他の業務部門ではなく、経営上層部に直属する。

リスク&ポートフォリオ分析グループ

管理運用会社は、運用部門から独立したリスク&ポートフォリオ分析グループ（R P A G）を設置し、パトナムの投資活動全体を通じてリスク要素の特定、監視および評価ならびに管理を行わせている。このグループは、運用部門のスタッフと緊密に連携するが、管理事務部門の一部であり、管理運用会社の最高財務責任者（C F O）に直属する。この組織構造により、発生するリスク上の問題を独立の立場で評価することが促進される。

内部検査および外部検査

管理運用会社の業務の様々な部分（ファンドの運用を含む。）が管理運用会社の内部監査機能により実施される内部監査の対象となっており、リスク・ベース・アプローチを用いて開発された広範な監査が実施される。この内部監査機能を通じて勧告事項への是正対応の追跡確認および検証ならびに経営上層部への報告が行われる。さらに、管理運用会社およびその関係会社の内部統制体制の様々な要素が、第三者である監査法人により定期的に審査される。

上記の通り、管理運用会社の業務（投資上のコンプライアンスにとどまらず、販売、オペレーション等その他の重要な分野を含む。）は、管理運用会社の法務・コンプライアンス部門（各事業分野を担当する様々なサブグループで構成される。）による継続的な監視を受ける。管理運用会社は、さらに米

国証券取引委員会の規制および検査の対象となっている。

管理運用会社のすべての従業員は、個人の投資に関する一定の制限および開示義務等を定める管理運用会社の倫理綱領により拘束される。この倫理綱領に基づく追加的な要件が管理運用会社の運用プロフェッショナルに適用される。倫理綱領の遵守状況は法務・コンプライアンス部門により継続的に監視される。

第三者の監督

「1 ファンドの性格、(2) ファンドの仕組み」に記載されたファンドへのサービス提供会社（投資者サービス代行会社、保管会社および副会計代行会社、元引受会社）は、第三者である各サービス提供会社との各契約を通じて管理運用会社により監視されている。これらの契約は一定の状況において解除されることがある。（元引受会社および投資者サービス代行会社は管理運用会社の関連会社であるため、管理運用会社と同じコンプライアンス環境下に置かれ、第三者であるサービス提供会社ではない。）

管理運用会社は、まず、管理運用会社の業務プロフェッショナルと当該サービス提供会社との間の継続的な連絡を通じて、第三者の提供会社によりファンドに提供されるサービスのレベルの監視に努める。

(4) 【分配方針】

ファンドは、通常、純投資収益および純実現売買益を少なくとも毎年1回分配する。純投資収益からの配当（もしあれば）は少額であると予想される。純売買益からの配当は、可能な売却損の繰延べを行った後分配される。日本の投資者については、S M B Cフレンド証券より、原則として、毎年12月の基準日現在の投資者に対して配当金が支払われる。

(5) 【投資制限】

別段の記載がある場合を除いて、本書に記載された投資制限は、基本的なものではない。受託者会は、基本的投資制限以外の投資制限について、受益者の承認なくして変更することができる。

議決権を有する発行済受益証券の過半数の賛成なくしては変更することができない基本的投資制限として、ファンドは以下の行為を行うことができない。

ファンドは、借入時のファンドの資産総額（借入金額を含まない。）の価値の33 1/3%を超えて借入れをすることができない。

ファンドは、他の発行体の発行する有価証券を引き受けることができない。ただし、ファンドが、組入証券の売却に関して、特定のアメリカ合衆国連邦政府証券法上引受人とみなされる場合を除く。

ファンドは、不動産を購入または売却することができない。ただし、ファンドは、不動産上の権利により担保されている証券または不動産上の権利を表章する証券を購入することができ、かつ不動産または不動産上の権利により担保される債務証券の保有者としての権利行使により取得した不動産または不動産上の権利を取得または処分することができる。

ファンドは、商品または商品契約を購入または売却することができない。ただし、ファンドは金融先物契約およびオプションを購入および売却することができ、外国為替契約および現物の商品を伴わないその他の金融取引を行うことができる。

ファンドは、貸付けをすることができない。ただし、ファンドは、ファンドが投資方針に従って投資することのできる債務証券を購入することによる場合（他のパトナムのファンドが発行する債務証券を制限なく含む）、買戻契約を締結することによる場合または投資証券の貸付けによる場合はこの限りではない。

ファンドは、純資産総額の75%に関して、同一発行体の証券への投資総額がその投資の直後においてファンドの純資産総額（現在価値）の5%を超える場合には、かかる発行体の証券に投資することができない。ただし、本制限は、アメリカ合衆国政府、その機関もしくは下部機構が発行し、もしくは利息もしくは元本について保証する有価証券または他の投資会社が発行する有価証券には適用されない。

ファンドは、純資産総額の75%に関して、同一の発行体の発行済議決権付証券を10%を超えて取得しない。

ファンドは、購入の結果、純資産総額の25%を超えて一銘柄に投資することとなるような証券(アメリカ合衆国の証券を除く。)を購入しない。

認可された借入れの場合を除き、ファンドの実質的権利を表章する受益証券の優位に立ついかなるクラスの受益証券も発行することができない。

1940年投資会社法は、ファンドの「議決権を有する発行済受益証券の過半数の投票」とは(1)ファンドの発行済受益証券の50%超または(2)発行済受益証券の50%超が本人または代理人により受益者集会において代表されている場合、集会で代表された67%超の受益証券のいずれか少ない数の賛成投票を意味することを規定している。

以下に掲げる基本的ではない投資方針は、受益者の承認なくして受託者会により変更される。

(1) ファンドは、(イ)十分な市場性のない証券、(ロ)転売について制限のある証券(ただし、ファンドの受託者(またはファンドの受託者が判断を行わしめるために指名した者)が十分な市場性があると判断した証券についてはこの限りではない。)および(ハ)7日間を超える満期の買戻条件付売買契約に投資し、その結果、ファンドの純資産総額(現在価値)の15%を超えて(イ)、(ロ)および(ハ)に掲げる証券に投資することはできない。

(2) 地理的な重点ファンドは通常欧州企業にファンドの純資産の少なくとも85%を投資する。管理運用会社は、以下の企業を「欧州企業」と考えている。

- ・一欧州の国の法律に基づいて設立されている会社
- ・一欧州の国に本店を置く会社
- ・その総収入または収益の50%超を欧州での事業から得ている会社
- ・その普通株式が、主に欧州の証券市場で取引されている会社
- ・その資産の50%超を一欧州の国に持つ会社

(3) さらに、ファンドの受益証券が日本において募集されている限り、ファンドは以下の日本証券業協会の選別基準に従った投資制限を遵守する。

ファンドは、公認の証券取引所またはその他の規制された市場で取引されていない証券に、純資産額の15%を超えて投資しない。かかる市場にはナスダック(National Association of Securities Dealers Automated Quotation System)も含まれるが、これに限定されるものではない。(本制限は、管理運用会社により流動性があると判断され、かつ市場価格(ディーラーによる相場を含む。)が一般に取得または決定可能な債券には適用されないものとする。)

ファンドは、ファンドの総資産額の10%を超えて金銭の借入れを行なわない。

ファンドは、ファンドの純資産額を超えて証券の空売りを行なわない。

ファンドは、管理運用会社が運用する他の投資信託と併せて、同一の発行体の発行済議決権付証券の50%を超えて取得することができない。

上記の投資制限の違反が生じた場合には、ファンドは発見した後、直ちに、違反を解消するために必要な手段を講じるものとする。かかる行為がファンドの唯一の義務であり、かつ違反に対する唯一の救済となる。

かかる投資制限は、ファンドの受益証券が日本において募集または販売について適格性を有する限りにおいて効力を維持し、かかる適格性の要件として日本証券業協会が要求しているものである。

すべての投資(上記(1)の基本的でない投資制限に含まれる投資以外の投資)についての制限比率は、投資を行う時点において適用されるものであり、当該投資の直後およびその結果として超過または欠陥が発生した場合を除き、違反があったとはみなされない。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

主要なリスク

ファンドの受益証券の価額および投資による総収益に悪影響を及ぼしうる主要なリスクには、以下が含まれている。

- ・ アメリカ合衆国外への投資リスク

アメリカ合衆国外の市場における通貨変動、経済・金融不安、時宜もしくは信頼できる金融情報の欠如および不利な政治的展開もしくは裁判の展開等のアメリカ合衆国外への投資に伴うリスク。かかるリスクは新興市場への投資において増大する。

- ・ 地域的集中によるリスク

殆ど一地域のみで投資することのリスク。地域内の多くの異なる国々を代表しているとはいえ、単一地域への投資は、共通の経済要因およびその他の要因により影響を受けることがある。地域的により分散して投資を行っているファンドに比べ、ヨーロッパの投資対象に影響する要素によって著しく大きな被害を受けやすい弱点を持っており、その結果、より大きな損失および変動を受けることがある。ファンドの投資の地域的集中により、より幅広い投資を行う投資信託に比べて投資先の発行体の数が少なくなることも時々ありうる。

- ・ 株式リスク

ファンドのポートフォリオ中の一または複数の会社の株価が値下がりするかまたは値上がりしそこなうというリスク。多くの要素が一般的な金融市場状況および特定の会社または企業に関連した要素も含み、株式のパフォーマンスに悪影響を及ぼし得る。かかるリスクは、一般に、不利益展開により影響を受けやすい中小企業についてより大きなものとなる。

- ・ 市場リスク

ファンドが投資している企業の業績がどんなに優れていても、金融市場の変動がファンドの投資対象の価格に悪影響を及ぼすというリスク

- ・ デリバティブ・リスク

ファンドのデリバティブ利用は、上記のリスクへのエクスポージャーを増やし、デリバティブ価格に関する市場の動きによる予期せぬ効果が及ぼされ、またはデリバティブのポジションを終了することが出来ない可能性もあり、損出を生じるというリスク。

投資者はファンドへの投資により資金を失うこともあり得る。ファンドは、ファンドの目標を達成することができないことがあり、完全な投資プログラムとして企図されているものでもない。ファンドへの投資は、銀行預金ではなく、またアメリカ合衆国連邦預金保険公社またはその他のアメリカ合衆国政府機関により、保険を付されておらず、または保証されていない。

ファンドは、キャピタルゲインを求め、短期的な相場変動を気にせずやり過ごすことのできる投資家向けに設計されている。ファンドは短期の取引を抑制している。ファンドは各投資家の唯一の投資先であるべきではない。しかしながら、ファンドは、グロース、ブレンド、バリュー、インカム等の異なる投資戦略を持つ複数のファンドからなるポートフォリオの一部としては適切でありうる。詳細について投資家は自己の財務代理人に問い合わせるべきである。

このセクションでは、ファンドの主な投資戦略および投資者がファンドの受益者として直面すると思われる関連リスクについてより詳しく説明する。リスクとリターンは一般に連動し、潜在的なリターンが高ければ高いほどリスクも大きいことに留意することが大切である。管理運用会社はヨーロッパ企業が発行する株式に主として投資することによりファンドの目的を追求する。企業がヨーロッパ企業であるかを定めるため、以下の要素を考慮する。即ち、その企業の株式がどこで取引され、その企業がどこに存在するかあるいはどこで設立されているか、またその企業がどこで収入あるいは利益を得ているかである。管理運用会社は売買の際、とりわけ、企業の評価、財務体質、属する業界での順位、予測される収益、キャッシュ・フローそして分配金を考慮する。

普通株式 普通株式は、会社における所有持分権を表章する。会社の株式の価額は、会社の経営陣の行った決定または会社の製品もしくはサービスに対する需要の減少等の、当該会社に直接関係する要因によって値下りすることがある。株式の価額はまた、当該会社だけではなく、同種のあるいは多くの異なる業種の会社に影響する要因（製造コストの値上がり等）によっても値下りすることがある。ファンドは、随時、ファンドの資産の相当な割合を一または複数の関連し合う業種またはセクター（例えば金融業界）の会社に投資する場合があります。このような場合、ファンドは、そのような業種またはセクターに不利な影響を及ぼす状況からより大きな打撃を受けることが予想される。会社の株式の価額はまた、金利または為替レートの変動等の当該会社またはその業界とは比較的關係のない金融市場の変動によっても影響を受けることがある。その上、会社の株式は、一般に、会社が自らの事業に投資し、社債およびその他の債務の所持人に対する必要な支払を行った後によりやく残余財産分配金が支払われる。このため、会社の株価は、通常、会社の財政状態または見通しの実際の変更または認識される変更に対し、社債およびその他の債務に比べより激しく反応する。中小企業の株式は比較的大きな企業の株式より不利な展開となりやすい。

成長株式 管理運用会社が、急成長していると考えられる会社の株式は他の株式の数倍の当期収益で取引される可能性がある。当該株の価額は、他の株式の価額に比べ、当期収益または予想される収益の変動により敏感に反応することがある。会社の収益の成長見通しが悪いと管理運用会社が評価した場合、または他の投資者が会社の収益の成長をどのように評価するかという点についての管理運用会社の判断が誤っている場合、会社の株価は値下りするか、または管理運用会社が設定した価額に近接しないことがある。

割安株式 市場で株式が過小評価されていると考えられる会社は、不利な事業展開を行ってきたかまたは、その株式の人気を下げることとなる特別なリスクを負っていることがある。会社の見通しについて管理運用会社の評価が誤りであるか、または他の投資者が同様に会社の価値を認識しない場合、会社の株価は値下りするか、または管理運用会社が設定した価額に近接しないことがある。

海外投資 アメリカ合衆国外の投資対象は、以下を含む一定の特別なリスクを伴う。

- ・ 為替レートの不利な変動：アメリカ合衆国外の投資対象は、通常、米ドル以外の外国通貨で発行されかつ取引されている。結果として、これらの価値は、外国通貨と米ドルの間の為替レートの変動により影響を受けることがある。
- ・ 政治的・経済的展開：アメリカ合衆国外の投資対象は、外国政府による差し押さえリスク、外国為替の交換または輸出に関する制限が課せられるリスクおよび、増税が行われるリスクを負っている。
- ・ 信頼できない時宜を得ない情報：大部分のアメリカ合衆国企業に関するものに比べ、海外企業に関し公に利用可能な情報がより少ないことがあり、海外企業は、通常、アメリカ合衆国におけるもの同様に厳格な会計、監査および財務報告基準ならびに慣行に従っていない。
- ・ 法律上の遡求権の限定：資金等の投資者に対する合法的救済が、アメリカ合衆国において提供されるものより限定されることがある。
- ・ 市場の限定：一定のアメリカ合衆国外の投資対象は、国内の投資対象よりも流動性が少なく（売買がより困難であり）、またより不安定なことがある。このことは、ファンドが、場合により、希望価格でかかるアメリカ合衆国外の投資対象を売却することができないということである。同様の理由から、ファンドは、場合により、そのアメリカ合衆国外の投資対象の評価が困難になることがある。
- ・ 取引慣行：仲介手数料およびその他の報酬は、一般に、海外の投資対象について国内の投資対象のものより高くなる。海外取引ならびに管理を統制する手続きおよび規則はまた、資金または投資証券の支払、引渡または回収の遅れを伴うことがある。

アメリカ合衆国外の投資対象のリスクは、一般に、新興市場において増大される。例えば、当該諸国の政治的・経済的構造は新しくかつ急速な発展途上にあり、不安定なことがある。当該諸国ではまた、高いレベルのインフレ、デフレまたは通貨の切下げを生じる可能性が高く、これによりその経済市場および証券市場が被害を受けることになる。こうした理由およびその他の理由から、新興市場への投資はしばしば投機的であるとみなされる。

上記のリスクの一定部分はまた、ある程度まで、アメリカ合衆国で取引される外国通貨建ての投資証券、海外市場で取引されるアメリカ合衆国の会社の投資証券または、重要な海外業務を行っているアメ

リカ合衆国の会社の投資証券にも適用される。アメリカ合衆国の税金についての特別考察が、ファンドの海外投資証券に適用されることがある。

地理的な重点 ヨーロッパ経済の発展は、通常、地理的により大規模なファンドよりも、ファンドに対しより大きな影響を及ぼし、その結果としてより大きな損失および不安定性を生じることになる。かかるリスクは、経済および金融政策の方針を継続して統一するための欧州連合加盟国の努力によりかなりの程度減じられる。これにより、ヨーロッパ市場の変動が類似する可能性が増大し、地域内での分散投資の利点が減少することがある。

デリバティブ ファンドは、先物、オプション、ワラントおよびスワップ契約等のデリバティブを含む様々な取引を行うことができる。デリバティブは、その価値が、一もしくは複数の裏付けとなる投資証券、投資の共同管理、指数または通貨等の他のものの価値に依存し、またはかかる価値によりもたらされる金融商品である。ファンドはデリバティブのショートポジションをとる場合がある。デリバティブのショートポジションの価値は、原資産である投資対象、投資対象のプール、指数または通貨の値動きと逆方向に変動する。ファンドは、ヘッジ目的および非ヘッジ目的の両方にデリバティブを使用しうる。たとえば、ファンドは、特定の通貨または通貨グループに対するファンドのエクスポージャーの拡大または縮小のために外貨取引を使用しうる。ファンドはまた、一もしくは複数の発行者の有価証券への直接投資の代替手段としても、デリバティブを利用することができる。しかしまた、市場の状況の評価もしくは適当なデリバティブの不在により、デリバティブを利用しないこともある。デリバティブへの投資は、そのデリバティブが必要な種類の投資と類似の経済的特性を持つ場合には、当該投資への必要性を満たす方向で用いることができる。

デリバティブは固有のリスクを伴い、損失をもたらす可能性がある。デリバティブの利用の成否は、このような高度な商品を運用するファンドの能力にかかっている。デリバティブの中には「レバレッジ」を伴うものがあり、当該デリバティブへのファンドの投資額よりも大きな投資エクスポージャーをファンドにもたらす。このような理由により、デリバティブはファンドの投資損失を増幅しまたは別途に増加させる可能性がある。ショート・デリバティブのポジションからの損失リスクは理論的には無制限である。デリバティブの価格は、特に異常な市場の状況において、レバレッジもしくは他の要因の使用のため、予期しない動きをすることがあり、増大するボラティリティを生じる。

デリバティブ・ポジションの終了または売却が不可能となることから、その他のリスクが発生する。必ずしも、流動的な流通市場が、ファンドのデリバティブ・ポジションのために存在するとは限らない。実際、多くの店頭市場証券(取引所で取引されていない投資)は流動性を欠いている。店頭証券はまた、デリバティブ取引に対する相手方が義務を履行しないというリスクを伴う。

その他の投資対象 上記の主要な投資戦力の他、ファンドはまた、アメリカ合衆国の企業、優先株式、転換可能証券および債務証券への投資等の他のタイプの投資を行うことができる。ファンドはさらに、追加の収益を得るために投資有価証券を貸すことができる。

代替的戦略 通常の市場の状況において、最小限のキャッシュで十分に投資されたファンドのポートフォリオを維持する。しかしながらファンドは、時に、市況によりファンドの投資戦略の追及がファンドの受益者の最善の利益と一致なくなると判断することがある。この場合、ファンドは、アメリカ合衆国のみへの投資を含め、主にファンドの損失を減らすための代替的戦略を暫定的に利用することができる。しかしながら、様々な理由から、極めて変動的な市況にあっても当該戦略を利用しないことをファンドは選択することができる。こうした戦略により、ファンドが投資機会を失うことがあり、またファンドに対しその目的の達成を妨げることもある。

方針の変更 ファンドの受託者は、異なる指示がある場合を除き、受益者の承認を得ることなくファンドの目的、投資戦略およびその他の方針を変更することができる。

ポートフォリオ回転率

ファンドのポートフォリオの回転率は、ファンドが投資対象を売買する頻度を示す。たとえば、100%の回転率は、ファンドが、1年の期間内にファンドの資産の100%の評価額を有する証券を売却し、入れ替えたことを意味する。ファンドは頻繁に取引を繰り返す場合がある。回転率の高いファンドは、課税対象所得として受益者に分配されなければならないキャピタルゲインを実現する可能性がより高い。高い回転率は、ファンドがより多くの委託売買手数料その他の取引費用を支払う原因となり、パフォーマンスを低下させる可能性もある。ファンドのポートフォリオの回転率およびファンドが支払う委託売買手数料

料の金額は、市況に応じて時間の経過と共に変化する。

(2) 投資リスク管理体制

ファンドは投資プロセスにリスクマネジメントを組み入れる。ファンドは潜在的にリスクのある領域を特定し、これらのリスクを管理するために、対処方針、対処法、そしてリスク管理を適切に実施する。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、クラスM受益証券純資産価格の3.675%（税抜3.5%）である。（なお、純資産価格を（1 - 0.035）で除し、小数点以下第3位にて四捨五入した額の0.5%は、ファンドの元引受会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに留保される。）

(2)【買戻し手数料】

日本における買戻しは、クラスM受益証券については解約手数料等の手数料なしで各ファンド営業日でかつ日本における販売会社の営業日に販売会社または販売取扱会社を通じて投資者サービス代行会社に対して行うことができる。

(3)【管理報酬等】

管理運用報酬

2007年8月3日付の管理契約に従い、ファンドは管理運用会社に対し、四半期毎に当該四半期中の各営業日の終了時のファンドの平均純資産総額に基づき以下の報酬を支払う。

	5億ドル以下の部分について	純資産総額の年率	0.80%
5億ドル超	10億ドル以下の部分について	純資産総額の年率	0.70%
10億ドル超	15億ドル以下の部分について	純資産総額の年率	0.65%
15億ドル超	65億ドル以下の部分について	純資産総額の年率	0.60%
65億ドル超	115億ドル以下の部分について	純資産総額の年率	0.575%
115億ドル超	165億ドル以下の部分について	純資産総額の年率	0.555%
165億ドル超	215億ドル以下の部分について	純資産総額の年率	0.54%
215億ドル超	の部分について	純資産総額の年率	0.53%

2007年6月30日、2008年6月30日および2009年6月30日に終了した会計年度にファンドが支払った管理運用報酬は、それぞれ4,308,357ドル、3,953,571ドルおよび1,536,870ドルであった。

2009年6月30日に至る会計年度には、ファンドの管理運用報酬のうち314,140ドルがファンドのリッパー・カテゴリー費用制限（下記）およびパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドにおける投資に関して放棄された。かかる費用制限および/または放棄が行われなかった場合の当該期間の管理運用報酬は1,851,010ドルであった。ファンドは、管理運用会社に対し、ファンドの前会計年度に関して、平均純資産額の0.66%の管理運用報酬（該当するすべての権利放棄分を控除後）を支払っている。

2009年8月1日より2010年7月31日まで、管理運用会社およびパトナムのファンドの受託者会は、一定のファンドに適用されるリッパー・カテゴリー費用制限およびカスタム・リッパー費用制限を新規の費用制限に変更することで合意した。詳細は下記の「一般費用制限」および「保管報酬および投資者サービス代行報酬」に記載されている。

一般費用制限

すべてのファンドに関して、2009年8月1日より2010年7月31日まで、会計年度の初めから現在までの期間（または2009年8月1日からファンドの次期会計年度末までの期間、どちらか適用される方）を基礎に、管理運用会社は、必要に応じ、ファンドの累積費用（仲介、利子、税金、投資関連費用、臨時費用ならびにファンドの投資者サービス、管理契約および販売計画に基づく支払は含まない。）を当該期間中の（または2009年8月1日からの、どちらか適用される方）、ファンドの平均純資産額の年率0.20%に制限するため、ファンドの費用を払い戻す。

リッパー・カテゴリー費用制限

本ファンドと同じ投資分類のまたは投資目的をもつ、リッパー・インクが調べるすべての手数料前払いファンドの費用の単純平均を超えない年率で、ファンドが総ファンド運営費用を支払うようにするため、2009年8月1日より前、管理運用会社は報酬の権利を放棄し（必要に応じ、ファンドの他の費

用を負擔し)た(いずれの場合も平均純資産の百分率として表示される)。

ファンドの規模に基づき、リップラー・インクが選択する競合ファンド・グループの単純平均費用をファンドの費用が超えないようにするため、必要に応じ、管理運用会社は更に、2008年7月1日から2009年7月31日までの期間、報酬の権利を放棄し、ファンドの費用を払い戻すことに合意した。費用の払い戻しは、それぞれの2007会計年度に関して、ファンド総費用(12b-1報酬を除き、ファンドの費用を減らす一定の費用相殺および仲介/サービス業務に関する調整をした後)の、本リップラー競合グループのファンドの平均運営費用との比較に基づいている。

関連ファンドへの投資に関する報酬の放棄

ファンドがパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドに投資する場合、ファンドによって支払われる管理運用報酬は、ファンドによってパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドに投資される資産に関して、パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドによって支払われる管理運用報酬に等しい額だけ減らされる。管理運用会社に支払われる報酬に加えてファンドは、ファンドおよび他のパトナムのファンド(そのそれぞれが前述の費用分担をする)に対して一定の管理業務を提供する一定のファンドの役員およびそのスタッフの報酬および関連費用を管理運用会社に払い戻す。当該支払および払い戻しの総額は毎年受託者によって決定される。

新規管理契約に基づく管理運用報酬

実質すべての他のパトナムのファンドに関する同様の管理契約を受益者が承認することを条件として、新規管理契約に基づき、管理運用会社が提供するすべてのオープン・エンド型ファンドの総純資産(「ファンド・ファミリー総資産」、下記のように当該月の各営業日の終了時に決定される)の平均に基づき変動する年率(ファンドの当該月に関する平均純資産の百分率として表示される)で、ファンドは月決めの基本報酬を管理運用会社に支払う。新規管理契約が2010年2月1日までに履行されない場合、ファンドの半期報告書に最新の管理契約に関する情報が記載される。

上述の新規管理契約の発効に関わらず、2010年1月1日に発効する新規管理契約に基づき、ファンドの満13か月(暦月)目から始まり、月決めの管理運用報酬は、当該月に関する運用実績調整を月決めの基本報酬に対して加えるまたは月決めの基本報酬から差し引くことによって決められる。運用実績調整額は、ファンドの年率換算された運用実績(ファンドのクラスA受益証券によって計算される)と下記のベンチマーク・インデックスの年率換算された運用実績(それぞれの運用期間で計算される)との差(百分率表示)に0.03%を乗じた額に等しい運用実績調整率に基づき毎月算出される。最小および最大年率換算された運用実績調整率は以下に記載される。運用期間は36か月間または新規管理契約が満36か月(暦月)間発効していない場合は、新規管理契約が発効した日から報酬調整が算出される月の終わりまでの期間である。各月において、運用実績調整率にファンドの運用期間中の平均純資産が乗じられ、12で除される。その額(米ドル)がその月の基本額に加えられるまたは基本額から引かれる。

月決めの基本報酬は当該月のファンドの平均純資産に基づいて決定されるが、運用実績調整は、最大36か月の運用期間中のファンドの平均純資産に基づいて決定される。これは、もしファンドの運用実績が運用期間中著しくベンチマークを下回った場合、およびファンドの資産が当該期間中著しく減少した場合、基本報酬から運用実績調整を差し引いてマイナスになる場合があるということである。この場合、管理運用会社はファンドに対して支払をする。

基本報酬

平均ファンド・ファミリー総資産

	50億ドル以下の部分について	0.850%
50億ドル超	100億ドル以下の部分について	0.800%
100億ドル超	200億ドル以下の部分について	0.750%
200億ドル超	300億ドル以下の部分について	0.700%
300億ドル超	800億ドル以下の部分について	0.650%
800億ドル超	1,300億ドル以下の部分について	0.630%
1,300億ドル超	2,300億ドル以下の部分について	0.620%
2,300億ドル超	の部分について	0.615%

運用実績ベンチマーク：MSCI欧州インデックス（純配当）*

最大運用実績調整率：+ / - 15ベース・ポイント（0.15%）

*モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）は二つの異なる方法を用いて、配当の再投資を反映する本インデックスを二種類（総配当および純配当）公表している。両者とも再投資配当を反映しているが、配当支払にかかる税金の取扱い方法が異なる。純配当インデックスを算出する際、二重課税条約から恩恵を受けない海外非居住機関投資家に適用される源泉課税を適用してMSCIは再投資配当を反映している。管理運用会社は、仮に米国の投資家が直接このインデックスを構成する有価証券に直接投資した場合、米国の投資家が期待するであろう運用実績を純配当インデックスがよりよく反映すると考えている。

副管理運用会社報酬

管理運用会社（ファンドではない）は、副管理運用会社に対し、副管理運用会社のサービスの対価として、四半期毎の副管理運用報酬を、副管理運用会社により適宜運用されるファンドの資産の一部に係る平均純資産総額の0.35%の料率で支払う。

副投資顧問会社報酬

管理運用会社または副管理運用会社（ファンドではない）は、副投資顧問会社に対し、副投資顧問会社のサービスの対価として、四半期毎の副投資顧問報酬を、副投資顧問会社により適宜運用されるファンドの資産の一部に係る平均純資産総額の0.35%の料率で支払う。

保管報酬および投資者サービス代行報酬

ファンドは、ファンドの投資者サービス代行会社であるパトナム・インベスター・サービスズ・インクに対して、すべての受益者の費用として月額報酬を支払う。投資者サービス代行会社に支払われるこの報酬は、一定の上限があるが、ファンドの販売資産レベル、ファンドにおける受益者の口座数およびファンドにおける定められた貢献計画資産のレベルに基づく。2009年8月1日より早くても2010年7月31日まで、ファンドの投資者サービス代行報酬はファンドの平均資産の年率0.375%を超えない。

ファンドは、2007年1月1日より、02111マサチューセッツ州ボストン、アベニュー・ド・ラファイエット2に所在するステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーをファンドの保管会社を選任している。ファンドの旧保管会社であるパトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーはファンド資産のステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーへの移管を管理しており、この移管は実質的には完了している。パトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーは残務を完了するために一社以上の副保管会社を利用することが出来る。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、ファンドの現預金および証券の保管および管理、証券の受渡しの処理、ファンドの投資証券に係る利息および配当の回収、ファンドの外国保管管理者を務めること、外国の証券保管振替機関に関する報告書の提供、ファンドの費用を賄う支払の実行、ならびにその他の管理業務の遂行に責任を負う。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、ファンドの投資方針の決定を行わず、また、ファンドが売買する証券の選定を行わない。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、報酬・手数料およびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーが行った資金の貸付け・立替を担保するファンドの資産に対する先取特権を有している。

ファンドはステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに対して、固定年間手数料ならびにファンドの資産およびファンドが保有する有価証券の数と種類に基づく手数料の組合せに基づき、月額報酬を支払い、一定の実費をステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに対して払い戻す。ファンドは、随時、ファンドの費用（保管費用を含む。）を削減または取り戻す委託売買の取決めを締結することができる。ファンドは、その保管会社により維持される現預金の金額に基づきファンドが支払う保管報酬を低減する相殺の取決めもしている。パトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーにより保管されたファンドの資産およびパトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーにより処理された有価証券取引に基づきファンドはパトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーに対して年額報酬を支払い、一定の実費を払い

戻した。ファンドがパトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーに対して支払った保管業務に関する報酬に加え、パトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーからステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーへの保管業務の移管の管理および監督業務の提供に関してファンドは2007年にパトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーに支払を行った。

2009会計年度中、パトナム・インベスター・サービスズ・インクおよび2009年1月1日より前はパトナム・フィデューシアリー・トラスト・カンパニーによる投資者サービスに関する報酬921,175ドルをファンドは負担した。

販売計画報酬

クラスM受益証券販売計画では、ファンドはパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対し、クラスM受益証券に帰属する平均純資産総額の年率1.00%を上限として支払う。受託者は現在、クラスM受益証券販売計画に基づく支払を、平均純資産総額の最高年率を0.75%に制限している。かかる支払いは、随時ファンドの資産より支払われるため、投資費用の増加となる。

上記販売計画に基づく支払は、下記の販売会社に対する報酬を含むファンド受益証券の元引受会社としてのパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップの提供したサービスおよび発生した経費を補償するものである。販売会社への支払は、クラスM受益証券の販売計画の継続およびSMB Cフレンド証券とパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップとの間の合意事項に従う。

ディーラーへの報酬は、販売会社として指定されたSMB Cフレンド証券およびその他のディーラーの受益者の有するクラスM受益証券の平均純資産額に基づく。パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、販売会社（SMB Cフレンド証券を含む。）に対しクラスM受益証券の平均純資産額の年率0.25%（上限）の料率で報酬を四半期毎に支払う。

さらに、パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、SMB Cフレンド証券およびその他の販売会社に対し、クラスM受益証券の販売に関し、クラスM受益証券の平均純資産額の年率0.65%の報酬を支払う。

2009年6月30日に終了した会計年度にファンドが支払った販売計画報酬は、クラスM受益証券について32,727ドルであった。

（4）【その他の手数料等】

ファンドは受託者報酬、監査、法律、保管、投資家サービスおよび受益者報告費用、ならびに販売計画に従った支払（順に関連するクラスのファンド証券に割り当てられる。）を含む管理運用会社が負担しないすべての費用を支払う。ファンドはさらに管理運用会社に対して2009会計年度中の管理業務に関し、ファンドの役員の報酬および役員のための、パトナム・インベストメント利益分配制度に対する分担金を含む費用を支払った。支払総額は毎年受託者会により決定され、2009年度は22,463ドルであった。

受託者会は、通常、ファンドの運営を監査する責任を負う。受託者会が決定するかかる政策により、管理運用会社は、ファンドに対する継続的投資計画を提供し、ファンドのために投資判断をする。受託者会の支配の下、管理運用会社はまた、ファンドの他の業務を行う。

以下の表は2008年12月31日現在の、ファンドおよび全パトナムのファンド受託者の所有する受益証券評価額を示す。

受託者名	パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド受益証券の評価額範囲 (単位：ドル)	受託者により管理される全パトナムのファンド受益証券の総評価額 (単位：ドル)
*ラヴィ・アーコリー	該当なし	該当なし
ジェイムソン・A・バクスター	10,001 - 50,000	100,000超

チャールズ・ビー・カーティス	1 - 10,000	100,000超
ロバート・ジェイ・ダーレッタ	1 - 10,000	100,000超
マイラ・アール・ドラッカー	1 - 10,000	100,000超
ジョン・エイ・ヒル	1 - 10,000	100,000超
ポール・エル・ジョスカウ	1 - 10,000	100,000超
エリザベス・ティー・ケナン	10,001 - 50,000	100,000超
ケネス・アール・ライブラー	1 - 10,000	50,001 - 100,000
ロバート・イー・パターソン	10,001 - 50,000	100,000超
ジョージ・パトナム三世	10,001 - 50,000	100,000超
** ダブリュー・トーマス・スティーブンス	1 - 10,000	100,000超
リチャード・ビー・ワーリー	1 - 10,000	50,001 - 100,000
*** ロバート・エル・レノルズ	1 - 10,000	100,000超

* 2008年12月31日より後に受託者会に選任された。

** 2008年3月31日付で受託者会を退任したスティーブンス氏は2009年5月14日付で受託者会に再度選任された。

*** ファンド、管理運用会社および/または元引受会社の「利害関係者」(1940年投資会社法で定義される)である受託者。レノルズ氏はファンド、管理運用会社および/または元引受会社の役員の役職にあるため「利害関係者」と見なされる。レノルズ氏はパトナム・インベストメンツ・エルエルシーの社長兼最高経営責任者であり、ファンドおよび他のパトナムのファンドの社長である。受託者会の他のメンバーは「利害関係者」ではない。

ファンドの独立した受託者は、年間契約報酬ならびに出席した受託者集会および一定の関連業務に係る別途の報酬を受領する。独立した受託者は、その業務(旅費を含む。)、セミナーおよび教育資料に関連して生じた費用についても弁済を受ける。ファンドの受託者はすべてパトナムのファンドのすべての受託者であり、彼らの業務に対して報酬を受領する。受託者は、他の契約型ファンドの受託者に対して支払われた報酬と自己の責任に鑑み自己の報酬が適切なものであり続けるようにかかる報酬を定期的に査定する。役員方針および任命委員会は、ファンドの独立した受託者のみで構成され、委員会と受託者の会合時間は、適切な準備も含めて、各受託者会議につき少なくとも3営業日を要すると予測している。受託者役員常設委員会およびファンドの終了した直近会計年度中に開催された各委員会の回数を以下の表に示す。

監査およびコンプライアンス委員会	12
役員方針および任命委員会	11
仲介委員会	7
通信・サービス・マーケティング委員会	5
契約委員会	14
分配委員会	11
執行委員会	1
投資管理委員会	-
投資管理委員会 A	10
投資管理委員会 B	10

投資管理委員会 C	10
投資管理委員会 D	10
投資管理委員会 E *	2
投資管理調整委員会	13
価格決定委員会	10

* 本委員会は2009年5月に組織された。

下記の表は、各受託者がパトナムのファンドの受託者に選任された最初の年、2009会計年度にファンドによって各受託者に支払われた報酬および2008暦年中にすべてのパトナムのファンドによって各受託者に支払われた報酬を示している。

報酬額一覧

受託者/年	ファンドからの報酬総額	ファンド費用の一部として発生した退職年金	退職後の全パトナムのファンドからの年間給付金見積額(1)	全パトナムのファンドからの報酬額合計(2)
	ドル			
ラヴィ アーコリー / 2009 (5)	677	該当なし	該当なし	該当なし
ジェイムソン A . バクスター / 1994 (3)	2,217	291	110,500	295,000
チャールズ B . カーティス / 2001	2,100	213	113,900	280,000
ロバート J . ダーレッタ / 2007	2,217	該当なし	該当なし	295,000
マイラ R . ドラッカー / 2004 (3)	2,217	該当なし	該当なし	295,500
チャールズ E . ホールドマン ジュニア / 2004 (8)	0	該当なし	該当なし	該当なし
ジョン A . ヒル / 1985 (3)(4)	2,554	485	161,700	393,439
ポール L . ジョスコウ / 1997 (3)	2,177	191	113,400	290,000
エリザベス T . ケナン / 1992 (3)	2,217	404	108,000	295,000
ケネス R . ライブラー / 2006	2,217	該当なし	該当なし	295,000
ロバート E . パターソン / 1984	2,217	267	106,500	295,000
ジョージ・パトナム三世 / 1984	2,217	231	130,300	295,000
ロバート L . レノルズ / 2008 (6)	0	該当なし	該当なし	該当なし
W . トーマス スティーブンス / 1997 (7)	0	325	107,100	72,500
リチャード B . ワーリー / 2004	2,217	0	該当なし	295,000

(1) 各受託者の給付金見積額は2003、2004および2005暦年の受託者報酬率に基づいている。

(2) 2008年12月31日現在、パトナムには103のファンドが存在していた。ヒル氏に関しては、表示されている金額には、管理運用会社の関連会社の助言を受けているクローズド・エンド型のファンドであるTHリー、パトナム・エマージング・オポチュニティーズ・ポートフォリオの2008年6月25日までの会長としての業務に対する報酬も含まれている。

(3) 一定の受託者に対しては、受託者報酬繰延計画に基づく繰延報酬を支払う義務がある。2008年6月30日現在バクスター氏、ドラッカー氏、ヒル氏、ジョスコウ氏およびケナン氏にファンドが支払うべき繰延報酬の合計額は、それらに生じた収益も含み、それぞれ8,161ドル、1,965ドル、28,682ドル、7,408ドルおよび1,129ドルであった。

(4) ヒル氏への受託者会会長としての業務に対する追加報酬を含んでいる。

(5) アーコリー氏は2009年2月12日付でパトナムのファンドの受託者会に選任された。

- (6) レノルズ氏は2008年9月12日付でパトナムのファンドの受託者会に選任された。
- (7) 2008年3月31日付で受託者会を退任したスティーブンス氏は2009年5月14日付で受託者会に再度選任された。退任によりスティーブンス氏には2009年1月15日よりパトナムのファンドからの年間退職年金受給資格がある。受託者会再任に関連して、受託者を務める期間中、退職年金の残額支払を停止することにスティーブンス氏は合意した。
- (8) ホールドマン氏は2009年6月30日付でパトナムのファンドの受託者会から退任した。

パトナム・ファンドの受託者退職プラン(「退職プラン」)に基づいて、ファンドの受託者の地位に少なくとも5年間あった者は、2003、2004および2005暦年にかかる受託者に支払われた参加および依頼料額の半額に等しい退職年金を受ける権利を有する。退職年金は、退職の翌年から2006年12月31日までの在任期間、受託者が生存している期間中支払われる。退職プランに基づき死亡年金も支払われ、これにより受託者またはその年金受領者は、合計10年間またはかかる受託者の全在任期間のいずれか短い期間についての年金を受領する。

退職年金管理者(現在は、役員方針および任命委員会)は、いつでも退職プランの終了および変更を行うことができる。ただし、()かかる終了または変更時に受託者に支払われている退職年金額または()かかる終了または変更直前に受託者が退職した場合、当該現職受託者が受領しえた範囲の退職年金額の減額につながる終了または変更は認められない。2003年以降初めて役員に選任された受託者については、受託者会は退職プランを終了した。

管理運用会社はファンドの組入証券の売買のすべての注文を行う。管理運用会社は、ファンドの受益証券(または他のパトナムのファンドの受益証券)の販売をファンドの投資先証券の取引を実施するブローカー・ディーラーの選定における一要素として考慮することを認められていない。2007年度、2008年度および2009年度において、ファンドは、仲介手数料として、それぞれ1,582,939ドル、1,048,281ドルおよび515,236ドルを支払った。2009年度においてファンドは、管理運用会社およびその関連会社に提供された調査、サービスを提供した仲介業者に189,054ドル支払った。2009年会計年度末時点で、ファンドは、ファンドが通常用いるブローカー・ディーラーであるパークレイズ・ピーエルシーの証券を2,607,152ドル保有していた。

ファンドは、パトナム・インベスター・サービスズ・インクと取決めをし、それにより、ファンドの諸費用の一部分を減額するために未投資現金残高である預金が使用されることになっている。ファンドはまた仲介業務手続により、諸費用を減額した。

2009年6月30日に終了した会計年度に関して、上述の費用減額前のファンドのすべてのその他の費用(販売計画に基づく支払を含むが、管理運用報酬、投資者サービス代行費および保管費用は除かれる。)は、1,024,137ドルであった。

(5) 【課税上の取扱い】

本書の提出日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなっている。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 一般に、ファンドからの分配は、日米租税条約に基づき軽減された税率10%でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。米国連邦所得税として源泉徴収された金額については、日本において外国税額控除の適用を求めることができる。上記記載にかかわらず、一定の適切に指定された「キャピタルゲイン配当」、「金利関連配当」および「短期キャピタルゲイン配当」(それぞれ、随時改正された1986年内国歳入法に定義された語)は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない。受益者は本ファンドへの投資による課税上の帰結に関する更なる情報につき各自の税務顧問に助言を求めるべきである。
- (6) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (8) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

なお、上記の課税上の取扱いについては、その他の法律または実務の変更に従って、変更される可能性がある。

アメリカ合衆国の内国歳入庁が課す要件の遵守を確保するため、本書に記載されるアメリカ合衆国の税金に関する助言は、()本ファンドによる、本書で取り扱われている取引または事項の勧誘または販売に関連して記載されており、かつ、()納税者によりアメリカ合衆国の課税上の罰課金を回避する目的で利用されるようには意図されたものまたは記載されたものではなく、納税者はこのような目的でこれを利用してはならないことを通知する。各納税者は、各納税者に固有の状況に基づき、独立の税務顧問の助言を求めるべきである。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2009年10月末日現在)

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
普通株式	イギリス	72,778,641	32.69
	フランス	39,935,861	17.94
	スイス	28,451,018	12.78
	ドイツ	26,976,692	12.12
	スペイン	18,456,844	8.29
	ノルウェー	8,677,086	3.90
	ベルギー	5,090,284	2.29
	アイルランド	4,051,874	1.82
	ギリシャ	3,686,821	1.66
	フィンランド	3,383,323	1.52
	イタリア	2,442,239	1.10
	オランダ	2,403,143	1.08
	ルクセンブルグ	2,272,216	1.02
	デンマーク	1,582,065	0.71
	ロシア	1,001,130	0.45
	アラブ首長国連邦	968,765	0.44
	小計	222,158,002	99.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		442,320	0.20
合計 (純資産総額)		222,600,322 (20,355百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年10月末日現在)

順位	種類	銘柄	国名 (発行地)	業種	株数	米ドル				投資 比率 (%)
						取得金額		時価		
						単価	合計	単価	合計	
1.	普通株式	BP PLC	イギリス	石油ガス	1,115,577	10.60	11,827,699	9.44	10,527,025	4.73
2.	普通株式	HSBC Holdings PLC	イギリス	銀行	730,418	5.67	4,142,295	11.09	8,098,975	3.64
3.	普通株式	Roche Holding AG	スイス	医薬品	49,937	89.84	4,486,101	160.39	8,009,586	3.60
4.	普通株式	GlaxoSmithKline PLC	イギリス	医薬品	369,372	21.47	7,928,869	20.58	7,600,640	3.41
5.	普通株式	Total SA	フランス	石油ガス	123,858	69.71	8,634,726	59.59	7,380,097	3.32
6.	普通株式	Banco Santander Central Hispano SA	スペイン	銀行	453,425	10.20	4,624,014	16.11	7,303,439	3.28
7.	普通株式	France Telecom SA	フランス	通信	236,570	24.47	5,790,027	24.74	5,853,175	2.63
8.	普通株式	BNP Paribas SA	フランス	銀行	75,974	85.59	6,502,806	75.28	5,719,098	2.57
9.	普通株式	Zurich Financial Services AG	スイス	保険	24,435	174.23	4,257,293	229.18	5,599,941	2.52
10.	普通株式	Credit Suisse Group	スイス	投資銀行・証券	104,312	51.15	5,335,547	53.47	5,577,717	2.51
11.	普通株式	StatoilHydro ASA	ノルウェー	石油ガス	212,374	23.32	4,952,400	23.75	5,043,433	2.27
12.	普通株式	Novartis AG	スイス	医薬品	96,499	55.07	5,314,350	52.22	5,039,102	2.26
13.	普通株式	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	スペイン	銀行	275,458	15.99	4,404,683	17.92	4,937,176	2.22
14.	普通株式	Reckitt Benckiser Group PLC	イギリス	消費財	93,935	25.37	2,383,114	49.82	4,679,714	2.10
15.	普通株式	AXA SA	フランス	保険	186,811	18.57	3,468,504	24.87	4,645,469	2.09
16.	普通株式	Barclays PLC	イギリス	銀行	820,094	4.67	3,831,931	5.24	4,299,266	1.93
17.	普通株式	Nestle SA	スイス	食品	90,785	29.09	2,640,825	46.53	4,224,672	1.90
18.	普通株式	Vivendi SA	フランス	複合企業	145,162	37.23	5,403,755	27.72	4,023,304	1.81
19.	普通株式	BG Group PLC	イギリス	石油ガス	216,906	15.87	3,441,828	17.27	3,746,696	1.68
20.	普通株式	BASF SE	ドイツ	化学品	69,360	53.94	3,741,372	53.53	3,712,931	1.67
21.	普通株式	WM Morrison Supermarkets PLC	イギリス	食品	804,797	4.04	3,247,592	4.59	3,697,360	1.66
22.	普通株式	BT Group PLC	イギリス	通信	1,635,056	1.66	2,721,972	2.14	3,497,665	1.57
23.	普通株式	BAE Systems PLC	イギリス	航空宇宙・防衛	632,867	6.20	3,926,480	5.16	3,263,208	1.47
24.	普通株式	Deutsche Post AG	ドイツ	運輸サービス	181,799	14.92	2,712,677	16.89	3,070,845	1.38
25.	普通株式	Kerry Group PLC Class A	アイルランド	食品	102,574	27.85	2,856,426	29.67	3,043,597	1.37
26.	普通株式	Endesa SA	スペイン	電力	90,650	31.63	2,867,332	33.32	3,020,413	1.36
27.	普通株式	Christian Dior SA	フランス	コンシューマー	29,203	54.75	1,598,975	99.83	2,915,305	1.31
28.	普通株式	Henkel AG & Co. KGaA	ドイツ	消費財	55,850	29.65	1,655,869	45.38	2,534,592	1.14
29.	普通株式	Unibail-Rodamco	フランス	不動産	11,208	175.52	1,967,264	221.57	2,483,310	1.12
30.	普通株式	Prysmian SpA	イタリア	電気機器	138,975	11.04	1,534,809	17.57	2,442,239	1.10

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2009年10月末日および同日前1年以内におけるクラスM受益証券の各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりである。

(クラスM受益証券)

	純資産総額		一口当りの純資産価格	
	千ドル	百万円	ドル	円
第6会計年度末 (2000年6月30日)	79,416	7,262	26.50	2,423
第7会計年度末 (2001年6月30日)	54,103	4,947	18.39	1,682
第8会計年度末 (2002年6月30日)	34,312	3,137	16.46	1,505
第9会計年度末 (2003年6月30日)	34,460	3,151	14.68	1,342
第10会計年度末 (2004年6月30日)	24,410	2,232	17.84	1,631
第11会計年度末 (2005年6月30日)	15,227	1,392	20.61	1,885
第12会計年度末 (2006年6月30日)	14,097	1,289	25.38	2,321
第13会計年度末 (2007年6月30日)	14,075	1,287	33.23	3,039
第14会計年度末 (2008年6月30日)	7,551	690	23.07	2,110
第15会計年度末 (2009年6月30日)	3,683	337	14.96	1,368
2008年11月末日	3,798	347	13.29	1,215
12月末日	3,900	357	14.17	1,296
2009年1月末日	3,354	307	12.39	1,133
2月末日	3,024	277	11.21	1,025
3月末日	3,161	289	12.00	1,097
4月末日	3,462	317	13.39	1,224
5月末日	3,838	351	15.15	1,385
6月末日	3,683	337	14.96	1,368
7月末日	3,960	362	16.34	1,494
8月末日	4,224	386	17.46	1,597
9月末日	4,383	401	18.37	1,680
10月末日	4,175	382	17.98	1,644

【分配の推移】

(クラスM受益証券)

期間	利益配当	キャピタル・ゲイン配当
第6会計年度 (1999年7月1日 - 2000年6月30日)	0ドル* (0円)	0.04ドル (4円)
第7会計年度 (2000年7月1日 - 2001年6月30日)	0ドル (0円)	2.14ドル (196円)
第8会計年度 (2001年7月1日 - 2002年6月30日)	0.01ドル (1円)	0ドル (0円)
第9会計年度 (2002年7月1日 - 2003年6月30日)	0.13ドル (12円)	0ドル (0円)
第10会計年度 (2003年7月1日 - 2004年6月30日)	0.20ドル (18円)	0ドル (0円)
第11会計年度 (2004年7月1日 - 2005年6月30日)	0.09ドル (8円)	0ドル (0円)
第12会計年度 (2005年7月1日 - 2006年6月30日)	0.15ドル (14円)	0ドル (0円)
第13会計年度 (2006年7月1日 - 2007年6月30日)	0.38ドル (35円)	0.09ドル (8円)
第14会計年度 (2007年7月1日 - 2008年6月30日)	0.33ドル (30円)	5.07ドル (464円)
第15会計年度 (2008年7月1日 - 2009年6月30日)	0ドル (0円)	0ドル (0円)

* 1口当り0.01ドル未満を表す。

なお、1999年12月から2008年12月までの配当および一口当り純資産価格の推移は以下のとおりである。

配当落日	配当	一口当り純資産価格
1999年12月17日	0.042ドル (4円)	25.21ドル
2000年12月20日	2.138ドル (196円)	21.39ドル
2001年12月20日	0.012ドル (1円)	16.78ドル
2002年12月20日	0.127ドル (12円)	13.61ドル
2003年12月18日	0.204ドル (19円)	17.20ドル
2004年12月21日	0.092ドル (8円)	20.31ドル
2005年12月20日	0.152ドル (14円)	22.65ドル
2006年12月20日	0.473ドル (43円)	29.70ドル
2007年12月20日	5.396ドル (493円)	25.43ドル
2008年12月19日	0ドル (0円)	13.64ドル

【収益率の推移】（クラスM受益証券）

下記計算期間における収益率は次の通りである。

計算期間	収益率（％）
第6会計年度 （1999年7月1日 - 2000年6月30日）	23.58
第7会計年度 （2000年7月1日 - 2001年6月30日）	- 23.67
第8会計年度 （2001年7月1日 - 2002年6月30日）	- 10.43
第9会計年度 （2002年7月1日 - 2003年6月30日）	- 9.98
第10会計年度 （2003年7月1日 - 2004年6月30日）	22.97
第11会計年度 （2004年7月1日 - 2005年6月30日）	16.05
第12会計年度 （2005年7月1日 - 2006年6月30日）	23.97
第13会計年度 （2006年7月1日 - 2007年6月30日）	33.02
第14会計年度 （2007年7月1日 - 2008年6月30日）	- 15.84
第15会計年度 （2008年7月1日 - 2009年6月30日）	- 35.15

$$\text{(注) 収益率 (\%)} = 100 \times \left(\frac{\text{期末NAV} \times A}{\text{期首NAV}} - 1 \right)$$

A = 計算期間中の各月についての「（1口当り分配額 / 分配落NAV） + 1」を計算して掛け合わせた数値。

ただし、期首NAVとは、当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格をいい、期末NAVとは当該会計年度末の1口当り純資産価格をいう。

6【手続等の概要】

有価証券届出書第一部 証券情報に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続きがなされる。なお、手続きの詳細については、第一部 証券情報および第三部 ファンドの詳細情報の第2 手続等を参照のこと。第三部 ファンドの詳細情報の第2 手続等は、交付目論見書には記載されていないが請求目論見書に記載されている。

(1) 日本における申込（販売）手続き

(1) 申込日	ファンド営業日でかつ日本における販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。 (注)「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の取引日をいう。
(2) 約定日と受渡日	日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行う。
(3) 申込価格と申込手数料	各申込後、ファンド営業日に計算される受益証券一口当り純資産価格。日本国内における申込手数料は、クラスM受益証券純資産価格の3.675%（税抜3.5%）である。（なお、純資産価格を（1 - 0.035）で除し、小数点以下第3位にて四捨五入した額の0.5%は、ファンドの元引受会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに留保される。）
(4) 申込単位	100口以上10口単位
(5) 申込金額および申込手数料の支払い	投資者は、申込み注文の成立をS M B Cフレンド証券が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料をS M B Cフレンド証券に支払うものとする。

(2) 日本における買戻し手続き等

(1) 買戻日	日本における買戻しは、各ファンド営業日でかつ日本における販売会社の営業日に販売会社または販売取扱会社を通じて投資者サービス代行会社に対して行うことができる。
(2) 買戻価格と買戻手数料	ファンドが通常ニューヨーク証券取引所の営業終了時前までにS M B Cフレンド証券から買戻請求を受領した後に計算される一口当り純資産価格によって計算された買戻価格を使用する。 S M B Cフレンド証券を通じて受益証券を購入した受益者にはファンドの短期取引手数料を含む買戻手数料は課せられない。
(3) 買戻単位	10口単位
(4) 買戻代金の支払い	日本における買戻金の支払は、約定日から起算して日本における販売会社の4営業日目に行われる。
(5) 買戻請求が制限される場合	ニューヨーク証券取引所が通常の週末または祝日以外に閉鎖された場合、または、ニューヨーク証券取引所における取引が制限された期間、何らかの緊急事態によりファンドが組入証券を処理することが不可能もしくは公平にファンドの純資産を決定することができない期間、または投資者保護のためSECが認めた期間中でSECの規則により認められる場合以外には、ファンドは、受益者の買戻権の行使を停止しまたは支払を7日以上延期することができない。

7【管理及び運営の概要】

下記は管理及び運営の概要を記載したものであり、その詳細については、第三部 ファンドの詳細情報の第3 管理及び運営を参照のこと。第三部 ファンドの詳細情報の第3 管理及び運営は、交付目論見書には記載されていないが請求目論見書に記載されている。

(1) 資産の評価	<p>ファンドは、ニューヨーク証券取引所の毎営業日に1回、各クラスの受益証券の一口当り純資産価格を決定する。現在、ニューヨーク取引所は土曜日、日曜日、元日、マーティン・ルーサー・キング記念日、ワシントン誕生記念日、聖金曜日、戦没将兵記念日、独立記念日、労働者の日、感謝の日およびクリスマスのアメリカ合衆国の休日には休業する。ファンドは、ニューヨーク取引所の通常取引終了時（現在午後4時（ニューヨーク時間））現在で各クラスの受益証券の純資産価格を決定する。各クラスの一口当りの純資産価格は、総資産額から負債を差し引き発行済口数で除したものである。</p> <p>市場価格が容易に入手可能な証券および他の資産（総称して「証券」）は、管理運用会社の選択により、かかる証券の市場価格を最も良く反映した価格により評価される。現在、当該価格は最終売り値、または売買が報告されていない場合には（店頭で取引される証券の場合と同様に）最終買い気配値で決定される。ただし、一定の証券は、最終買い気配値と最終売り気配値の平均により決定される。満期までの残存期間が60日以下の短期投資証券は、市場価格に近似する償却後原価により評価される。他のすべての証券と資産は、受託者が承認した手続に従った公平な価格により評価される。債務は資産の合計額から控除し、得られた残存額を当該クラスの発行済受益証券口数で除するものとする。</p>
(2) 保管	<p>ファンド証券は受益者の責任において保管される。</p> <p>日本の投資者に販売されるファンド証券の券面（発行されている場合）は、受益者より別段の指示のない限り、S M B Cフレンド証券の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社または販売取扱会社からファンド証券の取引残高報告書が交付される。</p>
(3) 信託期間	<p>ファンドの存続期間は無期限である。</p>
(4) 計算期間	<p>ファンドの決算期は毎年6月30日である。</p>
(5) 解散	<p>ファンドは議決権を有する受益証券の3分の2以上を保有する受益者の決議、または受益者に対する書面による通知によりファンドの受託者により、いつでも解散することができる。</p>
(6) 契約及び信託宣言	<p>契約及び信託宣言は、議決権付受益証券の過半数を所有する受益者の議決によりその旨が授権された場合、当該時の受託者の過半数が署名した証書により、いつでも変更することができる。</p>

<p>(7) 開示制度の概要</p>	<p>アメリカ合衆国における開示</p> <p>a) 受益者に対する開示：1940年投資会社法の規定により、投資信託は、受益者に対して財務情報を含む運営に関する年次有価証券報告書および半期報告書を送付する。</p> <p>b) SECに対する開示：1940年投資会社法の規定に基づき、投資信託は、SECに対して、定期的に届出書(N-1Aのフォームによる)により投資信託の最新情報を提出する。ファンドは、N-Q、N-PX、N-CSRおよびN-SARの各フォームにより証券取引委員会(SEC)に対して定期的に追加情報を提出する。</p> <p>日本における開示</p> <p>ファンド証券の販売会社または販売取扱会社は、有価証券届出書の第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(交付目論見書)を投資者に交付しなければならない。</p> <p>また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付しなければならない。</p> <p>さらにファンドは、各ファンドの計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局に提出する。</p> <p>ファンドは、契約および信託宣言を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等を2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。</p> <p>受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。</p> <p>ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。</p>
--------------------	--

<p>(8) 受益者の権利等</p>	<p>受益者の権利等</p> <p>受益者は、その受益権を直接行使するためには、ファンドの受益証券名義人として、そのファンド証券を登録しなければならない。従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券を保管会社の名義で登録しているため、ファンドに対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。</p> <p>ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。</p> <p>受益者の有する主な権利は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">a) 議決権b) 買戻請求権c) 配当金請求権d) 残余財産分配請求権e) 会計帳簿等閲覧請求権f) 受益証券を譲渡する権利g) アメリカ合衆国登録届出書に関する権利 <p>為替管理上の取扱い</p> <p>日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アメリカ合衆国における外国為替管理上の制限はない。</p> <p>本邦における代理人</p> <p>森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング</p> <p>裁判管轄等</p> <p>日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することをファンドは承認している。</p> <p>東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号</p>
--------------------	---

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。)を記載している。これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(以下「財務書類」ともいう。)から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、2009年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=91.44円)を使用して換算した円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。従って、合計の数字が一致しない場合がある。

1【当年度の財務書類】

(1)【貸借対照表】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
資産および負債計算書
2009年6月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額、12,281,158ドルの貸付有価証券を含む：		
非関連発行体（個別法による原価：213,606,603ドル）	207,561,758	18,979,447
未収配当金、未収利息およびその他の未収金	858,427	78,495
ファンド受益証券販売未収金	25,343	2,317
債権購入契約未収金	21,857	1,999
還付外国税	576,636	52,728
資産合計	209,044,021	19,114,985
負債		
保管会社未払金	57,986	5,302
ファンド受益証券買戻未払金	453,103	41,432
未払管理報酬	284,303	25,997
未払投資者サービス報酬	34,661	3,169
未払保管報酬	28,603	2,615
未払受託者報酬および費用	143,710	13,141
未払管理事務報酬	1,436	131
未払販売報酬	114,264	10,448
貸付有価証券担保、時価評価額	12,899,945	1,179,571
その他の未払費用	76,329	6,980
負債合計	14,094,340	1,288,786
純資産	194,949,681	17,826,199
資本構成		
払込資本金（授権受益証券口数は無制限）	329,845,400	30,161,063
累積投資純損失	(1,934,009)	(176,846)
投資有価証券および外貨取引に係る累積実現純損失	(126,959,047)	(11,609,135)
投資有価証券ならびに外貨建資産および負債に係る未実現純評価損	(6,002,663)	(548,884)
合計 - 発行済資本に対応する純資産	194,949,681	17,826,199

米ドル

円

純資産価格および販売価格の計算

	米ドル	円
クラスA 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (169,466,756ドル÷11,208,404口)	15.12	1,383
クラスA 受益証券一口当たり販売価格 (15.12ドルの94.25分の100)*	16.04	1,467
クラスB 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (10,391,161ドル÷717,749口)**	14.48	1,324
クラスC 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (2,324,875ドル÷156,630口)**	14.84	1,357
クラスM 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (3,683,222ドル÷246,234口)	14.96	1,368
クラスM 受益証券一口当たり販売価格 (14.96ドルの96.50分の100)*	15.50	1,417
クラスR 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(96,568ドル÷6,450口)	14.97	1,369
クラスY 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(8,987,099ドル÷591,824口)	15.19	1,389

* 5万ドル未満の単発小売り。5万ドル以上の販売については販売価格が割り引かれる。

** 一口当たりの買戻価格は、純資産価格から適用される解約手数料を控除した額に等しい。

(2)【損益計算書】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
運用計算書

2009年6月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益：		
受取配当金(外国における源泉税844,149ドル控除後)	9,213,134	842,449
受取利息(関連発行体への投資からの26,709ドルの受取利息を含む)	49,575	4,533
有価証券貸付	185,049	16,921
投資収益合計	9,447,758	863,903
費用：		
管理報酬	1,851,010	169,256
投資者サービス報酬	921,175	84,232
保管報酬	57,089	5,220
受託者報酬および費用	33,304	3,045
管理事務報酬	22,463	2,054
販売報酬 - クラスA証券	502,436	45,943
販売報酬 - クラスB証券	157,271	14,381
販売報酬 - クラスC証券	27,857	2,547
販売報酬 - クラスM証券	32,727	2,993
販売報酬 - クラスR証券	412	38
その他	247,667	22,647
管理運用会社が放棄し払い戻す報酬	(314,140)	(28,725)
費用合計	3,539,271	323,631
費用控除額	(112,934)	(10,327)
費用純額	3,426,337	313,304
投資純利益	6,021,421	550,599
投資有価証券に係る実現純損失	(120,505,895)	(11,019,059)
先物契約に係る実現純損失	(1,333,468)	(121,932)
外貨取引に係る実現純損失	(4,238,445)	(387,563)
外貨建資産および負債に係る当期中の未実現純評価損	(195,143)	(17,844)
投資有価証券および先物契約に係る当期中の未実現純評価損	(17,691,729)	(1,617,732)
投資有価証券に係る純損失	(143,964,680)	(13,164,130)
運用による純資産の純減少	(137,943,259)	(12,613,532)

財務書類に対する注記
2009年6月30日現在

重要な会計方針

マサチューセッツ・ビジネス・トラストであるパトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、1940年投資会社法（改正済）の下で、オープンエンド型分散投資運用会社として登録されている。ファンドは、主としてヨーロッパの会社の普通株式およびその他の有価証券に投資することにより、元本の成長を追求する。

ファンドは、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券、クラスR受益証券およびクラスY受益証券を販売する。クラスA受益証券およびクラスM受益証券は、それぞれ最高5.75%および3.50%の購入時販売手数料で販売され、通常、解約手数料の支払はない。クラスB受益証券は、約8年後にクラスA受益証券に転換するもので、購入時販売手数料は支払わないが、販売から6年以内に買戻された場合は解約手数料を支払うことがある。クラスC受益証券は、1年間1.00%の解約手数料が課せられ、クラスA受益証券には転換されない。適格な従業員給付制度に販売されるクラスR受益証券は、純資産価格で販売される。クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券に対する費用は、各クラスの販売報酬に基づいて異なることがあり、それは注2（訳注：第三部 ファンドの詳細情報、第4 ファンドの経理状況、1 財務諸表、(1) 当年度の財務書類の「財務書類に対する注記」に記載されている。）に明記されている。クラスY受益証券は、純資産価格で販売され、通常、クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券と同じ費用を負担するが、販売報酬は負担しない。クラスY受益証券は、通常、企業、機関投資家およびその他の認可された投資プログラムの顧客に対してのみ販売される。

購入から90日以内に（売却または別のファンドへの転換により）買戻される受益証券には1.00%の買戻手数料が課されることがある。買戻手数料は、払込資本金の増加として会計処理される。

投資収益、実現/未実現損益およびファンドの費用は、当該クラス固有の費用（各クラスに適用される販売報酬を含む。）を除いて、ファンド純資産総額に対する各クラスの相対的な純資産額に基づいて按分負担される。各クラスの受益証券がクラス別に議決権を行使するのは、各クラス独自の販売計画に関する事項または法律によりクラス別に議決権行使が要求されているか受託者会により決定されているその他の事項に関してのみである。ファンドが清算された場合には、各クラスの受益証券は、ファンドの純資産についての比例した持分を受領する。さらに、受託者会は、各クラスの受益証券に対して別個の配当を行う。

通常の業務過程で、ファンドは状況により他の当事者に対して補償する旨の合意を含む契約を締結する。かかる合意に基づいてファンドが負担する最大のエクスポージャーは、現在までのところ請求は行なわれていないものの、ファンドに対して行われる可能性のあるクレームに関わるために予見できない。しかし、ファンドの運用チームは、重大な損失が生じる危険は低いと予想する。

以下は、ファンドが財務書類作成にあたって継続適用している重要な会計方針の要約である。財務書類の作成は、米国において一般に認められた会計原則に準拠しており、報告期間内の財務書類中の資産や負債の報告額および運用による純資産の増減の報告額に影響を与える見積りと仮定を経営陣が行うことを要求している。実際の結果はこれらの見積りとは異なることもある。当財務書類が公表された2009年8月13日までの貸借対照表日後の後発事象は、当財務書類の作成過程で評価された。

A) 有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能な投資有価証券は、主要な取引所において直前に報告された売却価格または特定の市場における公認の終値で評価されている。店頭取引の有価証券のように取引が報告されない場合には、直前に報告された買気配値で評価される。米国外の多くの証券市場および証券取引所は、ニューヨーク証券取引所の終了より前に終了する。それゆえ、かかる市場またはかかる取引所における有価証券の終値は、当該市場の終了後でニューヨーク証券取引所の終了前に発生した事象を十分に反映していないことがある。従って、一定の日については、ファンドは、米国証券市場の動向を含む複合的な要因を考慮して外国持分証券の公正価額を評価する。公正価額が使用される日数は市場活動によるが、ファンドにより公正価額がかなりの程度使用されることもあり得る。2009年6月30日現在、公正価額による値付けはポートフォリオの特定の外国有価証券について使用された。外貨建の有価証券については、もしあれば、期末の為替レートで米ドルに換算される。値付機関またはディーラーが有価証券を評価できないかまたはファンド

の管理運用会社であり、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的な全額出資子会社であるパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「パトナム・マネジメント」という。）が当該有価証券の公正価値を正確に反映していないと考える場合には、当該有価証券はパトナム・マネジメントにより公正価値で評価される。特定の制限付証券および非流動証券ならびにデリバティブを含む特定の投資有価証券も、受託者会が承認した手続きに従って公正価値で評価される。かかる評価および手続きは、受託者会により定期的に見直される。有価証券の公正価値は通常、合理的な期間に、かかる証券を秩序的な処分により実現できるとファンドが合理的に予測できる金額として決定される。その性質上、公正価値による価格は現在販売されている有価証券の誠実に見積もられた価値であり、実勢市場価格を反映しておらず、かなりの差異があることがある。

B) 共同取引口座

証券取引委員会（「SEC」）からの免除命令に従って、ファンドは証券貸付契約に基づき受領した現金担保を含む未投資現金残高を、他の登録投資会社の現金と共に、共同取引口座およびパトナム・マネジメントが管理する特定のその他の口座に、振替えることができる。これらの残高は、証券貸付契約に基づき受領した担保については397日まで、およびその他の現金投資については90日までの期限を有する短期投資に投資される場合がある。

C) 買戻契約

ファンドまたはあらゆる共同取引口座は、保管会社を通して、裏付となる証券を受領する。当該証券の購入時の時価は、最低でも経過利息を含んだ売戻価格と同額以上であることが要求されている。一定の三者間買戻契約に対する担保は、ファンドおよび相手方の利益のために相手方の保管会社に別勘定で保管されている。パトナム・マネジメントは、かかる裏付となる証券の価額が常に最低でも経過利息を含んだ売戻価格と同額以上であるという判断を行う責任を負っている。

D) 証券取引および関連する投資収益

証券取引は、約定日（買注文あるいは売注文が執行された日）に計上されている。有価証券売却損益は、個別法で決定されている。

受取利息は発生基準で計上される。適用される源泉税を控除した受取配当金は、一定の外国証券からの配当金が、もしあれば、配当落ち日の通知を受け次第認識される場合を除いて、配当落ち日に認識される。現物配当は、もしあれば、受領有価証券の公正な時価で記帳される。資本またはキャピタル・ゲインの払戻しを表す配当金は、もしあれば、取得原価の減少および／または実現利益として反映される。

E) 外貨換算

ファンドの会計記録は米ドルで記帳されている。外国有価証券、保有通貨、その他の資産および負債の市場価額は、取引日の為替レートで米ドルに換算後、ファンドの帳簿に記帳される。各有価証券の取得原価は、取得時の為替レートを使って決定される。所得税および源泉徴収税は、稼得時または発生時に実勢為替レートで換算される。ファンドは、投資有価証券に係る外国為替レートの変動による実現または未実現の損益を、証券の市場価格の変動から生じる値幅の変動と区別しない。かかる損益は、投資有価証券に係る実現および未実現の純損益に含まれている。外貨取引に係る実現純損益は、クローズド為替予約に係る実現為替純損益、外貨の売却、証券取引にかかる約定日と決済日間の実現為替差損益、ならびにファンドの帳簿に記載された投資収益および外国源泉徴収税の総額と実際に受領されまたは支払われた米ドル相当額との差額を表している。外貨建資産および負債に係る未実現純評価損益は、期末時におけるオープン先物通貨契約および投資有価証券以外の資産および負債の為替レートの変動による価額変動から生じている。外国有価証券への投資は、景気変動、政情不安および通貨価値の変動を含む国内での投資には存在しない種類のリスクを内包している。

F) 先物およびオプション契約

ファンドは、ファンドの所有する、所有していたまたは購入を予定している有価証券の価格変動をヘッジするために、またはその他の投資目的で、先物およびオプション契約を利用することができる。また、ファンドは、スワップまたはファンドが所有するまたは当期収益を増加させるために投資する有価証券についてオプションを売建てることができる。

ファンドにとっての潜在的なリスクは、先物およびオプション契約の価格変動がヘッジ対象商品の価格変動に対応しないかもしれないということである。さらに、契約の流通市場が非流動的であったり、金利ま

たは為替レートが予想外に変動したり、または契約の相手方が履行不能に陥る場合には裏付となる金融商品の価格変動により、損失が生じる場合がある。先物に関しては、取引所で取引されており、すべての上場先物に対する取引相手方である取引所の清算機関は、デフォルトに対して先物を保証しているため、ファンドの取引相手方信用リスクはわずかである。リスクは、資産および負債計算書に認識された金額を超えることがある。契約の終了時には、ファンドは契約開始時における時価と終了時における時価の差額に相当する実現損益を計上する。買建オプションに係る実現損益は投資有価証券に係る実現損益に含まれている。売建コール・オプションが行使された場合は、当初受領したプレミアムは売却手取額の増加として計上される。売建プット・オプションが行使された場合には、当初受領したプレミアムは投資有価証券の取得原価の減少として計上される。

先物契約は、これらの契約が取引されている取引所の設定する日々の決済価格で評価される。ファンドおよびブローカーは、先物契約の評価額の日々の変動に等しい金額の現金を授受することに同意する。かかる受領額または支払額は、変動証拠金と呼ばれる。取引所で取引されているオプションは最終売却価格で、もし売却が報告されなかった場合には、買建オプションは最終買気配値で、また売建オプションは最終売気配値で評価される。店頭で取引されているオプションはディーラーにより提供された価格で評価される。期末現在の未決済先物契約および未履行引受オプション契約は、もしあれば、投資有価証券明細表の後に記載されている。期末現在の未決済契約は、期中の取引量を表している。

G) 為替予約

ファンドは、将来の一定の期日における設定価格で通貨を売買する二当事者間の契約である、為替予約を締結することができる。かかる契約は、そのポートフォリオ証券の表示通貨または値付されている通貨の米ドルに対する価額の下落（または、ファンドが現金および短期投資を保有しているときには、ファンドが購入する予定の有価証券の表示通貨の価額の上昇）をヘッジするため、またはその他の投資目的に使用される。為替予約の米ドル価額は、値付サービス機関により提供される現行為替予約レートをを用いて決定される。契約の市場価額は、為替レートの動きに伴って変動する。契約は毎日値洗いされ、市場価額の変動は、未実現損益として計上される。契約終了の際には、ファンドは、契約開始時の価額と契約終了時の価額との間の差額に相当する実現損益を計上する。ファンドは、通貨価額が望ましくない方向へ変動したり、契約の相手方が契約条項を遵守することができなかつたり、ファンドが持高を手仕舞いすることができないかもしれない、というリスクを負っている。リスクは、資産および負債計算書に認識された金額を超えることがある。期末現在未決済の為替予約契約は、もしあれば、投資有価証券明細表の後に記載されている。期末現在の未決済契約は、期中の取引量を表している。

H) マスター契約

ファンドは、特定の取引相手方と共に、随時締結される店頭デリバティブおよび外国為替契約を規定するISDA（国際スワップ・デリバティブ協会）マスター契約（以下「マスター契約」という。）の当事者である。本マスター契約は、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、債務不履行事由および期限前終了に関する条項を含んでいる。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってファンドに提供された担保は、ファンドの保管会社により分別勘定に保有され、売却または再担保が可能な額に関してはファンドの投資有価証券明細表に表示される。ファンドが提供した担保はファンドの保管会社により分別保管されファンドの組入投資有価証券に分類される。担保は、現金、米国政府または関連機関発行の債務証券、またはファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券の形をとる。担保要件は、ファンドにおける各取引相手方のネットポジションに基づいて決定される。ファンドに適用される終了事由は、一定期間に渡りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生しうる。取引相手方に適用される終了事由は、取引相手方の長期および短期の信用格付が規定のレベル以下に下がる場合に発生しうる。いずれの場合も、発生次第、他方当事者は期限前終了を選択し、かかる期限前終了により発生し、終了選択当事者により合理的に決定される損失および費用の支払を含む、未決済のデリバティブ契約および外国為替契約のすべての決済を行うことができる。一またはそれ以上のファンドの取引相手方が期限前終了を決定した場合、その決定は、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与えうる。

I) 有価証券貸付

ファンドは、追加的収益を得るために、その代理人を通じて資格のある借り手に有価証券を貸し付けることができる。貸付は、貸付有価証券の時価と少なくとも同額の現金および/または有価証券で担保されて

いる。貸付有価証券の時価は毎日決定され、必要な追加担保は翌営業日にファンドに割り当てられる。借り手による債務不履行のリスクは、ファンドの代理人により負担され、ファンドは現金担保の投資に関する損失リスクを負う。有価証券貸付からの収益は、運用計算書の投資収益に含まれている。2009年6月30日現在、貸付有価証券の評価額は12,281,158ドルであった。ファンドは、12,899,945ドルの現金担保を受領し、当該現金は、他のパトナム・ファンドの担保と共にプールされ、1つの短期有価証券として発行されている。

J) 連邦税

指定期間内のすべての課税所得を分配し、その他については規制された投資会社に適用される1986年内国歳入法(改正済)(以下「内国歳入法」という。)の各条項に従うことがファンドの方針である。また、内国歳入法4982条に基づく消費税の課税を回避し得る金額を分配することも、ファンドの意向である。ファンドは、FASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計基準」(以下「FIN第48号」という。)の規定に従う。FIN第48号は、税務申告において採用される、または採用されると見込まれる税務上のポジションの優遇についての財務書類上の認識に関する最低基準を規定している。ファンドは、添付の財務書類上に認識されない税務上の優遇を有していなかった。収益、キャピタル・ゲイン、所有有価証券の未実現評価益に係る連邦税についても、収益やキャピタル・ゲインに係る消費税についても、引当金は設定されていない。ファンドの過去3年間の連邦税申告は、内国歳入庁および州税務当局の審査を条件とする。

2009年6月30日現在、ファンドは、内国歳入法で許容される範囲内で、将来の純キャピタル・ゲインがある場合にはそれと相殺することができる、52,502,507ドルの繰越キャピタル・ロス(以下「繰越キャピタル・ロス」という)を有していた。繰越キャピタル・ロスは2017年6月30日に失効する。

規制投資会社に適用される連邦所得税規則に従って、ファンドは2008年11月1日から2009年6月30日までの期間中に認識された68,257,026ドルの損失を2010年6月30日に終了する会計年度に繰り延べることを決定した。

K) 受益者への分配

投資純利益からの受益者への分配は、ファンドによって、配当落ち日に記帳される。キャピタル・ゲインからの配当は(もしあれば)、配当落ち日に計上され、少なくとも年1回支払われる。分配される収益の金額や性質は、一般に認められている会計原則とは異なることのある所得税規則に従って決定される。当該差異は入替え取引に係る損失、為替差損益、10月以降の損失繰延、債権購入契約未収金および返還金支払における一時差異および/または永久差異を含んでいる。ファンドの資本勘定は、所得税規則に基づく分配可能な収益またはキャピタル・ゲイン(もしくは繰越可能キャピタル・ロス)を反映するように組替えられている。2009年6月30日に終了した年度に、ファンドは未分配投資純利益を減少させる4,020,774ドルおよび払込資本金を減少させる749,231ドルの組替を行い、累積実現純損失を4,770,005ドル減少させた。

2009年6月30日現在の税務基準による分配可能利益の内容および連邦税務上の取得原価は、以下のとおりであった。

未実現評価益	15,339,403 ドル
未実現評価損	(29,445,894)ドル
未実現純評価損	(14,106,491)ドル
繰越キャピタル・ロス	(52,502,507)ドル
10月以降の損失	(68,257,026)ドル
連邦所得税務上の取得原価	221,668,249 ドル

2【前年度の財務書類】

(1)【貸借対照表】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
資産および負債計算書
2008年6月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額：		
非関連発行体（個別法による原価：383,289,474ドル）	395,154,018	36,132,883
関連発行体（個別法による原価：8,035,495ドル）	8,035,495	734,766
現金	1,057,445	96,693
未収配当金、未収利息およびその他の未収金	368,551	33,700
ファンド受益証券販売未収金	27,029	2,472
投資有価証券売却未収金	3,835,347	350,704
未収変動証拠金	41,330	3,779
オープン為替予約未収金	1,712,875	156,625
クローズド為替予約未収金	128,356	11,737
未収還付外国税	717,592	65,617
資産合計	411,078,038	37,588,976
負債		
保管銀行未払金	375,716	34,355
投資有価証券購入未払金	5,758,917	526,595
ファンド受益証券買戻未払金	1,163,014	106,346
未払管理報酬	873,794	79,900
未払投資者サービス報酬	97,360	8,903
未払保管報酬	25,184	2,303
未払受託者報酬および費用	166,936	15,265
未払管理事務報酬	1,656	151
未払販売報酬	272,183	24,888
オープン為替予約未払金	1,510,615	138,131
クローズド為替予約未払金	391,628	35,810
その他の未払費用	164,938	15,082
負債合計	10,801,941	987,729
純資産	400,276,097	36,601,246
資本構成		
払込資本金（授権受益証券口数は無制限）	397,977,788	36,391,089
投資純利益超過分配金	(3,934,656)	(359,785)
投資有価証券および外貨取引に係る累積実現純損失	(5,651,244)	(516,750)
投資有価証券ならびに外貨建資産および負債に係る未実現純評価益	11,884,209	1,086,692
合計 - 発行済資本に対応する純資産	400,276,097	36,601,246

	米ドル	円
純資産価格および販売価格の計算		
クラスA 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (346,191,573ドル÷14,918,850口)	23.20	2,121
クラスA 受益証券一口当たり販売価格 (23.20ドルの94.25分の100)*	24.62	2,251
クラスB 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (32,359,731ドル÷1,445,465口)**	22.39	2,047
クラスC 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (4,912,307ドル÷214,152口)**	22.94	2,098
クラスM 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (7,551,371ドル÷327,343口)	23.07	2,110
クラスM 受益証券一口当たり販売価格 (23.07ドルの96.50分の100)*	23.91	2,186
クラスR 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(107,467ドル÷4,668口)	23.02	2,105
クラスY 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(9,153,648ドル÷393,827口)	23.24	2,125

* 5万ドル未満の単発小売り。5万ドル以上の販売については販売価格が割り引かれる。

** 一口当たりの買戻価格は、純資産価格から適用される解約手数料を控除した額に等しい。

(2)【損益計算書】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

運用計算書

2008年6月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益：		
受取配当金(外国における源泉税1,830,606ドル控除後)	14,754,669	1,349,167
受取利息(関連発行体への投資からの370,885ドルの受取利息を含む)	365,459	33,418
有価証券貸付	555	51
投資収益合計	15,120,683	1,382,635
費用：		
管理報酬	3,960,412	362,140
投資者サービス報酬	1,412,222	129,134
保管報酬	82,135	7,510
受託者報酬および費用	36,546	3,342
管理事務報酬	25,253	2,309
販売報酬 - クラスA証券	1,044,302	95,491
販売報酬 - クラスB証券	534,813	48,903
販売報酬 - クラスC証券	60,653	5,546
販売報酬 - クラスM証券	80,733	7,382
販売報酬 - クラスR証券	563	51
その他	273,285	24,989
経常外費用	937	86
管理運用会社が負担する費用	(937)	(86)
管理運用会社が放棄し払い戻す報酬	(6,841)	(626)
費用合計	7,504,076	686,173
費用控除額	(176,215)	(16,113)
費用純額	7,327,861	670,060
投資純利益	7,792,822	712,576
投資有価証券に係る実現純利益	13,961,864	1,276,673
先物契約に係る実現純損失	(1,980,416)	(181,089)
外貨取引に係る実現純損失	(10,675,237)	(976,144)
外貨建資産および負債に係る当期中の未実現純評価損	(552,077)	(50,482)
投資有価証券および先物契約に係る当期中の未実現純評価損	(91,108,446)	(8,330,956)
投資有価証券に係る純損失	(90,354,312)	(8,261,998)
運用による純資産の純減少	(82,561,490)	(7,549,423)

第3【外国投資信託受益証券事務の概要】

1. ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 パトナム・インベスター・サービスズ・インク

取扱場所 アメリカ合衆国 02109 マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア1
番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。名義書換の費用は徴収されない。

2. 受益者集会

年次受益者集会は開催されない。ファンドの契約及び信託宣言または1940年投資会社法により要求されている場合には、臨時集会が随時開催される。

3. 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

ファンドはいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

(1) 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名は、以下のとおりである。

第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等
 - (1) 受益者の権利等
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 投資有価証券明細表等
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 販売及び買戻しの実績

(2) 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、金融商品取引法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項はない。

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

1988年11月10日 マサチューセッツ・ビジネス・トラストとして設立、契約及び信託宣言締結

1990年7月13日 改正済再録契約及び信託宣言締結

2003年4月30日 改正済再録契約及び信託宣言締結

2【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの形態

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンドは、1988年11月10日に設立されたマサチューセッツ・ビジネス・トラストである。マサチューセッツ州一般法に基づく契約及び信託宣言の写しはマサチューセッツ州務長官に提出されている。2003年4月30日より前には、ファンドは、パトナム・ヨーロッパ・グロース・ファンドと称していた。

ファンドは、オープン・エンド型の投資信託であり、その受益権を表章する授権された受益証券を無制限に発行することができる。受託者会は、受益者の承認なくして、異なる投資証券を表章する2つ以上のシリーズの受益証券を創設することができる。これらの受益証券のシリーズは、受益者の承認なくして、受託者会の決定する優先権ならびに特別および関連する権利ならびに特典のある2つ以上のクラスの受益証券に分割することができる。ファンドの受益証券は、現在のところシリーズに分割されていない。ファンドのクラスM受益証券のみが日本において販売される。米国の販売手数料は異なる場合がある。日本の投資家は、本書にのみ依拠するべきであり、米国の投資家向けに提供されたいずれの販売資料の情報にも依拠するべきではない。ファンドはまた、アメリカ合衆国内において販売手数料および費用が異なるその他のクラスの受益証券を販売することができる。これら異なる販売手数料および費用のため各クラスの（ならびに日本およびアメリカ合衆国において募集されるクラスM受益証券の）投資実績は異なることになる。

一受益証券は一議決権を有し、端数の受益証券はその割合に比例する議決権を有する。法律により規定されている場合または受託者により決定される場合を除き、すべてのクラスの受益証券は単一のクラスとして議決される。受益証券は、譲渡自由であり、受託者会の宣言する場合には配当を受領し、また、もしファンドが清算される場合には、ファンドの純資産を受領する権利を有する。ファンドはいつでも受益証券の販売を停止することができ、また、受益証券の購入申込みを拒絶できる。ファンドには、年次受益者集会を開催する義務はないが、議決権のある発行済受益証券を少なくとも10%保有する受益者は、受託者の選任もしくは解任、またはトラストの契約及び信託宣言に規定される他の行動を行うために受益者集会を招集する権利がある。ファンドは、受託者会を選任する受益者集会を2004年以降少なくとも5年毎に自発的に開催することを約束する。

ファンドは1940年投資会社法に基づく“分散された”投資会社である。即ち、総資産75%に関しては、ファンドは1つの発行体の有価証券に総資産の5%を超えて投資することはできない（米国政府証券を除く）。残りの25%については、この制限を受けない。ファンドがあるひとつの特定発行体の有価証券にその資産の相当の部分を投資するかぎり、かかる発行体の有価証券の時価が下落するならば損失リスクは増大する。

受益者が、受託者会の定める最低数（現在20口）より少ない受益証券しか保有していない場合、ファンドは、当該最低数を得るため受益者に最低60日前の通知をしたのち、受益者の許諾なしにその受益証券を買い戻し、受益者に対し正味手取金を支払うことができる。適用法により認められる限りにおいて、受益者が受託者会の定める最大数より多い受益証券を保有している場合、ファンドはかかる受益証券を買い戻すことができる。現在、かかる最大数は定められていないが、受託者会はいつでも現在および将来の受益者に適用される最大数を定めることができる。

準拠法

ファンドは、マサチューセッツ州一般法に基づいて設立され、かつ同法の規制を受ける。ファンドの受益証券の販売に関しては、ファンドは、1933年証券法(改正済)および特定の州の州証券法の規制を受ける。ファンドは、また1986年アメリカ合衆国内国歳入法に基づき、毎年適格を得るよう試み、規制を受ける投資会社としての課税を選択する。

アメリカ合衆国において、ファンドの運営を規制する主な法律の概要は以下のとおりである。

a) マサチューセッツ州一般法第182章(自主的団体および一定のトラスト)

第182章は次のように定める。

信託約款の写しは、マサチューセッツ州務長官およびボストン市書記官に届け出なければならない。信託約款のあらゆる修正も、当該修正の採択から30日以内にかかる州務長官および書記官に届け出なければならない。

トラストは、毎年6月1日以前に、トラストの名称、住所、発行済受益証券の口数ならびにトラストの受託者の氏名および住所を記載した報告書を州務長官に提出しなければならない。

同第182章の遵守を怠った場合には、トラストに対して刑罰を課すことができる。

b) 1940年投資会社法

1940年投資会社法(改正済)(「1940年法」)により、一般に、投資会社は、投資会社としてアメリカ合衆国証券取引委員会(「SEC」)への登録を要求され、またその運営については一定の明文規定の遵守を要求される。1940年法は中でも、投資会社に対し受益者への定期的な報告の提供を要求している。

c) 1933年証券法

1933年証券法(改正済)(「1933年法」)は、証券の大量販売について規制している。同法は、中でも、証券の売主に対し様々な登録要件を課し、また同法の規定またはその他特定事項に関わる遵守違反に対する様々な責務について規定している。

d) 1934年証券取引法

1934年証券取引法(改正済)(「1934年法」)は、特に、証券の流通取引、証券の発行体による定期的報告ならびに名義書換代理人およびブローカー・ディーラーの一定の活動に関わる様々な事項について規制している。

e) 内国歳入法

ファンドは、アメリカ合衆国連邦所得税の目的上同法に基づく「規制を受ける投資会社」の資格を有しかつその他のあらゆる必要要件を充足する場合には、受益者に分配する利益および収益に対する連邦税を同法に基づき免除されることがある。

f) その他の法律

ファンドは、ファンド受益証券の売却に関する様々な州法等、ファンドまたはその運営に適用されるその他の法令および規制の規定に服する。

3【監督官庁の概要】

ファンドまたはその一定の業務に対し管轄権を有する監督官庁の中にはSECおよび州の監督機関もしくは監督当局がある。

SECは、中でも、1940年法、1933年法および1934年法を含む連邦証券法のファンドに対する適用および執行を監視する広範な権限を有する。1940年法によりSECは投資会社の記録を調査し、投資会社または一定の実務に対し同法の規定の適用を免除し、また同法の規定を別途執行する広範な権限を付与されている。

州当局は、一般に、その居住者に対するまたはその管轄地内での証券の募集および販売に関する活動に直接、間接的に従事するブローカー・ディーラーまたはその他の者の活動を規制する広範な権限を有する。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

a) アメリカ合衆国における販売

アメリカ合衆国に居住する投資家は、最低500ドルでファンド口座を開設することができる。この最低投資額の要件は、毎週、半月毎または毎月、銀行の当座預金または普通預金からの自動引き落としを通じ、定期的に投資を行う場合は免除される。現在、パトナムは最低投資額の要件を免除しているが、最低投資額未達の当初投資をその裁量で拒否する権利を保持している。ファンドは、募集価格（純資産価格に適用ある販売手数料を加算した額）でその受益証券を販売する。投資者の財務顧問またはパトナム・インベスター・サービスズは、通常、投資者が購入予定の受益証券を当該日の募集価格で買い取るため、ニューヨーク証券取引所の通常の営業終了時まで、投資者の記入済の買付注文用紙を受領していなければならない。

ファンドへの投資機会を提供する退職年金制度に加入している場合は、その制度を通じてファンドの受益証券を購入する方法（適用される制約や制限を含む。）について雇用主に相談されたい。

ミューチュアル・ファンドは新規口座を開設する投資者を特定する情報を入手し、確認しなければならない。ファンドがかかる必要な情報を入手することができない場合、パトナム・インベスター・サービスズは口座を開設することができない場合がある。投資者は、姓名、自宅住所または勤務先、社会保険または納税証明番号および生年月日を知らせる必要がある。信託、土地建物、法人およびパートナーシップなどの事業体もまた他の、自己を証明する情報を知らせる必要がある。パトナム・インベスター・サービスズは確認の目的で、識別のための情報を第三者に知らせることができる。投資者の口座開設後、パトナム・インベスター・サービスズが識別情報を確認することができない場合、ファンドは投資者の口座を閉じる権利がある。

また、ファンドは、ファンドおよびファンドの受益者にとってそうすることが最善の利益となると考えられる場合は、定期的に受益証券の新規購入の受付を停止し、または受益証券の購入注文を拒否することができる。

ファンドはもはやファンドの受益証券の券面を発行していないが、以前発行された券面は有効である。受益証券の追加購入

米国に居住する投資者は、既存の口座を有している場合、いずれの時点においても次の方法で任意の金額の追加投資を行うことができる。

- 財務代理人を通じて

投資者の財務代理人は、必要なすべての書類をパトナム・インベスターズ・サービスズに提出することに責任を負い、その業務に関して料金を課すことができる。

- パトナムの自動投資プログラムを通じて

投資者は、投資者の銀行の当座預金口座または貯蓄預金口座からの自動引落しにより、毎週、半月毎または毎月、定期的に投資することができる。

- インターネットまたは電話による方法

既にパトナムのファンドの口座を保有し、記入済の電子投資承認書（Electronic Investment Authorization Form）を返送している場合は、オンライン上（putnam.comにて）またはパトナム・インベスター・サービスズ（1 - 800 - 225 - 1581）への電話で受益証券を追加購入することができる。

- 郵便による方法

投資家は、投資申込券綴りを請求することもできる。この場合は、投資申込券に記入し、ファンドを受取人とした投資希望金額分の小切手を作成されたい。そして、小切手と投資申込券をパトナム・インベスター・サービスズに返送されたい。

- 電信送金による方法

投資家は、当日資金の銀行電信送金によりファンドの受益証券を購入することができる。電信送金指示に関してはパトナム・インベスター・サービスズ（1 - 800 - 225 - 1581）に電話されたい。いずれの商業銀行も当日資金を電信送金することができる。通常、電信送金された投資資金がニューヨーク

証券取引所の通常取引の終了時間よりも前にファンドの指定銀行により受領された場合、ファンドは当該投資資金を受領日付で受け付ける。投資家が利用する銀行は当日資金の電信送金に関して手数料を課す可能性がある。現在、ファンドの指定銀行は、当日資金の入金に関して投資家に手数料を課していないが、入金処理に関して手数料を課す権利を保持している。税制適格退職年金制度での受益証券購入は電信送金ではできない。

ファンドの受益証券の各クラスは同一の投資有価証券のポートフォリオに投資するが、各クラスにはそれぞれの販売手数料および費用の体系がある。クラスM受益証券のみ日本においても販売される。以下はクラスM受益証券の概要である。

- 当初販売手数料は3.50%を上限とする（日本で購入される受益証券に関しては異なる販売手数料が課される場合がある）。
- 50,000ドル超の多額の投資については、販売手数料を減額する。
- 後払販売手数料は課されない（ただし、当初販売手数料無しで販売された一定の受益証券の買戻しに対して後払販売手数料が課される場合がある）。
- 12b - 1 報酬がクラスB受益証券（日本では募集されていない）もしくはクラスC受益証券（日本では募集されていない）より少額であるため、クラスB受益証券およびクラスC受益証券に比して年間費用は下回りおよび分配金は上回る。
- 12b - 1 報酬がクラスA受益証券（日本では募集されていない）より多額であるため、クラスA受益証券に比して年間費用は上回りおよび分配金は下回る。
- クラスA受益証券への転換は禁止されており、このため将来的に12b - 1 報酬は減少しない。

クラスM受益証券の当初販売手数料^{*}

募集価格での買付額（ドル）	クラスM受益証券の販売手数料率	
	投資金額に対する料率	募集価格 ^{**} に対する料率
50,000以下	3.63%	3.50%
50,000超 100,000以下	2.56%	2.50%
100,000超 250,000以下	1.52%	1.50%
250,000超 500,000以下	1.01%	1.00%
500,000超 1,000,000以下	1.01%	1.00%
1,000,000超	なし	なし

^{*} 日本で購入される受益証券に関しては異なる販売手数料が課される場合がある。

^{**} 募集価格は販売手数料を含む。

販売およびサービス（12b - 1）計画：パトナムのファンドは主としてディーラー（ブローカー、ディーラー、銀行、銀行の信託部門、登録投資顧問、ファイナンシャル・プランナー、退職計画管理者および元引受会社またはその関連会社と販売、サービスまたはそれらに類する契約をしている他の機関を含む）を通して販売される。ファンドの受益証券のマーケティングおよび受益者へのサービスに関する支払のため、ファンドは販売およびサービス（12 - b）計画を採用している。このため一定の受益証券クラスでは毎年投資家が支払う年間運営費用が増える。元引受会社およびその関連会社はまたファンドの費用を増やさないディーラーへの追加支払をする。ファンドの12b - 1計画では、クラスM受益証券について上限1.00%の年率（平均純資産額に基づく）の支払を規定している。受託者は、現在、クラスM受益証券についての支払を平均純資産額の0.75%に制限している。かかる費用は継続的にファンドの資産から支払われるため、投資者の投資のコストが増大する。

ディーラーへの支払：投資家がディーラーを通じて受益証券を購入する場合、そのディーラーは、通常、「有価証券届出書第一部、(12) その他、投資に伴う費用」の見出しの下の表に示される販売手数料および販売およびサービス（12b - 1）報酬の一部または全額に対応する支払を元引受会社より受領する。

元引受会社およびその関係会社は、さらに、選択されたディーラーに対しては、かかるディーラーによる販売支援またはプログラム・サービシング（これらは、それぞれ、以下により詳しく記述される。）に関して追加の報酬を支払う。このような支払は、ディーラー会社またはその担当者に対して、ファンドま

たはパトナムのその他の投資信託の受益証券を自己の顧客に推奨し、またはその募集を行う誘因を与える。このような追加の支払は元引受会社およびその関係会社により行われ、「有価証券届出書第一部、(12) その他、投資に伴う費用」の見出しの下の記載に従い投資家またはファンドが支払う金額を増加させることはない。

元引受会社およびその関係会社によりディーラーに支払われる追加の支払額は、一般に、当該ディーラーに起因する各投資信託の平均純資産、当該ディーラーに起因する各投資信託の販売高もしくは正味販売高、またはチケット・チャージ(ディーラー会社が投資信託の受益証券の取引実行に関してその担当者に課す料金)の返却額のうちの一または複数の要因を基準とし、または交渉により決定される提供サービスに対する一括支払額による。

パトナムの投資信託の受益証券につき、その相当額の販売高に關与する大半のディーラーに通常支払われる販売支援関連の支払額は、一定の例外はあるものの、年間ベースで当該ディーラーに起因するパトナムのリテール投資信託の平均純資産額の0.085%を超えないと予想される。この支払は、ディーラーにより提供された販売支援活動(営業計画立案の補佐、パトナムのファンドおよび顧客のファイナンシャル・プランニング上のニーズに関するディーラーの人員の教育、ディーラーの優先/推奨ファンド会社リストの掲載、ディーラーの販売ミーティングへの参加の許可ならびにディーラーの販売員および経営者との接触機会の提供を含む。)に対して行われる。

一定のケースにおいて退職給付制度およびその他の投資プログラムによるファンドへの投資に関連してディーラーに支払われるプログラム・サービシング関連の支払額は、一定の例外はあるものの、年間ベースで当該プログラムの資産合計の0.20%を超えないと予想される。この支払は、ディーラーにより提供されたプログラム・サービス(制度加入者の記録管理、報告または取引の処理、ならびに投資先ファンド/投資対象の選択および監視、従業員の加入および教育ならびに制度資産残高の繰り越し(ロールオーバー)に関して提供された業務、ならびにその他の類似業務を含む。)に対して行われる。

他の支払:

元引受会社およびその関係会社は、SEC(証券取引委員会)規則およびNASD(全米証券業協会、金融業界規制当局(FINRA))により引継がれている。)規則ならびにその他の適用法規により認められている範囲でディーラーに対してその他の支払(教育セミナーまたは会議に関連する支払を含む)を行い、またはその他の販売促進のインセンティブを提供することができる。一部のディーラーは、退職給付制度を通じてファンドまたはパトナムのその他の投資信託に投資する受益者または制度参加者に対して当該ディーラーが提供するサブアカウンティング・サービスその他のサービスに関しても投資信託の名義書換機関より追加の支払を受ける。この支払は、関係法人または非関係法人に関する一定の例外を除き、年間でファンドまたはパトナムの他のファンドに係る当該受益者または制度加入者の総資産の0.13%を超えないと予想される。

投資者はクラスM受益証券を割引販売手数料で購入することができる。2009年度において、元引受会社は、クラスM受益証券の販売手数料として、421ドルのうち、73ドルを受領した。2009年会計年度に関して、ファンドの偶発後払販売手数料はクラスM受益証券につきなかった。

b) 日本における販売

ファンド証券は、販売会社により日本において非米国人に対してのみ販売され、以下に定義される「米国人」に対しては販売されないことが、合意および承解されている。また、受益者が受益証券の購入後に「米国人」となった場合、受益証券を口座約款(以下に定義する。)に基づき継続して保有することはできるが、販売会社から受益証券を追加的に購入することはできない。

「米国人」とは、次に掲げるものを意味する。(1) 米国連邦所得税法上の米国市民または住民、(2) 米国またはその下部組織の法律に基づいて設立された法人、パートナーシップ、または、法主体、(3) 所得の源泉にかかわらず、米国連邦所得税の対象となる資産またはトラストをいう。本定義上、「米国」とは、アメリカ合衆国、その州、領域、属領、またはコロンビア特別区を意味する。

日本においては、有価証券届出書、第一部 証券情報、(7) 申込期間に記載される募集期間中のファンド営業日かつ日本における販売会社の営業日に同第一部 証券情報の定めるところに従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口

座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、100口以上10口単位である。

ファンド証券一口当りの発行価格は、原則として、ファンドが当該申込みを受領した日の一口当りの純資産価格である。日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日(通常発注日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行う。

日本国内におけるクラスM受益証券の販売手数料は、純資産価格の3.675%(税抜3.5%)である。(なお、純資産価格を $(1 - 0.035)$ で除し、小数点以下第3位にて四捨五入した額の0.5%は、ファンドの元引受会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに留保される。)

販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託した投資者に対し、受益証券に関する取引残高報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものである。また、販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲でドル貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

a) アメリカ合衆国における買戻しまたは転換

アメリカ合衆国に居住する投資者は、ニューヨーク証券取引所の営業日であればいつでも、その財務代理人を介しまたは直接ファンドに対し受益証券を売却することができあるいは受益証券を他のパトナムのファンドの受益証券に転換できる(後記の購入から90日以内の売却あるいは転換に関する過度の短期取引に関する方針を参照のこと)。買戻しのための払込みは、ファンドが受益証券の購入金額を回収するまで(購入日から最高10暦日かかることがある。)、遅延することがある。

転換に関しては、パトナムのファンドの中には、米国に居住する新規投資家に対して一部のクラスの受益証券を提供しないものまたは米国に居住する新規投資家による取得の申込みを受け付けないものがある。転換以外の処分の場合は後払販売手数料が課される受益証券を投資家が転換した場合でも当該転換取引に際して後払販売手数料は課されない。ただし、転換によって取得した受益証券の買戻しを投資家が請求した場合、当該投資家が当該受益証券の最初の購入者であったか否かに応じて、当該買戻しには後払販売手数料が課される場合がある。後払販売手数料の計算上、投資家の受益証券保有期間は最初の購入日を起点として算出され、以後のファンド間の転換によっては影響されない。

投資者の財務代理人を通じて受益証券を売却または転換する場合：投資者の財務代理人は、投資者が適用ある後払販売手数料および短期取引手数料の控除後の当該日の純資産価格を受け取れるよう、ニューヨーク証券取引所の通常の営業終了時まで適切な様式による投資者の請求を受領していなければならない。投資者の財務代理人は、適時にパトナム・インベスター・サービスズに対しすべての必要書類を提供する責任を負っており、かかる代理人業務について投資者に費用を請求することができる。

ファンドへの直接の売却または転換

パトナム・インベスター・サービスズは、適用ある後払販売手数料および短期取引手数料の控除後の当該日の純資産価格を受け取るため、ニューヨーク証券取引所の通常の営業終了時まで適切な様式により投資者の請求を受領していなければならない。

郵送による売却または転換：投資者はすべての登録所有者もしくは投資者の法定代理人による署名入りの指示書をパトナム・インベスター・サービスズに送付することができる。投資者が売却または転換を希望する受益証券の券面を所有する場合、投資者は、指示書とともにかかる券面を裏書きしない状態で送付しなければならない。

電話による売却または転換：別の条件が該当する場合、投資者が15日前までに住所の変更についてパトナム・インベスター・サービスズに通知していない場合、投資者は、100,000ドル未満の受益証券の買

戻しのためパトナムの電話買戻特典を利用することができる。投資者が口座申込書により別段の指示を行わない限り、パトナム・インベスター・サービスズは、電話により受領した買戻しの指示を受諾する権限を付与されている。電話転換特典は現在500,000ドルまで利用できる。

受益証券の券面が発行されている場合、電話による売却または転換は認められていない。電話買戻転換特典は、予告なしに変更されまたは終了されることがある。

インターネットによる転換

投資者はまたputnam.com/individualにおいてインターネットにより受益証券を転換することができる。

退職年金制度を通じて保有される受益証券

勤務先の退職年金制度を通じて購入したファンドの受益証券の売却または転換方法(当該制度上の制約や手数料を含む。)に関しては雇用主に相談されたい。

追加条件

一定の状況において、例えば、投資者が100,000ドル以上の受益証券を売却する場合、すべての登録所有者または投資者の法定代理人の署名は、銀行、ブローカー・ディーラーまたは一定のその他の金融機関により保証されなければならない。保有証券譲渡委任状は、投資者の財務顧問のパトナム・インベスター・サービスズおよび多くの商業銀行から入手することができる。

さらにパトナム・インベスター・サービスズは、通常、法人、パートナーシップ、代理人もしくは受託機関または存続する共同所有者による受益証券の売却について、追加書類を要求する。パトナムの署名保証ならびに書類の条件に関する詳細については、パトナム・インベスター・サービスズに問い合わせることを要する。

ファンドは、また、転換に関する特典を終了し、転換の金額もしくは数量を制限し、または転換を拒否する権利を有する。投資者の転換希望先のファンドも投資者の転換を拒否する場合がある。このような措置は、すべての受益者に適用される場合と、受益者のうち当該受益者による転換がファンドおよびパトナムの他のファンドに悪影響を及ぼすと管理運用会社が判断するものにのみ適用される場合がある。投資者は転換を請求する前にパトナム・インベスター・サービスズに相談するべきである。投資者は、自己の財務代理人またはパトナム・インベスター・サービスズにパトナムの他のファンドの目論見書を要求すべきである。パトナムのファンドの中にはアメリカ合衆国のすべての州で購入可能ではないものがある。

支払情報

ファンドは、通常、投資者からの請求を受領した翌営業日に、投資者の受益証券に対する支払額を投資者に送金する。通常の場合において、ファンドは、米国連邦証券法の認可するところにより、7日を超えて買戻しを停止し、または支払を延期することができる。投資者は配当を現金化されない買戻小切手で受領しない。

ファンドによる買戻し

投資者が受託者の定める最低口数(現在20口)を下回る受益証券を所有する場合、ファンドは、当該最低数を得るため受益者に最低60日前の通知をしたのち、投資者の許可を得ずに投資者の受益証券を買い戻し、代金を投資者に送金することができる。投資者が受託者の定める最大金額を上回る受益証券を所有する場合、適用法により認められる限りにおいてファンドはまたこれを買戻すことができる。現在、最大金額は定められていないが、受託者は、現在および将来の受益者に適用される最大金額を定めることができる。

過度の短期取引に関する方針

過度の短期取引に関するリスク

過度の短期取引は、ポートフォリオ運用の障害となり、ファンドの費用を増加させ、ファンドの純資産価値を減少させることにより、ファンドの運用成績を低下させ、ファンドのすべての受益者が不利益を被る可能性がある。ファンドの受益証券に係る過度の短期取引の規模と頻度に応じてファンドの現金の出入りが激しくなる可能性があり、これにより、ファンドは、不必要に大きな現金ポジションを維持することや、このような短期取引がなければ購入または売却の対象とならなかった証券を購入しまたは売却することを余儀なくされる可能性がある。このような資金の流出入によって必要になる追加的なポート

フォリオ取引により、ファンドの委託売買手数料および管理コストが増加する可能性もあり、課税口座の場合はファンドから受領される課税分配が増加する可能性がある。

ファンドは主に外国証券に投資するため、時差裁定取引により、ファンドの運用成績が悪影響を受け、より長期的な受益者の利益が減少するおそれがある。時差裁定取引は、外国市場の取引終了時よりも後に発生し、その後のニューヨーク証券取引所の取引終了時(ファンドはこの時点現在でその純資産価額を決定する。)よりも前に起こった出来事により生じるファンドの投資対象の価値変動を利用する短期取引である。時差裁定取引が成功する場合、このような取引を行う者は、公正価値(フェアバリュー)を完全に反映しない価格で受益証券を取引することにより、他の受益者の利益を減少させる可能性がある。

ファンドは、小規模な会社の証券等、取引頻度が低くまたは相対的に評価が難しい証券に投資することもあるため、ファンドの投資対象の非効率的価格形成を利用しようとする短期取引者による取引の影響を受けうる。また、小規模な会社の証券の相場は、時に発行体のファンダメンタルズとは無関係な理由により上昇または下落が1~2日間続くという「マーケット・モーメントム」(相場の慣性)を示すことがある。短期取引者は、ファンドの受益証券の頻繁な取引により、このようなモーメントムの捕捉を試みる可能性があるが、このような行為はファンドの運用成績を低下させるものであり、他の受益者の利益を減少させる可能性がある。小規模な会社の証券はより大規模な会社の証券に比べて流動性が低い場合があり、このような証券を売買する必要が生じたとき(たとえば、受益証券の短期取引により生じた急な現金の出入りに対応する場合など)にファンドがこれを望ましい価格で売買することができない可能性もある。同様のリスクはファンドが他の種類の流動性の低い証券(投資適格格付未満の債券を含む。)を保有している場合にも生じうる。

ファンドの方針

ファンドの長期受益者の利益を守るため、管理運用会社およびファンドの受託者は、過度の短期取引の抑制を意図した方針および手続きを採用している。ファンドは、短期取引手数料の課徴および一定状況下にある投資対象の評価への公正価値(フェアバリュー)評価手続の採用を通じて過度の短期取引の抑制を図る。さらに、管理運用会社は、過度の短期取引パターンを発見するために必要な情報を管理運用会社が有している受益者口座における取引を監視し、過度の短期取引を行う投資家を牽制する措置をとる。

短期取引手数料

ファンドは、投資者が保有期間90日以下の受益証券(投資者が当該受益証券を転換により購入した場合を含む。)を売却または転換する場合、(市場価格で計算された)総買戻金額の1.00%の短期取引手数料を課す。短期取引手数料はファンドに直接支払われ、委託売買手数料、マーケット・インパクトおよび短期取引に伴うその他の費用を相殺するように設定されている。短期取引手数料は、一定の場合(受益者の死亡または購入後の障害の場合の買戻し、一定のオムニバス口座からの請求による買戻し、自動引出しプランの一環として行われる買戻し、または一定のラップ口座の定期的なポートフォリオ・リバランスもしくは元引受会社とディーラーの間で締結された自動リバランス取決めに関係する買戻し等)においては適用されない。短期取引手数料は、セクション529大学学費貯蓄プランまたはパトナムのファンド・オブ・ファンズにより売却されまたは転換された受益証券には適用されず、税制適格退職年金制度に基づく給付を支払うための買戻しにも適用されない。さらに、管理運用会社により管理される確定拠出制度への投資者の場合、短期取引手数料は、転換により購入された受益証券の転換にのみ適用され、当該制度から分配金または借入金を支払うための買戻し、制度加入者またはスポンサーによる拠出により直接購入された受益証券の買戻しおよび借入金の返済に関連する購入された受益証券の買戻しには適用されない。これらの例外規定は、ファンドの短期取引手数料を課す第三者により管理された確定拠出制度にも適用されうる。短期取引手数料が適用されるかどうかを判定する上で、受益証券は、最も長期間保有されているものから買い戻す(先入れ先出し法)。ファンドにオムニバス口座を有する一部の金融仲介者、退職年金スポンサーまたは記録管理者は、現在、ファンドの短期取引手数料を課す能力または意思を有していない。一部のこのような企業は、異なるシステムまたは基準を用いて、ファンドの短期取引手数料よりも高い手数料または(場合によっては)ファンドの短期取引手数料に付加される手数料を課す。

b) 日本における買戻し

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。日本における買戻しは、クラスM受益証券については解約手数料等の手数料なしで、各ファンド営業日でかつ日本における販売会社の営業日に販売会社または販売取扱会社を通じて投資者サービス代行会社に対して行うことができる。買戻しは、10口単位とする。

日本における受益者はファンドが通常ニューヨーク証券取引所の営業終了時前までにS M B Cフレンド証券から買戻請求を受領した後に計算される一口当り純資産価格によって計算された買戻価格を使用する。買戻代金は口座約款の定めるところに従って、販売会社または販売取扱会社を通じて円貨で、または販売会社または販売取扱会社が応じる場合はドル貨で支払われるものとする。日本における買戻金の支払は、約定日から起算して日本における販売会社の4営業日目に行われる。

(口座約款に基づき、S M B Cフレンド証券を通じて受益証券を購入した受益者にはファンドの短期取引手数料を含む買戻手数料は課せられない。)

c) 買戻しの停止

ニューヨーク証券取引所が通常の週末または祝日以外に閉鎖された場合、または、ニューヨーク証券取引所における取引が制限された期間、何らかの緊急事態によりファンドが組入証券を処理することが不可能もしくは公平にファンドの純資産を決定することができない期間、または投資者保護のためS E Cが認めた期間中でS E Cの規則により認められる場合以外には、ファンドは、受益者の買戻権の行使を停止しまたは支払を7日以上延期することができない。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドは、ニューヨーク証券取引所の毎営業日に1回、各クラスの受益証券の一口当り純資産価格を決定する。現在、ニューヨーク取引所は土曜日、日曜日、元日、マーティン・ルーサー・キング記念日、ワシントン誕生記念日、聖金曜日、戦没将兵記念日、独立記念日、労働者の日、感謝の日およびクリスマスアメリカ合衆国の休日には休業する。ファンドは、ニューヨーク取引所の通常取引終了時（現在午後4時（ニューヨーク時間））現在で各クラスの受益証券の純資産価格を決定する。各クラスの一口当りの純資産価格は、総資産額から負債を差し引き発行済口数で除したものである。

市場価格が容易に入手可能な証券および他の資産（総称して「証券」）は、管理運用会社の選択により、かかる証券の市場価格を最も良く反映した価格により評価される。現在、当該価格は最終売り値、または売買が報告されていない場合には（店頭で取引される証券の場合と同様に）最終買い気配値で決定される。ただし、一定の証券は、最終買い気配値と最終売り気配値の平均により決定される。満期までの残存期間が60日以下の短期投資証券は、市場価格に近似する償却後原価により評価される。他のすべての証券と資産は、受託者が承認した手続に従った公平な価格により評価される。債務は資産の合計額から控除し、得られた残存額を当該クラスの発行済受益証券口数で除するものとする。

他の有価証券に関して、信頼の高い市場価格は、長期社債、一定の優先株式、免税証券および一定の外国証券について、直ちに入手可能ではないと考えられている。かかる投資証券は、同等の証券の市場取引および機関投資家が一般に認識する証券間の種々の関係を基礎にした方法を活用して、通常機関投資家の取引規模で当該証券の価格を決定する承認された値付機関による評価をもとにして、公平な価格で評価される。様々なオプションを始めとする他の証券は、ブローカー・ディーラーまたは市場仲介者による評価をもとにして、公正な価格で評価される。

ファンドが保有する証券の転売が制限された場合、管理運用会社は受託者が承認した手続に従い公平な価格を決定する。かかる証券の公平な価格は、ファンドが合理的期間内にかかる証券の秩序ある処分が実現できると合理的に期待する金額として一般には決定される。特定時点において適用される評価方法は、場合により異なる。しかしながら、発行体の財務状況ならびに投資証券および証券の処分に関する制限の性質（当該処分に関連してファンドに発生する可能性のある登録費用を含む。）に関連する他の基本的な分析データを一般的には斟酌する。さらに、投資費用、同一クラスの制限のない証券の市場価格、保有量、当該証券についての最近の取引または募集の価格および発行体に関するすべての利用可能なアナリスト・レポート等の特定の要素が、通常同様に検討される。

一般的には、一定の証券（たとえば外国証券）の取引は、ニューヨーク取引所終了前のいろいろな時間に毎日相当規模が完了している。ファンドの受益証券の純資産価格を決定するために利用されるこれらの証券の価格は、当該時点においてその現地通貨で計算される。通貨の換算レートは、通常、英国ロンドンにおける取引終了時（ニューヨーク時間午後3時）に決定される。更に、多数発行された証券について、取引情報の収集と処理に必要な時間のために、一定の証券（たとえば転換社債、米国国債および免税証券）の価格はニューヨーク取引所の終了前に収集される市場価格により決定される。時には、ファンドの純資産価格の計算には反映されないが、公正な評価価格が存在しない場合、かかる証券の価値に影響を及ぼす事態が価格決定時点とニューヨーク取引所の終了時点との間に発生する可能性がある。この期間に為替レートに重大な影響を及ぼす事態が起きた場合、影響を受ける証券を評価するのに用いられた為替レートは、受託者により承認された方法に従い公正価格で管理運用会社により評価される。

合衆国通貨以外の通貨でなされた投資に関しては、ファンドは、通常ニューヨーク証券取引所が取引を行っている東部時間午後3時に決定される直近の換算レートで米ドルに換算する。その結果、米ドルに対する合衆国通貨以外の通貨の価値の変動はファンドの純資産額に影響を及ぼす場合がある。米国外の市場の取引時間はニューヨーク証券取引所と異なるため、ファンドの受益証券の価値は、投資

家がファンドの受益証券を購入することができない日に変動しうる。米国外の多くの証券市場および証券取引所はニューヨーク証券取引所の取引終了時間よりも早く取引を終了するため、このような市場または取引所における証券の終値は、当該市場または取引所の取引終了時間からニューヨーク証券取引所の取引終了時間までの間に生じた事象を十分に織り込んでいない場合がある。その結果、ファンドは公正な価格決定方法を採用した。これにより、合衆国市場内である特定の基準を超えるような動きがある場合には、特に、ファンドは海外株式を公正に評価する必要がある。この基準は適宜修正され、公正な価格が使用される日数は変化するが、公正な価格がファンドにより広範囲に使用されることは可能である。更に、ファンドが所有する証券はファンドが取引されない日に開いている米国外の市場で取引される場合があり、当該日における当該証券の取引は、受益者がファンドの受益証券を売買できない時間に受益者の投資証券の価格に影響を及ぼす場合がある。ファンドの公正な価格決定方法を用いる投資価格は直近の投資市場価格とは異なる場合がある。

純資産価格の計算において価格決定の誤りを管理運用会社が認めた場合、管理運用会社の価格決定手続きに基づき訂正が行われることがある。価格決定の誤りのファンドの純資産価格に及ぼす影響が一口当たり1米セント未満である場合、その誤りは重要とは考えられず、必要な措置は取られない。価格決定の誤りのファンドの純資産価格に及ぼす影響が一口当たり1米セント以上である場合、事実関係全般および価格決定の誤りに関する状況を調査の上で、(1) その純資産価格計算の誤りが一口当たり純資産の0.5%未満である場合または(2) 受益者の口座に対する予想調整金額が25米ドル未満の場合、ファンドは受益者口座の調整を行わない。他方、価格決定の誤りのファンドの純資産価格に及ぼす影響が一口当たり1米セント以上である場合、事実関係全般および価格決定の誤りに関する状況を調査の上で、(1) その純資産価格計算の誤りが一口当たり純資産の0.5%以上である場合または(2) 受益者の口座に対する予想調整金額が25米ドル以上の場合、ファンドは受益者口座の調整を行う。

(2) 【保管】

ファンド証券は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面(発行されている場合)は、受益者より別段の指示のない限り、S M B Cフレンド証券の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社または販売取扱会社からファンド証券の取引残高報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は無期限である。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年6月30日である。

(5) 【その他】

a) 解散

ファンドは議決権を有する受益証券の3分の2以上を保有する受益者の決議、または受益者に対する書面による通知によりファンドの受託者により、いつでも解散することができる。

b) 発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

c) ワラント・新受益証券引受権等の発行

ワラント、新受益証券引受権、オプション等を発行することにより受益者または投資者に対して、ファンド証券を買付ける権利を付与することをファンドは、禁止されている。

d) 運用状況の開示

ファンドの広告には随時運用情報を掲載するものとする。

2009年6月30日を最終日とする1年間、5年間および10年間のクラスM受益証券の平均年間総収益は、それぞれ-35.15%、0.87%および-0.24%であった。これらの期間に関しては、ファンドは経費を抑えたが、そうしなければ収益は下がっていたであろう。

e) 契約及び信託宣言の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続

1) 契約及び信託宣言

契約及び信託宣言（改正済）の原本または写しは、ファンドの事務所に保管され受益権者の閲覧に供される。契約及び信託宣言（改正済）の原本または写しは、アメリカ合衆国において、マサチューセッツ州務長官およびボストン市書記官に届け出られる。

契約及び信託宣言は、議決権付受益証券の過半数を所有する受益者の議決によりその旨が授権された場合、当該時の受託者の過半数が署名した証書により、いつでも変更することができる。ただし、一もしくは複数のシリーズまたはクラスの受益証券の所持人に影響を及ぼすが、発行済みの全シリーズおよびクラスの受益者には影響しない変更の場合には、影響を受ける各シリーズおよびクラスの議決権付受益証券の過半数を所有する受益者の決議により授権され、影響を受けないシリーズまたはクラスの受益者の決議は必要としない。ファンドの名称の変更または省略部分の補充、曖昧性の矯正または契約及び信託宣言に記載された不完全もしくは不一致条項の是正、修正もしくは補充を行うための変更は、受益者の議決による授権を必要としない。

日本においては、ファンドは、契約および信託宣言を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等を2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

2) 付属定款

本付属定款は、受託者会において当該時の在任受託者の過半数によるか、またはかかる過半数の署名した一もしくは複数の書面により、その全部または一部を変更または廃止することができる。

3) 管理契約

ファンドの発行済受益証券の過半数の賛成票を得て、さらに承認決議のために招集された会議で、ファンドまたは管理運用会社の利害関係者ではないファンドの受託者の過半数の本人による賛成票により、当該変更が承認されない限り、管理契約は変更されない。

4) マスター保管契約

マスター保管契約は、その締結の時点で発効し、その日付から当初の4年間にわたり効力を有し続け、一方の当事者が180日前に非更新の意思の事前書面通知を他方当事者に対して行わない限り、次の連続する3年間に於いて自動的に更新されるものとする。この契約が終了された場合（そのような終了の日付を「終了日」という。）、保管会社は、ファンドの合理的な要求に応じて、かつ、保管会社の同意を条件として（このような同意を不当に留保しまたは遅延させてはならない。）、終了日から90日を超えない期間（「延長期間」という。）にわたりこの契約に基づく業務を提供し続けるものとし、このような延長期間中の保管会社の業務および費用に関して保管会社に支払われる報酬は、ファンドと保管会社の間で最後に合意され、かつ、終了日の直前に有効であった報酬の105パーセント（年率）を超えてはならない。

5) 改正済再録投資者サービス契約

改正済再録投資者サービス契約は、投資者サービス代行会社に対するファンドによる90日間以上前の書面による通知、またはファンドに対する投資者サービス代行会社による6ヶ月以上前の書面による通知により解約されるまで有効である。

かかる解約に関して、改正済再録投資者サービス契約に基づく投資者サービス代行会社の義務、責任の承継者が、ファンドによる、投資者サービス代行会社に対する書面による通知により任命される場合、投資者サービス代行会社は、かかる承継者による帳簿、記録および他のデータを整備する際、投資者サービス代行会社の人員による援助を含め、かかる義務、責任の移譲に十分に協力する。ファンドはかかる移譲に関し、投資者サービス代行会社が負担するすべての費用を投資者サービス代行会社に弁償する。

6) マスター副会計サービス契約

マスター副会計サービス契約は、その署名された時点で発効し、7年間効力を有し、さらに3年間自動的に効力が継続する。同契約は当事者の相互の合意によりいつでも変更することができる。同契約は当事者が相手方当事者に対して180日前までの書面による通知をなすことにより、終了させ

ることができる。

7) 副顧問契約

副顧問契約はファンドの受託者または受益者の議決により違約金なしに、または管理運用会社、副管理運用会社もしくは副投資顧問会社により、30日間の書面通知で解除されうる。副顧問契約はまた違約金なしに、その譲渡の場合、管理運用会社のファンドとの管理契約終了の場合または副管理運用会社が副投資顧問会社と契約した割当部分につき、副管理運用会社のファンドとの副管理契約終了の場合、終了する。副顧問契約は、その存続が少なくとも毎年、受託者の賛成議決または受益者の賛成議決および（どちらの議決の場合も）管理運用会社またはファンドの「利害関係者」でない受託者の過半数により承認される限りにおいて副顧問契約が存続する旨、規定している。適用法を条件として、副顧問契約は、管理運用会社またはファンドの「利害関係者」でない受託者の過半数により修正されうる。上記の各場合において、受益者の賛成議決とは、1940年投資会社法に定義される「外部発行済議決権証券の過半数」の賛成議決である。

8) 副管理契約

副管理契約はファンドの受託者または受益者の議決により違約金なしに、または管理運用会社もしくは副管理運用会社により、30日間の書面通知で解除されうる。副管理契約はまた違約金なしに、その譲渡の場合または管理運用会社のファンドとの管理契約終了の場合、終了する。副管理契約は、その存続が少なくとも毎年、受託者の賛成議決または受益者の賛成議決および（どちらの議決の場合も）管理運用会社またはファンドの「利害関係者」でない受託者の過半数により承認される限りにおいて副管理契約が存続する旨、規定している。適用法を条件として、副管理契約は、管理運用会社またはファンドの「利害関係者」でない受託者の過半数により修正されうる。上記の各場合において、受益者の賛成議決とは、1940年投資会社法に定義される「外部発行済議決権証券の過半数」の賛成議決である。

9) 日本における販売契約

日本における販売契約の両当事者は、30日前までに書面による通知をなせば、本契約を理由なく終了させることができる。両当事者はまた、他方当事者が本契約で定めるいかなる条項に違反した場合であっても、それを理由として本契約を解除することができる。後者の場合、解除の効力は、解除通知が他方当事者に到達した日から生じる。

10) 代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が30日前に他の当事者に対し本契約に記載される住所宛、書面により通知することにより終了する。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、ファンドの日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とする。

2【開示制度の概要】

アメリカ合衆国における開示

- a) 受益者に対する開示：1940年投資会社法の規定により、投資信託は、受益者に対して財務情報を含む運営に関する年次有価証券報告書および半期報告書を送付する。
- b) SECに対する開示：1940年投資会社法の規定に基づき、投資信託は、SECに対して、定期的に届出書（N-1Aのフォームによる）により投資信託の最新情報を提出する。ファンドは、N-Q、N-PX、N-CSRおよびN-SARの各フォームにより証券取引委員会（SEC）に対して定期的に追加情報を提出する。

日本における開示

a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

ファンドは日本における一億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの契約及び信託宣言および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET

T)において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付する。受託者は、ファンドの財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

ファンドは、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、改正済）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドは、ファンドの契約及び信託宣言を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、ファンドは、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

b) 日本の受益者に対する開示

ファンドは、契約および信託宣言を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等を2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

受託者からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす変更は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に送付される。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者は、その受益権を直接行使するためには、ファンドの受益証券名義人として、そのファンド証券を登録しなければならない。従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券を保管会社の名義で登録しているため、ファンドに対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

a) 議決権

各受益証券は1票を有し、端数の受益証券はその割合に応じて投票権を有する。法律により規定されている場合または受託者により決定される場合を除き、すべてのクラスの受益証券は単一のクラスとして議決される。受益証券は、譲渡自由であり、受託者会の宣言する場合には配当を受領し、また、もしファンドが清算される場合には、ファンドの純資産を受領する権利を有する。ファンドはいつでも受益証券の販売を停止することができ、また、受益証券の購入申込みを拒絶できる。ファンドの年次受益者集会の開催は要求されていないが、議決権を有する発行済受益証券の少なくとも10%を保有する受益者は、受託者の選任もしくは解任または契約及び信託宣言に定められた他の行為をなすために集会を招集する権利を有する。ファンドは、ファンドの受託者会を選任する受益者集会を2004年から少なくとも5年毎に開催することを自発的に約束している。ファンドの当該受益者集会は2009年の終わりに開催された。

b) 買戻請求権

受益者はいつでも、受益証券を純資産価格で買戻すことを請求する権利を有する。

c) 配当金請求権

受益者は、通常純投資収益および純実現売買益による分配を少なくとも毎年1回、受領する。純投資収益からの配当（もしあれば）は少額であると予想される。売買益からの配当は、可能な売却損の繰延べを行った後分配される。

受益者は分配、売買益もしくはその両方をファンドもしくは他のパトナムのファンドの受益証券に再投資することも、またはそれらを小切手もしくは銀行口座へ電信振込の方法で現金で受領することもできる。日本の投資者はすべての分配を現金で受領するものとする。

d) 残余財産分配請求権

受益者は、別段の要求がある場合を除き、償還により、その保有する受益証券の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有する。

e) 会計帳簿等閲覧請求権

受益者は、マサチューセッツ州州務長官事務所における契約及び信託宣言閲覧権、裁判所の自由裁量に従い会計帳簿閲覧権、および受益者集会の議事録閲覧権を有する。

f) 受益証券を譲渡する権利

受益証券は、法律による制限を除いて、譲渡制限はなく、自由に譲渡することができる。

g) アメリカ合衆国登録届出書に関する権利

1933年証券法により、アメリカ合衆国登録届出書に重要な事項に関する虚偽、誤解を生ずる記載、または記載すべきもしくは誤解を生ぜしめないための重要な記載の脱漏がある場合、証券の取得者は、一般に、当該登録届出書に署名した者、その提出時の発行体の受託者（または同様の地位にあった者）、その作成に関与した者、当該証券の引取人に対し訴訟提起をする権利を有する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アメリカ合衆国における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、ファンドから日本国内において、

a) ファンドに対する法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

b) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、を委任されている。なお、財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春 芽

同 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することをファンドは承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、2009年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=91.44円)を使用して換算した円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。従って、合計の数字が一致しない場合がある。

1【財務諸表】

(1)【当年度の財務書類】

【貸借対照表】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
資産および負債計算書
2009年6月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額、12,281,158ドルの貸付有価証券を含む (注1)：		
非関連発行体(個別法による原価：213,606,603ドル)	207,561,758	18,979,447
未収配当金、未収利息およびその他の未収金	858,427	78,495
ファンド受益証券販売未収金	25,343	2,317
債権購入契約未収金(注2)	21,857	1,999
還付外国税	576,636	52,728
資産合計	209,044,021	19,114,985
負債		
保管会社未払金(注2)	57,986	5,302
ファンド受益証券買戻未払金	453,103	41,432
未払管理報酬(注2、6)	284,303	25,997
未払投資者サービス報酬(注2)	34,661	3,169
未払保管報酬(注2)	28,603	2,615
未払受託者報酬および費用(注2)	143,710	13,141
未払管理事務報酬(注2)	1,436	131
未払販売報酬(注2)	114,264	10,448
貸付有価証券担保、時価評価額(注1)	12,899,945	1,179,571
その他の未払費用	76,329	6,980
負債合計	14,094,340	1,288,786
純資産	194,949,681	17,826,199
資本構成		
払込資本金(授權受益証券口数は無制限)(注1、4)	329,845,400	30,161,063
累積投資純損失(注1)	(1,934,009)	(176,846)
投資有価証券および外貨取引に係る累積実現純損失(注1)	(126,959,047)	(11,609,135)
投資有価証券ならびに外貨建資産および負債に係る未実現純評 価損	(6,002,663)	(548,884)
合計 - 発行済資本に対応する純資産	194,949,681	17,826,199

	米ドル	円
純資産価格および販売価格の計算		
クラスA 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (169,466,756ドル÷11,208,404口)	15.12	1,383
クラスA 受益証券一口当たり販売価格 (15.12ドルの94.25分の100)*	16.04	1,467
クラスB 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (10,391,161ドル÷717,749口)**	14.48	1,324
クラスC 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (2,324,875ドル÷156,630口)**	14.84	1,357
クラスM 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (3,683,222ドル÷246,234口)	14.96	1,368
クラスM 受益証券一口当たり販売価格 (14.96ドルの96.50分の100)*	15.50	1,417
クラスR 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(96,568ドル÷6,450口)	14.97	1,369
クラスY 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(8,987,099ドル÷591,824口)	15.19	1,389

* 5万ドル未満の単発小売り。5万ドル以上の販売については販売価格が割り引かれる。

** 一口当たりの買戻価格は、純資産価格から適用される解約手数料を控除した額に等しい。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
運用計算書

2009年6月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益：		
受取配当金（外国における源泉税844,149ドル控除後）	9,213,134	842,449
受取利息（関連発行体への投資からの26,709ドルの受取利息を含む）（注6）	49,575	4,533
有価証券貸付	185,049	16,921
投資収益合計	9,447,758	863,903
費用：		
管理報酬（注2）	1,851,010	169,256
投資者サービス報酬（注2）	921,175	84,232
保管報酬（注2）	57,089	5,220
受託者報酬および費用（注2）	33,304	3,045
管理事務報酬（注2）	22,463	2,054
販売報酬 - クラスA証券（注2）	502,436	45,943
販売報酬 - クラスB証券（注2）	157,271	14,381
販売報酬 - クラスC証券（注2）	27,857	2,547
販売報酬 - クラスM証券（注2）	32,727	2,993
販売報酬 - クラスR証券（注2）	412	38
その他	247,667	22,647
管理運用会社が放棄し払い戻す報酬（注2、6）	(314,140)	(28,725)
費用合計	3,539,271	323,631
費用控除額（注2）	(112,934)	(10,327)
費用純額	3,426,337	313,304
投資純利益	6,021,421	550,599
投資有価証券に係る実現純損失（注1、3）	(120,505,895)	(11,019,059)
先物契約に係る実現純損失（注1）	(1,333,468)	(121,932)
外貨取引に係る実現純損失（注1）	(4,238,445)	(387,563)
外貨建資産および負債に係る当期中の未実現純評価損	(195,143)	(17,844)
投資有価証券および先物契約に係る当期中の未実現純評価損	(17,691,729)	(1,617,732)
投資有価証券に係る純損失	(143,964,680)	(13,164,130)
運用による純資産の純減少	(137,943,259)	(12,613,532)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
純資産変動計算書

6月30日に終了した年度

	2009年		2008年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
純資産の減少				
運用：				
投資純利益	6,021,421	550,599	7,792,822	712,576
投資有価証券および外貨取引に係る実現純(損)益	(126,077,808)	(11,528,555)	1,306,211	119,440
投資有価証券ならびに外貨建資産および負債に係る未実現純評価損	(17,886,872)	(1,635,576)	(91,660,523)	(8,381,438)
運用による純資産の純減少	(137,943,259)	(12,613,532)	(82,561,490)	(7,549,423)
受益者への分配金(注1)：				
経常利益より				
投資純利益				
クラスA証券	-	-	(7,382,534)	(675,059)
クラスB証券	-	-	(328,521)	(30,040)
クラスC証券	-	-	(58,076)	(5,310)
クラスM証券	-	-	(109,853)	(10,045)
クラスR証券	-	-	(2,023)	(185)
クラスY証券	-	-	(228,660)	(20,909)
投資有価証券に係る短期実現純利益				
クラスA証券	-	-	(35,148,812)	(3,214,007)
クラスB証券	-	-	(4,649,811)	(425,179)
クラスC証券	-	-	(514,229)	(47,021)
クラスM証券	-	-	(873,206)	(79,846)
クラスR証券	-	-	(10,141)	(927)
クラスY証券	-	-	(942,616)	(86,193)
投資有価証券に係る長期実現純利益より				
クラスA証券	-	-	(34,015,628)	(3,110,389)
クラスB証券	-	-	(4,499,903)	(411,471)
クラスC証券	-	-	(497,651)	(45,505)
クラスM証券	-	-	(845,054)	(77,272)
クラスR証券	-	-	(9,814)	(897)
クラスY証券	-	-	(912,227)	(83,414)
和解金支払による資本の増加	749,230	68,510	-	-
買戻手数料(注1)	3,491	319	18,636	1,704
資本取引による減少(注4)	(68,135,878)	(6,230,345)	(12,085,501)	(1,105,098)
純資産の減少合計額	(205,326,416)	(18,775,047)	(185,657,114)	(16,976,487)
純資産				
期首現在	400,276,097	36,601,246	585,933,211	53,577,733
期末現在(それぞれ1,934,009ドルの累積投資純損失および3,934,656ドルの投資純利益超過分配金を含む。)	194,949,681	17,826,199	400,276,097	36,601,246

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務ハイライト

期中発行済証券一口当たり(単位:米ドル)

投資運用:

分配金控除:

終了期間	期首現在純 資産価格	投資純 (損)益 ^{a,d}	実現/未実現 投資有価証券 純(損)益	投資運用 損益合計	投資純利益 より	実現投資純 利益より	分配金合計	買戻し手 数料 ^e
クラス A								
2009年 6 月30日	23.20	0.42	(8.56)	(8.14)	-	-	-	-
2008年 6 月30日	33.47	0.48	(5.14)	(4.66)	(0.54)	(5.07)	(5.61)	-
2007年 6 月30日	25.58	0.37	8.17	8.54	(0.56)	(0.09)	(0.65)	-
2006年 6 月30日	20.79	0.48 ^{g,h}	4.59	5.07	(0.28)	-	(0.28)	-
2005年 6 月30日	18.05	0.22 ^f	2.78	3.00	(0.26)	-	(0.26)	-
クラス B								
2009年 6 月30日	22.39	0.27	(8.24)	(7.97)	-	-	-	-
2008年 6 月30日	32.34	0.16	(4.85)	(4.69)	(0.19)	(5.07)	(5.26)	-
2007年 6 月30日	24.68	0.05	7.97	8.02	(0.27)	(0.09)	(0.36)	-
2006年 6 月30日	20.03	0.21 ^{g,h}	4.52	4.73	(0.08)	-	(0.08)	-
2005年 6 月30日	17.40	0.04 ^f	2.70	2.74	(0.11)	-	(0.11)	-
クラス C								
2009年 6 月30日	22.94	0.30	(8.46)	(8.16)	-	-	-	-
2008年 6 月30日	33.11	0.25	(5.06)	(4.81)	(0.29)	(5.07)	(5.36)	-
2007年 6 月30日	25.33	0.14	8.08	8.22	(0.35)	(0.09)	(0.44)	-
2006年 6 月30日	20.58	0.30 ^{g,h}	4.56	4.86	(0.11)	-	(0.11)	-
2005年 6 月30日	17.88	0.06 ^f	2.75	2.81	(0.11)	-	(0.11)	-
クラス M								
2009年 6 月30日	23.07	0.34	(8.51)	(8.17)	-	-	-	-
2008年 6 月30日	33.23	0.27	(5.03)	(4.76)	(0.33)	(5.07)	(5.40)	-
2007年 6 月30日	25.38	0.19	8.13	8.32	(0.38)	(0.09)	(0.47)	-
2006年 6 月30日	20.61	0.34 ^{g,h}	4.58	4.92	(0.15)	-	(0.15)	-
2005年 6 月30日	17.84	0.09 ^f	2.77	2.86	(0.09)	-	(0.09)	-
クラス R								
2009年 6 月30日	23.02	0.42	(8.53)	(8.11)	-	-	-	-
2008年 6 月30日	33.30	0.44	(5.13)	(4.69)	(0.52)	(5.07)	(5.59)	-
2007年 6 月30日	25.55	0.60	7.84	8.44	(0.60)	(0.09)	(0.69)	-
2006年 6 月30日	20.75	0.67 ^{g,h}	4.39	5.06	(0.26)	-	(0.26)	-
2005年 6 月30日	18.03	0.20 ^f	2.75	2.95	(0.23)	-	(0.23)	-
クラス Y								
2009年 6 月30日	23.24	0.52	(8.63)	(8.11)	-	-	-	-
2008年 6 月30日	33.53	0.57	(5.16)	(4.59)	(0.63)	(5.07)	(5.70)	-
2007年 6 月30日	25.62	0.48	8.14	8.62	(0.62)	(0.09)	(0.71)	-
2006年 6 月30日 [†]	22.46	0.53 ^{g,h}	2.92	3.45	(0.29)	-	(0.29)	-

この表の末尾にある財務ハイライトに対する注記を参照のこと。
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務ハイライト

期中発行済証券一口当たり（単位：米ドル）

終了期間	経常外の 払戻し	期末現在純 資産価格	純資産額に対 する総投資収 益比率 (%) ^b	比率および補足データ：			
				期末現在純 資産額 (千ドル)	平均純資産額 に対する費用 比率 (%) ^{c,d}	平均純資産額 に対する投資 純（損）益率 (%) ^d	ポートフォ リオ回転率 (%)
クラス A							
2009年 6月30日	0.06 ^{i,j}	15.12	(34.83)	169,467	1.47	2.65	78.96
2008年 6月30日	-	23.20	(15.43)	346,192	1.41	1.70	76.88
2007年 6月30日	-	33.47	33.69	476,598	1.48	1.26	106.13
2006年 6月30日	-	25.58	24.54 ^g	341,155	1.46 ^g	2.04 ^{g,h}	80.51
2005年 6月30日	-	20.79	16.66 ^f	328,279	1.44	1.13 ^f	56.35
クラス B							
2009年 6月30日	0.06 ^{i,j}	14.48	(35.33)	10,391	2.22	1.74	78.96
2008年 6月30日	-	22.39	(16.04)	32,360	2.16	0.58	76.88
2007年 6月30日	-	32.34	32.68	77,315	2.23	0.17	106.13
2006年 6月30日	-	24.68	23.65 ^g	126,764	2.21 ^g	0.99 ^{g,h}	80.51
2005年 6月30日	-	20.03	15.73 ^f	177,711	2.19	0.23 ^f	56.35
クラス C							
2009年 6月30日	0.06 ^{i,j}	14.84	(35.31)	2,325	2.22	1.90	78.96
2008年 6月30日	-	22.94	(16.04)	4,912	2.16	0.89	76.88
2007年 6月30日	-	33.11	32.68	6,983	2.23	0.48	106.13
2006年 6月30日	-	25.33	23.66 ^g	5,455	2.21 ^g	1.29 ^{g,h}	80.51
2005年 6月30日	-	20.58	15.73 ^f	5,182	2.19	0.33 ^f	56.35
クラス M							
2009年 6月30日	0.06 ^{i,j}	14.96	(35.15)	3,683	1.97	2.19	78.96
2008年 6月30日	-	23.07	(15.85)	7,551	1.91	0.96	76.88
2007年 6月30日	-	33.23	33.02	14,075	1.98	0.66	106.13
2006年 6月30日	-	25.38	23.97 ^g	14,097	1.96 ^g	1.49 ^{g,h}	80.51
2005年 6月30日	-	20.61	16.05 ^f	15,227	1.94	0.46 ^f	56.35
クラス R							
2009年 6月30日	0.06 ^{i,j}	14.97	(34.97)	97	1.72	2.80	78.96
2008年 6月30日	-	23.02	(15.63)	107	1.66	1.60	76.88
2007年 6月30日	-	33.30	33.36	89	1.73	1.94	106.13
2006年 6月30日	-	25.55	24.52 ^g	6	1.71 ^g	2.69 ^{g,h}	80.51
2005年 6月30日	-	20.75	16.38 ^f	2	1.69	1.03 ^f	56.35
クラス Y							
2009年 6月30日	0.06 ^{i,j}	15.19	(34.64)	8,987	1.22	3.50	78.96
2008年 6月30日	-	23.24	(15.22)	9,154	1.16	2.05	76.88
2007年 6月30日	-	33.53	34.00	10,873	1.23	1.59	106.13
2006年 6月30日 [†]	-	25.62	15.52 ^g	6,261	0.89 ^g	2.19 ^{g,h}	80.51

この表の末尾にある財務ハイライトに対する注記を参照のこと。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務ハイライト(つづき)

* 年次ベースではない。

† 2005年10月4日(運用開始日)から2006年6月30日までの期間。

- a 一口当たりの投資純(損)益は、期中の発行済証券の加重平均数に基づいて決定されている。
- b 総投資収益比率は、分配金を再投資したものとみなし、販売手数料の影響を反映していない。
- c 費用相殺および仲介事務協定により支払った金額を含む(注2)。
- d 期中に行われたパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへの投資に関連する非自発的な契約上の支出限度、および/または一定のファンド費用の放棄を反映している。かかる限度および/または放棄により、各クラスの費用は、以下の額の減少を示している(注2、6)。

	平均純資産額に対する比率
2009年6月30日	0.14%
2008年6月30日	<0.01%
2007年6月30日	<0.01%
2006年6月30日	<0.01%
2005年6月30日	0.05%

e 金額は、一口当たり0.01ドル未満を表す。

f 委託売買業務に関するパトナム・マネジメントと証券取引委員会(SEC)の和解に関連する経常外費用を反映しており、その額は以下の通りであった。

	一口当たり	平均純資産額に対する比率
クラスA	0.01ドル	0.04%
クラスB	0.01ドル	0.03%
クラスC	0.01ドル	0.04%
クラスM	0.01ドル	0.03%
クラスR	0.01ドル	0.04%

g 過去の諸年度において名義書換業務に対してファンドがパトナムに支払った一定の金額の計算に関連する、パトナム・インベストメンツからの経常外の払戻しを反映しており、その額は2006年6月30日終了期間に、一口当たり0.01ドル、平均純資産の0.02%であった。

h ファンドからの特別配当を反映しており、その額は以下の通りであった。

	一口当たり	平均純資産額に対する比率
クラスA	0.23ドル	0.96%
クラスB	0.20ドル	0.87%
クラスC	0.22ドル	0.95%
クラスM	0.23ドル	0.97%
クラスR	0.31ドル	1.27%
クラスY	0.23ドル	0.94%

i SECとミレニアム・パートナーズ・エルピー、ミレニアム・マネジメント・エルエルシーおよびミレニアム・インターナショナル・マネジメント・エルエルシーとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2009年6月23日現在発行済受益証券一口当たり0.03ドルであった。

j SECとベアー・スターンズ・アンド・カンパニー・インクおよびベアー・スターンズ・セキュリティーズ・コーポレーションとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2009年5月21日現在

発行済受益証券一口当たり0.03ドルであった。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2009年6月30日現在

注1 重要な会計方針

マサチューセッツ・ビジネス・トラストであるパトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、1940年投資会社法(改正済)の下で、オープンエンド型分散投資運用会社として登録されている。ファンドは、主としてヨーロッパの会社の普通株式およびその他の有価証券に投資することにより、元本の成長を追求する。

ファンドは、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券、クラスR受益証券およびクラスY受益証券を販売する。クラスA受益証券およびクラスM受益証券は、それぞれ最高5.75%および3.50%の購入時販売手数料で販売され、通常、解約手数料の支払はない。クラスB受益証券は、約8年後にクラスA受益証券に転換するもので、購入時販売手数料は支払わないが、販売から6年以内に買戻された場合は解約手数料を支払うことがある。クラスC受益証券は、1年間1.00%の解約手数料が課せられ、クラスA受益証券には転換されない。適格な従業員給付制度に販売されるクラスR受益証券は、純資産価格で販売される。クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券に対する費用は、各クラスの販売報酬に基づいて異なることがあり、それは注2に明記されている。クラスY受益証券は、純資産価格で販売され、通常、クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券と同じ費用を負担するが、販売報酬は負担しない。クラスY受益証券は、通常、企業、機関投資家およびその他の認可された投資プログラムの顧客に対してのみ販売される。

購入から90日以内に(売却または別のファンドへの転換により)買戻される受益証券には1.00%の買戻手数料が課されることがある。買戻手数料は、払込資本金の増加として会計処理される。

投資収益、実現/未実現損益およびファンドの費用は、当該クラス固有の費用(各クラスに適用される販売報酬を含む。)を除いて、ファンド純資産総額に対する各クラスの相対的な純資産額に基づいて按分負担される。各クラスの受益証券がクラス別に議決権を行使するのは、各クラス独自の販売計画に関する事項または法律によりクラス別に議決権行使が要求されているか受託者会により決定されているその他の事項に関してのみである。ファンドが清算された場合には、各クラスの受益証券は、ファンドの純資産についての比例した持分を受領する。さらに、受託者会は、各クラスの受益証券に対して別個の配当を行う。

通常の業務過程で、ファンドは状況により他の当事者に対して補償する旨の合意を含む契約を締結する。かかる合意に基づいてファンドが負担する最大のエクスポージャーは、現在までのところ請求は行なわれていないものの、ファンドに対して行われる可能性のあるクレームに関わるために予見できない。しかし、ファンドの運用チームは、重大な損失が生じる危険は低いと予想する。

以下は、ファンドが財務書類作成にあたって継続適用している重要な会計方針の要約である。財務書類の作成は、米国において一般に認められた会計原則に準拠しており、報告期間内の財務書類中の資産や負債の報告額および運用による純資産の増減の報告額に影響を与える見積りと仮定を経営陣が行うことを要求している。実際の結果はこれらの見積りとは異なることもある。当財務書類が公表された2009年8月13日までの貸借対照表日後の後発事象は、当財務書類の作成過程で評価された。

A) 有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能な投資有価証券は、主要な取引所において直近に報告された売却価格または特定の市場における公認の終値で評価されている。店頭取引の有価証券のように取引が報告されない場合には、直近に報告された買気配値で評価される。米国外の多くの証券市場および証券取引所は、ニューヨーク証券取引所の終了より前に終了する。それゆえ、かかる市場またはかかる取引所における有価証券の終値は、当該市場の終了後でニューヨーク証券取引所の終了前に発生した事象を十分に反映していないことがある。従って、一定の日については、ファンドは、米国証券市場の動向を含む複合的な要因を考慮して外国持分証券の公正価額を評価する。公正価額が使用される日数は市場活動によるが、ファンドにより公正価額がかなりの程度使用されることもあり得る。2009年6月30日現在、公正価額による値付けはポートフォリオの特定の外国有価証券について使用された。外貨建の有価証券については、もしあれば、期末の為替レートで米ドルに換算される。値付機関またはディーラーが有価証券を評価できないかまたはファンドの管理運用会社であり、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的な全額出資子会社であるパ

トナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(以下「パトナム・マネジメント」という。)が当該有価証券の公正価値を正確に反映していないと考える場合には、当該有価証券はパトナム・マネジメントにより公正価値で評価される。特定の制限付証券および非流動証券ならびにデリバティブを含む特定の投資有価証券も、受託者が承認した手続きに従って公正価値で評価される。かかる評価および手続きは、受託者会により定期的に見直される。有価証券の公正価値は通常、合理的な期間に、かかる証券を秩序的な処分により実現できるとファンドが合理的に予測できる金額として決定される。その性質上、公正価値による価格は現在販売されている有価証券の誠実に見積もられた価値であり、実勢市場価格を反映しておらず、かなりの差異があることがある。

B) 共同取引口座

証券取引委員会(「SEC」)からの免除命令に従って、ファンドは証券貸付契約に基づき受領した現金担保を含む未投資現金残高を、他の登録投資会社の現金と共に、共同取引口座およびパトナム・マネジメントが管理する特定のその他の口座に、振替えることができる。これらの残高は、証券貸付契約に基づき受領した担保については397日まで、およびその他の現金投資については90日までの期限を有する短期投資に投資される場合がある。

C) 買戻契約

ファンドまたはあらゆる共同取引口座は、保管会社を通して、裏付となる証券を受領する。当該証券の購入時の時価は、最低でも経過利息を含んだ売戻価格と同額以上であることが要求されている。一定の三者間買戻契約に対する担保は、ファンドおよび相手方の利益のために相手方の保管会社に別勘定で保管されている。パトナム・マネジメントは、かかる裏付となる証券の価額が常に最低でも経過利息を含んだ売戻価格と同額以上であるという判断を行う責任を負っている。

D) 証券取引および関連する投資収益

証券取引は、約定日(買注文あるいは売注文が執行された日)に計上されている。有価証券売却損益は、個別法で決定されている。

受取利息は発生基準で計上される。適用される源泉税を控除した受取配当金は、一定の外国証券からの配当金が、もしあれば、配当落ち日の通知を受け次第認識される場合を除いて、配当落ち日に認識される。現物配当は、もしあれば、受領有価証券の公正な時価で記帳される。資本またはキャピタル・ゲインの払戻しを表す配当金は、もしあれば、取得原価の減少および/または実現利益として反映される。

E) 外貨換算

ファンドの会計記録は米ドルで記帳されている。外国有価証券、保有通貨、その他の資産および負債の市場価額は、取引日の為替レートで米ドルに換算後、ファンドの帳簿に記帳される。各有価証券の取得原価は、取得時の為替レートを使って決定される。所得税および源泉徴収税は、稼得時または発生時に実勢為替レートで換算される。ファンドは、投資有価証券に係る外国為替レートの変動による実現または未実現の損益を、証券の市場価格の変動から生じる値幅の変動と区別しない。かかる損益は、投資有価証券に係る実現および未実現の純損益に含まれている。外貨取引に係る実現純損益は、クローズド為替予約に係る実現為替純損益、外貨の売却、証券取引にかかる約定日と決済日間の実現為替差損益、ならびにファンドの帳簿に記載された投資収益および外国源泉徴収税の総額と実際に受領されまたは支払われた米ドル相当額との差額を表している。外貨建資産および負債に係る未実現純評価損益は、期末時におけるオープン先物通貨契約および投資有価証券以外の資産および負債の為替レートの変動による価額変動から生じている。外国有価証券への投資は、景気変動、政情不安および通貨価値の変動を含む国内での投資には存在しない種類のリスクを内包している。

F) 先物およびオプション契約

ファンドは、ファンドの所有する、所有していたまたは購入を予定している有価証券の価格変動をヘッジするために、またはその他の投資目的で、先物およびオプション契約を利用することができる。また、ファンドは、スワップまたはファンドが所有するまたは当期収益を増加させるために投資する有価証券についてオプションを売建てることができる。

ファンドにとっての潜在的なリスクは、先物およびオプション契約の価格変動がヘッジ対象商品の価格変動に対応しないかもしれないということである。さらに、契約の流通市場が非流動的であったり、金利または為替レートが予想外に変動したり、または契約の相手方が履行不能に陥る場合には裏付となる金融商

品の価格変動により、損失が生じる場合がある。先物に関しては、取引所で取引されており、すべての上場先物に対する取引相手方である取引所の清算機関は、デフォルトに対して先物を保証しているため、ファンドの取引相手方信用リスクはわずかである。リスクは、資産および負債計算書に認識された金額を超えることがある。契約の終了時には、ファンドは契約開始時における時価と終了時における時価の差額に相当する実現損益を計上する。買建オプションに係る実現損益は投資有価証券に係る実現損益に含まれている。売建コール・オプションが行使された場合は、当初受領したプレミアムは売却手取額の増加として計上される。売建プット・オプションが行使された場合には、当初受領したプレミアムは投資有価証券の取得原価の減少として計上される。

先物契約は、これらの契約が取引されている取引所の設定する日々の決済価格で評価される。ファンドおよびブローカーは、先物契約の評価額の日々の変動に等しい金額の現金を授受することに同意する。かかる受領額または支払額は、変動証拠金と呼ばれる。取引所で取引されているオプションは最終売却価格で、もし売却が報告されなかった場合には、買建オプションは最終買気配値で、また売建オプションは最終売気配値で評価される。店頭で取引されているオプションはディーラーにより提供された価格で評価される。期末現在の未決済先物契約および未履行引受オプション契約は、もしあれば、投資有価証券明細表の後に記載されている。期末現在の未決済契約は、期中の取引量を表している。

G) 為替予約

ファンドは、将来の一定の期日における設定価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。為替予約を締結することができる。かかる契約は、そのポートフォリオ証券の表示通貨または値付されている通貨の米ドルに対する価額の下落（または、ファンドが現金および短期投資を保有しているときには、ファンドが購入する予定の有価証券の表示通貨の価額の上昇）をヘッジするため、またはその他の投資目的に使用される。為替予約の米ドル価額は、値付サービス機関により提供される現行為替予約レートをを用いて決定される。契約の市場価額は、為替レートの動きに伴って変動する。契約は毎日値洗いされ、市場価額の変動は、未実現損益として計上される。契約終了の際には、ファンドは、契約開始時の価額と契約終了時の価額との間の差額に相当する実現損益を計上する。ファンドは、通貨価額が望ましくない方向へ変動したり、契約の相手方が契約条項を遵守することができなかつたり、ファンドが持高を手仕舞いすることができないかもしれない、というリスクを負っている。リスクは、資産および負債計算書に認識された金額を超えることがある。期末現在未決済の為替予約契約は、もしあれば、投資有価証券明細表の後に記載されている。期末現在の未決済契約は、期中の取引量を表している。

H) マスター契約

ファンドは、特定の取引相手方と共に、随時締結される店頭デリバティブおよび外国為替契約を規定するISDA（国際スワップ・デリバティブ協会）マスター契約（以下「マスター契約」という。）の当事者である。本マスター契約は、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、債務不履行事由および期限前終了に関する条項を含んでいる。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってファンドに提供された担保は、ファンドの保管会社により分別勘定に保有され、売却または再担保が可能な額に関してはファンドの投資有価証券明細表に表示される。ファンドが提供した担保はファンドの保管会社により分別保管されファンドの組入投資有価証券に分類される。担保は、現金、米国政府または関連機関発行の債務証券、またはファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券の形をとる。担保要件は、ファンドにおける各取引相手方のネットポジションに基づいて決定される。ファンドに適用される終了事由は、一定期間に渡りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生しうる。取引相手方に適用される終了事由は、取引相手方の長期および短期の信用格付が規定のレベル以下に下がる場合に発生しうる。いずれの場合も、発生次第、他方当事者は期限前終了を選択し、かかる期限前終了により発生し、終了選択当事者により合理的に決定される損失および費用の支払を含む、未決済のデリバティブ契約および外国為替契約のすべての決済を行うことができる。一またはそれ以上のファンドの取引相手方が期限前終了を決定した場合、その決定は、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与えうる。

I) 有価証券貸付

ファンドは、追加的収益を得るために、その代理人を通じて資格のある借り手に有価証券を貸し付けることができる。貸付は、貸付有価証券の時価と少なくとも同額の現金および/または有価証券で担保されている。貸付有価証券の時価は毎日決定され、必要な追加担保は翌営業日にファンドに割り当てられる。借り

手による債務不履行のリスクは、ファンドの代理人により負担され、ファンドは現金担保の投資に関する損失リスクを負う。有価証券貸付からの収益は、運用計算書の投資収益に含まれている。2009年6月30日現在、貸付有価証券の評価額は12,281,158ドルであった。ファンドは、12,899,945ドルの現金担保を受領し、当該現金は、他のパトナム・ファンドの担保と共にプールされ、1つの短期有価証券として発行されている。

J) 連邦税

指定期間内のすべての課税所得を分配し、その他については規制された投資会社に適用される1986年内国歳入法(改正済)(以下「内国歳入法」という。)の各条項に従うことがファンドの方針である。また、内国歳入法4982条に基づく消費税の課税を回避し得る金額を分配することも、ファンドの意向である。ファンドは、FASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計基準」(以下「FIN第48号」という。)の規定に従う。FIN第48号は、税務申告において採用される、または採用されると見込まれる税務上のポジションの優遇についての財務書類上の認識に関する最低基準を規定している。ファンドは、添付の財務書類上に認識されない税務上の優遇を有していなかった。収益、キャピタル・ゲイン、所有有価証券の未実現評価益に係る連邦税についても、収益やキャピタル・ゲインに係る消費税についても、引当金は設定されていない。ファンドの過去3年間の連邦税申告は、内国歳入庁および州税務当局の審査を条件とする。

2009年6月30日現在、ファンドは、内国歳入法で許容される範囲内で、将来の純キャピタル・ゲインがある場合にはそれと相殺することができる、52,502,507ドルの繰越キャピタル・ロス(以下「繰越キャピタル・ロス」という)を有していた。繰越キャピタル・ロスは2017年6月30日に失効する。

規制投資会社に適用される連邦所得税規則に従って、ファンドは2008年11月1日から2009年6月30日までの期間中に認識された68,257,026ドルの損失を2010年6月30日に終了する会計年度に繰り延べることを決定した。

K) 受益者への分配

投資純利益からの受益者への分配は、ファンドによって、配当落ち日に記帳される。キャピタル・ゲインからの配当は(もしあれば)、配当落ち日に計上され、少なくとも年1回支払われる。分配される収益の金額や性質は、一般に認められている会計原則とは異なることのある所得税規則に従って決定される。当該差異は入替え取引に係る損失、為替差損益、10月以降の損失繰延、債権購入契約未収金および返還金支払における一時差異および/または永久差異を含んでいる。ファンドの資本勘定は、所得税規則に基づく分配可能な収益またはキャピタル・ゲイン(もしくは繰越可能キャピタル・ロス)を反映するように組替えられている。2009年6月30日に終了した年度に、ファンドは未分配投資純利益を減少させる4,020,774ドルおよび払込資本金を減少させる749,231ドルの組替を行い、累積実現純損失を4,770,005ドル減少させた。

2009年6月30日現在の税務基準による分配可能利益の内容および連邦税務上の取得原価は、以下のとおりであった。

未実現評価益	15,339,403	ドル
未実現評価損	(29,445,894)	ドル
未実現純評価損	(14,106,491)	ドル
繰越キャピタル・ロス	(52,502,507)	ドル
10月以降の損失	(68,257,026)	ドル
連邦所得税務上の取得原価	221,668,249	ドル

注2 管理報酬、管理事務業務およびその他の取引

ファンドは、パトナム・マネジメントに、ファンドの運用および投資顧問業務に関する報酬を四半期毎にファンドの平均純資産額に基づいて支払う。かかる報酬は以下の年率に基づく。

	5億ドル以下の部分について	平均純資産額の0.80%
5億ドル超	10億ドル以下の部分について	0.70%
10億ドル超	15億ドル以下の部分について	0.65%

15億ドル超	65億ドル以下の部分について	0.60%
65億ドル超	115億ドル以下の部分について	0.575%
115億ドル超	165億ドル以下の部分について	0.555%
165億ドル超	215億ドル以下の部分について	0.54%
	215億ドル超の部分について	0.53%

パトナム・マネジメントは、ファンドの費用が、ファンドと同一の投資区分に属しまたはファンドと同一の投資目的を有するとリップパー・インクが考える販売手数料前払型(フロント・エンド・ロード)のファンドの平均費用を上回らないようにするために必要な範囲で、2009年7月31日まで報酬を放棄しファンドの費用を払い戻すことに同意した。この費用払い戻しは、ファンドの直近会計年度の各暦四半期に関するファンドの費用とリップパーの類似ファンド・グループに属するファンドの平均年間運営費用(12b-1報酬を含まず、ファンド費用を軽減する可能性のある費用相殺および仲介事務協定を考慮していない。)との比較に基づくものである。

パトナム・マネジメントはさらに、ファンドの費用が、ファンドの規模に基づきリップパー・インクが選択した顧客グループの競争力のあるファンドの単純平均費用を上回らないようにするために必要な範囲で、2008年7月1日から2009年7月31日まで報酬を放棄しファンドの費用を払い戻すことに同意した。この費用払い戻しは、それぞれの2007年会計年度に関するファンドの費用とこのリップパーの顧客の類似ファンド・グループに属するファンドの平均運営費用(12b-1報酬を含まず、ファンド費用を軽減させた費用相殺および仲介事務協定に対する調整後。)との比較に基づくものである。

2009年6月30日に終了した年度に、ファンドの費用は上述の限度より低い額に限定された。従って、パトナム・マネジメントはファンドからの管理報酬313,083ドルを放棄した。

パトナム・マネジメントはまた、2009年8月1日から2010年7月31日まで、ファンドの費用(仲介料、金利、税金、投資関連費用、特別費用、ならびにファンドの投資者サービス契約、投資運用契約および販売計画に基づく支払を除く。)を、ファンドの平均純資産額の年率0.20%までに制限することに契約上合意した。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベストメンツ・リミテッド(以下「P I L」という。)は、パトナム・マネジメントが随時決定するファンド資産の一部分を管理運用することを受託者により授權されている。パトナム・マネジメントは、その役務に対し、P I Lが管理運用するファンドの一部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎の副管理報酬をP I Lに支払う。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(以下「P A C」という。)は、パトナム・マネジメントまたはP I Lにより随時指定されるファンド資産の一部を管理運用することを受託者会により授權されている。パトナム・マネジメントまたはP I Lは、その役務に対し、P A Cが副投資顧問会社として携わるファンド資産の当該部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎に副顧問報酬をP A Cに支払う。

2008年9月26日、ファンドは、パトナム・マネジメントが管理するもう一つの登録投資会社(以下「買い手」という。)と契約を締結した。本契約に基づき、ファンドは、特定のデリバティブ取引の終了に関連してリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクより正味支払額84,811ドルを受領する権利(以下「債権」という。)を、当初支払額に当該債権に係る買い手の最終的な実現利益(または損失)に基づく追加額を適宜加算(または減算)した金額と引き換えに買い手に売却した。当該債権は、リーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクからのファンドの未収金純額と相殺される。本契約(資産および負債計算書に計上されている)は、受託者会が承認した手続きに従って公正価値で評価されている。本契約に基づく残りのすべての支払額は、実現損益として計上される。

ファンドは、パトナム・マネジメントに、ファンドの役員およびファンドに対して管理事務業務を提供した従業員に関する報酬および関連する費用として割当てられた額を補填する。かかるすべての補填金の総額は、毎年受託者によって決定される。

ファンド資産の保管業務は、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。)により提供される。保管報酬は、ファンドの資産レベル、証券保有数および取引規模に基づく。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベスター・サービスズ・インクは、ファンドに対して投資者サービス代行業務を提供した。2008年12月31日より前は、当該サービスはパトナム・マネ

ジメントの関係会社であるパトナム・フィデュシアリー・トラスト・カンパニー(以下「PFTC」という。)の一部門であるパトナム・インベスター・サービスズにより提供された。パトナム・インベスター・サービスズ・インクおよびパトナム・インベスター・サービスズは、一定の限度を条件として、ファンドの受益者口座数およびファンドの確定拠出プランの資産レベルに基づく投資者サービス報酬を受領した。2009年6月30日に終了した年度中にパトナム・マネジメントの関係会社が提供した投資者サービス代行業務に対して発生した金額は、運用計算書の投資者サービス報酬に含まれている。

ファンドとステート・ストリートの間の保管契約に基づき、保管銀行は、ファンドの投資制限により許容される範囲で、ファンドが購入する有価証券の決済のために保管銀行が行う前払いを補填するため、ファンドの投資有価証券に対して先取特権を有している。2009年6月30日現在、保管銀行未払金は、購入有価証券の決済のために前払いされた現金未払額を表している。

ファンドは、現金残高から許容される利益によりPFTCおよびステート・ストリートの報酬が減額される費用相殺の取決めを、PFTCおよびステート・ストリートとの間で締結した。ファンドは、仲介事務の取決めによってもファンドの費用を減少させた。2009年6月30日に終了した年度において、ファンドの費用は、費用相殺の取決めにより3,466ドル、仲介事務の取決めにより109,468ドル減少した。

ファンドの独立の各受託者は、四半期毎の報酬として344ドルがファンドに割当てられている年間受託者報酬および各受託者会出席についての追加報酬を受領する。受託者は、特定の委員会会議、産業セミナーへの出席ならびに一定のコンプライアンス関連事項についての追加報酬を受領する。受託者はまた、受託者としての役務に関連して負担する費用の払い戻しを受ける。

ファンドは、受託者に1995年7月1日以降支払われる受託者報酬の全部または一部について、その受領の繰延を認める受託者報酬繰延プラン(以下「繰延プラン」という。)を採用している。支払が繰延べられた報酬は、繰延プランに従って分配が行われるまで特定のパトナム・ファンドに投資される。

ファンドは、最低5年以上、受託者として役務を提供し、2004年より前に初めて選出されたファンドの受託者を対象とした非払戻無拠出型確定給付年金プラン(以下「年金プラン」という。)を採用している。年金プランにおける給付金は、2005年12月31日に終了した3年間の受託者の年次出席報酬および顧問報酬の平均合計額の50%相当額である。退職給付金は、2006年12月31日までの役務提供年数に応じて、退職後の年度から終身、受託者に給付される。ファンドの年金費用は、運用計算書において受託者報酬および費用に含まれている。未払年金債務は、資産および負債計算書において、未払受託者報酬および費用に含まれている。受託者会は、2003年より後に初めて選出された受託者に関しては年金プランを終了させた。

ファンドは、1940年投資会社法のルール12b-1に従って、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に関して販売計画(以下「計画」という。)を採用している。これらの計画の目的は、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーおよびパトナム・リテール・マネジメント・ジーピー・インクの全額出資子会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対し、ファンドの受益証券の販売に際して提供された役務および発生した費用を補償することにある。当該計画により、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に帰属するファンドの平均純資産額のそれぞれ0.35%、1.00%、1.00%、1.00%および1.00%までの年率で、ファンドはパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対して支払を行なう。受託者は、ファンドが、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券それぞれに帰属する平均純資産額の年率0.25%、1.00%、1.00%、0.75%および0.50%で支払をなすことを承認している。

2009年6月30日に終了した年度において、引受人として行為するパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の販売手数料9,481ドルおよび73ドルをそれぞれ受領し、クラスB受益証券およびクラスC受益証券の買戻しによる解約手数料18,047ドルおよび196ドルをそれぞれ受領した。クラスAおよびクラスM受益証券の一定の買戻しには、それぞれ1.00%および0.65%までの解約手数料が賦課される。2009年6月30日に終了した年度において、引受人として行為するパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の買戻しに関して解約手数料を受領しなかった。

2009年6月30日に終了した年度における、短期投資以外の投資有価証券の取得原価および売却手取金の総額は、それぞれ186,865,192ドルおよび247,927,196ドルであった。米国政府債務証券の購入および売却はなかった。

注4 資本金

2009年6月30日現在、授権受益証券の発行口数に制限は無い。資本取引は以下のとおりである。

クラスA	2009年6月30日に終了した年度		2008年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	685,462	10,673,894	1,562,557	44,856,942
分配金再投資に伴う 発行受益証券	-	-	2,762,061	70,460,184
	685,462	10,673,894	4,324,618	115,317,126
買戻受益証券	(4,395,908)	(67,562,971)	(3,645,500)	(100,153,103)
純増加(減少)	(3,710,446)	(56,889,077)	679,118	15,164,023

クラスB	2009年6月30日に終了した年度		2008年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	40,772	599,904	116,001	3,277,199
分配金再投資に伴う 発行受益証券	-	-	359,541	8,884,251
	40,772	599,904	475,542	12,161,450
買戻受益証券	(768,488)	(11,882,743)	(1,420,649)	(38,759,542)
純減少	(727,716)	(11,282,839)	(945,107)	(26,598,092)

クラスC	2009年6月30日に終了した年度		2008年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	6,033	90,446	27,151	787,794
分配金再投資に伴う 発行受益証券	-	-	34,848	882,368
	6,033	90,446	61,999	1,670,162
買戻受益証券	(63,555)	(993,464)	(58,740)	(1,620,372)
純増加(減少)	(57,522)	(903,018)	3,259	49,790

クラスM	2009年6月30日に終了した年度		2008年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	3,099	44,586	36,674	1,152,128
分配金再投資に伴う 発行受益証券	-	-	48,746	1,239,616
	3,099	44,586	85,420	2,391,744
買戻受益証券	(84,208)	(1,367,303)	(181,655)	(5,292,546)
純減少	(81,109)	(1,322,717)	(96,235)	(2,900,802)

クラスR	2009年6月30日に終了した年度		2008年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	3,539	52,525	3,363	93,466
分配金再投資に伴う 発行受益証券	-	-	867	21,978
	3,539	52,525	4,230	115,444
買戻受益証券	(1,757)	(28,327)	(2,236)	(56,032)
純増加	1,782	24,198	1,994	59,412

クラスY	2009年6月30日に終了した年度		2008年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	367,672	5,071,490	113,939	3,493,792
分配金再投資に伴う 発行受益証券	-	-	81,561	2,081,442
	367,672	5,071,490	195,500	5,575,234
買戻し受益証券	(169,675)	(2,833,915)	(125,965)	(3,435,066)
純増加	197,997	2,237,575	69,535	2,140,168

注5 デリバティブ活動の要約

2009年6月30日現在、ファンドはいかなるデリバティブ商品も有していない。

以下は、2009年6月30日に終了した年度における運用計算書上のデリバティブ商品の実現損益および未実現損益の要約である(注1参照)。

収益において認識されたデリバティブに係る実現利益(損失)の額

基準書第133号に基づきヘッジ 商品として会計処理されない デリバティブ	先物 (米ドル)	為替予約 (米ドル)	合計 (米ドル)
外国為替契約	-	(4,211,622)	(4,211,622)
株式契約	(1,333,468)	-	(1,333,468)
合計	(1,333,468)	(4,211,622)	(5,545,090)

収益において認識されたデリバティブに係る未実現評価益または(評価損)の変動

基準書第133号に基づきヘッジ 商品として会計処理されない デリバティブ	オプション (米ドル)	為替予約 (米ドル)	合計 (米ドル)
外国為替契約	-	(202,260)	(202,260)
株式契約	195,803	-	195,803
合計	195,803	(202,260)	(6,457)

注6 パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドおよびパトナム・マネー・マーケット・リクイ
ディティ・ファンドへの投資

ファンドは、パトナム・マネジメントが管理運用するオープンエンド型の投資運用会社であるパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドに投資した。パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへの投資は、各営業日の最終純資産価額で評価された。ファンドが支払う管理報酬は、ファンドがパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドに投資している資産に関連して、パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドが支払う管理報酬に等しい額だけ減額された。2009年6月30日に終了した年度に、支払われた管理報酬は、ファンドのパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへの投資に関連して1,057ドル減額された。ファンドが稼得した受取分配金は、運用計算書に受取利息として

計上され、2009年6月30日に終了した年度は合計26,050ドルであった。2009年6月30日に終了した年度中、パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへの投資の取得原価および売却手取額の総額は、それぞれ19,711,210ドルおよび27,746,705ドルであった。

2008年9月17日、パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドの受託者会は、2008年9月17日付で当該ファンドを終了することを決議した。2008年9月24日、ファンドは、パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドのその持分の清算に際して、1940年投資会社法に基づき登録された非関連投資運用会社であるフェデレイテッド・プライム・オブリゲーションズ・ファンドの持分を受領した。

2009年4月、ファンドは、パトナム・マネジメントが管理運用するオープンエンド型の投資運用会社であるパトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドに投資した。パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドへの投資は、各営業日の最終純資産価額で評価される。ファンドが稼得した受取分配金は、運用計算書に受取利息として計上され、2009年6月30日に終了した年度は合計659ドルであった。2009年6月30日に終了した年度中の、パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドへの投資の取得原価および売却手取額は、それぞれ14,417,661ドルおよび14,417,661ドルであった。パトナム・マネー・マーケット・リクイディティ・ファンドに請求された管理報酬は、パトナム・マネジメントにより放棄された。

注7 規制に関する事柄および訴訟

2003年下期および2004年に、パトナム・マネジメントは、パトナム・ファンドにおける過度の短期売買に関連する請求について、証券取引委員会(SEC)およびマサチューセッツ州証券局と和解した。パトナム・マネジメントからの特定のパトナムのオープンエンド型投資信託およびその受益者に対する支払は、今後数か月以内に完了すると予想される。かかる主張および関連する事項は、一部の訴訟(パトナム・マネジメントおよび限られた場合にはパトナムの一部の投資信託に対する集団訴訟を意図する複数の訴訟を含む。)の一般的な根拠になっている。パトナム・マネジメントは、かかる訴訟がファンドまたは投資運用サービスを提供するパトナム・マネジメントの能力に重大な悪影響を及ぼすことはないであろうと考えている。さらに、パトナム・マネジメントは、かかる懸案事項の結果としてパトナム・ファンドが被るあらゆる費用を負担することに同意している。

注8 市場および信用リスク

通常の業務過程で、ファンドは金融商品を売買し、市場の変動(市場リスク)または取引を履行する契約相手方の債務不履行(信用リスク)による潜在的な損失リスクを伴う金融取引を行う。ファンドは、ファンドが未決済取引またはオープン取引を有する機関または他の企業が債務を履行出来ない追加の信用リスクにさらされる可能性がある。

注9 その他

受託者会は、2009年7月の総会でファンドの新規管理契約を承認した。当該契約は、2009年第4四半期に開催予定の受益者総会に承認のため提出される。当該管理契約案の下では、管理報酬の料率の切換点はファンドの資産だけではなく、オープンエンド型のパトナム・ファンドすべての資産を参照して決定される。さらに、当該管理契約案では、ベンチマークと比較したファンドのパフォーマンスに基づき、管理報酬がより高くまたは低く調整される。

【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表

2009年6月30日現在

普通株式 (99.7%) [*]	株数	時価 (米ドル)	普通株式 (99.7%) [*] (つづき)	株数	時価 (米ドル)
オーストリア (0.7%)			オランダ (1.9%)		
Wienerberger AG [†]	111,693	\$1,389,734	Koninklijke Ahold NV	321,414	\$3,696,386
		1,389,734			3,696,386
ベルギー (1.2%)			ノルウェー (3.1%)		
KBC Groupe SA [†]	55,485	1,013,013	DnB NOR ASA [†]	298,112	2,283,898
UCB SA	42,675	1,369,113	StatoilHydro ASA	186,774	3,691,787
		2,382,126			5,975,685
デンマーク (0.5%)			スペイン (4.6%)		
D/S Norden 144A	29,625	1,019,612	Banco Santander Central Hispano SA	665,249	8,034,794
		1,019,612	Gestevisión Telecinco SA	88,629	831,988
					8,866,782
フランス (19.8%)			スイス (12.9%)		
AXA SA	169,428	3,205,719	Nestle SA	228,563	8,636,167
BNP Paribas SA	77,488	5,032,619	Novartis AG	108,856	4,427,746
Christian Dior SA	31,899	2,387,450	Roche Holding AG	51,105	6,960,779
France Telecom SA	197,575	4,492,628	Syngenta AG	6,449	1,499,275
Lafarge SA ^{†S}	28,961	1,967,981	Zurich Financial Services AG	20,938	3,710,500
Societe Generale	70,870	3,869,800			25,234,467
Total SA ^S	149,912	8,126,217			
UBISOFT Entertainment [†]	83,581	2,044,932	イギリス (38.0%)		
Vallourec SA ^{†S}	17,765	2,161,569	Aggreko PLC ^S	156,714	1,338,753
Vinci SA	35,145	1,578,608	Autonomy Corp. PLC [†]	48,702	1,154,608
Vivendi SA	159,456	3,822,789	BAE Systems PLC	880,294	4,916,519
		38,690,312	Barclays PLC	559,441	2,607,152
ドイツ (10.4%)			BG Group PLC	310,104	5,213,201
Bayerische Motoren Werke (BMW) AG	82,061	3,101,747	BHP Billiton PLC	221,439	5,004,607
Deutsche Boerse AG	23,711	1,844,420	BP PLC	1,154,857	9,143,565
Deutsche Post AG	100,418	1,313,566	Britvic PLC	403,443	1,855,133
E.ON AG	153,478	5,452,070	BT Group PLC	1,394,130	2,335,191
Henkel AG & Co. KGaA (Preference)	61,393	1,919,767	Centrica PLC	937,584	3,447,231
MTU Aero Engines Holding AG	68,403	2,499,567	Compass Group PLC	272,168	1,534,502
Porsche Automobil Holding			Davis Service Group PLC	193,574	1,065,425
SE(Preference)	29,233	1,966,090	GlaxoSmithKline PLC	401,217	7,069,123
Wincor Nixdorf AG	36,916	2,071,890	HSBC Holdings PLC	789,502	6,557,731
		20,169,117	Marks & Spencer Group PLC	373,565	1,886,457
ギリシャ (1.3%)			Michael Page International PLC	383,221	1,512,435
National Bank of Greece SA [†]	95,438	2,616,973	Reckitt Benckiser Group PLC	102,600	4,678,459
		2,616,973	Royal Bank of Scotland Group PLC	1,608,729	1,023,592
イスラエル (0.7%)			TUI Travel PLC	261,751	1,001,335
Teva Pharmaceutical Industries, Ltd. ADR	28,100	1,386,454	Vodafone Group PLC	2,937,691	5,681,586
		1,386,454	WPP PLC	344,369	2,291,683
イタリア (2.9%)			Xstrata PLC	243,529	2,687,335
Fiat SpA [†]	114,135	1,158,816			74,005,623
Finmeccanica SpA	146,888	2,074,433	普通株式合計 (取得原価 \$200,377,637)		\$194,332,868
Prysmian SpA	160,764	2,423,825			
		5,657,074			
ルクセンブルグ (1.7%)					
ArcelorMittal	98,651	3,242,523			
		3,242,523			
短期投資 (6.8%) [*]			額面		時価
					(米ドル)
米国財務省短期証券、実効利回り0.378%、満期日2010年2月11日			\$120,000		\$119,695
米国財務省短期債務証券、実効利回り0.437%、満期日2010年4月1日			210,000		209,250
貸付有価証券の担保として保有する短期投資、利回り0.01%、満期日2009年7月1日 ^d			12,899,949		12,899,945
短期投資合計 (取得原価 \$13,228,966)					\$13,228,890
投資有価証券合計					
投資有価証券合計 (取得原価 \$213,606,603)					\$207,561,758

* 表示された比率は、194,949,681ドルの純資産額に基づいている。

† 配当を出さない有価証券。

d 財務書類に対する注記1を参照のこと。

S 2009年6月30日現在、一部またはすべてが貸付けられている有価証券、発行体名の後の144Aは、1933年証券法（改正済）第144A条により登録を免除されている証券を表す。これらの証券は、登録を免除されている取引において、通常、適格購入機関に再売却される場合がある。

外国企業名の後のA D Rは、American Depositary Receipts（米国預託証券）の略であり、保管銀行に預託している外国有価証券の所有権を表す。

2009年6月30日現在、ファンドは、以下の通り10%を超える業種集中を有していた（純資産額に対する割合）。

銀行業	16.9%
石油・ガス	13.4
医薬品	10.9

2006年9月、F A S Bは財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下「S F A S第157号」という）を公表した。S F A S第157号は、2007年11月15日より後に開始する会計年度およびその当該会計年度の間中期について公表される財務書類に対して適用される。S F A S第157号の適用によるファンドの純資産額への重要な影響はないものの、公正価値の測定についての追加の開示を要求している。S F A S第157号は、公正価値の測定の開示について3段階のヒエラルキーを設定している。評価ヒエラルキーは、ファンドの投資有価証券の評価に対するインプットの透明性に基づいたものである。3つのレベルの定義は以下の通りである。

レベル1 - 活発な市場における同一の有価証券の市場価格に基づく評価

レベル2 - 活発でない市場における市場価格またはすべての重要なインプットが、直接的または間接的に観察可能な場合の市場価格に基づく評価

レベル3 - 公正価値の測定に関して観察不能な重要なインプットに基づく評価

以下は、2009年6月30日現在のファンドの純資産額の評価に用いられたインプットの概要である。

投資有価証券：	評価インプット		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
普通株式：			
オーストラリア	\$ -	\$1,389,734	\$ -
ベルギー	-	2,382,126	-
デンマーク	-	1,019,612	-
フランス	-	38,690,312	-
ドイツ	-	20,169,117	-
ギリシャ	-	2,616,973	-
イスラエル	1,386,454	-	-
イタリア	-	5,657,074	-
ルクセンブルグ	-	3,242,523	-
オランダ	-	3,696,386	-
ノルウェー	-	5,975,685	-
スペイン	-	8,866,782	-
スイス	-	25,234,467	-
イギリス	-	74,005,623	-
普通株式合計	1,386,454	192,946,414	-
短期投資	-	13,228,890	-
レベル別合計	\$1,386,454	\$206,175,304	-
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
その他の金融商品：	\$ -	\$ -	\$ -

その他の金融商品は、先物、売建オプション、T B A売却契約、スワップおよび先渡契約を含んでいる。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Statement of assets and liabilities 6/30/09

ASSETS		REPRESENTED BY	
Investment in securities, at value, including		Paid-in capital (Unlimited shares authorized) (Notes 1 and 4)	\$329,845,400
\$12,281,158 of securities on loan (Note 1): Unaffiliated issuers (identified cost \$213,606,603)	\$207,561,758	Accumulated net investment loss (Note 1)	(1,934,009)
Dividends, interest and other receivables	858,427	Accumulated net realized loss on investments and foreign currency transactions (Note 1)	(126,959,047)
Receivable for shares of the fund sold	25,343	Net unrealized depreciation of investments and assets and liabilities in foreign currencies	(6,002,663)
Receivable for receivable purchase agreement (Note 2)	21,857	Total — Representing net assets applicable to capital shares outstanding	\$194,949,681
Foreign tax reclaim	576,636		
Total assets	209,044,021	COMPUTATION OF NET ASSET VALUE AND OFFERING PRICE	
LIABILITIES		Net asset value and redemption price per class A share	
Payable to custodian (Note 2)	57,986	(\$169,466,756 divided by 11,208,404 shares)	\$15.12
Payable for shares of the fund repurchased	453,103	Offering price per class A share	
Payable for compensation of Manager (Notes 2 and 6)	284,303	(100/94.25 of \$15.12)	\$16.04
Payable for investor servicing fees (Note 2)	34,661	Net asset value and offering price per class B share	
Payable for custodian fees (Note 2)	28,603	(\$10,391,161 divided by 717,749 shares)**	\$14.48
Payable for Trustee compensation and expenses (Note 2)	143,710	Net asset value and offering price per class C share	
Payable for administrative services (Note 2)	1,436	(\$2,324,875 divided by 156,630 shares)**	\$14.84
Payable for distribution fees (Note 2)	114,264	Net asset value and redemption price per class M share	
Collateral on securities loaned, at value (Note 1)	12,899,945	(\$3,683,222 divided by 246,234 shares)	\$14.96
Other accrued expenses	76,329	Offering price per class M share	
Total liabilities	14,094,340	(100/96.50 of \$14.96)*	\$15.50
Net assets	\$194,949,681	Net asset value, offering price and redemption price per class R share	
		(\$96,568 divided by 6,450 shares)	\$14.97
		Net asset value, offering price and redemption price per class Y share	
		(\$8,987,099 divided by 591,824 shares)	\$15.19

* On single retail sales of less than \$50,000. On sales of \$50,000 or more the offering price is reduced.

** Redemption price per share is equal to net asset value less any applicable contingent deferred sales charge.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Statement of operations Year ended 6/30/09

INVESTMENT INCOME	
Dividends (net of foreign tax of \$844,149)	\$9,213,134
Interest (including interest income of \$26,709 from investments in affiliated issuers) (Note 6)	49,575
Securities lending	185,049
Total investment income	9,447,758
EXPENSES	
Compensation of Manager (Note 2)	1,851,010
Investor servicing fees (Note 2)	921,175
Custodian fees (Note 2)	57,089
Trustee compensation and expenses (Note 2)	33,304
Administrative services (Note 2)	22,463
Distribution fees — Class A (Note 2)	502,436
Distribution fees — Class B (Note 2)	157,271
Distribution fees — Class C (Note 2)	27,857
Distribution fees — Class M (Note 2)	32,727
Distribution fees — Class R (Note 2)	412
Other	247,667
Fees waived and reimbursed by Manager (Notes 2 and 6)	(314,140)
Total expenses	3,539,271
Expense reduction (Note 2)	(112,934)
Net expenses	3,426,337
Net investment income	6,021,421
Net realized loss on investments (Notes 1 and 3)	(120,505,895)
Net realized loss on futures contracts (Note 1)	(1,333,468)
Net realized loss on foreign currency transactions (Note 1)	(4,238,445)
Net unrealized depreciation of assets and liabilities in foreign currencies during the year	(195,143)
Net unrealized depreciation of investments and futures contracts during the year	(17,691,729)
Net loss on investments	(143,964,680)
Net decrease in net assets resulting from operations	\$(137,943,259)

Statement of changes in net assets

DECREASE IN NET ASSETS		Year ended	Year ended
		6/30/09	6/30/08
Operations:			
Net investment income	\$6,021,421	\$7,792,822	
Net realized gain (loss) on investments and foreign currency transactions	(126,077,808)	1,306,211	
Net unrealized depreciation of investments and assets and liabilities in foreign currencies	(17,886,872)	(91,660,523)	
Net decrease in net assets resulting from operations	(137,943,259)	(82,561,490)	
Distributions to shareholders (Note 1):			
From ordinary income			
Net investment income			
Class A	-	(7,382,534)	
Class B	-	(328,521)	
Class C	-	(58,076)	
Class M	-	(109,853)	
Class R	-	(2,023)	
Class Y	-	(228,660)	
Net realized short-term gain on investments			
Class A	-	(35,148,812)	
Class B	-	(4,649,811)	
Class C	-	(514,229)	
Class M	-	(873,206)	
Class R	-	(10,141)	
Class Y	-	(942,616)	
From net realized long-term gain on investments			
Class A	-	(34,015,628)	
Class B	-	(4,499,903)	
Class C	-	(497,651)	
Class M	-	(845,054)	
Class R	-	(9,814)	
Class Y	-	(912,227)	
Increase in capital from settlement payments	749,230	-	
Redemption fees (Note 1)	3,491	18,636	
Decrease from capital share transactions (Note 4)	(68,135,878)	(12,085,501)	
Total decrease in net assets	(205,326,416)	(185,657,114)	
NET ASSETS			
Beginning of year	400,276,097	585,933,211	
End of year (including accumulated net investment loss of \$1,934,009 and distributions in excess of net investment income of \$3,934,656, respectively)	\$194,949,681	\$400,276,097	

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Financial highlights (For a common share outstanding throughout the period)

INVESTMENT OPERATIONS:

LESS DISTRIBUTIONS:

Period ended	Net asset value, beginning of period	Net investment income (loss) ^{a,d}	unrealized gain (loss) on investments	Total from investment operations	From net investment income	From net realized gain on investments	Total distributions
Class A							
June 30, 2009	\$23.20	.42	(8.56)	(8.14)	-	-	-
June 30, 2008	33.47	.48	(5.14)	(4.66)	(.54)	(5.07)	(5.61)
June 30, 2007	25.58	.37	8.17	8.54	(.56)	(.09)	(.65)
June 30, 2006	20.79	.48 ^{g,h}	4.59	5.07	(.28)	-	(.28)
June 30, 2005	18.05	.22 ^f	2.78	3.00	(.26)	-	(.26)
Class B							
June 30, 2009	\$22.39	.27	(8.24)	(7.97)	-	-	-
June 30, 2008	32.34	.16	(4.85)	(4.69)	(.19)	(5.07)	(5.26)
June 30, 2007	24.68	.05	7.97	8.02	(.27)	(.09)	(.36)
June 30, 2006	20.03	.21 ^{g,h}	4.52	4.73	(.08)	-	(.08)
June 30, 2005	17.40	.04 ^f	2.70	2.74	(.11)	-	(.11)
Class C							
June 30, 2009	\$22.94	.30	(8.46)	(8.16)	-	-	-
June 30, 2008	33.11	.25	(5.06)	(4.81)	(.29)	(5.07)	(5.36)
June 30, 2007	25.33	.14	8.08	8.22	(.35)	(.09)	(.44)
June 30, 2006	20.58	.30 ^{g,h}	4.56	4.86	(.11)	-	(.11)
June 30, 2005	17.88	.06 ^f	2.75	2.81	(.11)	-	(.11)
Class M							
June 30, 2009	\$23.07	.34	(8.51)	(8.17)	-	-	-
June 30, 2008	33.23	.27	(5.03)	(4.76)	(.33)	(5.07)	(5.40)
June 30, 2007	25.38	.19	8.13	8.32	(.38)	(.09)	(.47)
June 30, 2006	20.61	.34 ^{g,h}	4.58	4.92	(.15)	-	(.15)
June 30, 2005	17.84	.09 ^f	2.77	2.86	(.09)	-	(.09)
Class R							
June 30, 2009	\$23.02	.42	(8.53)	(8.11)	-	-	-
June 30, 2008	33.30	.44	(5.13)	(4.69)	(.52)	(5.07)	(5.59)
June 30, 2007	25.55	.60	7.84	8.44	(.60)	(.09)	(.69)
June 30, 2006	20.75	.67 ^{g,h}	4.39	5.06	(.26)	-	(.26)
June 30, 2005	18.03	.20 ^f	2.75	2.95	(.23)	-	(.23)
Class Y							
June 30, 2009	\$23.24	.52	(8.63)	(8.11)	-	-	-
June 30, 2008	33.53	.57	(5.16)	(4.59)	(.63)	(5.07)	(5.70)
June 30, 2007	25.62	.48	8.14	8.62	(.62)	(.09)	(.71)
June 30, 2006 [†]	22.46	.53 ^{g,h}	2.92	3.45	(.29)	-	(.29)

See notes to financial highlights at the end of this section.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

RATIOS AND SUPPLEMENTAL DATA:

Redemption fees ^e	Non-recurring reimbursements	Net asset value, end of period	Total return at net asset value (%) ^b	Net assets, end of period (in thousands)	Ratio of expenses to average net assets (%) ^{c,d}	Ratio of net investment income (loss) to average net assets (%) ^d	Portfolio turnover (%)
-	.06 ^{i,j}	\$15.12	(34.83)	\$169,467	1.47	2.65	78.96
-	-	23.20	(15.43)	346,192	1.41	1.70	76.88
-	-	33.47	33.69	476,598	1.48	1.26	106.13
-	-	25.58	24.54 ^g	341,155	1.46 ^g	2.04 ^{g,h}	80.51
-	-	20.79	16.66 ^f	328,279	1.44	1.13 ^f	56.35
-	.06 ^{i,j}	\$14.48	(35.33)	\$10,391	2.22	1.74	78.96
-	-	22.39	(16.04)	32,360	2.16	.58	76.88
-	-	32.34	32.68	77,315	2.23	.17	106.13
-	-	24.68	23.65 ^g	126,764	2.21 ^g	.99 ^{g,h}	80.51
-	-	20.03	15.73 ^f	177,711	2.19	.23 ^f	56.35
-	.06 ^{i,j}	\$14.84	(35.31)	\$2,325	2.22	1.90	78.96
-	-	22.94	(16.04)	4,912	2.16	.89	76.88
-	-	33.11	32.68	6,983	2.23	.48	106.13
-	-	25.33	23.66 ^g	5,455	2.21 ^g	1.29 ^{g,h}	80.51
-	-	20.58	15.73 ^f	5,182	2.19	.33 ^f	56.35
-	.06 ^{i,j}	\$14.96	(35.15)	\$3,683	1.97	2.19	78.96
-	-	23.07	(15.85)	7,551	1.91	.96	76.88
-	-	33.23	33.02	14,075	1.98	.66	106.13
-	-	25.38	23.97 ^g	14,097	1.96 ^g	1.49 ^{g,h}	80.51
-	-	20.61	16.05 ^f	15,227	1.94	.46 ^f	56.35
-	.06 ^{i,j}	\$14.97	(34.97)	\$97	1.72	2.80	78.96
-	-	23.02	(15.63)	107	1.66	1.60	76.88
-	-	33.30	33.36	89	1.73	1.94	106.13
-	-	25.55	24.52 ^g	6	1.71 ^g	2.69 ^{g,h}	80.51
-	-	20.75	16.38 ^f	2	1.69	1.03 ^f	56.35
-	.06 ^{i,j}	\$15.19	(34.64)	\$8,987	1.22	3.50	78.96
-	-	23.24	(15.22)	9,154	1.16	2.05	76.88
-	-	33.53	34.00	10,873	1.23	1.59	106.13
-	-	25.62	15.52 ^{*g}	6,261	.89 ^{*g}	2.19 ^{*g,h}	80.51

Financial highlights (continued)

* Not annualized.

† For the period October 4, 2005 (commencement of operations) to June 30, 2006.

^a Per share net investment income (loss) has been determined on the basis of the weighted average number of shares outstanding during the period.

^b Total return assumes dividend reinvestment and does not reflect the effect of sales charges.

^c Includes amounts paid through expense offset and brokerage/service arrangements (Note 2).

^d Reflects an involuntary contractual expense limitation and/or waivers of certain fund expenses in connection with investments in Putnam Prime Money Market Fund in effect during the period. As a result of such limitation and/or waivers, the expenses of each class reflect a reduction of the following amounts (Notes 2 and 6):

	Percentage of average net assets
June 30, 2009	0.14%
June 30, 2008	<0.01
June 30, 2007	<0.01
June 30, 2006	<0.01
June 30, 2005	0.05

^e Amount represents less than \$0.01 per share.

^f Reflects a non-recurring accrual related to Putnam Management's settlement with the Securities and Exchange Commission (SEC) regarding brokerage allocation practices, which amounted to the following amounts:

	Per share	Percentage of average net assets
Class A	\$0.01	0.04%
Class B	0.01	0.03
Class C	0.01	0.04
Class M	0.01	0.03
Class R	0.01	0.04

^g Reflects a non-recurring reimbursement from Putnam Investments relating to the calculation of certain amounts paid by the fund to Putnam in previous years for transfer agent services, which amounted to \$0.01 per share and 0.02% of average net assets for the period ended June 30, 2006.

^h Reflects a special dividend received by the fund which amounted to the following amounts:

	Per share	Percentage of average net assets
Class A	\$0.23	0.96%
Class B	0.20	0.87
Class C	0.22	0.95
Class M	0.23	0.97
Class R	0.31	1.27
Class Y	0.23	0.94

ⁱ Reflects a non-recurring reimbursement pursuant to a settlement between the SEC and Millennium Partners, L.P., Millennium Management, L.L.C., and Millennium International Management, L.L.C., which amounted to \$0.03 per share outstanding as of June 23, 2009.

^j Reflects a non-recurring reimbursement pursuant to a settlement between the SEC and Bear, Stearns & Co., Inc. and Bear, Stearns Securities Corp., which amounted to \$0.03 per share outstanding as of May 21, 2009.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Notes to financial statements 6/30/09

Note 1: Significant accounting policies
Putnam Europe Equity Fund (the "fund"), a Massachusetts business trust, is registered under the Investment Company Act of 1940, as amended, as a diversified, open-end management investment company. The fund seeks capital appreciation by investing primarily in common stocks and other securities of European companies.

The fund offers class A, class B, class C, class M, class R and class Y shares. Class A and class M shares are sold with a maximum front-end sales charge of 5.75% and 3.50%, respectively, and generally do not pay a contingent deferred sales charge. Class B shares, which convert to class A shares after approximately eight years, do not pay a front-end sales charge and are subject to a contingent deferred sales charge, if those shares are redeemed within six years of purchase. Class C shares have a one-year 1.00% contingent deferred sales charge and do not convert to class A shares. Class R shares, which are offered to qualified employee-benefit plans, are sold at net asset value. The expenses for class A, class B, class C, class M and class R shares may differ based on the distribution fee of each class, which is identified in Note 2. Class Y shares, which are sold at net asset value, are generally subject to the same expenses as class A, class B, class C, class M and class R shares, but do not bear a distribution fee. Class Y shares are generally only available to corporate and institutional clients and clients in other approved programs.

A 1.00% redemption fee may apply on any shares that are redeemed (either by selling or exchanging into another fund) within 90 days of purchase. The redemption fee is accounted for as an addition to paid-in-capital.

Investment income, realized and unrealized gains and losses and expenses of the fund are borne pro-rata based on the relative net assets of each class to the total net assets of the fund, except that each class bears expenses unique to that class (including the distribution fees applicable to such classes). Each class votes as a class only with respect to its own distribution plan or other matters on which a class vote is required by law or determined by the Trustees. If the fund were liquidated, shares of each class would receive their

pro-rata share of the net assets of the fund. In addition, the Trustees declare separate dividends on each class of shares.

In the normal course of business, the fund enters into contracts that may include agreements to indemnify another party under given circumstances.

The fund's maximum exposure under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be, but have not yet been, made against the fund. However, the fund's management team expects the risk of material loss to be remote.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the fund in the preparation of its financial statements. The preparation of financial statements is in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America and requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates. Subsequent events after the balance sheet date through the date that the financial statements were issued, August 13, 2009, have been evaluated in the preparation of the financial statements.

A) Security valuation Investments for which market quotations are readily available are valued at the last reported sales price on their principal exchange, or official closing price for certain markets. If no sales are reported — as in the case of some securities traded over-the-counter — a security is valued at its last reported bid price. Many securities markets and exchanges outside the U.S. close prior to the close of the New York Stock Exchange and therefore the closing prices for securities in such markets or on such exchanges may not fully reflect events that occur after such close but before the close of the New York Stock Exchange. Accordingly, on certain days, the fund will fair value foreign equity securities taking into account multiple factors, including movements in the U.S. securities markets. The number of days on which fair value prices will be used will depend on market activity and it is possible that fair value prices will be used by the fund to a significant extent. At June 30,

2009, fair value pricing was used for certain foreign securities in the portfolio. Securities quoted in foreign currencies, if any, are translated into U.S. dollars at the current exchange rate. To the extent a pricing service or dealer is unable to value a security or provides a valuation which Putnam Investment Management, LLC (“Putnam Management”), the fund's manager, an indirect wholly owned subsidiary of Putnam Investments, LLC, does not believe accurately reflects the security's fair value, the security will be valued at fair value by Putnam Management. Certain investments, including certain restricted and illiquid securities and derivatives, are also valued at fair value following procedures approved by the Trustees. Such valuations and procedures are reviewed periodically by the Trustees. The fair value of securities is generally determined as the amount that the fund could reasonably expect to realize from an orderly disposition of such securities over a reasonable period of time. By its nature, a fair value price is a good faith estimate of the value of a security in a current sale and does not reflect an actual market price, which may be different by a material amount.

B) Joint trading account Pursuant to an exemptive order from the Securities and Exchange Commission (the “SEC”), the fund may transfer uninvested cash balances, including cash collateral received under security lending arrangements, into a joint trading account along with the cash of other registered investment companies and certain other accounts managed by Putnam Management. These balances may be invested in issues of short-term investments having maturities of up to 397 days for collateral received under security lending arrangements and up to 90 days for other cash investments.

C) Repurchase agreements The fund, or any joint trading account, through its custodian, receives delivery of the underlying securities, the market value of which at the time of purchase is required to be in an amount at least equal to the resale price, including accrued interest. Collateral for certain tri-party repurchase agreements is held at the counterparty's custodian in a segregated account for the benefit of the fund and the counterparty. Putnam Management is responsible for determining that the value of these underlying securities is at all times at least equal to the resale price, including accrued interest.

D) Security transactions and related investment income Security transactions are recorded on the trade date (the date the order to buy or sell is executed). Gains or losses on securities sold are determined on the identified cost basis.

Interest income is recorded on the accrual basis. Dividend income, net of applicable withholding taxes, is recognized on the ex-dividend date except that certain dividends from foreign securities, if any, are recognized as soon as the fund is informed of the ex-dividend date. Non-cash dividends, if any, are recorded at the fair market value of the securities received. Dividends representing a return of capital or capital gains, if any, are reflected as a reduction of cost and/or as a realized gain.

E) Foreign currency translation The accounting records of the fund are maintained in U.S. dollars. The market value of foreign securities, currency holdings, and other assets and liabilities is recorded in the books and records of the fund after translation to U.S. dollars based on the exchange rates on that day. The cost of each security is determined using historical exchange rates. Income and withholding taxes are translated at prevailing exchange rates when earned or incurred. The fund does not isolate that portion of realized or unrealized gains or losses resulting from changes in the foreign exchange rate on investments from fluctuations arising from changes in the market prices of the securities. Such gains and losses are included with the net realized and unrealized gain or loss on investments. Net realized gains and losses on foreign currency transactions represent net realized exchange gains or losses on closed forward currency contracts, disposition of foreign currencies, currency gains and losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions and the difference between the amount of investment income and foreign withholding taxes recorded on the fund's books and the U.S. dollar equivalent amounts actually received or paid. Net unrealized appreciation and depreciation of assets and liabilities in foreign currencies arise from changes in the value of open forward currency contracts and assets and liabilities other than investments at the period end, resulting from changes in the exchange rate. Investments in foreign securities involve certain risks, including those related to economic instability, unfavorable political developments, and currency fluctuations, not present with domestic investments.

F) Futures and options contracts The fund may use futures and options contracts to hedge against changes in the values of securities the fund owns, owned or expects to purchase, or for other investment purposes. The fund may also write options on swaps or securities it owns or in which it may invest to increase its current returns.

The potential risk to the fund is that the change in value of futures and options contracts may not correspond to the change in value of the hedged instruments. In addition, losses may arise from changes in the value of the underlying instruments, if there is an illiquid secondary market for the contracts, interest or exchange rates moving unexpectedly or if the counterparty to the contract is unable to perform. With futures, there is minimal counterparty credit risk to the fund since futures are exchange traded and the exchange's clearinghouse, as counterparty to all exchange traded futures, guarantees the futures against default. Risks may exceed amounts recognized on the Statement of assets and liabilities. When the contract is closed, the fund records a realized gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed. Realized gains and losses on purchased options are included in realized gains and losses on investment securities. If a written call option is exercised, the premium originally received is recorded as an addition to sales proceeds. If a written put option is exercised, the premium originally received is recorded as a reduction to the cost of investments.

Futures contracts are valued at the quoted daily settlement prices established by the exchange on which they trade. The fund and the broker agree to exchange an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the futures contract. Such receipts or payments are known as "variation margin." Exchange traded options are valued at the last sale price or, if no sales are reported, the last bid price for purchased options and the last ask price for written options. Options traded over-the-counter are valued using prices supplied by dealers. Futures and written option contracts outstanding at period end, if any, are listed after the fund's portfolio. Outstanding contracts at period end are indicative of the volume of activity during the period.

G) Forward currency contracts The fund may buy and sell forward currency contracts, which are agreements between two parties to buy and sell currencies at a set price on a future date. These contracts are used to protect against a decline in value relative to the U.S. dollar of the currencies in which its portfolio securities are denominated or quoted (or an increase in the value of a currency in which securities a fund intends to buy are denominated, when a fund holds cash reserves and short term investments), or for other investment purposes. The U.S. dollar value of forward currency contracts is determined using current forward currency exchange rates supplied by a quotation service. The market value of the contract will fluctuate with changes in currency exchange rates. The contract is marked to market daily and the change in market value is recorded as an unrealized gain or loss. When the contract is closed, the fund records a realized gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed. The fund could be exposed to risk if the value of the currency changes unfavorably, if the counterparties to the contracts are unable to meet the terms of their contracts or if the fund is unable to enter into a closing position. Risks may exceed amounts recognized on the Statement of assets and liabilities. Forward currency contracts outstanding at period end, if any, are listed after the fund's portfolio. Outstanding contracts at period end are indicative of the volume of activity during the period.

H) Master agreements The fund is a party to ISDA (International Swap and Derivatives Association, Inc.) Master Agreements ("Master Agreements") with certain counterparties that govern over the counter derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The Master Agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the Master Agreements, collateral posted to the fund is held in a segregated account by the fund's custodian and with respect to those amounts which can be sold or repledged, are presented in the fund's portfolio; collateral pledged by the fund is segregated by the fund's custodian

and identified in the fund's portfolio. Collateral can be in the form of cash or debt securities issued by the U.S. Government or related agencies or other securities as agreed to by the fund and the applicable counterparty. Collateral requirements are determined based on the fund's net position with each counterparty. Termination events applicable to the fund may occur upon a decline in the fund's net assets below a specified threshold over a certain period of time. Termination events applicable to counterparties may occur upon a decline in the counterparty's long-term and short-term credit ratings below a specified level. In each case, upon occurrence, the other party may elect to terminate early and cause settlement of all derivative and foreign exchange contracts outstanding, including the payment of any losses and costs resulting from such early termination, as reasonably determined by the terminating party. Any decision by one or more of the fund's counterparties to elect early termination could impact the fund's future derivative activity.

I) Securities lending The fund may lend securities, through its agents, to qualified borrowers in order to earn additional income. The loans are collateralized by cash and/or securities in an amount at least equal to the market value of the securities loaned. The market value of securities loaned is determined daily and any additional required collateral is allocated to the fund on the next business day. The risk of borrower default will be borne by the fund's agents; the fund will bear the risk of loss with respect to the investment of the cash collateral. Income from securities lending is included in investment income on the Statement of operations. At June 30, 2009, the value of securities loaned amounted to \$12,281,158. The fund received cash collateral of \$12,899,945 which is pooled with collateral of other Putnam funds into 1 issue of short-term investments.

J) Federal taxes It is the policy of the fund to distribute all of its taxable income within the prescribed time and otherwise comply with the provisions of the Internal Revenue Code of 1986, as amended (the "Code"), applicable to regulated investment companies. It is also the intention of the fund to distribute an amount sufficient to avoid imposition of any excise tax under Section 4982 of the

Code. The fund is subject to the provisions of FASB Interpretation No. 48, Accounting for Uncertainties in Income Taxes ("FIN 48"). FIN 48 sets forth a minimum threshold for financial statement recognition of the benefit of a tax position taken or expected to be taken in a tax return. The fund did not have any unrecognized tax benefits in the accompanying financial statements. No provision has been made for federal taxes on income, capital gains or unrealized appreciation on securities held nor for excise tax on income and capital gains. Each of the fund's federal tax returns for the prior three fiscal years remains subject to examination by the Internal Revenue Service and state departments of revenue.

At June 30, 2009, the fund had a capital loss carryover of \$52,502,507 available to the extent allowed by the Code to offset future net capital gain, if any. This capital loss carryover will expire on June 30, 2017.

Pursuant to federal income tax regulations applicable to regulated investment companies, the fund has elected to defer to its fiscal year ending June 30, 2010 \$68,257,026 of losses recognized during the period November 1, 2008 to June 30, 2009.

K) Distributions to shareholders Distributions to shareholders from net investment income are recorded by the fund on the ex-dividend date. Distributions from capital gains, if any, are recorded on the ex-dividend date and paid at least annually. The amount and character of income and gains to be distributed are determined in accordance with income tax regulations, which may differ from generally accepted accounting principles. These differences include temporary and/or permanent differences of losses on wash sale transactions, foreign currency gains and losses, post-October loss deferrals, receivable purchase agreement gain and restitution payment. Reclassifications are made to the fund's capital accounts to reflect income and gains available for distribution (or available capital loss carryovers) under income tax regulations. For the year ended June 30, 2009, the fund reclassified \$4,020,774 to decrease undistributed net investment income and \$749,231 to decrease paid-in-capital, with a decrease to accumulated net realized loss of \$4,770,005.

The tax basis components of distributable earnings and the federal tax cost as of June 30, 2009 were as follows:

Unrealized appreciation	\$15,339,403
Unrealized depreciation	(29,445,894)
Net unrealized depreciation	(14,106,491)
Capital loss carryforward	(52,502,507)
Post-October loss	(68,257,026)
Cost for federal income tax purposes	\$221,668,249

Note 2: Management fee, administrative services and other transactions

The fund pays Putnam Management for management and investment advisory services quarterly based on the average net assets of the fund. Such fee is based on the following annual rates: 0.80% of the first \$500 million of average net assets, 0.70% of the next \$500 million, 0.65% of the next \$500 million, 0.60% of the next \$5 billion, 0.575% of the next \$5 billion, 0.555% of the next \$5 billion, 0.54% of the next \$5 billion and 0.53% thereafter.

Putnam Management has agreed to waive fees and reimburse expenses of the fund through July 31, 2009 to the extent necessary to ensure that the fund's expenses do not exceed the simple average of the expenses of all front-end load funds viewed by Lipper, Inc. as having the same investment classification or objective as the fund. The expense reimbursement is based on a comparison of the fund's expenses with the average annualized operating expenses of the funds in its Lipper peer group for each calendar quarter during the fund's last fiscal year, excluding 12b-1 fees and without giving effect to any expense offset and brokerage/service arrangements that may reduce fund expenses.

Putnam Management has further agreed to waive fees and reimburse expenses of the fund for the period from July 1, 2008 through July 31, 2009 to the extent necessary to ensure that the fund's expenses do not exceed the simple average of the expenses of a custom group of competitive funds selected by Lipper, Inc. based on the size of the fund. The expense reimbursement is based on a comparison of the fund's total expenses with the average operating expenses of the funds in this Lipper custom peer group for their respective 2007 fiscal years, excluding 12b-1 fees and after adjustment for certain expense offset and brokerage/service arrangements that reduced expenses of the fund.

For the year ended June 30, 2009, the fund's expenses were limited to the lower of the limits specified above and accordingly, Putnam Management waived \$313,083 of its management fee from the fund.

Putnam Management has also contractually agreed from August 1, 2009 through July 31, 2010, to limit the fund's expenses (not including brokerage, interest, taxes, investment-related expenses, extraordinary expenses and payments under the fund's investor servicing contract, investment management contract and distribution plan) to an annual rate of 0.20% of the fund's average net assets.

Putnam Investments Limited (" PIL "), an affiliate of Putnam Management, is authorized by the Trustees to manage a separate portion of the assets of the fund as determined by Putnam Management from time to time. Putnam Management pays a quarterly sub-management fee to PIL for its services at an annual rate of 0.35% of the average net assets of the portion of the fund managed by PIL.

The Putnam Advisory Company, LLC (" PAC "), an affiliate of Putnam Management, is authorized by the Trustees to manage a separate portion of the assets of the fund, as designated from time to time by Putnam Management or PIL. Putnam Management or PIL, as applicable, pays a quarterly sub-advisory fee to PAC for its services at the annual rate of 0.35% of the average net assets of the portion of the fund's assets for which PAC is engaged as sub-adviser.

On September 26, 2008, the fund entered into an Agreement with another registered investment company (the " Purchaser ") managed by Putnam Management. Under the Agreement, the fund sold to the Purchaser the fund's right to receive, in the aggregate, \$84,811 in net payments from Lehman Brothers Special Financing, Inc. in connection with certain terminated derivatives transactions (the " Receivable "), in exchange for an initial payment plus (or minus) additional amounts based on the applicable Purchaser's ultimate realized gain (or loss) on the Receivable. The Receivable will be offset against the funds net receivable from Lehman Brothers Special Financing, Inc. The Agreement, which is included in the Statement of assets and liabilities, is valued at fair value following procedures approved by the

Trustees. All remaining payments under the Agreement will be recorded as realized gain or loss.

The fund reimburses Putnam Management an allocated amount for the compensation and related expenses of certain officers of the fund and their staff who provide administrative services to the fund. The aggregate amount of all such reimbursements is determined annually by the Trustees.

Custodial functions for the fund's assets are provided by State Street Bank and Trust Company ("State Street"). Custody fees are based on the fund's asset level, the number of its security holdings and transaction volumes.

Putnam Investor Services, Inc., an affiliate of Putnam Management, provided investor servicing agent functions to the fund. Prior to December 31, 2008, these services were provided by Putnam Investor Services, a division of Putnam Fiduciary Trust Company ("PFTC"), which is an affiliate of Putnam Management. Putnam Investor Services, Inc. and Putnam Investor Services received fees for investor servicing, subject to certain limitations, based on the number of shareholder accounts in the fund and the level of defined contribution plan assets in the fund. The amounts incurred for investor servicing agent functions provided by affiliates of Putnam Management during the year ended June 30, 2009 are included in Investor servicing fees in the Statement of operations.

Under the custodian contract between the fund and State Street, the custodian bank has a lien on the securities of the fund to the extent permitted by the fund's investment restrictions to cover any advances made by the custodian bank for the settlement of securities purchased by the fund. At June 30, 2009, the payable to the custodian bank represents the amount due for cash advanced for the settlement of securities purchased.

The fund has entered into expense offset arrangements with PFTC and State Street whereby PFTC's and State Street's fees are reduced by credits allowed on cash balances. The fund also reduced expenses through brokerage/service arrangements. For the year ended June 30, 2009, the fund's expenses were reduced by \$3,466 under the expense offset arrangements and by \$109,468 under the brokerage/service arrangements.

Each independent Trustee of the fund receives an annual Trustee fee, of which \$344, as a quarterly retainer, has been allocated to the fund, and an additional fee for each Trustees meeting attended. Trustees receive additional fees for attendance at certain committee meetings and industry seminars and for certain compliance-related matters. Trustees also are reimbursed for expenses they incur relating to their services as Trustees.

The fund has adopted a Trustee Fee Deferral Plan (the "Deferral Plan") which allows the Trustees to defer the receipt of all or a portion of Trustees fees payable on or after July 1, 1995. The deferred fees remain invested in certain Putnam funds until distribution in accordance with the Deferral Plan.

The fund has adopted an unfunded noncontributory defined benefit pension plan (the "Pension Plan") covering all Trustees of the fund who have served as a Trustee for at least five years and were first elected prior to 2004. Benefits under the Pension Plan are equal to 50% of the Trustee's average annual attendance and retainer fees for the three years ended December 31, 2005. The retirement benefit is payable during a Trustee's lifetime, beginning the year following retirement, for the number of years of service through December 31, 2006. Pension expense for the fund is included in Trustee compensation and expenses in the Statement of operations. Accrued pension liability is included in Payable for Trustee compensation and expenses in the Statement of assets and liabilities. The Trustees have terminated the Pension Plan with respect to any Trustee first elected after 2003.

The fund has adopted distribution plans (the "Plans") with respect to its class A, class B, class C, class M and class R shares pursuant to Rule 12b-1 under the Investment Company Act of 1940. The purpose of the Plans is to compensate Putnam Retail Management Limited Partnership, a wholly-owned subsidiary of Putnam Investments, LLC and Putnam Retail Management GP, Inc., for services provided and expenses incurred in distributing shares of the fund. The Plans provide for payments by the fund to Putnam Retail Management Limited Partnership at an annual rate of up to 0.35%, 1.00%, 1.00%, 1.00% and 1.00% of the average net assets attributable to class A, class B, class C, class M and class R shares, respectively.

The Trustees have approved payment by the fund at an annual rate of 0.25%, 1.00%, 1.00%, 0.75% and 0.50% of the average net assets attributable to class A, class B, class C, class M and class R shares, respectively.

For the year ended June 30, 2009, Putnam Retail Management Limited Partnership, acting as underwriter, received net commissions of \$9,481 and \$73 from the sale of class A and class M shares, respectively, and received \$18,047 and \$196 in contingent deferred sales charges from redemptions of class B and class C shares, respectively. A deferred sales charge of up to 1.00% and 0.65% is assessed on certain redemptions of class A and class M shares, respectively. For the year ended June 30, 2009, Putnam Retail Management Limited Partnership, acting as underwriter, received no monies on class A and class M redemptions.

Note 3: Purchases and sales of securities
During the year ended June 30, 2009, cost of purchases and proceeds from sales of investment securities other than short-term investments aggregated \$186,865,192 and \$247,927,196, respectively. There were no purchases or sales of U.S. government securities.

Note 4: Capital shares

At June 30, 2009, there was an unlimited number of shares of beneficial interest authorized. Transactions in capital shares were as follows:

	Year ended 6/30/09		Year ended 6/30/08	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class A				
Shares sold	685,462	\$10,673,894	1,562,557	\$44,856,942
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	-	-	2,762,061	70,460,184
	685,462	10,673,894	4,324,618	115,317,126
Shares repurchased	(4,395,908)	\$(67,562,971)	(3,645,500)	\$(100,153,103)
Net increase (decrease)	(3,710,446)	\$(56,889,077)	679,118	\$15,164,023

	Year ended 6/30/09		Year ended 6/30/08	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class B				
Shares sold	40,772	\$599,904	116,001	\$3,277,199
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	-	-	359,541	8,884,251
	40,772	599,904	475,542	12,161,450
Shares repurchased	(768,488)	\$(11,882,743)	(1,420,649)	\$(38,759,542)
Net decrease	(727,716)	\$(11,282,839)	(945,107)	\$(26,598,092)

Class C	Year ended 6/30/09		Year ended 6/30/08	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	6,033	\$90,446	27,151	\$787,794
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	-	-	34,848	882,368
	6,033	90,446	61,999	1,670,162
Shares repurchased	(63,555)	\$(93,464)	(58,740)	\$(1,620,372)
Net increase (decrease)	(57,522)	\$(903,018)	3,259	\$49,790

Class M	Year ended 6/30/09		Year ended 6/30/08	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	3,099	\$44,586	36,674	\$1,152,128
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	-	-	48,746	1,239,616
	3,099	44,586	85,420	2,391,744
Shares repurchased	(84,208)	\$(1,367,303)	(181,655)	\$(5,292,546)
Net decrease	(81,109)	\$(1,322,717)	(96,235)	\$(2,900,802)

Class R	Year ended 6/30/09		Year ended 6/30/08	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	3,539	\$52,525	3,363	\$93,466
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	-	-	867	21,978
	3,539	52,525	4,230	115,444
Shares repurchased	(1,757)	\$(28,327)	(2,236)	\$(56,032)
Net increase	1,782	\$24,198	1,994	\$59,412

Class Y	Year ended 6/30/09		Year ended 6/30/08	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	367,672	\$5,071,490	113,939	\$3,493,792
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	-	-	81,561	2,081,442
	367,672	5,071,490	195,500	5,575,234
Shares repurchased	(169,675)	\$(2,833,915)	(125,965)	\$(3,435,066)
Net increase	197,997	\$2,237,575	69,535	\$2,140,168

Note 5: Summary of derivative activity

As of June 30, 2009, the fund did not hold any derivative instruments.

The following is a summary of realized and unrealized gains or losses of derivative instruments on the Statement of operations for the year ended June 30, 2009 (see Note 1):

Amount of Realized Gain or (Loss) on Derivatives Recognized in Income

Derivatives not accounted for as hedging instruments under Statement 133	Futures	Forward currency contracts	Total
Foreign exchange contracts	\$-	\$(4,211,622)	\$(4,211,622)
Equity contracts	(1,333,468)	-	(1,333,468)
Total	\$(1,333,468)	\$(4,211,622)	\$(5,545,090)

Change in Unrealized Appreciation or (Depreciation) on Derivatives Recognized in Income

Derivatives not accounted for as hedging instruments under Statement 133	Options	Forward currency contracts	Total
Foreign exchange contracts	\$-	\$(202,260)	\$(202,260)
Equity contracts	195,803	-	195,803
Total	\$195,803	\$(202,260)	\$(6,457)

Note 6: Investment in Putnam Prime Money Market Fund and Putnam Money Market Liquidity Fund

The fund invested in Putnam Prime Money Market Fund, an open-end management investment company managed by Putnam Management. Investments in Putnam Prime Money Market Fund were valued at its closing net asset value each business day. Management fees paid by the fund were reduced by an amount equal to the management fees paid by Putnam Prime Money Market Fund with respect to assets invested by the fund in Putnam Prime Money Market Fund. For the year ended June 30, 2009, management fees paid were reduced by \$1,057 relating to the fund's investment in Putnam Prime Money Market Fund. Income distributions earned by the fund were recorded as interest income in the Statement of operations and totaled \$26,050 for the year ended June 30, 2009. During the year ended June 30, 2009, cost of purchases and proceeds of sales of investments in Putnam Prime Money Market Fund aggregated \$19,711,210 and \$27,746,705, respectively.

On September 17, 2008, the Trustees of the Putnam Prime Money Market Fund voted to close that fund effective September 17, 2008. On September 24, 2008, the fund received shares of Federated Prime Obligations Fund, an unaffiliated management investment company registered under the Investment Company Act of 1940, in liquidation of its shares of Putnam Prime Money Market Fund.

In April 2009, the fund invested in Putnam Money Market Liquidity Fund, an open-end management investment company managed by Putnam Management. Investments in Putnam Money Market Liquidity Fund are valued at its closing net asset value each business day. Income distributions earned by the fund are recorded as interest income in the Statement of operations and totaled \$659 for the year ended June 30, 2009. During the

year ended June 30, 2009, cost of purchases and proceeds of sales of investments in Putnam Money Market Liquidity Fund aggregated \$14,417,661 and \$14,417,661, respectively. Management fees charged to Putnam Money Market Liquidity Fund have been waived by Putnam Management.

Note 7: Regulatory matters and litigation
In late 2003 and 2004, Putnam Management settled charges brought by the Securities and Exchange Commission (the "SEC") and the Massachusetts Securities Division in connection with excessive short-term trading in Putnam funds. Distribution of payments from Putnam Management to certain open-end Putnam funds and their shareholders is expected to be completed in the next several months. These allegations and related matters have served as the general basis for certain lawsuits, including purported class action lawsuits against Putnam Management and, in a limited number of cases, some Putnam funds. Putnam Management believes that these lawsuits will have no material adverse effect on the funds or on Putnam Management's ability to provide investment management services. In addition, Putnam Management has agreed to bear any costs incurred by the Putnam funds as a result of these matters.

Note 8: Market and credit risk

In the normal course of business, the fund trades financial instruments and enters into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk) or failure of the contracting party to the transaction to perform (credit risk). The fund may be exposed to additional credit risk that an institution or other entity with which the fund has unsettled or open transactions will default.

Note 9: Other

At their July 2009 meeting, the Board of Trustees approved a new management contract for the fund, which will be submitted to shareholders for approval at a meeting expected to be held in the fourth quarter of 2009. Under the proposed management contract, management fee breakpoints would be determined by reference to the assets of all of the open-end Putnam Funds, rather than only the assets of the fund. In addition, the proposed management contract would provide for the management fee to be adjusted higher or lower based on the fund's performance relative to its benchmark.

The fund's portfolio 6/30/09

COMMON STOCKS (99.7%)*	Shares	Value	COMMON STOCKS (99.7%)* cont.	Shares	Value
Austria (0.7%)			Netherlands (1.9%)		
Wienerberger AG †	111,693	\$1,389,734	Koninklijke Ahold NV	321,414	\$3,696,386
		1,389,734			3,696,386
Belgium (1.2%)			Norway (3.1%)		
KBC Groupe SA †	55,485	1,013,013	DnB NOR ASA †	298,112	2,283,898
UCB SA	42,675	1,369,113	StatoilHydro ASA	186,774	3,691,787
		2,382,126			5,975,685
Denmark (0.5%)			Spain (4.6%)		
D/S Norden 144A	29,625	1,019,612	Banco Santander Central Hispano SA	665,249	8,034,794
		1,019,612	Gestevisión Telecinco SA	88,629	831,988
					8,866,782
France (19.8%)			Switzerland (12.9%)		
AXA SA	169,428	3,205,719	Nestle SA	228,563	8,636,167
BNP Paribas SA	77,488	5,032,619	Novartis AG	108,856	4,427,746
Christian Dior SA	31,899	2,387,450	Roche Holding AG	51,105	6,960,779
France Telecom SA	197,575	4,492,628	Syngenta AG	6,449	1,499,275
Lafarge SA † ^S	28,961	1,967,981	Zurich Financial Services AG	20,938	3,710,500
Societe Generale	70,870	3,869,800			25,234,467
Total SA ^S	149,912	8,126,217			
UBISOFT Entertainment †	83,581	2,044,932	United Kingdom (38.0%)		
Vallourec SA † ^S	17,765	2,161,569	Aggreko PLC ^S	156,714	1,338,753
Vinci SA	35,145	1,578,608	Autonomy Corp. PLC †	48,702	1,154,608
Vivendi SA	159,456	3,822,789	BAE Systems PLC	880,294	4,916,519
		38,690,312	Barclays PLC	559,441	2,607,152
			BG Group PLC	310,104	5,213,201
Germany (10.4%)			BHP Billiton PLC	221,439	5,004,607
Bayerische Motoren Werke (BMW) AG	82,061	3,101,747	BP PLC	1,154,857	9,143,565
Deutsche Boerse AG	23,711	1,844,420	Britvic PLC	403,443	1,855,133
Deutsche Post AG	100,418	1,313,566	BT Group PLC	1,394,130	2,335,191
E.ON AG	153,478	5,452,070	Centrica PLC	937,584	3,447,231
Henkel AG & Co. KGaA (Preference)	61,393	1,919,767	Compass Group PLC	272,168	1,534,502
MTU Aero Engines Holding AG	68,403	2,499,567	Davis Service Group PLC	193,574	1,065,425
Porsche Automobil Holding SE(Preference)	29,233	1,966,090	GlaxoSmithKline PLC	401,217	7,069,123
Wincor Nixdorf AG	36,916	2,071,890	HSBC Holdings PLC	789,502	6,557,731
		20,169,117	Marks & Spencer Group PLC	373,565	1,886,457
Greece (1.3%)			Michael Page International PLC	383,221	1,512,435
National Bank of Greece SA †	95,438	2,616,973	Reckitt Benckiser Group PLC	102,600	4,678,459
		2,616,973	Royal Bank of Scotland Group PLC	1,608,729	1,023,592
Israel (0.7%)			TUI Travel PLC	261,751	1,001,335
Teva Pharmaceutical Industries, Ltd. ADR	28,100	1,386,454	Vodafone Group PLC	2,937,691	5,681,586
		1,386,454	WPP PLC	344,369	2,291,683
Italy (2.9%)			Xstrata PLC	243,529	2,687,335
Fiat SpA †	114,135	1,158,816			74,005,623
Finmeccanica SpA	146,888	2,074,433			
Prismian SpA	160,764	2,423,825			
		5,657,074	Total common stocks (cost \$200,377,637)		\$194,332,868
Luxembourg (1.7%)					
ArcelorMittal	98,651	3,242,523			
		3,242,523			
SHORT-TERM INVESTMENTS (6.8%)*			Principal amount		Value
U.S. Treasury Bills for an effective yield of 0.378%, February 11, 2010			\$120,000		\$119,695
U.S. Treasury Cash Management Bills for an effective yield of 0.437%, April 1, 2010			210,000		209,250
Short-term investment held as collateral for loaned securities with yield of 0.01% and due date of July 1, 2009 ^d			12,899,949		12,899,945
Total short-term investments (cost \$13,228,966)					\$13,228,890
TOTAL INVESTMENTS					
Total investments (cost \$213,606,603)					\$207,561,758

* Percentages indicated are based on net assets of \$194,949,681.

† Non-income-producing security.

^d See Note 1 to the financial statements.

^S Securities on loan, in part or in entirety, at June 30, 2009.

144A after the name of an issuer represents securities exempt from registration under Rule 144A under the Securities Act of 1933, as amended. These securities may be resold in transactions exempt from registration, normally to qualified institutional buyers.

ADR after the name of a foreign holding stands for American Depositary Receipts, representing ownership of foreign securities on deposit with a custodian bank.

The fund had the following industry concentrations greater than 10% at June 30, 2009 (as a percentage of net assets):

Banking	16.9%
Oil and gas	13.4
Pharmaceuticals	10.9

In September 2006, the FASB issued Statement of Financial Accounting Standards No. 157, Fair Value Measurements ("SFAS 157"). SFAS 157 is effective for financial statements issued for fiscal years beginning after November 15, 2007 and interim periods within those fiscal years. While the adoption of SFAS 157 does not have a material effect on the fund's net asset value, it does require additional disclosures about fair value measurements. SFAS 157 establishes a three-level hierarchy for disclosure of fair value measurements. The valuation hierarchy is based upon the transparency of inputs to the valuation of the fund's investments. The three levels are defined as follows:

Level 1 – Valuations based on quoted prices for identical securities in active markets.

Level 2 – Valuations based on quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.

Level 3 – Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the fair value measurement.

The following is a summary of the inputs used to value the fund's net assets as of June 30, 2009:

Investments in securities:	Valuation inputs		
	Level 1	Level 2	Level 3
Common stocks:			
Austria	\$—	\$1,389,734	\$—
Belgium	—	2,382,126	—
Denmark	—	1,019,612	—
France	—	38,690,312	—
Germany	—	20,169,117	—
Greece	—	2,616,973	—
Israel	1,386,454	—	—
Italy	—	5,657,074	—
Luxembourg	—	3,242,523	—
Netherlands	—	3,696,386	—
Norway	—	5,975,685	—
Spain	—	8,866,782	—
Switzerland	—	25,234,467	—
United Kingdom	—	74,005,623	—
Total common stocks	1,386,454	192,946,414	—
Short-term investments	—	13,228,890	—
Totals by level	\$1,386,454	\$206,175,304	—
	Level 1	Level	Level 3
Other financial instruments:	\$—	\$—	\$—

Other financial instruments include futures, written options, TBA sale commitments, swaps and forward contracts.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(2)【前年度の財務書類】

【貸借対照表】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

資産および負債計算書

2008年6月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額(注1)：		
非関連発行体(個別法による原価：383,289,474ドル)	395,154,018	36,132,883
関連発行体(個別法による原価：8,035,495ドル)(注5)	8,035,495	734,766
現金	1,057,445	96,693
未収配当金、未収利息およびその他の未収金	368,551	33,700
ファンド受益証券販売未収金	27,029	2,472
投資有価証券売却未収金	3,835,347	350,704
未収変動証拠金(注1)	41,330	3,779
オープン為替予約未収金(注1)	1,712,875	156,625
クローズド為替予約未収金(注1)	128,356	11,737
未収還付外国税	717,592	65,617
資産合計	411,078,038	37,588,976
負債		
保管銀行未払金(注2)	375,716	34,355
投資有価証券購入未払金	5,758,917	526,595
ファンド受益証券買戻未払金	1,163,014	106,346
未払管理報酬(注2、5)	873,794	79,900
未払投資者サービス報酬(注2)	97,360	8,903
未払保管報酬(注2)	25,184	2,303
未払受託者報酬および費用(注2)	166,936	15,265
未払管理事務報酬(注2)	1,656	151
未払販売報酬(注2)	272,183	24,888
オープン為替予約未払金(注1)	1,510,615	138,131
クローズド為替予約未払金(注1)	391,628	35,810
その他の未払費用	164,938	15,082
負債合計	10,801,941	987,729
純資産	400,276,097	36,601,246
資本構成		
払込資本金(授權受益証券口数は無制限)(注1、4)	397,977,788	36,391,089
投資純利益超過分配金(注1)	(3,934,656)	(359,785)
投資有価証券および外貨取引に係る累積実現純損失(注1)	(5,651,244)	(516,750)
投資有価証券ならびに外貨建資産および負債に係る未実現純評価益	11,884,209	1,086,692
合計 - 発行済資本に対応する純資産	400,276,097	36,601,246

	米ドル	円
純資産価格および販売価格の計算		
クラスA 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (346,191,573ドル÷14,918,850口)	23.20	2,121
クラスA 受益証券一口当たり販売価格 (23.20ドルの94.25分の100)*	24.62	2,251
クラスB 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (32,359,731ドル÷1,445,465口)**	22.39	2,047
クラスC 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (4,912,307ドル÷214,152口)**	22.94	2,098
クラスM 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (7,551,371ドル÷327,343口)	23.07	2,110
クラスM 受益証券一口当たり販売価格 (23.07ドルの96.50分の100)*	23.91	2,186
クラスR 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(107,467ドル÷4,668口)	23.02	2,105
クラスY 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(9,153,648ドル÷393,827口)	23.24	2,125

* 5万ドル未満の単発小売り。5万ドル以上の販売については販売価格が割り引かれる。

** 一口当たりの買戻価格は、純資産価格から適用される解約手数料を控除した額に等しい。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
運用計算書

2008年6月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益：		
受取配当金（外国における源泉税1,830,606ドル控除後）	14,754,669	1,349,167
受取利息（関連発行体への投資からの370,885ドルの受取利息を含む）（注5）	365,459	33,418
有価証券貸付	555	51
投資収益合計	15,120,683	1,382,635
費用：		
管理報酬（注2）	3,960,412	362,140
投資者サービス報酬（注2）	1,412,222	129,134
保管報酬（注2）	82,135	7,510
受託者報酬および費用（注2）	36,546	3,342
管理事務報酬（注2）	25,253	2,309
販売報酬 - クラスA証券（注2）	1,044,302	95,491
販売報酬 - クラスB証券（注2）	534,813	48,903
販売報酬 - クラスC証券（注2）	60,653	5,546
販売報酬 - クラスM証券（注2）	80,733	7,382
販売報酬 - クラスR証券（注2）	563	51
その他	273,285	24,989
経常外費用（注2、6）	937	86
管理運用会社が負担する費用（注2、6）	(937)	(86)
管理運用会社が放棄し払い戻す報酬（注5）	(6,841)	(626)
費用合計	7,504,076	686,173
費用控除額（注2）	(176,215)	(16,113)
費用純額	7,327,861	670,060
投資純利益	7,792,822	712,576
投資有価証券に係る実現純利益（注1、3）	13,961,864	1,276,673
先物契約に係る実現純損失（注1）	(1,980,416)	(181,089)
外貨取引に係る実現純損失（注1）	(10,675,237)	(976,144)
外貨建資産および負債に係る当期中の未実現純評価損	(552,077)	(50,482)
投資有価証券および先物契約に係る当期中の未実現純評価損	(91,108,446)	(8,330,956)
投資有価証券に係る純損失	(90,354,312)	(8,261,998)
運用による純資産の純減少	(82,561,490)	(7,549,423)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2008年6月30日現在

注1 重要な会計方針

マサチューセッツ・ビジネス・トラストであるパトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、1940年投資会社法（改正済）の下で、オープンエンド型分散投資運用会社として登録されている。ファンドは、主としてヨーロッパの会社の普通株式およびその他の有価証券に投資することにより、元本の成長を追求する。

ファンドは、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券、クラスR受益証券およびクラスY受益証券を販売する。クラスA受益証券およびクラスM受益証券は、それぞれ最高5.75%および3.50%の購入時販売手数料で販売され、通常、解約手数料の支払はない。クラスB受益証券は、約8年後にクラスA受益証券に転換するもので、購入時販売手数料は支払わないが、販売から6年以内に買戻された場合は解約手数料を支払うことがある。クラスC受益証券は、1年間1.00%の解約手数料が課せられ、クラスA受益証券には転換されない。適格な従業員給付制度に販売されるクラスR受益証券は、純資産価格で販売される。クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券に対する費用は、各クラスの販売報酬に基づいて異なることがあり、それは注2に明記されている。クラスY受益証券は、純資産価格で販売され、通常、クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券と同じ費用を負担するが、販売報酬は負担しない。クラスY受益証券は、通常、企業、機関投資家およびその他の認可された投資プログラムの顧客に対してのみ販売される。

購入から90日以内に（売却または別のファンドへの転換により）買戻される受益証券には1.00%の買戻手数料が課されることがある。買戻手数料は、払込資本金の増加として会計処理される。

投資収益、実現/未実現損益およびファンドの費用は、当該クラス固有の費用（各クラスに適用される販売報酬を含む。）を除いて、ファンド純資産総額に対する各クラスの相対的な純資産額に基づいて按分負担される。各クラスの受益証券がクラス別に議決権を行使するのは、各クラス独自の販売計画に関する事項または法律によりクラス別に議決権行使が要求されているか受託者会により決定されているその他の事項に関してのみである。ファンドが清算された場合には、各クラスの受益証券は、ファンドの純資産についての比例した持分を受領する。さらに、受託者会は、各クラスの受益証券に対して別個の配当を行う。

通常の業務過程で、ファンドは状況により他の当事者に対して補償する旨の合意を含む契約を締結する。かかる合意に基づいてファンドが負担する最大のエクスポージャーは、現在までのところ請求は行なわれていないものの、ファンドに対して行われる可能性のあるクレームに関わるために予見できない。しかし、ファンドの運用チームは、重大な損失が生じる危険は低いと予想する。

以下は、ファンドが財務書類作成にあたって継続適用している重要な会計方針の要約である。財務書類の作成は、米国において一般に認められた会計原則に準拠しており、報告期間内の財務書類中の資産や負債の報告額および運用による純資産の増減の報告額に影響を与える見積りと仮定を経営陣が行うことを要求している。実際の結果はこれらの見積りとは異なることもある。

A) 有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能な投資有価証券は、主要な取引所において直近に報告された売却価格または特定の市場における公認の終値で評価されている。店頭取引の有価証券のように取引が報告されない場合には、直近に報告された買気配値で評価される。米国外の多くの証券市場および証券取引所は、ニューヨーク証券取引所の終了より前に終了する。それゆえ、かかる市場またはかかる取引所における有価証券の終値は、当該市場の終了後でニューヨーク証券取引所の終了前に発生した事象を十分に反映していないことがある。従って、一定の日については、ファンドは、米国証券市場の動向を含む複合的な要因を考慮して外国持分証券の公正価額を評価する。公正価額が使用される日数は市場活動によるが、ファンドにより公正価額がかなりの程度使用されることもあり得る。2008年6月30日現在、公正価額による値付けはポートフォリオの特定の外国有価証券について使用された。外貨建の有価証券については、もしあれば、期末の為替レートで米ドルに換算される。特定の制限付証券およびデリバティブを含む特定の投資有価証券も、受託者会が承認した手続きに従って公正価値で評価される。かかる評価および手続きは、受託者会により定期的に見直される。有価証券の公正価値は通常、合理的な期間に、かかる証券を秩序的な処分により実現で

きるとファンドが合理的に予測できる金額として決定される。その性質上、公正価値による価格は任意の時点で誠実に見積もられた有価証券の価値であり、実勢市場価格を反映しておらず、かなりの差異があることがある。

B) 共同取引口座

証券取引委員会(「SEC」)からの免除命令に従って、ファンドは証券貸付契約に基づき受領した現金担保を含む未投資現金残高を、他の登録投資会社の現金と共に、共同取引口座およびファンドの管理運用会社でありパトナム・エルエルシーの全額出資子会社であるパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(以下「パトナム・マネジメント」という。)が管理する特定のその他の口座に、振替えることができる。これらの残高は、証券貸付契約に基づき受領した担保については397日まで、およびその他の現金投資については90日までの期限を有する短期投資に投資される場合がある。

C) 買戻契約

ファンドまたはあらゆる共同取引口座は、保管会社を通して、裏付となる証券を受領する。当該証券の購入時の時価は、最低でも経過利息を含んだ売戻価格と同額以上であることが要求されている。一定の三者間買戻契約に対する担保は、ファンドおよび相手方の利益のために相手方の保管会社に別勘定で保管されている。パトナム・マネジメントは、かかる裏付となる証券の価額が常に最低でも経過利息を含んだ売戻価格と同額以上であるという判断を行う責任を負っている。

D) 証券取引および関連する投資収益

証券取引は、約定日(買注文あるいは売注文が執行された日)に計上されている。有価証券売却損益は、個別法で決定されている。

受取利息は発生基準で計上される。適用される源泉税を控除した受取配当金は、一定の外国証券からの配当金が、もしあれば、配当落ち日の通知を受け次第認識される場合を除いて、配当落ち日に認識される。現物配当は、もしあれば、受領有価証券の公正な時価で記帳される。資本またはキャピタル・ゲインの払戻しを表す配当金は、もしあれば、取得原価の減少および/または実現利益として反映される。

E) 外貨換算

ファンドの会計記録は米ドルで記帳されている。外国有価証券、保有通貨、その他の資産および負債の市場価額は、取引日の為替レートで米ドルに換算後、ファンドの帳簿に記帳される。各有価証券の取得原価は、取得時の為替レートを使って決定される。所得税および源泉徴収税は、稼得時または発生時に実勢為替レートで換算される。ファンドは、投資有価証券に係る外国為替レートの変動による実現または未実現の損益を、証券の市場価格の変動から生じる値幅の変動と区別しない。かかる損益は、投資有価証券に係る実現および未実現の純損益に含まれている。外貨取引に係る実現純損益は、クローズド為替予約に係る実現為替純損益、外貨の売却、証券取引にかかる約定日と決済日間の実現為替差損益、ならびにファンドの帳簿に記載された投資収益および外国源泉徴収税の総額と実際に受領されまたは支払われた米ドル相当額との差額を表している。外貨建資産および負債に係る未実現純評価損益は、期末時におけるオープン先物通貨契約および投資有価証券以外の資産および負債の為替レートの変動による価額変動から生じている。外国有価証券への投資は、景気変動、政情不安および通貨価値の変動を含む国内での投資には存在しない種類のリスクを内包している。

F) 為替予約

ファンドは、将来の一定の期日における設定価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。為替予約を締結することができる。かかる契約は、そのポートフォリオ証券の表示通貨または値付されている通貨の米ドルに対する価額の下落(または、ファンドが現金および短期投資を保有しているときには、ファンドが購入する予定の有価証券の表示通貨の価額の上昇)をヘッジするため、またはその他の投資目的に使用される。為替予約の米ドル価額は、値付サービス機関により提供される現行為替予約レートをを用いて決定される。契約の市場価額は、為替レートの動きに伴って変動する。契約は毎日値洗いされ、市場価額の変動は、未実現損益として計上される。契約終了の際には、ファンドは、契約開始時の価額と契約終了時の価額との間の差額に相当する実現損益を計上する。ファンドは、通貨価額が望ましくない方向へ変動したり、契約の相手方が契約条項を遵守することができなかつたり、ファンドが持高を手仕舞いすることができないかもしれない、というリスクを負っている。リスクは、資産および負債計算書に認識された金額を超えることがある。期末現在未決済の為替予約契約は、もしあれば、投資有価証券明細表の後に記載されている。

G) 先物およびオプション契約

ファンドは、ファンドの所有する、所有していたまたは購入を予定している有価証券の価格変動をヘッジするために、またはその他の投資目的で、先物およびオプション契約を利用することができる。また、ファンドは、スワップまたはファンドが所有するまたは当期収益を増加させるために投資する有価証券についてオプションを売建てることができる。

ファンドにとっての潜在的なリスクは、先物およびオプション契約の価格変動がヘッジ対象商品の価格変動に対応しないかもしれないということである。さらに、契約の流通市場が非流動的であったり、または契約の相手方が履行不能に陥る場合には裏付となる金融商品の価格変動により、損失が生じる場合がある。リスクは、資産および負債計算書に認識された金額を超えることがある。契約の終了時には、ファンドは契約開始時における時価と終了時における時価の差額に相当する実現損益を計上する。買建オプションに係る実現損益は投資有価証券に係る実現損益に含まれている。売建コール・オプションが行使された場合は、当初受領したプレミアムは売却手取額の増加として計上される。売建プット・オプションが行使された場合には、当初受領したプレミアムは投資有価証券の取得原価の減少として計上される。

先物契約は、これらの契約が取引されている取引所の設定する日々の決済価格で評価される。ファンドおよびブローカーは、先物契約の評価額の日々の変動に等しい金額の現金を授受することに同意する。かかる受領額または支払額は、変動証拠金と呼ばれる。取引所で取引されているオプションは最終売却価格で、もし売却が報告されなかった場合には、買建オプションは最終買気配値で、また売建オプションは最終売気配値で評価される。店頭で取引されているオプションはディーラーにより提供された価格で評価される。期末現在の未決済先物契約および未履行引受オプション契約は、もしあれば、投資有価証券明細表の後に記載されている。

H) 有価証券貸付

ファンドは、追加的収益を得るために、その代理人を通じて資格のある借り手に有価証券を貸し付けることができる。貸付は、貸付有価証券の時価と少なくとも同額の現金および/または有価証券で担保されている。貸付有価証券の時価は毎日決定され、必要な追加担保は翌営業日にファンドに割り当てられる。借り手による債務不履行のリスクは、ファンドの代理人により負担され、ファンドは現金担保の投資に関する損失リスクを負う。有価証券貸付からの収益は、運用計算書の投資収益に含まれている。2008年6月30日現在、ファンドは、有価証券を貸付けていなかった。

I) 連邦税

指定期間内のすべての課税所得を分配し、その他については規制された投資会社に適用される1986年内国歳入法(改正済)(以下「内国歳入法」という。)の各条項に従うことがファンドの方針である。また、内国歳入法4982条に基づく消費税の課税を回避し得る金額を分配することも、ファンドの意向である。そのため、収益、キャピタル・ゲイン、所有有価証券の未実現評価益に係る連邦税についても、収益やキャピタル・ゲインに係る消費税についても、引当金は設定されていない。

規制投資会社に適用される連邦所得税規則に従って、ファンドは2007年11月1日から2008年6月30日までの期間中に認識された6,941,626ドルの損失を2009年6月30日に終了する会計年度に繰り延べることを決定した。

J) 受益者への分配

投資純利益からの受益者への分配は、ファンドによって、配当落ち日に記帳される。キャピタル・ゲインからの配当は(もしあれば)、配当落ち日に計上され、少なくとも年1回支払われる。分配される収益の金額や性質は、一般に認められている会計原則とは異なることのある所得税規則に従って決定される。これらの差異は、入替え取引損失、為替差損益、10月以降の損失繰延、税負担の平準化および課税配当金の調整に関する一時差異および/または永久差異を含んでいる。ファンドの資本勘定は、所得税規則に基づく分配可能な収益またはキャピタル・ゲイン(もしくは繰越可能キャピタル・ロス)を反映するように組替えられている。2008年6月30日に終了した年度に、ファンドは未分配投資純利益を減少させる9,797,942ドル、払込資本金を増加させる913,860ドルの組替を行い、累積実現純損失を8,884,082ドル減少させた。

2008年6月30日現在の税務基準による分配可能利益の内容および連邦税務上の取得原価は、以下のとおりであった。

未実現評価益

46,523,131 ドル

未実現評価損	(37,100,603)ドル
未実現純評価益	9,422,528 ドル
10月以降の損失	(6,941,626)ドル
連邦所得税務上の取得原価	393,766,985 ドル

注2 管理報酬、管理事務業務およびその他の取引

ファンドは、パトナム・マネジメントに、ファンドの運用および投資顧問業務に関する報酬を四半期毎にファンドの平均純資産額に基づいて支払う。かかる報酬は以下の年率に基づく。

	5億ドル以下の部分について	平均純資産額の0.80%
5億ドル超	10億ドル以下の部分について	0.70%
10億ドル超	15億ドル以下の部分について	0.65%
15億ドル超	65億ドル以下の部分について	0.60%
65億ドル超	115億ドル以下の部分について	0.575%
115億ドル超	165億ドル以下の部分について	0.555%
165億ドル超	215億ドル以下の部分について	0.54%
	215億ドル超の部分について	0.53%

パトナム・マネジメントは、ファンドの費用が、ファンドと同一の投資区分に属しまたはファンドと同一の投資目的を有するとリップパー・インクが考える販売手数料前払型(フロント・エンド・ロード)のファンドの平均費用を上回らないようにするために必要な範囲で、2009年6月30日まで報酬を放棄しファンドの費用を払い戻すことに同意した。この費用払い戻しは、ファンドの直近会計年度の各暦四半期に関するファンドの費用とリップパーの類似ファンド・グループに属するファンドの平均年間運営費用(12b-1報酬を含まず、ファンド費用を軽減する可能性のある費用相殺および仲介事務協定を考慮していない。)との比較に基づくものである。

パトナム・マネジメントはさらに、ファンドの費用が、ファンドの規模に基づきリップパー・インクが選択した顧客グループの競争力のあるファンドの単純平均費用を上回らないようにするために必要な範囲で、2008年7月1日から2009年6月30日まで報酬を放棄しファンドの費用を払い戻すことに同意した。この費用払い戻しは、それぞれの2007年会計年度に関するファンドの費用とこのリップパーの顧客の類似ファンド・グループに属するファンドの平均運営費用(12b-1報酬を含まず、ファンド費用を軽減させた費用相殺および仲介事務協定に対する調整後。)との比較に基づくものである。

2008年6月30日に終了した年度に、ファンドの費用は上述の限度より低い額に限定された。従って、パトナム・マネジメントはファンドからの管理報酬を放棄しなかった。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベストメンツ・リミテッド(以下「P I L」という。)は、パトナム・マネジメントが随時決定するファンド資産の一部分を管理運用することを受託者により授権されている。パトナム・マネジメントは、その役務に対し、P I Lが管理運用するファンドの一部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎の副管理報酬をP I Lに支払う。

2008年6月30日に終了した年度に、パトナム・マネジメントは、法令および規制に関する事柄(注6に記載される事項を含む)に関連してファンドに発生した937ドルの弁護士報酬、受益者サービスおよび通信費用、監査報酬ならびに受託者報酬を負担した。

ファンドは、パトナム・マネジメントに、ファンドの役員およびファンドに対して管理事務業務を提供した従業員に関する報酬および関連する費用として割当てられた額を補填する。かかるすべての補填金の総額は、毎年受託者によって決定される。

ファンド資産の保管業務は、パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・フィデュシアリー・トラスト・カンパニー(以下「P F T C」という。)およびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。)により提供された。保管報酬は、ファンドの資産レベル、証券保有数、取引規模およびP F T Cに関してはステート・ストリートへの資産の移行に関連する一定の費用に基づく。投資者サービス代行業務は、P F T Cの一部門であるパトナム・インベスター・サービスが提供した。パトナム・インベスター・サービスは、一定の限度を条件として、ファンドの受益者口座数およびファンドの確定拠出プランの資産レベルに基づく投資者サービス報酬を受領した。

2008年6月30日に終了した年度に、ファンドはP F T Cが提供した保管業務および投資者サービス代行業務に対して1,412,574ドルを負担した。

ファンドとステート・ストリートの間の保管契約に基づき、保管銀行は、ファンドの投資制限により許容される範囲で、ファンドが購入する有価証券の決済のために保管銀行が行う前払いを補填するため、ファンドの投資有価証券に対して先取特権を有している。2008年6月30日現在、保管銀行未払金は、購入有価証券の決済のために前払いされた現金未払額を表している。

ファンドは、現金残高から許容される利益によりP F T Cおよびステート・ストリートの報酬が減額される費用相殺の取決めを、P F T Cおよびステート・ストリートとの間で締結した。ファンドは、仲介事務の取決めによってもファンドの費用を減少させた。2008年6月30日に終了した年度において、ファンドの費用は、費用相殺の取決めにより34,479ドル、仲介事務の取決めにより141,736ドル減少した。

ファンドの独立の各受託者は、四半期毎の報酬として368ドルがファンドに割当てられている年間受託者報酬および各受託者会出席についての追加報酬を受領する。受託者は、特定の委員会会議、産業セミナーへの出席ならびに一定のコンプライアンス関連事項についての追加報酬を受領する。受託者はまた、受託者としての役務に関連して負担する費用の払い戻しを受ける。

ファンドは、受託者に1995年7月1日以降支払われる受託者報酬の全部または一部について、その受領の繰延を認める受託者報酬繰延プラン(以下「繰延プラン」という。)を採用している。支払が繰延べられた報酬は、繰延プランに従って分配が行われるまで特定のパトナム・ファンドに投資される。

ファンドは、最低5年以上、受託者として役務を提供し、2004年より前に初めて選出されたファンドの受託者を対象とした非払戻無拠出型確定給付年金プラン(以下「年金プラン」という。)を採用している。年金プランにおける給付金は、2005年12月31日に終了した3年間の受託者の年次出席報酬および顧問報酬の平均合計額の50%相当額である。退職給付金は、2006年12月31日までの役務提供年数に応じて、退職後の年度から終身、受託者に給付される。ファンドの年金費用は、運用計算書において受託者報酬および費用に含まれている。未払年金債務は、資産および負債計算書において、未払受託者報酬および費用に含まれている。受託者会は、2003年より後に初めて選出された受託者に関しては年金プランを終了させた。

ファンドは、1940年投資会社法のルール12b - 1に従って、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に関して販売計画(以下「計画」という。)を採用している。これらの計画の目的は、パトナム・エルエルシーおよびパトナム・リテール・マネジメント・ジーピー・インクの全額出資子会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対し、ファンドの受益証券の販売に際して提供された役務および発生した費用を補償することにある。当該計画により、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に帰属するファンドの平均純資産額のそれぞれ0.35%、1.00%、1.00%、1.00%および1.00%までの年率で、ファンドはパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対して支払を行なう。受託者は、ファンドが、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券それぞれに帰属する平均純資産額の年率0.25%、1.00%、1.00%、0.75%および0.50%で支払をなすことを承認している。

2008年6月30日に終了した年度において、引受人として行為するパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の販売手数料19,977ドルおよび5,107ドルをそれぞれ受領し、クラスB受益証券およびクラスC受益証券の買戻しによる解約手数料43,240ドルおよび1,096ドルをそれぞれ受領した。クラスAおよびクラスM受益証券の一定の買戻しには、それぞれ1.00%および0.65%までの解約手数料が賦課される。2008年6月30日に終了した年度において、引受人として行為するパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の買戻しに関して40ドルおよび0ドルをそれぞれ受領した。

注3 投資有価証券の売買

2008年6月30日に終了した年度における、短期投資以外の投資有価証券の取得原価および売却手取金の総額は、それぞれ379,972,636ドルおよび490,499,087ドルであった。米国政府債務証券の購入および売却はなかった。

注4 資本金

2008年6月30日現在、授権受益証券の発行口数に制限は無い。資本取引は以下のとおりである。

2008年6月30日に終了した年度			2007年6月30日に終了した年度		
クラスA	受益証券(口)	金額(ドル)	クラスA	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	1,562,557	44,856,942	販売受益証券	3,773,123	109,801,279
分配金再投資に伴う 発行受益証券	2,762,061	70,460,184	分配金再投資に伴う 発行受益証券	276,678	8,253,272
	4,324,618	115,317,126		4,049,801	118,054,551
買戻受益証券	(3,645,500)	(100,153,103)	買戻受益証券	(3,145,225)	(93,267,836)
純増加	679,118	15,164,023	純増加	904,576	24,786,715

2008年6月30日に終了した年度			2007年6月30日に終了した年度		
クラスB	受益証券(口)	金額(ドル)	クラスB	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	116,001	3,277,199	販売受益証券	357,643	10,065,961
分配金再投資に伴う 発行受益証券	359,541	8,884,251	分配金再投資に伴う 発行受益証券	44,081	1,275,720
	475,542	12,161,450		401,724	11,341,681
買戻受益証券	(1,420,649)	(38,759,542)	買戻受益証券	(3,146,862)	(88,329,779)
純減少	(945,107)	(26,598,092)	純減少	(2,745,138)	(76,988,098)

2008年6月30日に終了した年度			2007年6月30日に終了した年度		
クラスC	受益証券(口)	金額(ドル)	クラスC	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	27,151	787,794	販売受益証券	48,386	1,445,504
分配金再投資に伴う 発行受益証券	34,848	882,368	分配金再投資に伴う 発行受益証券	2,494	73,881
	61,999	1,670,162		50,880	1,519,385
買戻受益証券	(58,740)	(1,620,372)	買戻受益証券	(55,292)	(1,604,738)
純増加	3,259	49,790	純減少	(4,412)	(85,353)

2008年6月30日に終了した年度			2007年6月30日に終了した年度		
クラスM	受益証券(口)	金額(ドル)	クラスM	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	36,674	1,152,128	販売受益証券	90,337	2,659,028
分配金再投資に伴う 発行受益証券	48,746	1,239,616	分配金再投資に伴う 発行受益証券	4,873	144,707
	85,420	2,391,744		95,210	2,803,735
買戻受益証券	(181,655)	(5,292,546)	買戻受益証券	(227,023)	(6,593,041)
純減少	(96,235)	(2,900,802)	純減少	(131,813)	(3,789,306)

2008年6月30日に終了した年度			2007年6月30日に終了した年度		
クラスR	受益証券(口)	金額(ドル)	クラスR	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	3,363	93,466	販売受益証券	2,752	83,204
分配金再投資に伴う 発行受益証券	867	21,978	分配金再投資に伴う 発行受益証券	36	1,084
	4,230	115,444		2,788	84,288
買戻受益証券	(2,236)	(56,032)	買戻受益証券	(355)	(11,179)
純増加	1,994	59,412	純増加	2,433	73,109

2008年6月30日に終了した年度			2007年6月30日に終了した年度		
クラスY	受益証券(口)	金額(ドル)	クラスY	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	113,939	3,493,792	販売受益証券	126,419	3,717,200
分配金再投資に伴う 発行受益証券	81,561	2,081,442	分配金再投資に伴う 発行受益証券	6,828	203,348
	195,500	5,575,234		133,247	3,920,548
買戻し受益証券	(125,965)	(3,435,066)	買戻し受益証券	(53,373)	(1,586,835)
純増加	69,535	2,140,168	純増加	79,874	2,333,713

注5 パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへの投資

ファンドは、パトナム・マネジメントが管理運用するオープンエンド型の投資運用会社であるパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドに投資する。パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへの投資は、各営業日の最終純資産価額で評価される。ファンドが支払う管理報酬は、ファンドがパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドに投資している資産に関連して、パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドが支払う管理報酬に等しい額だけ減額される。2008年6月30日に終了した年度に、支払われた管理報酬は、ファンドのパトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへの投資に関連して6,841ドル減額された。ファンドが稼得した受取分配金は、運用計算書に収益として計上され、2008年6月30日に終了した年度は合計370,885ドルであった。2008年6月30日に終了した年度中、パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドへの投資の取得原価および売却手取額の総額は、それぞれ215,516,962ドルおよび209,770,376ドルであった。

注6 規制に関する事柄および訴訟

2003年下期および2004年に、パトナム・マネジメントは、パトナム・ファンドにおける過度の短期売買に関連する請求について、証券取引委員会(SEC)およびマサチューセッツ州証券局と和解した。パトナム・マネジメントからの特定のパトナムのオープンエンド型投資信託およびその受益者に対する支払は、翌月から数ヶ月以内に完了すると予想される。

かかる主張および関連する事項は、一部の訴訟(パトナム・マネジメントおよび限られた場合にはパトナムの一部の投資信託に対する集団訴訟を意図する複数の訴訟を含む。)の一般的な根拠になっている。パトナム・マネジメントは、かかる訴訟がファンドまたは投資運用サービスを提供するパトナム・マネジメントの能力に重大な悪影響を及ぼすことはないであろうと考えている。さらに、パトナム・マネジメントは、かかる懸案事項の結果としてパトナム・ファンドが被るあらゆる費用を負担することに同意している。

注7 新たな会計基準

2006年6月、財務会計基準審議会（「FASB」）は解釈指針第48号「法人所得税の不確定性に関する会計基準」を公表した（以下「解釈指針」という。）。当該解釈指針は、税務申告において申告者により取られる、または取られると見込まれる税務上のポジションの優遇についての財務書類上の認識に関する最低基準を規定している。採用によっても、当該解釈指針はファンドの財務書類に対して重大な影響を及ぼさなかった。しかし、当該解釈指針に関する結論は、FASBからの予想される更なる解釈指針ならびに現在進行中の税法分析およびそれらの解釈を含む（がそれに限定されない）要因に基づく後日の見直しと修正に影響される。

2006年9月、FASBは財務会計基準書第157号「公正価値による測定」を公表した（以下「基準」という。）。当該基準は、公正価値を定義し、公正価値の測定のための枠組みを規定し、また公正価値の測定についての開示を拡大している。当該基準は、既存の基準により要求されるかまたは認められている公正価値の測定に適用される。当該基準は、2007年11月15日より後に開始する会計年度および当該会計年度中の中間期に対して適用される。パトナム・マネジメントは、当該基準の採用が財務書類の報告額に影響を及ぼすとは考えていないが、公正価値の測定を発展させるために使用される情報について追加の開示が要求されると考える。

2008年3月、財務会計基準書第161号（SFAS161号）「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示 - FASB基準書第133号（SFAS133号）の改訂」が公表され、2008年11月15日より後に開始する会計年度に適用される。SFAS161号は、企業がどのようにまたなぜデリバティブ商品を利用するのか、およびデリバティブ商品が企業の財務状態にどのように影響を及ぼすかについての追加の開示を要求している。パトナム・マネジメントは、SFAS161号の採用がファンドの財務書類の開示に対してどのような影響があるかについて現在評価中である。

[次へ](#)

Statement of assets and liabilities 6/30/08

ASSETS		REPRESENTED BY	
Investment in securities, at value, (Note 1):		Paid-in capital (Unlimited shares authorized) (Notes 1 and 4)	\$397,977,788
Unaffiliated issuers (identified cost \$383,289,474)	\$395,154,018	Distributions in excess of net investment income (Note 1)	(3,934,656)
Affiliated issuers (identified cost \$8,035,495) (Note 5)	8,035,495	Accumulated net realized loss on investments and foreign currency transactions (Note 1)	(5,651,244)
Cash	1,057,445	Net unrealized appreciation of investments and assets and liabilities in foreign currencies	11,884,209
Dividends, interest and other receivables	368,551	Total - Representing net assets applicable to capital shares outstanding	\$400,276,097
Receivable for shares of the fund sold	27,029		
Receivable for securities sold	3,835,347		
Receivable for variation margin (Note 1)	41,330		
Receivable for open forward currency contracts (Note 1)	1,712,875	COMPUTATION OF NET ASSET VALUE AND OFFERING PRICE	
Receivable for closed forward currency contracts (Note 1)	128,356	Net asset value and redemption price per class A share	
Foreign tax reclaim receivable	717,592	(\$346,191,573 divided by 14,918,850 shares)	\$23.20
Total assets	411,078,038	Offering price per class A share	
		(100/94.25 of \$23.20) [*]	\$24.62
		Net asset value and offering price per class B share	
LIABILITIES		(\$32,359,731 divided by 1,445,465 shares) ^{**}	\$22.39
Payable to custodian (Note 2)	375,716	Net asset value and offering price per class C share	
Payable for securities purchased	5,758,917	(\$4,912,307 divided by 214,152 shares) ^{**}	\$22.94
Payable for shares of the fund repurchased	1,163,014	Net asset value and redemption price per class M share	
Payable for compensation of Manager (Notes 2 and 5)	873,794	(\$7,551,371 divided by 327,343 shares)	\$23.07
Payable for investor servicing fees (Note 2)	97,360	Offering price per class M share	
Payable for custodian fees (Note 2)	25,184	(100/96.50 of \$23.07) [*]	\$23.91
Payable for Trustee compensation and expenses (Note 2)	166,936	Net asset value, offering price and redemption price per class R share	
Payable for administrative services (Note 2)	1,656	(\$107,467 divided by 4,668 shares)	\$23.02
Payable for distribution fees (Note 2)	272,183	Net asset value, offering price and redemption price per class Y share	
Payable for open forward currency contracts (Note 1)	1,510,615	(\$9,153,648 divided by 393,827 shares)	\$23.24
Payable for closed forward currency contracts (Note 1)	391,628		
Other accrued expenses	164,938		
Total liabilities	10,801,941		
Net assets	\$400,276,097		

* On single retail sales of less than \$50,000. On sales of \$50,000 or more the offering price is reduced.

** Redemption price per share is equal to net asset value less any applicable contingent deferred sales charge.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Statement of operations Year ended 6/30/08

INVESTMENT INCOME

Dividends (net of foreign tax of \$1,830,606)	\$14,754,669
Interest (including interest income of \$370,885 from investments in affiliated issuers) (Note 5)	365,459
Securities lending	555
Total investment income	15,120,683

EXPENSES

Compensation of Manager (Note 2)	3,960,412
Investor servicing fees (Note 2)	1,412,222
Custodian fees (Note 2)	82,135
Trustee compensation and expenses (Note 2)	36,546
Administrative services (Note 2)	25,253
Distribution fees - Class A (Note 2)	1,044,302
Distribution fees - Class B (Note 2)	534,813
Distribution fees - Class C (Note 2)	60,653
Distribution fees - Class M (Note 2)	80,733
Distribution fees - Class R (Note 2)	563
Other	273,285
Non-recurring costs (Notes 2 and 6)	937
Costs assumed by Manager (Notes 2 and 6)	(937)
Fees waived and reimbursed by Manager (Note 5)	(6,841)
Total expenses	7,504,076
Expense reduction (Note 2)	(176,215)
Net expenses	7,327,861
Net investment income	7,792,822
Net realized gain on investments (Notes 1 and 3)	13,961,864
Net realized loss on futures contracts (Note 1)	(1,980,416)
Net realized loss on foreign currency transactions (Note 1)	(10,675,237)
Net unrealized depreciation of assets and liabilities in foreign currencies during the year	(552,077)
Net unrealized depreciation of investments and futures contracts during the year	(91,108,446)
Net loss on investments	(90,354,312)
Net decrease in net assets resulting from operations	\$(82,561,490)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Notes to financial statements 6/30/08

Note 1: Significant accounting policies

Putnam Europe Equity Fund (the "fund"), a Massachusetts business trust, is registered under the Investment Company Act of 1940, as amended, as a diversified, open-end management investment company. The fund seeks capital appreciation by investing primarily in common stocks and other securities of European companies.

The fund offers class A, class B, class C, class M, class R and class Y shares. Class A and class M shares are sold with a maximum front-end sales charge of 5.75% and 3.50%, respectively, and generally do not pay a contingent deferred sales charge. Class B shares, which convert to class A shares after approximately eight years, do not pay a front-end sales charge and are subject to a contingent deferred sales charge, if those shares are redeemed within six years of purchase. Class C shares have a one-year 1.00% contingent deferred sales charge and do not convert to class A shares. Class R shares, which are offered to qualified employee-benefit plans, are sold at net asset value. The expenses for class A, class B, class C, class M and class R shares may differ based on the distribution fee of each class, which is identified in Note 2. Class Y shares, which are sold at net asset value, are generally subject to the same expenses as class A, class B, class C, class M and class R shares, but do not bear a distribution fee. Class Y shares are generally only available to corporate and institutional clients and clients in other approved programs.

A 1.00% redemption fee may apply on any shares that are redeemed (either by selling or exchanging into another fund) within 90 days of purchase. The redemption fee is accounted for as an addition to paid-in-capital.

Investment income, realized and unrealized gains and losses and expenses of the fund are borne pro-rata based on the relative net assets of each class to the total net assets of the fund, except that each class bears expenses unique to that class (including the distribution fees applicable to such classes). Each class votes as a class only with respect to its own distribution plan or other matters on which a class vote is required by law or determined by the Trustees. If the fund were liquidated,

shares of each class would receive their pro-rata share of the net assets of the fund. In addition, the Trustees declare separate dividends on each class of shares.

In the normal course of business, the fund enters into contracts that may include agreements to indemnify another party under given circumstances.

The fund's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be, but have not yet been, made against the fund. However, the fund's management team expects the risk of material loss to be remote.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the fund in the preparation of its financial statements. The preparation of financial statements is in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America and requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

A) Security valuation: Investments for which market quotations are readily available are valued at the last reported sales price on their principal exchange, or official closing price for certain markets. If no sales are reported - as in the case of some securities traded over-the-counter - a security is valued at its last reported bid price. Many securities markets and exchanges outside the U.S. close prior to the close of the New York Stock Exchange and therefore the closing prices for securities in such markets or on such exchanges may not fully reflect events that occur after such close but before the close of the New York Stock Exchange. Accordingly, on certain days, the fund will fair value foreign equity securities taking into account multiple factors, including movements in the U.S. securities markets. The number of days on which fair value prices will be used will depend on market activity and it is possible that fair value prices will be used by the fund to a significant extent. At June 30, 2008, fair value pricing was used for certain foreign securities in the portfolio. Securities quoted in foreign currencies, if any, are

translated into U.S. dollars at the current exchange rate. Certain investments, including certain restricted securities and derivatives, are also valued at fair value following procedures approved by the Trustees. Such valuations and procedures are reviewed periodically by the Trustees. The fair value of securities is generally determined as the amount that the fund could reasonably expect to realize from an orderly disposition of such securities over a reasonable period of time. By its nature, a fair value price is a good faith estimate of the value of a security at a given point in time and does not reflect an actual market price, which may be different by a material amount.

B) Joint trading account: Pursuant to an exemptive order from the Securities and Exchange Commission (the "SEC"), the fund may transfer uninvested cash balances, including cash collateral received under security lending arrangements, into a joint trading account along with the cash of other registered investment companies and certain other accounts managed by Putnam Investment Management, LLC ("Putnam Management"), the fund's manager, a wholly-owned subsidiary of Putnam, LLC. These balances may be invested in issues of short-term investments having maturities of up to 397 days for collateral received under security lending arrangements and up to 90 days for other cash investments.

C) Repurchase agreements: The fund, or any joint trading account, through its custodian, receives delivery of the underlying securities, the market value of which at the time of purchase is required to be in an amount at least equal to the resale price, including accrued interest. Collateral for certain tri-party repurchase agreements is held at the counterparty's custodian in a segregated account for the benefit of the fund and the counterparty. Putnam Management is responsible for determining that the value of these underlying securities is at all times at least equal to the resale price, including accrued interest.

D) Security transactions and related investment income: Security transactions are recorded on the trade date (the date the order to buy or sell is executed). Gains or losses on securities sold are determined on the identified cost basis.

Interest income is recorded on the accrual basis. Dividend income, net of applicable

withholding taxes, is recognized on the ex-dividend date except that certain dividends from foreign securities, if any, are recognized as soon as the fund is informed of the ex-dividend date. Non-cash dividends, if any, are recorded at the fair market value of the securities received. Dividends representing a return of capital or capital gains, if any, are reflected as a reduction of cost and/or as a realized gain.

E) Foreign currency translation: The accounting records of the fund are maintained in U.S. dollars. The market value of foreign securities, currency holdings, and other assets and liabilities is recorded in the books and records of the fund after translation to U.S. dollars based on the exchange rates on that day. The cost of each security is determined using historical exchange rates. Income and withholding taxes are translated at prevailing exchange rates when earned or incurred. The fund does not isolate that portion of realized or unrealized gains or losses resulting from changes in the foreign exchange rate on investments from fluctuations arising from changes in the market prices of the securities. Such gains and losses are included with the net realized and unrealized gain or loss on investments. Net realized gains and losses on foreign currency transactions represent net realized exchange gains or losses on closed forward currency contracts, disposition of foreign currencies, currency gains and losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions and the difference between the amount of investment income and foreign withholding taxes recorded on the fund's books and the U.S. dollar equivalent amounts actually received or paid. Net unrealized appreciation and depreciation of assets and liabilities in foreign currencies arise from changes in the value of open forward currency contracts and assets and liabilities other than investments at the period end, resulting from changes in the exchange rate. Investments in foreign securities involve certain risks, including those related to economic instability, unfavorable political developments, and currency fluctuations, not present with domestic investments.

F) Forward currency contracts: The fund may buy and sell forward currency contracts, which are agreements between two parties to buy and sell currencies at a set price on a future date. These contracts are used to protect against a decline in value relative to the U.S. dollar of the currencies in

which its portfolio securities are denominated or quoted (or an increase in the value of a currency in which securities a fund intends to buy are denominated, when a fund holds cash reserves and short-term investments), or for other investment purposes. The U.S. dollar value of forward currency contracts is determined using current forward currency exchange rates supplied by a quotation service. The market value of the contract will fluctuate with changes in currency exchange rates. The contract is marked-to-market daily and the change in market value is recorded as an unrealized gain or loss. When the contract is closed, the fund records a realized gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed. The fund could be exposed to risk if the value of the currency changes unfavorably, if the counterparties to the contracts are unable to meet the terms of their contracts or if the fund is unable to enter into a closing position. Risks may exceed amounts recognized on the Statement of assets and liabilities. Forward currency contracts outstanding at period end, if any, are listed after the fund's portfolio.

G) Futures and options contracts: The fund may use futures and options contracts to hedge against changes in the values of securities the fund owns, owned or expects to purchase, or for other investment purposes. The fund may also write options on swaps or securities it owns or in which it may invest to increase its current returns.

The potential risk to the fund is that the change in value of futures and options contracts may not correspond to the change in value of the hedged instruments. In addition, losses may arise from changes in the value of the underlying instruments, if there is an illiquid secondary market for the contracts, or if the counterparty to the contract is unable to perform. Risks may exceed amounts recognized on the Statement of assets and liabilities. When the contract is closed, the fund records a realized gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed. Realized gains and losses on purchased options are included in realized gains and losses on investment securities. If a written call option is exercised, the premium originally received is recorded as an addition to sales proceeds. If a written put option is exercised, the premium

originally received is recorded as a reduction to the cost of investments.

Futures contracts are valued at the quoted daily settlement prices established by the exchange on which they trade. The fund and the broker agree to exchange an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the futures contract. Such receipts or payments are known as "variation margin." Exchange traded options are valued at the last sale price or, if no sales are reported, the last bid price for purchased options and the last ask price for written options. Options traded over-the-counter are valued using prices supplied by dealers. Futures and written option contracts outstanding at period end, if any, are listed after the fund's portfolio.

H) Securities lending: The fund may lend securities, through its agents, to qualified borrowers in order to earn additional income. The loans are collateralized by cash and/or securities in an amount at least equal to the market value of the securities loaned. The market value of securities loaned is determined daily and any additional required collateral is allocated to the fund on the next business day. The risk of borrower default will be borne by the fund's agents; the fund will bear the risk of loss with respect to the investment of the cash collateral. Income from securities lending is included in investment income on the Statement of operations. At June 30, 2008, the fund had no securities out on loan.

I) Federal taxes: It is the policy of the fund to distribute all of its taxable income within the prescribed time and otherwise comply with the provisions of the Internal Revenue Code of 1986, as amended (the "Code"), applicable to regulated investment companies. It is also the intention of the fund to distribute an amount sufficient to avoid imposition of any excise tax under Section 4982 of the Code. Therefore, no provision has been made for federal taxes on income, capital gains or unrealized appreciation on securities held nor for excise tax on income and capital gains.

Pursuant to federal income tax regulations applicable to regulated investment companies, the fund has elected to defer to its fiscal year ending June 30, 2009 \$6,941,626 of losses recognized during the period November 1, 2007 to June 30, 2008.

J) Distributions to shareholders:
Distributions to shareholders from net investment income are recorded by the fund on the ex-dividend date. Distributions from capital gains, if any, are recorded on the ex-dividend date and paid at least annually. The amount and character of income and gains to be distributed are determined in accordance with income tax regulations, which may differ from generally accepted accounting principles. These differences include temporary and/or permanent differences of losses on wash sale transactions, foreign currency gains and losses, post-October loss deferrals, tax equalization and taxable dividend adjustment. Reclassifications are made to the fund's capital accounts to reflect income and gains available for distribution (or available capital loss carryovers) under income tax regulations. For the year ended June 30, 2008, the fund reclassified \$9,797,942 to decrease undistributed net investment income and \$913,860 to increase paid-in-capital, with a decrease to accumulated net realized loss of \$8,884,082.

The tax basis components of distributable earnings and the federal tax cost as of June 30, 2008 were as follows:

Unrealized appreciation	\$46,523,131
Unrealized depreciation	(37,100,603)
Net unrealized appreciation	9,422,528
Post-October loss	(6,941,626)
Cost for federal income tax purposes	\$393,766,985

Note 2: Management fee, administrative services and other transactions

The fund pays Putnam Management for management and investment advisory services quarterly based on the average net assets of the fund. Such fee is based on the following annual rates: 0.80% of the first \$500 million of average net assets, 0.70% of the next \$500 million, 0.65% of the next \$500 million, 0.60% of the next \$5 billion, 0.575% of the next \$5 billion, 0.555% of the next \$5 billion, 0.54% of the next \$5 billion and 0.53% thereafter.

Putnam Management has agreed to waive fees and reimburse expenses of the fund through June 30, 2009, to the extent necessary to ensure that the fund's expenses do not exceed the simple average of the expenses of all front-end load funds viewed by Lipper, Inc. as having the same investment classification or objective as the fund. The

expense reimbursement is based on a comparison of the fund's expenses with the average annualized operating expenses of the funds in its Lipper peer group for each calendar quarter during the fund's last fiscal year, excluding 12b-1 fees and without giving effect to any expense offset and brokerage service arrangements that may reduce fund expenses.

Putnam Management has further agreed to waive fees and reimburse expenses of the fund for the period from July 1, 2008 through June 30, 2009, to the extent necessary to ensure that the fund's expenses do not exceed the simple average of the expenses of a custom group of competitive funds selected by Lipper, Inc. based on the size of the fund. The expense reimbursement is based on a comparison of the fund's total expenses with the average operating expenses of the funds in this Lipper custom peer group for their respective 2007 fiscal years, excluding 12b-1 fees and after adjustment for certain expense offset and brokerage service arrangements that reduced expenses of the fund.

For the year ended June 30, 2008, the fund's expenses were limited to the lower of the limits specified above and accordingly, Putnam Management did not waive any of its management fee from the fund.

Putnam Investments Limited ("PIL"), an affiliate of Putnam Management, is authorized by the Trustees to manage a separate portion of the assets of the fund as determined by Putnam Management from time to time. Putnam Management pays a quarterly sub-management fee to PIL for its services at an annual rate of 0.35% of the average net assets of the portion of the fund managed by PIL.

For the year ended June 30, 2008, Putnam Management has assumed \$937 of legal, shareholder servicing and communication, audit and Trustee fees incurred by the fund in connection with certain legal and regulatory matters (including those described in Note 6).

The fund reimburses Putnam Management an allocated amount for the compensation and related expenses of certain officers of the fund and their staff who provide administrative services to the fund. The aggregate amount of all such reimbursements is determined annually by the Trustees.

Custodial services for the fund's assets were provided by Putnam Fiduciary Trust Company ("PFTC"), an affiliate of Putnam Management, and by State Street Bank and Trust Company ("State Street"). Custody fees are based on the fund's asset level, the number of its security holdings, transaction volumes and with respect to PFTC, certain fees related to the transition of assets to State Street. Putnam Investor Services, a division of PFTC, provided investor servicing agent functions to the fund. Putnam Investor Services received fees for investor servicing, subject to certain limitations, based on the number of shareholder accounts in the fund and the level of defined contribution plan assets in the fund. During the year ended June 30, 2008, the fund incurred \$1,412,574 for custody and investor servicing agent functions provided by PFTC.

Under the custodian contract between the fund and State Street, the custodian bank has a lien on the securities of the fund to the extent permitted by the fund's investment restrictions to cover any advances made by the custodian bank for the settlement of securities purchased by the fund. At June 30, 2008, the payable to the custodian bank represents the amount due for cash advanced for the settlement of securities purchased.

The fund has entered into expense offset arrangements with PFTC and State Street whereby PFTC's and State Street's fees are reduced by credits allowed on cash balances. The fund also reduced expenses through brokerage/ service arrangements. For the year ended June 30, 2008, the fund's expenses were reduced by \$34,479 under the expense offset arrangements and by \$141,736 under the brokerage/service arrangements.

Each independent Trustee of the fund receives an annual Trustee fee, of which \$368, as a quarterly retainer, has been allocated to the fund, and an additional fee for each Trustees meeting attended. Trustees receive additional fees for attendance at certain committee meetings and industry seminars and for certain compliance-related matters. Trustees also are reimbursed for expenses they incur relating to their services as Trustees.

The fund has adopted a Trustee Fee Deferral Plan (the "Deferral Plan") which allows the Trustees to defer the receipt of all or a portion of Trustees fees payable on or after July 1, 1995. The deferred fees remain

invested in certain Putnam funds until distribution in accordance with the Deferral Plan.

The fund has adopted an unfunded noncontributory defined benefit pension plan (the "Pension Plan") covering all Trustees of the fund who have served as a Trustee for at least five years and were first elected prior to 2004. Benefits under the Pension Plan are equal to 50% of the Trustee's average annual attendance and retainer fees for the three years ended December 31, 2005. The retirement benefit is payable during a Trustee's lifetime, beginning the year following retirement, for the number of years of service through December 31, 2006. Pension expense for the fund is included in Trustee compensation and expenses in the Statement of operations. Accrued pension liability is included in Payable for Trustee compensation and expenses in the Statement of assets and liabilities. The Trustees have terminated the Pension Plan with respect to any Trustee first elected after 2003.

The fund has adopted distribution plans (the "Plans") with respect to its class A, class B, class C, class M and class R shares pursuant to Rule 12b-1 under the Investment Company Act of 1940. The purpose of the Plans is to compensate Putnam Retail Management Limited Partnership, a wholly-owned subsidiary of Putnam, LLC and Putnam Retail Management GP, Inc., for services provided and expenses incurred in distributing shares of the fund. The Plans provide for payments by the fund to Putnam Retail Management Limited Partnership at an annual rate of up to 0.35%, 1.00%, 1.00%, 1.00% and 1.00% of the average net assets attributable to class A, class B, class C, class M and class R shares, respectively. The Trustees have approved payment by the fund at an annual rate of 0.25%, 1.00%, 1.00%, 0.75% and 0.50% of the average net assets attributable to class A, class B, class C, class M and class R shares, respectively.

For the year ended June 30, 2008, Putnam Retail Management Limited Partnership, acting as underwriter, received net commissions of \$19,977 and \$5,107 from the sale of class A and class M shares, respectively, and received \$43,240 and \$1,096 in contingent deferred sales charges from redemptions of class B and class C shares, respectively. A deferred sales charge of up to 1.00% and 0.65% is assessed on certain redemptions of class A and class M shares, respectively. For the year ended

June 30, 2008, Putnam Retail Management Limited Partnership, acting as underwriter, received \$40 and no monies on class A and class M redemptions, respectively.

Note 3: Purchases and sales of securities

During the year ended June 30, 2008, cost of purchases and proceeds from sales of investment securities other than short-term investments aggregated \$379,972,636 and \$490,499,087, respectively. There were no purchases or sales of U.S. government securities.

Note 4: Capital shares

At June 30, 2008, there was an unlimited number of shares of beneficial interest authorized. Transactions in capital shares were as follows:

	Year ended 6/30/08		Year ended 6/30/07	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class A				
Shares sold	1,562,557	\$44,856,942	3,773,123	\$109,801,279
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	2,762,061	70,460,184	276,678	8,253,272
	4,324,618	115,317,126	4,049,801	118,054,551
Shares repurchased	(3,645,500)	(100,153,103)	(3,145,225)	(93,267,836)
Net increase	679,118	\$15,164,023	904,576	\$24,786,715

	Year ended 6/30/08		Year ended 6/30/07	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class B				
Shares sold	116,001	\$3,277,199	357,643	\$10,065,961
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	359,541	8,884,251	44,081	1,275,720
	475,542	12,161,450	401,724	11,341,681
Shares repurchased	(1,420,649)	(38,759,542)	(3,146,862)	(88,329,779)
Net decrease	(945,107)	\$(26,598,092)	(2,745,138)	\$(76,988,098)

	Year ended 6/30/08		Year ended 6/30/07	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class C				
Shares sold	27,151	\$787,794	48,386	\$1,445,504
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	34,848	882,368	2,494	73,881
	61,999	1,670,162	50,880	1,519,385
Shares repurchased	(58,740)	(1,620,372)	(55,292)	(1,604,738)
Net increase (decrease)	3,259	\$49,790	(4,412)	\$(85,353)

	Year ended 6/30/08		Year ended 6/30/07	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class M				
Shares sold	36,674	\$1,152,128	90,337	\$2,659,028
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	48,746	1,239,616	4,873	144,707
	85,420	2,391,744	95,210	2,803,735
Shares repurchased	(181,655)	(5,292,546)	(227,023)	(6,593,041)
Net decrease	(96,235)	\$(2,900,802)	(131,813)	\$(3,789,306)

	Year ended 6/30/08		Year ended 6/30/07	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class R				
Shares sold	3,363	\$93,466	2,752	\$83,204
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	867	21,978	36	1,084
	4,230	115,444	2,788	84,288
Shares repurchased	(2,236)	(56,032)	(355)	(11,179)
Net increase	1,994	\$59,412	2,433	\$73,109

	Year ended 6/30/08		Year ended 6/30/07	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class Y				
Shares sold	113,939	\$3,493,792	126,419	\$3,717,200
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	81,561	2,081,442	6,828	203,348
	195,500	5,575,234	133,247	3,920,548
Shares repurchased	(125,965)	(3,435,066)	(53,373)	(1,586,835)
Net increase	69,535	\$2,140,168	79,874	\$2,333,713

Note 5: Investment in Putnam Prime Money Market Fund

The fund invests in Putnam Prime Money Market Fund, an open-end management investment company managed by Putnam Management. Investments in Putnam Prime Money Market Fund are valued at its closing net asset value each business day. Management fees paid by the fund are reduced by an amount equal to the management fees paid by Putnam Prime Money Market Fund with respect to assets invested by the fund in Putnam Prime Money Market Fund. For the year ended June 30, 2008, management fees paid were reduced by \$6,841 relating to the fund's investment in Putnam Prime Money Market Fund. Income distributions earned by the fund are recorded as income in the Statement of operations and totaled \$370,885 for the year ended June 30, 2008. During the year ended June 30, 2008, cost of purchases and proceeds of sales of investments in Putnam Prime Money Market Fund aggregated \$215,516,962 and \$209,770,376, respectively.

Note 6: Regulatory matters and litigation

In late 2003 and 2004, Putnam Management settled charges brought by the SEC and the Massachusetts Securities Division in connection with excessive short-term trading in Putnam funds. Distribution of payments from Putnam Management to certain open-end Putnam funds and their shareholders is expected to be completed in the next several months. These allegations and related matters have served as the general basis for certain lawsuits, including purported class action lawsuits against Putnam Management and, in a limited number of cases, some Putnam funds. Putnam Management believes that these lawsuits will have no material adverse effect on the funds or on Putnam Management's ability to provide investment management services. In addition, Putnam Management has agreed to bear any costs incurred by the Putnam funds as a result of these matters.

Note 7: New accounting pronouncements

In June 2006, the Financial Accounting Standards Board (" FASB ") issued Interpretation No. 48, Accounting for Uncertainty in Income Taxes (the " Interpretation "). The Interpretation prescribes a minimum threshold for financial statement recognition of the benefit of a tax position taken or expected to be taken by a filer in the filer's tax return. Upon adoption, the Interpretation did not have a material effect on the fund's financial statements. However, the conclusions regarding the Interpretation may be subject to review and adjustment at a later date based on factors including, but not limited to, further implementation guidance expected from the FASB, and on-going analysis of tax laws, regulations and interpretations thereof.

In September 2006, the FASB issued Statement of Financial Accounting Standards No. 157, Fair Value Measurements (the " Standard "). The Standard defines fair value, sets out a framework for measuring fair value and expands disclosures about fair value measurements. The Standard applies to fair value measurements already required or permitted by existing standards. The Standard is effective for fiscal years beginning after November 15, 2007 and interim periods within those fiscal years. Putnam Management does not believe the adoption of the Standard will impact the amounts reported in the financial statements;

however, additional disclosures will be required about the inputs used to develop the measurements of fair value.

In March 2008, Statement of Financial Accounting Standards No. 161, Disclosures about Derivative Instruments and Hedging Activities (" SFAS 161 ") - an amendment of FASB Statement No. 133 (" SFAS 133 "), was issued and is effective for fiscal years beginning after November 15, 2008. SFAS 161 requires enhanced disclosures about how and why an entity uses derivative instruments and how derivative instruments affect an entity's financial position. Putnam Management is currently evaluating the impact the adoption of SFAS 161 will have on the fund's financial statement disclosures.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年10月末日現在)

	ドル(. を除く)	千円(. を除く)
. 資産総額	227,161,264	20,771,626
. 負債総額	4,560,942	417,053
. 純資産額(-)	222,600,322	20,354,573
. 発行済受益証券数	A . 10,685,391□ B . 614,435□ C . 148,120□ M . 232,169□ R . 7,220□ Y . 569,296□	
. 1口当り純資産価格	A . 18.21 B . 17.39 C . 17.83 M . 17.98 R . 18.02 Y . 18.30	1,665.12円 1,590.14円 1,630.38円 1,644.09円 1,647.75円 1,673.35円

第5【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中のクラスM受益証券の販売および買戻しの実績および下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

（クラスM受益証券）

	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数
第6会計年度 (7/1/99 - 6/30/00)	4,679,657	2,964,120	6,242,590	4,271,470	2,996,592	1,381,540
第7会計年度 (7/1/00 - 6/30/01)	3,962,299	2,073,520	4,016,702	2,014,380	2,942,189	1,440,680
第8会計年度 (7/1/01 - 6/30/02)	1,887,774	578,170	2,744,994	988,910	2,084,969	1,029,940
第9会計年度 (7/1/02 - 6/30/03)	1,349,870	1,292,000	1,087,895	718,590	2,346,944	1,603,350
第10会計年度 (7/1/03 - 6/30/04)	1,465,099	1,433,760	2,443,954	2,129,810	1,368,089	907,300
第11会計年度 (7/1/04 - 6/30/05)	107,507	14,110	736,852	588,210	738,744	333,200
第12会計年度 (7/1/05 - 6/30/06)	114,407	90,800	297,760	197,310	555,391	226,690
第13会計年度 (7/1/06 - 6/30/07)	95,210	60,410	227,023	169,660	423,578	117,440
第14会計年度 (7/1/07 - 6/30/08)	85,420	29,380	181,655	66,910	327,343	79,910
第15会計年度 (7/1/08 - 6/30/09)	3,099	0	84,208	15,680	246,234	64,230

（注）販売口数には配当の再投資に関連して発行された受益証券が含まれる。

第四部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) ファンド

資本金の額

該当なし。

ファンドの機構

受託者は、ファンドの運営の一般的監査につき責任を負う。契約及び信託宣言は、受託者は当該義務を履行するに必要または便宜な一切の権限を有している旨規定している。受託者の員数は、受託者によって定められ、3人未満とすることはできない。受託者は、受託者または受益者により選任される。かかる目的のために招集された受益者集会においては、ファンドの発行済受益証券の3分の2以上の賛成により、受託者を更迭することができる。受託者または受益者により選任された各受託者の任期は、同人の退職、辞任、更迭もしくは死亡または受託者を選任する目的で招集された次の受益者集会もしくは同人の後継者が選任され資格が付与されるまでとする。

ファンドの受託者は、契約及び信託宣言により一または複数のシリーズのファンドの受益証券を発行する権限を有し、各シリーズは当該シリーズに割り当てられた資産に関して他の全てのシリーズに優先するものとする。受託者は、受益者の承認なくして、任意のシリーズの受益証券を受益者が決定する優先権、特別もしくは相対的な権利または特権を有する2つ以上のクラスに分割することができる。

ファンドの契約及び信託宣言に基づき、受益者は、同契約及び信託宣言で定められた範囲で、受託者の選任、受託者の解任、管理運用会社に関する事項、ファンドの終了に関する事項、ファンドの契約及び信託宣言の改正に関する事項、訴訟、紛争処理手続または請求をファンドもしくは受益者のために、マサチューセッツ州の事業会社の株主の同一の範囲で、派生的クラス・アクションとして提起または維持されるべきか否かに関する事項、ならびに、ファンドの契約及び信託宣言もしくはファンドの付属定款によりまたはファンドの合衆国証券取引委員会（もしくはその承継機関）もしくは州への登録について要求されるか、または受託者が必要もしくは望ましいと考えるファンドに関する追加事項に関してのみ、議決権を有する。加えて、以上の行為のうち一定のものについては、ファンドの受益者の議決なくして、受託者がなすことができる。

受益者の議決に付された事項は、1940年投資会社法により要求されている場合もしくは受託者が一もしくは複数のシリーズもしくはクラスの利益に影響を与えると判断した場合で、各シリーズもしくはクラスで別個に投票されるとき、受託者が当該事項が一もしくは複数のシリーズもしくはクラスの利益に影響すると判断した場合で、かかるシリーズもしくはクラスの受益者のみが議決権を有する場合を除き、その時点で議決権を有する全ての受益証券について、シリーズまたはクラスを考慮せずに、ファンドの付属定款に規定されている場合を除いて、全体を一クラスとして議決される。受託者の選出にあたっては、累積投票は行われない。

受益者集会は、受託者、受託者会会長または集会で議決権を有する発行済受益証券の少なくとも10分の1の受益者の書面による請求により、書記役により招集される。受益者集会の書面による招集通知は、少なくとも集会の7日前に郵便によりなされなければならない。特定事項について議決権を有する受益証券の30%の出席が、当該事項についての議題の受益者集会における定足数である。ただし、法律または契約及び信託宣言の規定により、シリーズまたはクラスの受益者が当該独立のシリーズまたはクラスとして投票することが認められまたは要求されている場合は、その時点で議決権を有する当該シリーズまたはクラスの受益証券の合計の30%が当該シリーズまたはクラスによる議題の定足数となる。受益者集会において議決権を有しもしくは行為できるまたは配当もしくは他の分配を受領する権限を有するシリーズまたはクラス受益証券の受益者を決定する目的で、受託者は基準日を設定す

る権限を有する。基準日は、受益者集会の90日以上前であってはならず、また配当または他の分配の支払日の60日以上前であってはならない。

受託者は、契約及び信託宣言により、ファンドの運営の遂行のために契約及び信託宣言と矛盾しない付属定款を定めることができる。付属定款は、受託者はファンドの受託者会会長、社長、財務担当役員および書記役を選任し、また受託者は他の役員（もしあれば）をいつでも選任または任命できると定めている。付属定款は、受託者会における在任受託者の過半数の賛成または当該過半数の受託者による一または複数の書面により、その全部または一部を修正または廃止される。

定期受託者会は、受託者が随時定める場所および期日に、招集または通知なくして開催することができる。会の少なくとも48時間前に郵便、または少なくとも24時間前に電報で受託者の通常もしくは最後に知られている業務上もしくは居住地の住所宛てに招集通知を送付した場合、または会の少なくとも24時間前に直接もしくは電話により招集通知を発した場合、臨時受託者会について受託者に対し十分な通知がなされたものとする。

受託者会において、その時点の在任受託者の過半数をもって、会の定足数とする。契約及び信託宣言および付属定款において他に定められる場合を除き、受託者によりなされる行為は、（定足数を満たした）受託者会に出席した受託者の過半数または在任受託者の過半数の書面による同意によりなされる。

好意的な過半数受託者による議決（契約及び信託宣言に定義される。）を条件として、受託者は独占的もしくは非独占的助言および/または運用サービスのための契約を企業、受託会社、団体またはその他の組織と締結することができる。

契約及び信託宣言は、ファンドの受託者、役員および受益者に対する契約及び信託宣言に特定された状況および条件のもとでの補償の規定を有する。

ファンドは、議決権を有する受益証券の少なくとも3分の2を保有する受益者による議決または受託者が受益者に書面により通知することにより、いつでも終了させることができる。いずれのシリーズの受益証券も、議決権を有する当該シリーズの受益証券の少なくとも3分の2を保有する受益者の議決または受託者が当該シリーズの受益者に書面で通知することにより、いつでも終了させることができる。

以上は、ファンドの契約及び信託宣言および付属定款の一定の規定の要約であり、かかる文書を参照することで全体として適切なものとなる。

(2) パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（管理運用会社）

資本金の額

a) 出資の額（2009年10月末日現在）

70,662,017ドル*

b) 最近5年間における出資の額の増減

(単位：ドル)

	2004年末 ⁺	2005年末	2006年末	2007年末	2008年末
出資の額	- 9,155,466	73,231,356	70,594,104	117,226,875	58,526,939

+ 2004年中、管理運用会社は制度上の和解費用223,524,388ドルを支払うこととなった。これは、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーおよびその関連会社との純会社間取引とともに出資の額の減少をもたらした。2004年12月31日に終了した年度の純利益は89,819,256ドルであった。これは、出資の額の減少として考慮される純会社間取引243,460,758ドルを控除された。

* 未監査

会社の機構

管理運用会社の経営は経営陣に委ねられている。

ファンドの投資実績および組入証券は、過半数が管理運用会社と関係を有しない受託者で構成される受託者会によって監査されている。受託者会は定期的に各ファンドのポートフォリオ・マネジャーと共にファンドの運用実績を検討する。

ファンドの組入証券の選択に当っては、管理運用会社は、各発行毎の慎重な分析、数百回と行われる発行体の訪問および毎年発行体とのその他の接触に基づいて魅力的価格の有価証券を探索している。

管理運用会社は、ファンドのためにポートフォリオ取引を執行するブローカー・ディーラーの選択する際の判断要素としてファンド（またはパトナムの他のファンド）の受益証券の販売を考慮することを許されていない。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1) ファンド

ファンドは、組入証券の購入、売却、申込みおよび転換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

ファンドはファンドの管理・運用業務を管理運用会社に、ファンド資産の保管業務をステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに、投資者サービス代行業務をパトナム・インベスター・サービスズ・インクにそれぞれ委託している。

管理運用会社は、その関連会社である副管理運用会社の業務を管理運用会社の監督に従いファンドの資産の区分された一部分を運用する任務のために確保している。

(2) 管理運用会社

管理運用会社は、投資信託に対する投資運用および投資顧問サービスを提供する業務に従事している。

2009年10月末日現在、管理運用会社は以下の104のファンドおよびファンドのポートフォリオ(合計純資産総額600億1,147万ドル超)を運用、助言および/または管理している。

(2009年10月末日現在)

設立国または運用が行われている国別	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額 (100万ドル)
アメリカ合衆国	クローズド・エンド型 ボンド・ファンド	5	2,629.56
	オープン・エンド型 バランス・ファンド	15	15,033.35
	オープン・エンド型 ボンド・ファンド	35	21,048.24
	オープン・エンド型 エクイティ・ファンド	49	21,300.32

3【管理会社の経理状況】

(1) ファンド

第三部 第4 ファンドの経理状況に同じ。

(2) 管理運用会社

a . 管理運用会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して、管理運用会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

上記財務書類は、管理運用会社の本国における監査人であるデロイト・アンド・トゥッシュ・エルエルピーの監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領している。

b . 原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、2009年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=91.44円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産および負債の状況】

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
貸借対照表

2008年12月31日および2007年12月31日現在

	2008年		2007年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
流動資産				
現金および現金等価物	250,300	22,887	250,300	22,887
未収投資運用報酬	68,846,534	6,295,327	129,477,228	11,839,398
前払費用およびその他の流動資産	22,680,383	2,073,894	19,132,184	1,749,447
流動資産合計	91,777,217	8,392,109	148,859,712	13,611,732
不動産および設備、純額	90,214	8,249	134,176	12,269
その他の資産	105,257	9,625	111,724	10,216
資産合計	91,972,688	8,409,983	149,105,612	13,634,217
負債および出資者持分				
負債				
未払報酬および従業員福利厚生費	26,551,548	2,427,874	19,294,310	1,764,272
未払金および未払費用	6,894,201	630,406	9,514,426	869,999
未払法定和解金およびその他の費用(注6)	-	-	3,500,000	320,040
負債合計	33,445,749	3,058,279	32,308,736	2,954,311
偶発債務(注6)				
出資者持分				
出資者持分	1,006,517,203	92,035,933	1,069,267,496	97,773,820
親会社からの未収金(注5)	(947,990,264)	(86,684,230)	(952,470,620)	(87,093,913)
出資者持分合計	58,526,939	5,351,703	116,796,876	10,679,906
負債および出資者持分合計	91,972,688	8,409,983	149,105,612	13,634,217

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益の状況】

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
損益計算書

	12月31日に終了した年度					
	2008年		2007年		2006年	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
収益：						
受取投資運用報酬	487,953,824	44,618,498	673,770,333	61,609,559	693,261,150	63,391,800
営業費用：						
報酬および給付金	66,743,067	6,102,986	73,063,104	6,680,890	53,148,195	4,859,871
専門的サービスおよび外部サービス	55,232,235	5,050,436	67,276,678	6,151,779	39,449,329	3,607,247
買収関連費用(注5)	65,061,472	5,949,221	66,855,580	6,113,274	-	-
その他の営業費用	48,741,415	4,456,915	17,964,701	1,642,692	14,638,345	1,338,530
再編費用(注7)	38,807,637	3,548,570	-	-	-	-
親会社および関係会社からの割当費用(注5)	139,227,178	12,730,933	199,843,180	18,273,660	246,983,738	22,584,193
営業費用合計	413,813,004	37,839,061	425,003,243	38,862,297	354,219,607	32,389,841
法定和解金およびその他の費用(注6)	-	-	1,715,202	156,838	7,585,161	693,587
営業収益	74,140,820	6,779,437	247,051,888	22,590,425	331,456,382	30,308,372
受取利息	6,272	574	12,045	1,101	11,506	1,052
所得税引当金控除前利益	74,147,092	6,780,010	247,063,933	22,591,526	331,467,888	30,309,424
所得税引当金	48,109,785	4,399,159	90,124,447	8,240,979	120,730,748	11,039,620
純利益	26,037,307	2,380,851	156,939,486	14,350,547	210,737,140	19,269,804

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
キャッシュ・フロー計算書

	12月31日に終了した年度					
	2008年		2007年		2006年	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動による キャッシュ・フ ロー						
純利益	26,037,307	2,380,851	156,939,486	14,350,547	210,737,140	19,269,804
営業活動から得 た現金純額に純 利益を一致させ るための調整： 不動産および設 備ならびにその 他資産の減価償 却費	59,095	5,404	96,326	8,808	152,244	13,921
法定和解金およ びその他の費用	-	-	1,715,202	156,838	7,585,161	693,587
親会社からの未 収金の変動	(149,368,716)	(13,658,275)	(172,680,718)	(15,789,925)	356,714,566	32,617,980
P I Tおよび親 会社からの資本 拠出(買収関連 費用として)	65,061,472	5,949,221	66,855,580	6,113,274	-	-
資産および負債 の変動：						
未収投資運用 報酬	60,630,694	5,544,071	9,484,431	867,256	5,461,675	499,416
前払費用およ びその他の資 産	(3,556,865)	(325,240)	(6,420,111)	(587,055)	(9,884,284)	(903,819)
未払報酬およ び従業員福利 厚生費	7,257,238	663,602	12,830,878	1,173,255	(1,154,723)	(105,588)
未払金および 未払費用	(6,120,225)	(559,633)	9,686,983	885,778	5,417,004	495,331
法定和解金お よびその他支 払額	-	-	(78,350,589)	(7,164,378)	-	-
営業活動から得 た現金純額	-	-	157,468	14,399	575,028,783	52,580,632
投資活動による キャッシュ・フ ロー						
追加ソフトウェア	-	-	-	-	(45,400)	(4,151)
追加不動産およ び設備	-	-	(98,593)	(9,015)	-	-
親会社の子会社 への不動産およ び設備の譲渡に よる手取額	-	-	-	-	16,617	1,519
親会社の子会社 からの不動産お よび設備購入に 使用された現金	-	-	(58,875)	(5,384)	-	-
投資活動に使用 された現金純額	-	-	(157,468)	(14,399)	(28,783)	(2,632)
財務活動による キャッシュ・フ ロー						
親会社への支払 配当金	-	-	-	-	(575,000,000)	(52,578,000)

財務活動に使用された現金純額	-	-	-	-	(575,000,000)	(52,578,000)
現金および現金等価物の純増加	-	-	-	-	-	-
期首現在現金および現金等価物	250,300	22,887	250,300	22,887	250,300	22,887
期末現在現金および現金等価物	250,300	22,887	250,300	22,887	250,300	22,887

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
出資者持分変動計算書

	親会社(からの)/への (未収)/未払金		出資者持分		出資者持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2006年						
残高、1月1日	(329,159,184)	(30,098,316)	402,390,540	36,794,591	73,231,356	6,696,275
会社間取引、純額(注5)	356,714,566	32,617,980	-	-	356,714,566	32,617,980
純利益	-	-	210,737,140	19,269,804	210,737,140	19,269,804
親会社への支払 配当金(注5)	-	-	(575,000,000)	(52,578,000)	(575,000,000)	(52,578,000)
残高、12月31日	27,555,382	2,519,664	38,127,680	3,486,395	65,683,062	6,006,059
2007年						
残高、1月1日	27,555,382	2,519,664	38,127,680	3,486,395	65,683,062	6,006,059
会社間取引、純額(注5)	(172,681,252)	(15,789,974)	-	-	(172,681,252)	(15,789,974)
買収日における 税方式選択の利益(注4)	(807,344,750)	(73,823,604)	807,344,750	73,823,604	-	-
PI Tおよび親 会社からの資本 拠出(買収関連 費用として) (注5)	-	-	66,855,580	6,113,274	66,855,580	6,113,274
純利益	-	-	156,939,486	14,350,547	156,939,486	14,350,547
残高、12月31日	(952,470,620)	(87,093,913)	1,069,267,496	97,773,820	116,796,876	10,679,906
2008年						
残高、1月1日	(952,470,620)	(87,093,913)	1,069,267,496	97,773,820	116,796,876	10,679,906
会社間取引、純額(注5)	4,480,356	409,684	-	-	4,480,356	409,684
買収日における 税方式選択の利益 にかかる調整 (注4)	-	-	(153,849,072)	(14,067,959)	(153,849,072)	(14,067,959)
親会社からの資本 拠出(買収関連 費用として) (注5)	-	-	65,061,472	5,949,221	65,061,472	5,949,221
純利益	-	-	26,037,307	2,380,851	26,037,307	2,380,851
残高、12月31日	(947,990,264)	(86,684,230)	1,006,517,203	92,035,933	58,526,939	5,351,703

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

財務書類に対する注記

(1) 組織

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「当社」という。）は、グレート・ウエスト・ライフコ・インク（以下「ライフコ」という。）の過半数所有子会社であるパトナム・インベストメント・エルエルシー（以下「親会社」または「パトナム」という。）の全額出資子会社である。当社の主要な業務は、パトナムがスポンサーとなっている投資信託（以下「ファンド」という。）に対して投資顧問業務を提供することである。当社はまた、別管理口座に対する投資助言および役務を提供する。当該役務の提供に関連して、当社は役務を提供される各ファンドまたは口座の平均純資産額に基づく管理報酬を受領する。当社の収益は、国内および海外の株式ならびに債券ポートフォリオを含む、管理運用する資産の総額および構成に大きく左右される。従って、金融市場の変動や管理運用する資産の構成の変動が、収益および経営成績に影響する。

当社、その親会社およびその関係会社は、注記5に記載されるように、重要な相互依存性を有している。添付の財務書類は当社が記帳する別個の記録から作成されており、当社が非関係会社として営業していた場合には存在したであろう財政状態または損益の状況を示していないこともある。

2008年9月18日、ファンドの受託者会は、パトナムがスポンサーとなっている投資信託の一つである機関投資家向けのプライム・マネー・マーケット・ファンドを終了する決議を採択したと発表した。2008年9月24日、親会社は、フェデレイテッド・インベスターズ・インクと取引関係に入っていたことを発表するプレスリリースを公表した。これが結果的に親会社の123億ドルの機関投資家向けのプライム・マネー・マーケット・ファンドを清算することにつながった。当該取引に基づき、パトナム・プライム・マネー・マーケット・ファンドの受益者は、1口当たり1ドル対1ドルの基準に基づきフェデレイテッド・プライム・オブリゲーションズ・ファンドの受益証券を受領する。当該取引に関連する費用は26,875,813ドルであり、損益計算書にその他の営業費用として計上されている。

(2) 重要な会計方針の概要

会計の見積り

当財務書類は、米国において一般に認められた会計原則に準拠して作成されており、経営陣は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告額および偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告期間中の収益・費用の報告額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを要求される。実際の結果は、これらの見積りとは異なることがある。

現金および現金等価物

現金および現金等価物は、原満期が3か月以下の関係会社に有する定期預金で構成される。定期預金は、概ね公正市場価額に等しい償却原価で記帳され、親会社の子会社の資本規制上の要求を充足させるために保有される。

不動産および設備

不動産および設備は、減価償却累計額を控除した取得原価で記帳される。償却費用は、次の通り、各資産グループの見積耐用年数に基づき定額法を用いて計算される：コンピュータ設備（サーバーおよびメインフレーム） 3乃至5年、事務所およびその他の設備ならびに車輛 5年、家具 7年。賃借資産改良費は、賃借資産の適用されるリース期間または見積耐用年数のうちいずれか短い期間にわたって定額法を用いて減価償却される。売却または除却により、取得原価および関連する減価償却累計額は、財務書類から消去され、結果的な損益は、もしあれば、営業利益に反映される。固定資産の追加や修繕費や改良費は資本化される。メンテナンスおよび修繕のための費用は、発生時に費用処理される。不動産および設備にかかる償

却費用は、修繕およびメンテナンス費用と共に、損益計算書のその他の営業費用に含まれている。当社は、資産の簿価が回収不能な事象または変化を示す場合には、いつでも不動産および設備の簿価の減損を定期的に見直す。

収益の認識

投資運用報酬は、稼得された時点で認識される。投資運用報酬は、主に、管理運用する平均資産の事前に決定された比率に基づいている。特定の業績レベルを達成することによる報酬は、当該レベルが達成されまた当該報酬が失効しない場合に計上される。投資信託に対する投資運用報酬は、費用限度に従って権利放棄された報酬を控除して表示される。

所得税

2006年1月1日から2007年8月3日までの期間、パトナム・インベストメンツ・トラスト(以下「PIT」という。)は、MMCとその子会社との間の主租税分与契約に参加した。主租税分与契約は、一般的に、PITが支払う税額は、PITが別個の連邦所得税申告書を提出する場合に支払われる額にほぼ等しいと規定している。PITは後に、主租税分与契約に提示されている同じ方法を適用して一定の税額を多くの子会社に割当てた。2007年8月3日より、当社は、親会社の直接的な全額出資子会社であるパトナム・アクイジション・ファイナンス・インク(以下「PAF」という。)のもとで一部として連結連邦所得税申告書を提出する。親会社は租税分与契約に基づき、一部の税額を多くの子会社に割当てた。その結果当社により計上されている当期および繰延税引当金は、当社が別個の連邦所得税申告書を提出していた場合、当社がどの程度引当金を計算していたかを表している。

親会社との契約に従って、当社は、親会社との会社間取引を通して、当期および繰延税引当金純額または税ベネフィット純額を計上する。親会社は、連邦法、州法および地域法に基づくすべての税支払について最終的な責任を負う。当該契約の結果、当社は、2008年および2007年12月31日現在の財務書類に、当期ならびに繰延税負債および税資産を計上していない。

訴訟費用およびその他の損失債務

当社は、さまざまな請求、訴訟および訴訟手続の対象となっている。当社は、貸借対照表日付以前に負債が発生した可能性があり、金額が合理的に見積もられる場合には、偶発債務を計上する。この指針に従うために重大な経営判断が必要とされる。当社は、潜在的な債務を評価するため、当該案件を扱う外部の弁護士との協議を含む入手可能な情報に基づき訴訟エクスポージャーを分析する。偶発債務は減額されない。訴訟費用およびその他の損失債務は、法定和解金およびその他の費用として損益計算書に計上される(注記6参照)。

新たな会計基準の採用

2006年6月、FASBは、FASB解釈指針第48号「法人所得税の申告が確定していない状況における会計処理 - FASB基準書第109号の解釈指針」(以下「FIN48号」という。)を公表した。これは、法人所得税の申告が確定していない状況における会計処理を明らかにしている。当該解釈指針は、税務上のポジションがテクニカル・メリットに基づき税当局の査定により維持されるであろう場合には、当社が税務上のポジションの影響を財務書類に認識することを要求している。当社は、一部の非公開企業についてFIN48号の適用日を2009年1月1日まで延期するFASB職員意見書FIN48-2号に基づき、FIN48号の採用を延期することを選択した。当社は、FIN48号は当社の財政状態に対して重大な影響を及ぼすことはない予想する。

(3) 不動産および設備

不動産および設備は、12月31日現在、以下のもので構成される。

2008年	2007年
米ドル	米ドル

不動産および設備	1,343,429	1,343,429
控除：減価償却累計額	(1,253,215)	(1,209,253)
不動産および設備 - 純額	90,214	134,176

減価償却費用は、2008年、2007年および2006年12月31日に終了した年度にそれぞれ43,962ドル、77,859ドルおよび139,272ドルであった。

2007年第4四半期に、当社は、一部の全額償却済の固定資産は、使用されていないか所在が不明であると決定した。かかる資産の償却は、合計241,140ドルであった。当該資産の処分にかかる損益はなかった。2008年度に償却はなかった。

2007年中に、当社は、取得原価104,775ドル、簿価純額58,875ドルの不動産および設備を親会社の子会社から購入した。2008年度に関係会社からの購入はなかった。

(4) 所得税

2008年、2007年および2006年の12月31日に終了した年度の、当社の所得税引当金は、以下で構成される。

	2008年	2007年	2006年
	米ドル	米ドル	米ドル
連邦			
当期税(還付金)引当金	(281,068)	58,912,880	108,933,398
繰延税(還付金)引当金	24,831,610	26,579,760	5,996,845
連邦税引当金合計	24,550,542	85,492,640	114,930,243
州			
当期税(還付金)引当金	803,050	3,228,597	5,599,084
繰延税(還付金)引当金	6,044,280	1,403,210	201,421
州税引当金合計	6,847,330	4,631,807	5,800,505
評価引当金の変動	16,711,913	-	-
税引当金合計	48,109,785	90,124,447	120,730,748

2008年、税引当金合計は、()州税還付金が全額留保されたこと、()株式奨励制度の減税額が財務書類の費用に達しないことおよび()食事および娯楽費の一部が所得税目的では控除されないことにより、所得税引当金控除前利益に対して連邦法定税率を適用して計算される額とは異なっている。当社が受け取ることが出来る将来の州税還付金は、控除を行う時期についての制限により全額留保された。

繰延税引当金を上昇させる一時差異は、主に繰延報酬および営業権の償却に関連している。

親会社との契約に基づき、当社は当期および繰延税引当金純額または税還付金純額を親会社との内部取引を通じて計上する。親会社は、連邦法、州法および地域法に準拠してすべての税金を支払う最終的な責任を負っている。かかる契約の結果、当社は2008年および2007年12月31日現在の貸借対照表に当期または繰延税負債/資産を計上していない。

買収関連の税金の選択

2007年8月3日(以下「買収日」という。)、ライフコはマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク(以下「MMC」という。)からパトナム・インベストメンツ・トラスト(以下「PIT」という。)の資産と負債を買収し、当社の持分を含め、かかる資産と負債を親会社に三角合併により移転した。2007年8月2日より前の期間について、当社は、連邦法、外国法および様々な州法に基づく所得税の目的

上、独立した納税主体ではなく、当該期間の収益はMMCの連結所得税申告に含まれていた。当社は、S F A S第109号「法人所得税の会計処理」に従って、個別に申告する方法に基づき、当該期間についての所得税を計上した。ライフコとMMCの間の株式買取契約の条項に基づき、MMCは2007年8月2日までの期間の既知のあるいは潜在的な全ての所得税債務を引き受けた。従って、2007年8月2日現在記帳されている全ての当期および繰延所得税残高はMMCが引き受け、将来の年度に亘りMMCが決済する。2007年8月2日より前の期間に関する税金債務について親会社が既に支払った分はMMCから払い戻されるため、MMCからの未収所得税が2008年および2007年12月31日付で親会社により計上された。

P I Tの買収に関して、ライフコとMMCは、内国歳入法第338条(h)(10)に基づき、当社の資産と負債の一部に関する課税基準が徐々に上がる形での買取取引として取り扱うことを共同で選択した。かかる選択の結果、当社は807,345,285ドルの親会社からの未収税金(親会社からの未収金に含まれる)を計上した。かかる取引の相殺は、緊急問題専門委員会報告第94-10号「S F A S第109号に基づく株主間または株主との取引の税効果の会計処理」(以下「E I T F第94-10号」という。)に従い、出資者持分に計上された。当社は、当期から15年にわたる期間の範囲で未収税金を計上すると予想している。

2007年連結連邦税申告の提出前に、税金買取価格の割当が終了した。結果として、親会社への期首内部未払税金153,849,072ドルが積み増しされた。税金買取価格の最終割当から生じる親会社への未払税金のかかる変動は、E I T F第94-10号に従って出資者持分に計上された。当社は、当期から15年にわたる期間の範囲で未収連邦税を計上すると予想している。

(5) 親会社および関係会社との取引

親会社からの未収金

当社は、その顧客に対して現金を親会社に直接送金するよう指示し、親会社に対して当社に代わって現金を払戻すよう指示する。親会社はまた、一部の費用を当社に割当てる。親会社からの/への未収/未払金は、親会社の連結財務書類上の現金受領および支払ならびに当社の財務書類上の関連取引記録による当社と親会社との間の会社間取引純額を表している。当社は親会社から現金を授受または授受の予定もしないため、かかる残高は、貸借対照表に出資者持分の対応する増加または減少として記帳される。

退職金制度

親会社（そして以前はP I T）および関係会社とともに当社は、ほとんどすべての従業員を対象にした、親会社の取締役会によって年間拠出額が算定される退職金制度（以下「制度」という。）を設けている。2008年、2007年および2006年の12月31日に終了した年度に、当該制度に対する年間拠出金の当社の負担分は、それぞれ4,618,463ドル、5,413,178ドルおよび4,664,894ドルであった。かかる金額は、損益計算書の報酬および給付金に含まれている。

親会社営業費用

以下の表は、12月31日に終了した年度の損益計算書に含まれている親会社および関係会社（そして以前はP I Tとその関係会社）による割当の要約である。

	2008年	2007年	2006年
	米ドル	米ドル	米ドル
報奨金制度	44,628,048	100,818,190	109,222,677
事務所設備および人件費	94,599,130	99,024,990	137,761,061
割当費用合計	139,227,178	199,843,180	246,983,738

当社は、親会社のその他の子会社と（そして以前はP I Tと）事務所および社員を共有している。従って当該関連費用は、経営陣が発生した実際の費用を表すと考える方法でこれらの子会社に割当てられる。

報奨金制度

報奨金制度に関連する費用も、経営陣が発生した実際の費用を表すと考える方法で、親会社のこれらの子会社に割当てられる。報奨金の取り決めは以下にさらに詳述される。

買収日に先立ち、P I Tはパトナム・インベストメンツ・トラスト・エクイティ・パートナーシップ制度（以下「E P P」という。）に出資した。当社の一部の従業員はE P Pに参加する資格を有し、当該制度に基づき条件のないストック・オプションとP I TのクラスB制限付普通株式を受領する資格を有していた。2008年の初めに、親会社はパトナム・インベストメンツ・エルエルシー・エクイティ・インセンティブ制度（以下「E I P」という。）に出資した。当社の一部の従業員はE I Pに参加する資格を有し、当該制度に基づき親会社のクラスB制限付普通株式とクラスBストック・オプションを受領する資格を有している。

P I Tおよび親会社は、S F A S第123号(R)「株式に基づく支払」に従い、P I Tの子会社の従業員に付与されたこれらの制度に基づく費用を計上する。当該費用の一部は、P I Tの子会社および親会社に、かかる株式に基づく支払の付与に応じて割当てられた。

E P P

2007年3月、MMCによるP I Tの売却に留保部分があったため、当社の一部の従業員に対して「株式交換」の賞与がE P Pに基づき付与された。この現金賞与はP I Tの売却の終結時に継続して当社に雇用されていた従業員に対して支払われるものであった。買収日に5,811,089ドルの株式交換賞与が従業員に対して支払われ、2007年12月31日に終了した年度の損益計算書の親会社および関係会社からの割当費用に計上された。

P I Tの買収の結果、E P Pに基づく通常賞与（特別賞与を除く）でまだ付与されていなかった全ての賞与が、事前に定められていた方式に従い付与され、現金で支払われた。既に付与されていた通常賞与および特別賞与も全て同一の方式により現金で決済された。未だ付与されていなかった特別賞与は、全て取り消された。さらに、E P Pに定められた方法により、各参加者に帰属する新しい繰延現金賞与が、参加者の利益のために設立されたグラントー・トラストに払い込まれた。参加者は2年または3年の期間にわたり繰

延賞与を受領する。買収時に加速的に付与された賞与に関連する報酬費用は11,881,024ドルで、グラントー・トラストに関連する報酬費用は2008年および2007年12月31日に終了した年度にそれぞれ65,061,472ドルおよび54,974,556ドルであった。かかる報酬費用のすべては共に当社の損益計算書の買収関連費用に計上されている。それらの費用は、S F A S第123号(R)「株式に基づく支払」に従い、当社の出資者持分変動計算書にP I Tおよび親会社からの資本拠出として計上されている。2008年12月31日現在、グラントー・トラスト繰延現金賞与に関連する未計上の報酬費用は23,421,932ドルであった。

E I P

当社には、E I Pに従って親会社のクラスB制限付普通株式を付与された従業員がいた。当該株式の付与日の加重平均公正価額は21.13ドルであった。クラスB普通株式の公正市場価額は、E I P委員会により選ばれた広く認知されている独立評価会社により決定される一連の評価を考慮することを含む、E I Pに概略が説明されている評価方法に基づき決定された。かかる賞与に対する報酬費用は、5年までの付与期間にわたり償却される。2008年12月31日に終了した年度中に当社に割り当てられた報酬費用は、6,552,889ドルであった。2008年12月31日現在、クラスB制限付普通株式の当社の割当分に関連する未計上の報酬費用は25,390,544ドルであった。かかる費用の計上が予想される加重平均期間は、4.4年である。

当社はまた、親会社の上席取締役に対するクラスBストック・オプションのE I Pに基づく付与に関連するストック報酬費用の一部を割り当てられていた。オプションの付与日の公正価額は8.06ドルであり、ブラック・ショールズ・オプション価格評価モデルとともに次の見積を使用して計算された：分配利回り0.00%、予想ボラティリティ 27.98%、無リスク金利 4.39%、予想期間 6.3年。当該クラスBストック・オプションに関連して2008年12月31日に終了した年度中に当社に割り当てられた報酬費用は、366,050ドルであった。2008年12月31日現在、クラスBストック・オプションの当社の割当分に関連する未計上の報酬費用は3,953,343ドルであった。かかる費用の計上が予想される期間は、4.5年である。

これらの制度に関連する割当費用は、損益計算書に親会社および関係会社からの割当費用として計上されている。

配当金

2008年および2007年中には親会社への支払配当金はなかった。2006年中、当社はP I Tに575百万ドルの配当金を支払った。

関係会社に保有する定期預金

当社は、親会社の子会社であるパトナム・フィデュシアリー・トラスト・カンパニーに定期預金を保有する。預金は、2008年および2007年12月31日に終了した各年度に、合計25万ドルであり、貸借対照表の現金および現金等価物に含まれている。

(6) 契約債務および偶発債務

請求、訴訟およびその他の偶発債務

パトナム・インベストメント・トラスト売却契約は、買収日後、MMCが一部のパトナム関連の訴訟および規制上の問題に関連してライフコを補償することを規定している。かかる補償規定に従った訴訟および規制上の問題の一部を以下に記載する。

規制上の問題

2003年11月および2004年4月に、親会社は、一部の親会社の元従業員およびファンドの受益者によるファンドの受益証券に関する過度の短期取引に関して、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)およびマサチューセッツ州(以下「マサチューセッツ州証券局」という。)と和解した(以下「パトナムの取引に関する和解」という。)。パトナムの取引に関する和解に基づき、親会社は、合計193.5百万ドル(108.5百万ドルの返還金および85百万ドルの民事制裁金)を支払うことに同意した。108.5百万ドルの返還金に加えて、ファンドの受益者は、親会社がSECに支払った民事制裁金から45百万ドルの分配を受領する。ファンドの受益者への返還金の分配計画は2007年7月20日にSECに承認され、最終分配計画案がマサチューセッツ州証券局に提出され、特に意見はなかった。当社は、2008年8月にかかる返還金の分配を開始し、2009年中に分配を完了すると予想している。当社は、分配計画の完了に関連して追加費用を計上する予定である。

2005年7月、ウエストバージニア州の監査人は、マーケット・タイミングおよび時間外取引への申立てに関して複数のファンド複合体に対して停止請求訴訟の提起を開始し、親会社に対して停止請求訴訟の提起を宣言した。

マーケット・タイミング関連訴訟

2003年9月より、親会社はマーケット・タイミング業務の申立ておよび一部の事件では時間外取引業務の申立てに基づく、様々な州裁判所および連邦裁判所に提起されたかなりの数の民事訴訟で提訴されている。連邦裁判所に提訴された訴訟はすべて、他のミューチュアル・ファンド複合体に対する訴訟とともに、審理前の手続上の統一のため、メリーランド地区米国地方裁判所に移管された。2004年9月に、修正統一提訴が親会社に対して提起され、下記のとおり係属中である。

一部のファンドに関する推定上の集団投資家を代表して提起された訴訟(以下「集団代表訴訟」という。)および、すべてのファンドに代わり派生請求を申し立てるとする一部のファンド投資家により提起された訴訟(以下「派生訴訟」という。)が、親会社、様々な親会社の関係会社、ファンドの受託者会の一部のメンバー(以下「受託者」という。)、親会社の一部の以前の役員および従業員、ならびにファンドに関しマーケット・タイミング取引または時間外取引業務に関わったかまたはこれを促進したとされる者および機関に対して提訴された。どちらの訴訟も、一部のファンドで発生したとされるマーケット・タイミング取引と時間外取引業務により各ファンドおよびその受益者が被ったとされる未特定の損害賠償の回収を求めている。派生訴訟は、親会社と各ファンドの間の投資顧問契約の終了、ファンドの12b-1プランの中止ならびに一定期間に各ファンドが支払うすべての顧問報酬および12b-1報酬の返還を含む追加の救済を求めている。集団代表訴訟では、裁判所は、1934年証券取引所法(証券取引所法)第10条(b)項および同法に基づき制定されたルール10b-5、証券取引所法第20条(a)項ならびに1940年投資会社法(以下「ICA」という。)第36条(b)項に基づく請求を除くパトナムの被告に対するすべての請求を棄却した。派生訴訟では、裁判所は、ICA第36条(b)項に基づく請求を除くパトナムの被告に対するすべての請求を棄却した。2008年12月31日、裁判所は、従業員のマーケット・タイミングおよびリテール投資家口座のマーケット・タイミングに関係している、原告の第10条(b)項および第20条(a)項に基づく請求に係る略式判決に対する親会社の申立を認めた。裁判所は、401kのマーケット・タイミングに関係している、原告の第10条(b)項および第20条(a)項に基づく請求に係る追加の状況説明を求めた。裁判所は、原告の第36条(b)項に基づく請求に係る略式判決に対する親会社の申立を却下した。

パトナムの利益分配退職金制度の参加者を代表して提起された訴訟(以下「E R I S A訴訟」という。)は、ファンドの純資産価額が誇張されていたと主張し、上述の集団代表訴訟からマーケット・タイミングについて実質的な申立を参照して簡潔に盛り込んでいる。2006年9月のE R I S A訴訟の棄却に続き、原告は判決を、2008年6月に棄却を覆して本件を更なる訴訟手続に差し戻した第四巡回控訴裁判所に抗告した。

2003年9月、親会社と当社は、親会社が一部のファンドの純資産価格の正確な算出を怠り、その結果、ファンドが価格裁定取引/マーケット・タイミングの遅れにさらされたことによりコモンスター上の信託義務に違反したとされるイリノイ州裁判所の集団代表訴訟の被告とされた。当社の訴答手続に対する決定申立は却下された。当社は、抗告を求めて控訴裁判所に論点を明確にするため予審判事を依頼する申立を行った。当該申立は、予審判事および控訴裁判所の双方に認められた。イリノイ州抗告裁判所への報告は完了しているが、審問の予定は立っていない。

2005年10月、親会社と当社は、テキサス州裁判所で以前の機関投資家顧客のテキサス従業員退職システム(以下「E R S」という。)により提起された訴訟の被告とされた。E R Sは、親会社が投資運用顧問契約に違反し、投資運用顧問契約の署名時に適時の開示を行わなかったと申し立てている。2008年1月に、原告の請求の大部分は棄却または取り下げられた。第一審裁判所は2008年6月に契約違反についての原告の残りの請求を棄却し、未払管理報酬についての親会社の申立を認めた。E R Sは、その請求棄却に関する上訴および未払管理報酬についての親会社の請求を認めた判決を修正する申立を提出した。判決を修正する申立は認められ、親会社は上告した。すべての上告に関する状況説明は、2009年3月まで続くことが予想される。

パトナム・インベストメント・トラスト売却契約第11.02条(a)()に詳細が記載されているように、MMCは、現在係属中または2008年12月31日より前に発生する、ファンドのいずれかの人員による取引中の「マーケット・タイミング」取引業務(頻回取引および時間外取引を含む)(パトナム取引に関する和解の対象となった、SECおよびマサチューセッツ州証券局により提起された訴訟に使用された定義による)として申し立てられた、あらゆる請求、訴訟、調査、訴訟手続、審問から生じるライフコの全ての損害を、買収日より前に発生した業務の申し立てに限り、補償する。

その他の訴訟

2003年10月、パトナムは、コンサルタント派遣会社によりマサチューセッツ州裁判所において被告とされた。原告は、パトナムが、原告とその従業員の一人との間の有利な契約を、非競合契約を破ってその従業員を雇用したことにより、故意に妨害したと主張している。2008年4月の裁判の後、陪審は、3つの請求のうち2つについてパトナムに有利な評決を下した。パトナムは、原告に有利に下された請求に関して上訴申し立てを提出した。上訴状況説明は完了したが、審問の予定は立っていない。

その他の偶発事象

当社には、MMCに補償された未収保険金が2008年および2007年12月31日現在、共に11.8百万ドルあり、貸借対照表の前払費用およびその他の流動資産に計上されている。

上記の案件のすべてに関する提訴は、金銭的賠償とその他の形態の救済を求めている。損失が予想され合理的に見積もられる場合、当社はS F A S第5号「偶発事象の会計処理」に従って引当金を計上した。特に上記に示されている案件を除き、現在のところ、パトナムの経営陣は、上述の訴訟またはそれらが当社の営業成績あるいは財政状態または当社のキャッシュフロー(保険により保証されない範囲)に及ぼす影響に起因する見込まれる損失の範囲についての合理的な見積を提供することは出来ない。この主な理由は、これらの訴訟が初期の段階であってまだ提訴の十分性がほとんどの事案で検証されていないこと、および多くの事案でごく限られた発見(もしあっても)しか行われていないことである。どの請求(もしあっても)が存続するかは不明であるため、見込まれる損失または損失の範囲を合理的に見積もることは

出来ない。

(7) 事業再編計画

事業再編費用

2008年第4四半期中に、親会社は事業の大規模な再編に着手した。この事業再編計画は、複雑性を解消すること、親会社のサービスおよび販売を中核市場に集中させること、資産および収益に係る金融市場の状況に答えること、および優秀な人材に報いる文化を構築することを目指している。影響を受ける分野は、親会社の投資運用部門、営業部門、販売部門およびその他分野の再編を含む。親会社の再編計画に付随する当社の再構築費用は、主に退職金に関連する38,807,637ドルであり、損益計算書に再編費用として計上されている。

前払就職ボーナス

2008年12月31日現在、6,141,667ドルの再編に関連する前払就職ボーナスがあり、貸借対照表に前払費用およびその他の流動資産として計上されている。2008年12月31日に終了した年度の償却費用は558,333ドルで、損益計算書に報酬および給付金として計上されている。

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
BALANCE SHEETS

	December 31,	
	<u>2008</u>	<u>2007</u>
<u>ASSETS</u>		
Current Assets		
Cash and cash equivalents	\$ 250,300	\$ 250,300
Investment management fees receivable	68,846,534	129,477,228
Prepaid expenses and other current assets	22,680,383	19,132,184
Total current assets	<u>91,777,217</u>	<u>148,859,712</u>
Property and equipment, net	90,214	134,176
Other assets	105,257	111,724
TOTAL ASSETS	<u>\$ 91,972,688</u>	<u>\$ 149,105,612</u>
<u>LIABILITIES AND MEMBERS' EQUITY</u>		
Liabilities		
Accrued compensation and employee benefits	\$ 26,551,548	\$ 19,294,310
Accounts payable and accrued expenses	6,894,201	9,514,426
Accrued regulatory settlements and other charges (Note 6)	-	3,500,000
Total liabilities	<u>33,445,749</u>	<u>32,308,736</u>
Contingencies (Note 6)		
Members' Equity		
Members' equity	1,006,517,203	1,069,267,496
Accounts receivable from Parent (Note 5)	(947,990,264)	(952,470,620)
Total members' equity	<u>58,526,939</u>	<u>116,796,876</u>
TOTAL LIABILITIES AND MEMBERS' EQUITY	<u>\$ 91,972,688</u>	<u>\$ 149,105,612</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
STATEMENTS OF INCOME

	Year Ended December 31,		
	2008	2007	2006
REVENUE			
Investment management fees	\$ 457,953,824	\$ 671,770,333	\$ 693,261,150
OPERATING EXPENSES			
Compensation and benefits	66,743,067	73,063,104	53,148,195
Professional and external services	55,232,235	67,276,678	39,449,329
Acquisition-related compensation (Note 5)	65,061,472	66,855,580	-
Other operating expenses	48,741,415	17,964,701	14,638,345
Restructuring charges (Note 7)	38,807,637	-	-
Allocated expenses from Parent and affiliates (Note 5)	139,227,178	199,843,180	246,983,738
Total operating expenses	413,813,004	425,003,243	356,219,607
Regulatory settlements and other charges (Note 6)	-	1,715,202	7,585,161
OPERATING INCOME	74,140,820	247,051,888	331,456,382
Interest income	6,272	12,045	11,506
INCOME BEFORE PROVISION FOR INCOME TAXES	74,147,092	247,063,933	331,467,888
Provision for income taxes	48,109,785	90,124,447	120,730,748
NET INCOME	\$ 26,037,307	\$ 156,939,486	\$ 210,737,140

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PIUNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
STATEMENTS OF CASH FLOWS

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Net income	\$ 26,017,307	\$ 136,919,486	\$ 210,737,140
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:			
Depreciation and amortization of property and equipment and other assets	59,055	96,320	152,344
Regulatory settlements and other charges	-	1,715,292	7,395,161
Change in accounts receivable from Parent	(149,168,719)	(172,680,718)	350,714,595
Capital contribution from PTF and the Parent (in the form of acquisition-related compensation)	65,961,872	60,855,380	-
Changes in assets and liabilities:			
Investment management fees receivable	60,630,674	9,494,431	5,461,675
Prepaid expenses and other assets	(3,556,895)	(6,320,111)	(9,984,284)
Accrued compensation and employee benefits	7,547,258	12,876,879	(1,154,223)
Accounts payable and accrued expenses	(6,126,225)	9,046,583	5,417,268
Regulatory and other settlement payments	-	(78,350,597)	-
Net cash provided by operating activities	-	157,468	575,028,793
CASH FLOWS FROM INVESTING ACTIVITIES			
Additions to software	-	-	(45,400)
Additions to property and equipment	-	(98,593)	-
Proceeds from transfer of property and equipment to a subsidiary of the Parent	-	-	16,517
Cash used to purchase property and equipment from a subsidiary of the Parent	-	(58,875)	-
Net cash used in investing activities	-	(157,468)	(28,783)
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES			
Dividends paid to Parent	-	-	(575,000,000)
Net cash used in financing activities	-	-	(575,000,000)
NET INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS	-	-	-
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT BEGINNING OF YEAR	250,300	250,300	250,300
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR	\$ 250,300	\$ 250,300	\$ 250,300

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, L.L.C.
STATEMENTS OF CHANGES IN MEMBERS' EQUITY

	ACCOUNTS (RECEIVABLE) / PAYABLE (FROM) / TO PARENT	MEMBERS' EQUITY	TOTAL MEMBERS' EQUITY
2006			
Balance, January 1	\$ (329,159,184)	\$ 402,390,540	\$ 73,231,356
Net intercompany transactions (Note 5)	356,714,566	-	356,714,566
Net income	-	210,737,140	210,737,140
Dividends paid to Parent (Note 5)	-	(575,000,000)	(575,000,000)
Balance, December 31	\$ 27,555,382	\$ 38,127,680	\$ 65,683,062
2007			
Balance, January 1	\$ 27,555,382	\$ 38,127,680	\$ 65,683,062
Net intercompany transactions (Note 5)	(172,681,252)	-	(172,681,252)
Acquisition date tax election benefit (Note 4)	(807,344,750)	807,344,750	-
Capital contribution from PTT and the Parent (in the form of acquisition-related compensation) (Note 5)	-	66,855,580	66,855,580
Net income	-	156,939,486	156,939,486
Balance, December 31	\$ (952,470,620)	\$ 1,069,267,496	\$ 116,796,876
2008			
Balance, January 1	\$ (952,470,620)	\$ 1,069,267,496	\$ 116,796,876
Net intercompany transactions (Note 5)	4,480,356	-	4,480,356
Adjustment in acquisition date tax election benefit (Note 4)	-	(153,849,072)	(153,849,072)
Capital contribution from the Parent (in the form of acquisition-related compensation) (Note 5)	-	65,061,472	65,061,472
Net income	-	76,037,207	76,037,207
Balance, December 31	\$ (947,990,264)	\$ 1,066,517,203	\$ 58,526,939

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(1) ORGANIZATION

Putnam Investment Management, LLC (the "Company") is a wholly owned subsidiary of Putnam Investments, LLC (the "Parent" or "Putnam"), which is a majority owned subsidiary of Great-West Lifeco Inc. ("Lifeco"). The Company's primary business is to provide investment advisory services to Putnam-sponsored mutual funds (the "Funds"). The Company also provides investment advice for, and services to, separately managed accounts. In connection with providing these services, the Company receives a management fee, which is based upon the average asset value of the respective fund or account to which the services are provided. Company revenue is largely dependent on the total value and composition of assets under management, which include domestic and international equity and debt portfolios. Accordingly, fluctuations in financial markets and in the composition of assets under management affect revenue and results of operations.

The Company, its Parent and its affiliates have significant interdependencies, as described in Note 5. The accompanying financial statements have been prepared from the separate records maintained by the Company and may not be indicative of the conditions or the results of operations that would have existed if the Company had been operated as an unaffiliated company.

On September 18, 2008, the Board of Trustees of the Funds announced that it had voted to close one of the Putnam-sponsored mutual funds, the institutional Prime Money Market Fund. On September 24, 2008, the Parent issued a news release announcing that it had entered into a transaction with Federated Investors, Inc. that would result in the liquidation of the Parent's \$12.3 billion institutional Prime Money Market Fund. Under this transaction, shareholders of the Putnam Prime Money Market Fund would receive shares of the Federated Prime Obligations Fund on a \$1-per-share for \$1-per-share basis. Expenses related to the transaction were \$26,875,813 and are included in other operating expenses in the statement of income.

(2) SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Accounting Estimates

The financial statements are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, which require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities, disclosure of contingent assets and liabilities at the date of these financial statements, and the reported amounts of revenue and expenses during the reporting period. Actual results could differ from these estimates.

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents consist of time deposits with an affiliate with original maturities of three months or less. Time deposits are recorded at amortized cost, which approximates fair market value and are held for the regulatory capital purposes of a subsidiary of the Parent.

Property and Equipment

Property and equipment is recorded at cost less accumulated depreciation or amortization. Depreciation expense is calculated using the straight-line method, based on the estimated useful life of each asset group as follows: computer equipment (servers and mainframes) - three to five years, office and other equipment and automobiles - five years, and furniture - seven years. Leasehold improvements are amortized using the straight-line method over the periods covered by the applicable leases, or the estimated useful life of the improvement, whichever is less. Upon sale or retirement, the cost and related accumulated depreciation or amortization is removed from the accounts and the resulting gain or loss, if

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, L.L.C.
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

any, is reflected in operating income. Additions, renewals, and betterments of fixed assets are capitalized. Expenditures for maintenance and repairs are charged to expense when incurred. Depreciation and amortization expense on property and equipment, along with the cost of repairs and maintenance, is included in other operating expenses in the statements of income. The Company periodically reviews the carrying value of property and equipment for impairment whenever events or changes indicate that the carrying value of assets may not be recoverable.

Revenue Recognition

Investment management fees are recognized as earned. Investment management fees are primarily based on predetermined percentages of the average assets under management. Fees resulting from the achievement of specified performance thresholds are recorded when such levels are attained and when such fees are not subject to forfeiture. Investment management fees for mutual funds are shown net of fees waived pursuant to expense limitations.

Income Taxes

For the period January 1, 2006 through August 3, 2007, PIT participated in a master tax sharing agreement between MMC and its subsidiaries. The master tax sharing agreement specified that, in general, the taxes paid by PIT would approximate those that would be paid if PIT filed a separate federal tax return. PIT subsequently allocated certain tax amounts to its various subsidiaries applying the same methodology present in the master tax sharing agreement. Effective August 3, 2007, the Company files as part of a consolidated federal tax return under Putnam Acquisition Financing, Inc. ("PAF") which is a direct wholly owned subsidiary of the Parent. The Parent allocates under a tax sharing agreement certain tax amounts to its various subsidiaries. As a result, the current and deferred tax provision recorded by the Company represents how the Company would have computed its provision had it filed separate federal and state tax returns.

Under an agreement with the Parent, the Company records via an intercompany transaction with the Parent the amount of its net current and deferred tax provision or net tax benefit. The Parent assumes ultimate responsibility for the payment of all taxes in accordance with federal, state and local laws. As a result of this agreement, the Company had no current or deferred tax liabilities or assets recorded on its statement of financial condition at December 31, 2008 and 2007.

Legal and Other Loss Contingencies

The Company is subject to various claims, lawsuits and proceedings. The Company records liabilities for contingencies when it is probable that a liability has been incurred before the balance sheet date and the amount can be reasonably estimated. Significant management judgment is required to comply with this guidance. The Company analyzes its litigation exposure based on available information, including consultation with outside counsel handling the defense of these matters, to assess its potential liability. Contingent liabilities are not discounted. Legal and other loss contingencies are recorded as regulatory settlements and other charges in the statements of income (see Note 6).

New Accounting Pronouncements to be Adopted

In June 2006, the FASB issued FASB Interpretation No. 48, *Accounting for Uncertainty in Income Taxes - an Interpretation of FASB Statement No. 109* ("FIN 48"), which clarifies the accounting for uncertainty in income tax positions. This interpretation requires that the Company recognize in its financial statements the impact of a tax position when it is more likely than not that the tax position would be sustained upon examination by the tax authorities based on the technical merits of the position. The

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

Company has elected to defer the adoption of FIN 48 in accordance with FASB Staff Position FIN 48-3, which defers the effective date of FIN 48 for certain nonpublic enterprises until January 1, 2009. The Company does not anticipate that FIN 48 will have a material impact on the financial results of the Company.

(3) PROPERTY AND EQUIPMENT

Property and equipment consists of the following as of December 31,:

	December 31,	
	<u>2008</u>	<u>2007</u>
Property and equipment	\$ 1,343,429	\$ 1,343,429
Less accumulated depreciation	(1,253,215)	(1,209,253)
Property and equipment, net	<u>\$ 90,214</u>	<u>\$ 134,176</u>

Depreciation and amortization expenses were \$43,962, \$77,859, and \$139,272 for the years ended December 31, 2008, 2007, and 2006, respectively.

In the fourth quarter of 2007, the Company determined that certain fully-depreciated property and equipment was no longer in service or could not be located. The write-off of such assets totaled \$241,140. There was no gain or loss on the disposal of these assets. There were no write-offs in 2008.

During 2007, property and equipment was purchased by the Company from a subsidiary of the Parent with a cost of \$104,775, and net book value of \$58,875. There were no purchases from affiliates in 2008.

(4) INCOME TAXES

The Company's provision for income taxes for the years ended December 31, 2008, 2007 and 2006 consists of the following:

	<u>2008</u>	<u>2007</u>	<u>2006</u>
<i>Federal</i>			
Current tax (benefit) provision	\$ (281,068)	\$ 58,912,880	\$ 108,933,398
Deferred tax (benefit) provision	24,831,610	26,579,760	5,996,845
Total federal provision	<u>24,550,542</u>	<u>85,492,640</u>	<u>114,930,243</u>
<i>State</i>			
Current tax (benefit) provision	803,050	3,228,597	5,599,084
Deferred tax (benefit) provision	6,044,280	1,403,210	261,421
Total state provision	<u>6,847,330</u>	<u>4,631,807</u>	<u>5,860,505</u>
Change in valuation allowance	<u>16,711,913</u>	-	-
Total tax provision	<u>\$ 48,109,785</u>	<u>\$ 90,124,447</u>	<u>\$ 120,730,748</u>

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

In 2008, the total tax provision differs from the amount that would be calculated by applying the federal statutory tax rate to income before provision for income taxes due to (i) state tax benefits being fully reserved against; (ii) equity incentive plan tax deductions falling short of the financial statement expenses, and (iii) a portion of meals and entertainment expenses not deductible for income tax purposes. The future state tax benefits that the Company may receive have been fully reserved for due to limitations surrounding the timing of taking such deductions.

The temporary differences, which give rise to the deferred tax provision, are primarily related to deferred compensation and goodwill amortization.

Under an agreement with the Parent, the Company records via an intercompany transaction with the Parent the amount of its net current and deferred tax provision or net tax benefit. The Parent assumes ultimate responsibility for the payment of all taxes in accordance with federal, state, and local laws. As a result of this agreement, the Company has no current or deferred tax liabilities or assets recorded on its balance sheets at December 31, 2008 and 2007.

Acquisition-Related Tax Election

On August 3, 2007 (the "Acquisition Date"), Lifeco acquired the assets and liabilities of Putnam Investments Trust ("PIT") from Marsh & McLennan Companies, Inc. ("MMC") and transferred the assets and liabilities, including its interest in the Company, to the Parent through a forward-merger. Prior to August 2, 2007, the Company was not a separate taxable entity for federal, foreign and various state income tax purposes and its income for these periods was included in the consolidated MMC income tax returns. The Company accounted for income taxes for these periods under the separate return method in accordance with SFAS No. 109 *Accounting for Income Taxes*. Under the terms of the stock purchase agreement between Lifeco and MMC, MMC has assumed all known and potential income tax liabilities associated with the periods through August 2, 2007. Accordingly, all current and deferred income tax balances recorded as of August 2, 2007 were assumed by MMC and will be settled by MMC in future years. All payments made by the Parent for tax liabilities related to periods prior to August 2, 2007 will be reimbursed by MMC and therefore an income tax receivable from MMC has been recorded by the Parent as of December 31, 2008 and 2007.

In connection with the acquisition of PIT, Lifeco and MMC made a joint election under Internal Revenue Code Section 338(h)(10) to treat the transaction as a purchase resulting in a step-up in the tax basis of certain Company assets and liabilities. The election resulted in the Company recording a tax receivable from the Parent (included in accounts receivable from Parent) of \$807,345,285. The offset of this transaction was recorded in Members' Equity in accordance with Emerging Issues Task Force 94-10, *Accounting by a Company for the Income Tax Effects of Transactions Among or With its Shareholders under SFAS No. 109* ("EITF 94-10"). The Company expects to realize the tax receivable over periods which range from the current period to fifteen years.

Prior to the filing of the consolidated 2007 federal tax return, the tax purchase price allocation was finalized. As a result, there was a true-up of the opening intercompany tax payable to Parent of \$153,849,972. These changes in the tax payable to Parent resulting from the final allocation of the tax purchase price were recorded in Members' Equity in accordance with EITF 94-10. The Company expects to realize the federal tax receivable over periods which range from the current period to fifteen years.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(5) TRANSACTIONS WITH PARENT AND AFFILIATES

Accounts Receivable from Parent

The Company instructs its customers to remit cash directly to the Parent and instructs the Parent to disburse cash on its behalf. The Parent also allocates certain expenses to the Company. Accounts receivable/payable from/to Parent represents the net of intercompany transactions between the Company and the Parent due to the receipt and payment of cash on the Parent's consolidated financial statements and the recording of expense allocations on the Company's financial statements. These balances are recorded as corresponding increases or decreases in Members' Equity in the balance sheets, as the Company neither pays, receives, nor anticipates paying or receiving, cash to or from the Parent.

Retirement Plan

The Company, the Parent (and previously, PIT) and affiliates sponsor a retirement plan (the "Plan") covering substantially all employees and provides for an annual contribution as determined by the Parent's Board of Directors. For the years ended December 31, 2008, 2007 and 2006, the Company's share of the annual contribution to the Plan totaled \$4,618,463, \$5,413,178, and \$4,664,894, respectively. These amounts are included in compensation and benefits in the statements of income.

Parent Operating Expenses

The following table summarizes allocations by the Parent and affiliates (and previously, PIT and its affiliates) that are included in the statements of income for the years ended December 31.:

	2008	2007	2006
Incentive compensation plans	\$ 44,628,048	\$ 100,818,190	\$ 109,222,677
Office facilities and personnel costs	94,599,130	99,024,990	137,761,061
Total allocated expenses	<u>\$ 139,227,178</u>	<u>\$ 199,843,180</u>	<u>\$ 246,983,738</u>

The Company shares office facilities and personnel with other subsidiaries of the Parent (and previously, with PIT). Accordingly, the related costs of such arrangements have been allocated among the various subsidiaries in a manner which management believes is representative of the actual costs incurred.

Incentive Compensation Plans

The costs associated with incentive compensation plans have also been allocated among the various subsidiaries of the Parent in a manner which management believes is representative of the actual costs incurred. The incentive compensation arrangements are further described below.

Prior to the Acquisition Date, PIT sponsored the Putnam Investments Trust Equity Partnership Plan (the "EPP"). Certain employees of the Company were eligible to participate in the EPP, under which they were eligible to receive non-qualified stock options and restricted shares of PIT's Class B common stock. Beginning in 2008, the Parent sponsored the Putnam Investments, LLC Equity Incentive Plan (the "EIP"). Certain employees of the Company are eligible to participate in the EIP, under which they are eligible to receive restricted shares of the Parent's Class B common shares and Class B stock options.

PIT and the Parent recognize expense under these plans granted to employees of its subsidiary companies, in accordance with SFAS No.123(R), *Share-Based Payment*. A portion of these expenses

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

were allocated to the subsidiaries of PIT and the Parent in a manner consistent with the grant of such share-based payments.

EPP

In March 2007, due to the pending sale of PIT by MMC, an "equity replacement" award was issued to certain employees of the Company under the EPP. This cash award was payable to the employees upon the close of the sale of PIT if they remained continuously employed by the Company. The equity replacement award in the amount of \$5,811,089 was paid to the employees at the Acquisition Date and is included in allocated expenses from Parent and affiliates in the statement of income for the year ended December 31, 2007.

As a result of the acquisition of PIT, all outstanding unvested regular (non-special retention) awards under the EPP were vested and the benefits paid out in cash according to a predetermined formula. All vested regular and special retention awards were also settled in cash according to the same formula. All unvested special retention awards were cancelled. In addition, based upon a methodology provided in the EPP, a new deferred cash award attributable to each participant was contributed to grantor trusts established for the benefit of the participants. The participants will receive the deferred amount over a two or three year period. Compensation expense related to the accelerated vesting upon the acquisition totaled \$11,881,024; compensation expense related to the grantor trusts totaled \$65,061,472 and \$54,974,556 for the years ended December 31, 2008 and 2007, respectively. All of these compensation expense charges are recorded in acquisition-related compensation in the Company's statements of income. These expenses are recorded as a capital contribution from PIT and the Parent in the Company's statements of changes in Members' Equity in accordance with SFAS No. 123(R), *Share-Based Payment*. At December 31, 2008, there was \$23,421,932 of unrecognized compensation expense related to the grantor trust deferred cash awards.

EIP

The Company had employees who were granted restricted Class B common shares of the Parent pursuant to the EIP. The weighted average grant date fair value for these shares was \$21.13. The fair market value of the Class B common shares was determined under the valuation methodology outlined in the EIP, which includes consideration of the range of values determined by a nationally recognized independent valuation firm chosen by the EIP Committee. Compensation expense for these awards is being amortized over the vesting period of up to 5 years. Compensation expense allocated to the Company during the year ended December 31, 2008 was \$6,552,889. As of December 31, 2008, there was \$25,390,544 of unrecognized compensation expense related to the Company's allocated portion of restricted Class B common shares. The weighted average period over which that expense is expected to be recognized is 4.4 years.

The Company was also allocated a portion of the stock compensation expense related to the Parent's grant under the EIP of Class B stock options to the Parent's senior management. The grant date fair value of the options was \$8.06 and was calculated using the Black-Scholes option pricing valuation model with the following assumptions used: dividend yield 0.00%, expected volatility 27.98%, risk-free interest rate 4.39% and expected life of 6.3 years. Compensation expense allocated to the Company for the year ended December 31, 2008 related to these Class B stock options was \$366,050. As of December 31, 2008 there was \$3,953,343 of unrecognized compensation expense related to the Company's allocated portion of Class B stock options. The period over which the expense is expected to be recognized is 4.5 years.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

Allocated expenses related to these plans are included in allocated expenses from Parent and affiliates in the statements of income.

Dividends

There were no dividends paid to the Parent during 2008 and 2007. During 2006, the Company paid dividends to PFT in the amount of \$575,000,000.

Time Deposits Held with Affiliate

The Company holds time deposits with Putnam Fiduciary Trust Company, a subsidiary of the Parent. The deposits totaled \$250,000 at December 31, 2008 and 2007, and are included in cash and cash equivalents on the balance sheets.

(6) COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

Claims, Lawsuits and Other Contingencies

The Putnam Investments Trust Sale Agreement provides that MMC will indemnify Lifeco with respect to certain Putnam-related litigation and regulatory matters following the Acquisition Date. Certain of the matters as indicated below are subject to the indemnification provision.

Regulatory Matters

In November 2003 and April 2004, the Parent entered into settlements (the "Putnam Trading Settlements") with the U.S. Securities and Exchange Commission (the "SEC") and the Commonwealth of Massachusetts (the "Massachusetts Securities Division") with respect to excessive short-term trading by certain former employees of the Parent and shareholders in shares of the Funds. Under the Putnam Trading Settlements, the Company agreed to pay a total of \$193,500,000 (\$108,500,000 in restitution and \$85,000,000 in civil fines and penalties). In addition to the \$108,500,000 in restitution, Fund shareholders will receive a distribution of \$45,000,000 from the civil penalty the Parent paid to the SEC. The Company's distribution plan for the distribution of the restitution amounts to Fund shareholders was approved by the SEC on July 20, 2007, and a final distribution plan was filed with the Massachusetts Securities Division and received no comment. The Company began the distribution of the restitution amounts in August 2008 and expects to complete the distribution in 2009. The Company will incur additional costs in connection with implementing the distribution plan.

In July 2005, the West Virginia Auditor began filing cease and desist actions against several fund complexes related to alleged market timing and late trading and stated that it may institute a cease and desist action against the Parent.

Market-Timing Related Litigation

Since September 2003, the Parent has received a substantial number of civil complaints, filed in various state and federal courts, based on allegations of market-timing and, in some cases, late trading activities. All of the actions filed in federal court were transferred, along with actions against other mutual fund complexes, to the United States District Court for the District of Maryland for consolidated pretrial proceedings. In September 2004, consolidated amended complaints were filed against the Parent which are described below:

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

A complaint filed on behalf of a putative class of investors in certain Funds (the "Class Action") and a complaint filed by certain fund investors purporting to assert derivative claims on behalf of all Funds (the "Derivative Action") was brought against the Parent, various Parent affiliates, certain members of the Board of Trustees of the Funds (the "Trustees"), certain former officers and employees of the Parent, and persons and entities that allegedly engaged in or facilitated market-timing or late trading activities in the Funds. Both suits seek to recover unspecified damages allegedly suffered by the Funds and their shareholders as a result of purported market-timing and late trading activity that allegedly occurred in certain Funds. The Derivative Action seeks additional relief, including termination of the investment advisory contracts between the Parent and the Funds, cancellation of the Funds' 12b-1 plans and the return of all advisory and 12b-1 fees paid by the Funds over a certain period of time. In the Class Action, the court dismissed all claims against the Putnam defendants except claims under Section 10(b) of the Securities Exchange Act of 1934 ("Exchange Act") and Rule 10b-5 thereunder, Section 20(a) of the Exchange Act, and Section 36(b) of the Investment Company Act of 1940 ("ICA"). In the Derivative Action, the court dismissed all claims against the Putnam defendants except a claim under Section 36(b) of the ICA. On December 31, 2008, the court granted the Parent's motion for summary judgment on plaintiffs' Section 10(b) and 20(a) claims as they relate to employee market-timing and market-timing in retail investor accounts. The court asked for additional briefing on plaintiffs' Section 10(b) and 20(a) claims as they relate to 401k market-timing. The court denied the Parent's motion for summary judgment on plaintiffs' section 36(b) claim.

A complaint filed on behalf of participants in Putnam's Profit Sharing Retirement Plan (the "ERISA Action") alleges that the net asset values of the Funds were inflated and simply incorporates by reference the substantive allegations about market-timing from the Class Action described above. Following a September 2006 dismissal of the ERISA Action, the plaintiff appealed the decision to the Fourth Circuit Court of Appeals, which in June 2008 reversed the dismissal and remanded the case for further proceedings.

In September 2003, the Parent and the Company were named as defendants in a purported Illinois state court class action alleging that the Parent breached a common law fiduciary duty by failing to calculate the NAV of certain Funds accurately, thereby exposing the Funds to stale price arbitrage/market-timing. The Company's motion for judgment on the pleadings was denied. The Company filed a motion asking the trial judge to certify questions to the appellate court on an interlocutory basis. That motion was granted by both the trial judge and the appellate court. The briefing for the Illinois appellate court is complete, but no hearing has been scheduled.

In October 2005, the Parent and the Company were named as defendants in a suit brought in Texas state court by a former institutional client, the Employee Retirement System of Texas ("ERS"). ERS alleged that the Parent breached its investment management advisory agreement and did not make appropriate disclosures at the time the investment management advisory agreement was executed. The majority of the plaintiff's claims were dismissed or withdrawn in January 2008. The trial court dismissed the plaintiff's remaining claim for breach of contract in June 2008 and granted the Parent's motion for unpaid management fees. ERS filed an appeal regarding the dismissal of its claims and a motion to modify the judgment granting the Parent's claim for unpaid management fees. The motion to modify the judgment was granted and the Parent appealed. The appeal briefing on all appeals is expected to continue through March 2009.

As discussed more fully in Article 11.02(a)(iii) of the Putnam Investments Trust Sale Agreement, MMC will indemnify Lifecon for any damages (as defined in the Putnam Investments Trust Sale Agreement) arising from any claim, action, suit, investigation, proceeding or inquiry currently pending or arising before December 31, 2008, that results from any alleged "market timing" activity in trading by any

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

person in the Funds (including frequent trading and late trading), as that term was used in the proceedings brought by the SEC and the Massachusetts Securities Division that were the subject of the Putnam Trading Settlements, to the extent the alleged activity occurred before the Acquisition Date.

Other Litigation

In October 2003, Putnam was named as a defendant in Massachusetts state court by a supplier of consultants. Plaintiff alleges that Putnam intentionally interfered with an advantageous contract between the plaintiff and one of its employees by hiring the employee in violation of a non-competition agreement. After trial in April 2008, the jury rendered a verdict on behalf of Putnam on two out of three claims. Putnam has filed a notice of appeal with respect to the claim rendered in favor of the plaintiff. The appeal briefing is complete, but no hearing has been scheduled.

Other Contingency

The Company has an insurance receivable indemnified by MMC in the amount of \$11,800,000 as of both December 31, 2008 and 2007, which is included in prepaid expenses and other current assets in the balance sheets.

The proceedings in all of the above-referenced matters seek monetary damages and other forms of relief. Where a loss is probable and reasonably estimable, the Company has established reserves in accordance with SFAS No. 5, *Accounting for Contingencies*. Except as specifically set forth above, at the present time, Putnam's management is unable to provide a reasonable estimate of the range of possible loss attributable to the foregoing proceedings or the impact they may have on the Company's results of operations or financial position or the Company's cash flows (to the extent not covered by insurance). The principal reasons for this are that many of these cases are in their early stages, the sufficiency of the complaints has not yet been tested in most of the cases, and, in many of the cases, only limited discovery, if any, has taken place. Without knowledge of which, if any, claims will survive, it is not possible to reasonably estimate the possible loss or range of loss.

(7) RESTRUCTURING PLAN

Restructuring Charges

During the fourth quarter of 2008, the Parent initiated a broad restructuring of its business. This restructuring plan is intended to clear up complexities, better focus the Parent's service and distribution in core markets, respond to the impact of financial market conditions on assets and revenues, and build a culture that rewards excellence. Areas impacted will include the restructuring of the Parent's investment management, operations, distribution, and other areas. Restructuring expenses of the Company associated with the Parent's restructuring plan were \$38,807,637, primarily related to severance benefits, and are included in restructuring charges in the statements of income.

Prepaid Sign-on Bonuses

At December 31, 2008, there are \$6,141,667 of prepaid sign-on bonuses related to the restructuring which are included in prepaid expenses and other current assets in the balance sheet. These bonuses are being amortized over a period of two years. Amortization expense for the year ended December 31, 2008 amounted to \$558,333 and is included in compensation and benefits on the statements of income.

半期の経理の概況

- a . 管理運用会社の日本文の中間財務書類は、アメリカ合衆国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。管理運用会社の日本文の中間財務書類は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . 管理運用会社の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . 管理運用会社の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、2009年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=91.44円)を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

貸借対照表

2009年6月30日現在

(未監査)

	米ドル	千円
資産		
流動資産		
現金および現金等価物	250,300	22,887
未収投資運用報酬	57,571,653	5,264,352
前払費用およびその他の流動資産	24,799,554	2,267,671
流動資産合計	82,621,507	7,554,911
不動産および設備、純額	163,325	14,934
その他の資産	41,024	3,751
資産合計	82,825,856	7,573,596
負債および出資者持分		
負債		
未払報酬および従業員福利厚生費	13,733,639	1,255,804
未払金および未払費用	7,029,001	642,732
負債合計	20,762,640	1,898,536
出資者持分		
出資者持分	1,016,232,747	92,924,322
親会社からの未収金	(954,169,531)	(87,249,262)
出資者持分合計	62,063,216	5,675,060
負債および出資者持分合計	82,825,856	7,573,596

(2) 損益の状況

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
損益計算書

2009年6月30日に終了した6か月間

(未監査)

	米ドル	千円
収益		
投資運用報酬	137,650,424	12,586,755
営業費用		
報酬および給付金	33,019,497	3,019,303
専門および外部サービス	23,905,594	2,185,928
買収関連費用	15,257,993	1,395,191
その他の営業費用	7,042,772	643,991
再編費用	125,702	11,494
親会社および関連会社からの割当費用	68,681,720	6,280,256
営業費用合計	148,033,278	13,536,163
営業(損)益	(10,382,854)	(949,408)
受取利息	12	1
所得税引当金控除前(損)益	(10,382,842)	(949,407)
所得税引当金	(4,840,393)	(442,606)
純(損)益	(5,542,449)	(506,802)

4【利害関係人との取引制限】

(1) ファンド

ファンドの組入証券は、ファンドの受託者、ファンドの管理運用会社として行為する管理運用会社もしくはその関係法人またはそれらの取締役、役員、従業員もしくは主要な株主（管理運用会社が実質的に認識するところにより、自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総額の10%以上の株式を保有するものをいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で売買または貸付けることができない。ただし、取引がファンドの目論見書および追加情報申告書に定められた投資制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（イ）公に入手可能な相場（ディーラーによる相場を含む。）に基づき決定された価格、または（ロ）適正な価格もしくは実勢利率（ディーラーによる相場を含む。）によって行われる場合を除く。

(2) 管理運用会社

ファンドの組入証券は、ファンドの受託者、ファンドの管理運用会社として行為する管理運用会社もしくはその関係法人またはそれらの取締役、役員、従業員もしくは主要な株主（管理運用会社が実質的に認識するところにより、自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総額の10%以上の株式を保有するものをいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で売買または貸付けることができない。ただし、取引がファンドの目論見書および追加情報申告書に定められた投資制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（イ）公に入手可能な相場（ディーラーによる相場を含む。）に基づき決定された価格、または（ロ）適正な価格もしくは実勢利率（ディーラーによる相場を含む。）によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1) ファンド

a) 受託者および役員の変更

受託者は、招集された受益者集会における発行済受益証券の3分の2の賛成決議により解任または更迭される。欠員が生じた場合は、残余の受託者は先任者の残存期間について、その裁量により適切と判断する者を受託者に任命する。受託者は適切と考える数の受託者を追加することができる。受託者は適切と考える役員を選任または解任することができる。

b) 契約及び信託宣言の変更

ファンドの契約及び信託宣言の変更または解散に関しては、原則として受益者集会の決議が必要である。ただし、名称の変更、不明確性の修正または誤ったもしくは一貫性を欠く規定の修正についてはその限りでない。

c) 訴訟事件その他の重要事項

ファンドの会計年度の最終日は、6月30日である。

ファンドの存続期間は無期限である。ただし、少なくとも議決権を有する受益証券の3分の2を保有する受益者の賛成投票または受益者に対して通知をして受託者によりいつでも解散することができる。2003年下期および2004年に、管理運用会社は、パトナム・ファンドにおける過度の短期売買に関連する請求について、証券取引委員会（SEC）およびマサチューセッツ州証券局と和解した。管理運用会社からの特定のパトナムのオープンエンド型投資信託およびその受益者に対する支払は、翌月から数ヶ月以内に完了すると予想される。

かかる主張および関連する事項は、一部の訴訟（管理運用会社および限られた場合にはパトナムの一部の投資信託に対する集団訴訟を意図する複数の訴訟を含む。）の一般的な根拠になっている。管理運用会社は、かかる訴訟がファンドまたは投資運用サービスを提供する管理運用会社の能力に重大な悪影響を及ぼすことはないであろうと考えている。さらに、管理運用会社は、かかる懸案事項の結果としてパトナム・ファンドが被るあらゆる費用を負担することに同意している。

(2) 管理運用会社

a) 管理

管理運用会社は、デラウェア州の法律に基づき設立された有限責任会社である。管理運用会社の唯一の出資者であるパトナム・インベストメンツ・エルエルシーが投資運用会社の財産、事業および業務を管理し、遂行する。

b) 役員を選任および解任

役員は出資者により任命される。出資者は役員を理由なしに解任することができる。

c) 取締役および役員の変更についてのSECによる規制

管理運用会社は1940年投資顧問法第203条、第204条に基づきSECに対し報告書を提出し、その中には取締役、役員の情報に記載する。

SECはそれら取締役および役員が連邦証券法の特定の規定を故意に犯したと判断した時は、1940年投資会社法第9条(b)項に基づき、それら取締役および役員の前職を禁ずることができる。

d) 有限責任会社契約の修正、事業の譲渡およびその他の重要な事項

(イ) 管理運用会社の有限責任会社契約は、出資者がこれを修正することができる。

(ロ) デラウェア州の有限責任会社法の下で事業の合併または譲渡には出資者の同意が必要である。

(ハ) 管理運用会社には直接子会社はない。

(ニ) 管理運用会社の会計年度の最終日は、12月31日である。

e) 訴訟等

2003年下期および2004年に、管理運用会社は、パトナム・ファンドにおける過度の短期売買に関連する請求について、証券取引委員会（SEC）およびマサチューセッツ州証券局と和解した。管理運用会社からの特定のパトナムのオープンエンド型投資信託およびその受益者に対する支払は、翌月から数ヶ月以内に完了すると予想される。

かかる主張および関連する事項は、一部の訴訟（管理運用会社および限られた場合にはパトナムの一部の投資信託に対する集団訴訟を意図する複数の訴訟を含む。）の一般的な根拠になっている。管理運用会社は、かかる訴訟がファンドまたは投資運用サービスを提供する管理運用会社の能力に重大な悪影響を及ぼすことはないであろうと考えている。さらに、管理運用会社は、かかる懸案事項の結果としてパトナム・ファンドが被るあらゆる費用を負担することに同意している。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) パトナム・インベスター・サービスズ・インク(「投資者サービス代行会社」)

(Putnam Investor Services, Inc.)

資本金の額

2009年10月末日現在144,453,071ドル^{*}(約132億円)

^{*}未監査

事業の内容

パトナム・インベスター・サービスズ・インクは、マサチューセッツ州の会社であり、管理運用会社の親会社であるパトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的な全額出資子会社である。パトナム・インベスター・サービスズ・インクは、2009年1月1日より、ファンドを含む投資信託に対し、投資者サービス代行サービスを提供してきている。

(2) パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ(「元引受会社」)

(Putnam Retail Management Limited Partnership)

資本金の額

2009年10月末日現在25,588,013ドル(約23億円)

事業の内容

パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、ファンドを含むパトナム・ファンドの受益証券の元引受けを行っている。

(3) パトナム・インベストメンツ・リミテッド(「副管理運用会社」)

(Putnam Investments Limited)

資本金の額

2009年10月末日現在33,381,151ドル(約31億円)

事業の内容

パトナム・インベストメンツ・リミテッドは英国籍の会社であり、管理運用会社の関連会社である。パトナム・インベストメンツ・リミテッドは、機関投資家およびリテール顧客に対して全範囲の国際投資顧問サービスを提供している。

(4) ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(「副投資顧問会社」)

(The Putnam Advisory Company, LLC)

資本金の額

2009年9月末日現在150,180,618ドル(約137億円)

事業の内容

ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーは管理運用会社および副管理運用会社の関連会社である。ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーは分別管理された口座およびプール型投資媒体により機関投資家および個人投資家に対して金融サービスを提供している。

(5) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「保管会社」および「副会計代行会社」)

(State Street Bank and Trust Company)

資本金の額(連結株主資本)

2009年9月末日現在135億ドル(約1兆2,344億円)

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、マサチューセッツ州の信託会社であり、ステート・ストリート・バンク・ホールディング・カンパニーの100%子会社である。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、1924年以降ミューチュアル・ファンドに対する保管業務を提供しており、ファンドに対しても2007年1月より保管業務を提供している。

(6) S M B C フレンド証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

資本金の額

2009年10月末日現在272億7,000万円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C フレンド証券は大和証券投資信託委託株式会社、野村アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、フィデリティ投信株式会社、三井住友アセットマネジメント株式会社、住信アセットマネジメント株式会社および大和住銀投信投資顧問株式会社等の発行する証券投資信託受益証券を取扱っており、外国投資信託証券については、M F S リサーチ・ボンド・ファンド・J、T - ロウ・プライス ライフプラン・インカム・ファンド、ピクテ・ユーロ・ボンド・ファンド等の日本における代行協会員および販売等の業務ならびにノムラ・グローバル・セレクト・トラストの日本における販売業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) パトナム・インベスター・サービスズ・インク(「投資者サービス代行会社」)

(Putnam Investor Services, Inc.)

ファンドの名義書換代行および投資者サービス代行業務を提供する。

(2) パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ(「元引受会社」)

(Putnam Retail Management Limited Partnership)

ファンドに対してマーケティング・サービスを提供する。

(3) パトナム・インベストメンツ・リミテッド(「副管理運用会社」)

(Putnam Investments Limited)

管理運用会社が指定するファンドの資産の一部に関して投資顧問業務を提供する。

(4) ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(「副投資顧問会社」)

(The Putnam Advisory Company, LLC)

管理運用会社および副管理運用会社が指定するファンドの資産の一部に関して投資顧問業務を提供する。

(5) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「保管会社」および「副会計代行会社」)

(State Street Bank and Trust Company)

ファンド資産の保管業務および副会計サービスを行う。

(6) S M B C フレンド証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンド証券の販売業務および代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

管理運用会社、副管理運用会社および副投資顧問会社は、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーが

間接的に100%保有している。

第3【投資信託制度の概要】

アメリカ合衆国マサチューセッツ州におけるビジネス・トラスト制度の概要

アメリカ合衆国におけるオープン・エンド型の投資会社についての一定の一般情報の概要は以下のとおりである。本概要は、かかる投資会社またはこれに適用される種々の法令もしくは規則に関する総合的な情報の提供を意図するものではなく、投資家にとって関心のある一定の情報の要約を記述するととどまる。以下の記述はすべて、ファンドの登録届出書の全文および参照された法令の全文により制約を受ける。

・マサチューセッツ州ビジネス・トラスト

A．一般情報

多くの投資会社はマサチューセッツ州ビジネス・トラストとして設立される。マサチューセッツ州ビジネス・トラストは、受益者、受託者およびその他の関係者の一般的権利および義務を規定した信託宣言書に基づき設立される。一般に、信託の受託者はその事業および役員を監督し、代理人が日常の業務を運営する。

マサチューセッツ州一般法第182章は、マサチューセッツ州の多くのビジネス・トラストを含む一定の「任意団体」に適用される。第182章は、就中、マサチューセッツ州州務長官への信託宣言書の届出ならびに中でも発行済受益証券口数、受託者の氏名および住所に関する年次報告書のトラストによる届出を規定している。

B．受益者の責任

マサチューセッツ州法に基づき、受益者は、一定の場合、トラストの債務に対し個人的責任を負うことがあり得る。典型的な例として、信託宣言書では、トラストの行為または債務に関わる受益者の責任が放棄されており、またトラストの債務について受益者が個人的に負担した一切の損失および費用を信託財産から補償する旨規定されている。したがって、受益者の責任勘定において金銭的損失を負う受益者のリスクは、当該トラストがその債務を充足できないような場合に限定される。

・アメリカ合衆国投資会社法および施行

A．一般規定

アメリカ合衆国では、株式の公募を行うプール型投資運用の仕組みは様々な連邦法令に準拠する。ほとんどのミューチュアル・ファンドはかかる法律に服する。かかる法律の中でより重要なものは次のとおりである。

1．1940年投資会社法

1940年投資会社法（改正済）（「1940年法」）により、一般に、投資会社は、投資会社として合衆国証券取引委員会（「SEC」）への登録を要求され、またその運営については一定の明文規定の遵守を要求される。1940年法は中でも、投資会社に対し受益者への定期的な報告の提供を要求している。

2．1933年証券法

1933年証券法（改正済）（「1933年法」）は、証券の大量販売について規制している。同法は、中でも、証券の売主に対し様々な登録要件を課し、また同法の規定またはその他特定事項に関わる遵守違反に対する様々な責務について規定している。

3．1934年証券取引法

1934年証券取引法（改正済）（「1934年法」）は、就中、証券の流通取引、証券の発行体による定期的報告ならびに名義書換代理人およびブローカー・ディーラーの一定の活動に関わる様々な事項について規制している。

4．内国歳入法

投資会社は、一般に1986年内国歳入法（改正済）（「内国歳入法」）に基づく連邦所得税の対象となる法人である。ただし、投資会社は、連邦所得税の目的上同法に基づく「規制を受ける投資会社」の資格を有しかつその他のあらゆる必要要件を充足する場合には、受益者に分配する利益および収益に対する連邦税を同法に基づき免除されることがある。

5. その他の法律

ファンドは、ファンド受益証券の売却に関する様々な州法等、ファンドまたはその運営に適用されるその他の法令および規則の規定に服する。

B. 監督官庁の概要

ファンドまたはその一定の業務に対し管轄権を有する監督官庁の中にはSECおよび州の監督機関もしくは監督当局がある。

1. SECは、中でも、1940年法、1933年法および1934年法を含む連邦証券法のファンドに対する適用および執行を監視する広範な権限を有する。1940年法によりSECは投資会社の記録を調査し、投資会社または一定の実務に対し1940年法の規定の適用を免除し、また1940年法の規定を別途執行する広範な権限を付与されている。
2. 州当局は、一般に、その居住者に対するまたはその管轄地内での証券の募集および販売を規制し、また関連活動に直接、間接的に従事するブローカー、ディーラーまたはその他の者の活動を規制する広範な権限を有する。

C. 受益証券の公募

受益証券の公募を行う投資会社(「投資会社」または「投資信託」)は、就中、州の証券監督当局への1940年法に基づく投資会社としての登録、1933年法に基づく、受益証券の販売の登録、投資信託の登録もしくは受益証券の販売の登録(またはその両方)、既存の投資家もしくは潜在する投資家への現行目論見書の交付等を含む一連の要件を充足しなければならない。かかる要件の多くは、投資信託の受益証券の当初募集時においてのみ充足されるべきものではなく、投資信託の存続期間を通し遵守され、随時アップデートされなければならない。

D. 存続要件

合衆国法に基づき、受益証券を継続的に販売する投資信託は、下記を含む(ただし、これに限定されない)数々の存続要件に服する。

1. 目論見書が実質的に不正確または誤解を招くものとなった場合におけるその最新化。
2. 登録届出書の毎年の最新化。
3. 半期報告書および年次報告書のSECへの提出ならびにこれらの受益者への配布。
4. 投資顧問上の取決め、分配計画、引受取決め、過失および不作為ならびに/または取締役および役員に係る責任保険、外国保管上の取決めおよび監査人に関する毎年の受託者による承認。
5. 倫理綱領の維持。
6. 一定の投資信託の取引、配当の支払および投資信託の分配計画に基づく支払についての定期的かつ広範な見直し。

. 投資信託の運用管理

投資信託の取締役会または受託者会は一般に、投資信託の業務の遂行を監督する責任を負う。投資信託の役員および代理人は一般に、ファンドの日常の運営に責任を負う。ファンドの受託者および役員は、自己の職務について報酬を受領してもしなくてもよい。

投資信託の投資顧問会社は一般に、投資信託の投資計画の実施に責任を負う。投資顧問会社は、概ね、その職務につき投資信託の純資産に対する比率に基づく報酬を受領する。投資顧問会社の活動およびその請求報酬は一定の規則によって規制される。アメリカ合衆国では、投資会社の投資顧問会社は、1940年投資顧問会社法(改正済)に基づき登録されていなければならない。

. 受益証券関連情報

A. 評価

投資信託の受益証券は、原則として、投資信託による注文の受領直後に決定される純資産価額に適用される販売手数料を加算した額で売却される。投資信託は、その資産総額から負債を控除した額を発行済受益証券口数で除してその一口当り純資産価額を計算する。受益証券は通常、ニューヨーク証券取引所の営業日における同取引所の普通取引の終了時(午後4時)現在で評価される。

B. 買戻し

受益者は、原則として、ニューヨーク証券取引所の営業日にいつでも、受益者の注文の受領直後に計算される純資産価額でオープン・エンド型の投資信託の受益証券を投資信託に対し売却することができる。異常な事態の場合、投資信託は、合衆国証券法により認められているように買戻しを停止するか、または支払を7日以上延期することができる。投資信託は、その目論見書に記載する買戻手数料を請求することができる。

C．名義書換機関

投資信託の名義書換代理人は一般に、受益証券の譲渡、受益証券の買戻し、および分配金の支払および（または）再投資の手続を行う。

・ 受益者情報、権利および権利行使のための手続

A．議決権

議決権は、投資信託によって異なる。マサチューセッツ州ビジネス・トラストとして設立された多くの投資信託の場合、受益者は、受託者の選任、投資顧問契約および引受契約の承認、ならびに分配計画（またはその変更）、一定の合併またはその他の事業結合、ならびに信託宣言書の一定の変更について議決権を有する。受益者の承認はまた、基本的な投資方針を変更または削除するためにも必要とされる。

B．配当金

投資信託の受託者が宣言した場合、受益者は、一般に、配当金を受領する権利を有する。配当金を宣言する際、受託者は、通常、基準日を定め、基準日現在のすべての登録受益者が、支払われる配当金を受け取る権利を有する。

C．解散

投資信託が清算された場合、受益者は、通常、投資信託の発行済受益証券の内の所有する持分に応じて投資信託の純資産を受領する権利を有する。

D．譲渡の可能性

投資信託の受益証券は、一般に、無制限に譲渡することができる。

E．閲覧権

マサチューセッツ州ビジネス・トラストの受益者は、信託宣言書の規定またはその他適用法の規定に従い、トラストの記録を閲覧する権利を有する。

・ 税制度

以下の記載は、随時改正された1986年内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）の下で「米国人」として扱われず、かつ、アメリカ合衆国において営業または事業の遂行に従事していないファンドの受益者に影響するアメリカ合衆国の連邦（および注記されている場合は）州の所得税上の重要な帰結に関する要約である。本記述では、このような受益者を「非米国受益者」という。米国人として扱われ、またはアメリカ合衆国における営業または事業の遂行に関連して受益証券を保有する受益者は、ファンドの目論見書および追加情報説明書の記述を参照するべきである。日本に居住する受益者については、ファンドの受益証券への投資に係る日本の課税上の帰結に関する情報について、前述の「日本の受益者に対する課税上の取扱い」に準じるべきである。以下の説明は、非常に一般的な説明であり、変更される場合がある。したがって、投資予定者には、ファンドへの投資が各自の納税上の状況に与える影響について、各自の税務顧問に相談することを強く勧める。

アメリカ合衆国の内国歳入庁が課す要件の遵守を確保するため、本書に記載されるアメリカ合衆国の税金に関する助言は、（ ）ファンドによる、本書で取り扱われている取引または事項の勧誘または販売に関連して記載されており、かつ、（ ）納税者によりアメリカ合衆国の課税上の罰課金を回避する目的で利用されるようには意図されたものまたは記載されたものではなく、納税者はこのような目的でこれを利用してはならないことを通知する。各納税者は、各納税者に固有の状況に基づき、独立の税務顧問の助言を求めるべきである。

A．ファンドに対する合衆国の税制

ファンドは、合衆国の1986年内国歳入法（改正済）（以下「法」という。）のサブチャプターMに基づき、毎年、規制ある投資会社の資格で課税されるよう努める。

サブチャプターMに基づき定められた納税義務を負う資格を有した規制ある投資会社として、ファンドは、適宜その受益者に分配される純投資収益または純実現キャピタル・ゲインについて合衆国の連邦所得税の適用を受けない。さらに、当該会社が内国歳入法の下で規制ある投資会社として適格である限り、ファンドは現行のマサチューセッツ州法により、同州において消費税または所得税を課税されない。

「規制ある投資会社」の資格を得るため、また規制ある会社およびその株主が課税上の優遇措置を受けるため、ファンドは、特に、(a) 各課税年度につきその総収益の少なくとも90%を() 一定の証券ローンの配当、利息もしくは支払金、受益証券、証券もしくは外貨の売却による利益、またはかかる受益証券、証券もしくは通貨への投資事業によって得たその他の所得(オプション、先物または先渡契約による利益を含むが、これらに限定されない。) から得ることおよび() 「適格公開取引パートナーシップ」(以下に定義される。) に対する持分からの純収益、(b) その保有財産の分散投資を行うことを要し、ファンドの課税年度の各四半期末において() その資産総額の少なくとも50%が現金、現金項目、合衆国政府証券、他の規制ある投資会社の証券およびその他の証券で構成され、同一発行体のものはファンドの資産総額の5%を超えてはならず、またかかる発行体の発行済議決権付証券はファンドの資産総額の10%を超えてはならないとの一般制限をうけ、() ファンドの総資産の25%を超えて、(x) 同一発行体(合衆国政府および他の規制ある投資会社を除く。) もしくはファンドが支配権を有しかつ同一、類似もしくは関連性を有する取引もしくは事業を行っている2つ以上の発行体の証券への投資は行わない、または(y) 一もしくは複数の適格公開取引パートナーシップ(以下に定義される)の証券への投資は行わない、(c) 各課税年度に関して、当該課税年度に係る投資会社課税対象収益(この語は、内国歳入法において支払配当の控除に関係なしに定義されており、一般に課税対象通常収益と純短期キャピタルゲインの純長期キャピタルロスに対する超過額(もしあれば)をいう。) と純非課税収益の合計額の少なくとも90%を分配すること。

一般に、上記(a)項に記載された90%の総所得要件上、パートナーシップから得られた所得は、当該所得が規制ある投資会社により実現されていた場合に適格所得となる当該パートナーシップの所得の項目に帰せられる範囲でのみ、適格所得として扱われる。ただし、「適格公開取引パートナーシップ」(() その持分が確立された証券市場において取り引きされ、または流通市場もしくはその実質的な同等物において直ちに取引可能であり、ならびに() その所得の90%以上を上記(a)()項に記載される適格所得から獲得しているパートナーシップとして定義される。) に対する持分から得られた純所得については、その100%が適格所得として扱われる。一般に当該法人は内国歳入法セクション7704(c)(2)による受動的所得の必要条件を満たすため連邦所得税上パートナーシップとして扱われる。上記(b)に記載する分散条件の充足を判断する上で、「かかる発行体の発行済議決権付証券」には、適格公開取引パートナーシップの持分証券が含まれる。上記(b)の分散条件の充足を判断する目的で、ある特定のファンド投資の発行体(場合によっては複数の発行体)の識別はその投資の条件に依存することが可能である。場合によっては、発行体(または複数の発行体)の識別は現行法では確定できず、ある特定の種類の投資のための発行体識別に関する内国歳入法による不都合な決定または将来の指針は、上記(b)の分散条件の充足判断でファンドに悪影響を及ぼす場合がある。

ファンドが、課税上の特別措置を認められる規制ある投資会社の資格を有する場合、ファンドは、配当の形式でその受益者に適時支払われる収益(下記Bに定義される、キャピタル・ゲイン配当を含む。) について連邦所得税を課されない。

いずれかの課税年度において、ファンドが課税上の特別措置を認められる規制ある投資会社の資格を得られなかった場合、ファンドは、その課税対象収益について会社に適用される税率で課税され、純非課税収益および純長期売買収益を含む所得および利益を原資とするすべての分配が受益者について通常所得として課税対象となる。その分配のある部分は、法人の受益者の場合控除される分配として扱われる場合がある。さらに、ファンドは未実現収益の認識、多額の税金および利息の支払および多額の分配を課税上の特別措置と認められる規制ある投資会社の資格を再取得する前に要求されることがありうる。

ファンドはその投資会社課税所得(支払配当控除を考慮せず計算された金額)のすべてまたは一部を少なくとも毎年の頻度でその受益者に分配することを予定しており、その純キャピタルゲインも分配しうる。投資会社課税所得(ファンドに留保されたもの)は、通常の法人税率で課税される。ファンドはその純キャピタルゲインも投資目的で留保しうる。ファンドが純キャピタルゲインを留保した場合、ファ

ンドは留保された金額につき通常の法人税率で課税を受けるが、ファンドは、このように留保された金額を、()このような未分配金額に対する自己の持分を長期キャピタルゲインとして連邦所得税上の所得に算入する義務を有するファンドの受益者および()このような未分配金額に関してファンドが支払った税金に対する自己の比例持分を自己の連邦所得税債務(もしあれば)から税額控除し、当該税額控除額が上記納税債務を超過する場合には適切に提出された米国納税申告書においてその還付を請求する権利を有するファンドの受益者への通知において、未分配キャピタルゲインとして指定することができる。連邦所得税上、ファンドの受益者が所有する受益証券の課税基準額は、当該受益者の総所得に算入された未分配キャピタルゲインの金額と前文の()項に基づき当該受益者が支払ったとみなされる税額の差額に現行法上等しい金額だけ増額される。

一般に規制投資会社は、キャピタルゲイン配当上の純キャピタルゲインの算定において、10月31日よりも後に生じた純キャピタルロスまたは純長期キャピタルロスを翌年に発生したものとみなさなければならない。財務省規則により、規制投資会社は、その課税所得の算定において、10月31日よりも後に発生した純キャピタルロス、純長期キャピタルロスまたは外国為替差損のすべてまたは一部を翌年に生じたものとみなす選択を行うことを認められている。

ファンドが、暦年におけるその年の通常収益の実質的すべておよび10月31日(または、ファンドがそのように選定することを認められているなら、それよりも後)に終了する1年間におけるそのキャピタル・ゲイン純益の実質的すべてに、前年からの留保分を加えたものを分配しなかった場合、ファンドには、かかる未分配額について4%の消費税が課せられる。一般に、1月にファンドから受益者に支払われる分配金は、かかる分配金がその前年の10月、11月または12月の日付で申告され、名簿上の受益者に支払い可能となっていたなら、前年の12月31日に支払われたものとみなされる。ファンドは一般的に、その4%の消費税を免れるのに十分な分配を行う意向であるがその保証はない。

キャピタル・ゲイン配当は、キャピタル・ロスへの補填に充てられた後で行なわれる。

分配は、たとえ当該分配がいずれかの受益者の投資前にファンドが獲得した所得または収益から支払われた(したがって当該受益者が支払った対価に含まれていた)場合でも、受益者への課税の対象となる。分配は、受益者がこれを現金で受領したか、分配金再投資制度を通じて新たな受益証券に再投資したかにかかわらず課税の対象となる。

一般にファンドの受益証券に係る配当および分配は、たとえそのような配当および分配金が特定の受益者の投資のリターンを経済的に表している場合でも、そのような配当および分配金がファンドの実現した所得および収益を超えない範囲において本書に記載されているように連邦所得税を課税される。このような分配は、ファンドの純資産価額が未実現収益または未分配の実現収益を反映しているときに購入された受益証券に関して生ずる可能性が高い。このような実現収益は、ファンドの純資産価額が未実現損失を反映している場合でも分配されなければならない場合がある。

連邦所得税上、投資所得の分配は一般に通常所得として課税される。キャピタルゲインの分配に対する税金は、受益者が自己の受益証券を所有していた期間ではなくファンドが当該キャピタルゲインを生じた投資対象を所有していた期間により決定される。ファンドによる所有の期間が1年を超える投資対象の売却からの純キャピタルゲインの分配であって、ファンドが適切にキャピタルゲイン配当として指定したもの(「キャピタルゲイン配当」)は、長期キャピタルゲインとして課税される。一般にキャピタルゲインからの分配は使用可能な繰越キャピタルロスを充当した後に行われる。個人に適用される長期キャピタルゲイン税率は現在、暫定的に(2011年1月1日よりも前に開始する課税年度に関して)低減されている(一般には15%に低減されており、税率区分10%~15%に入る納税者の場合はより低い税率に低減されている。)。2011年1月1日以降に開始する課税年度に関して議会が長期キャピタルゲイン税率の低減を延長するかどうかは現在のところわからない。ファンドによる所有の期間が1年以下の投資対象の売却からの収益の分配は通常所得として課税される。2011年1月1日よりも前に開始する課税年度においては、「適格配当所得」から生じた分配としてファンドが指定した投資所得の分配は、保有期間その他の条件が受益者のレベルとファンドのレベルの両方で満たされていることを条件として、個人において長期キャピタルゲインに適用される税率で課税される。2011年1月1日以降に開始する課税年度に関して議会が適格配当所得の課税上の特別措置を延長するかどうかは現在のところわからない。

ファンドがいずれかの課税年度においてファンドの当期利益および累積利益を超えて受益者に分配を行った場合、この超過分の分配は当該受益者の受益証券の課税基準額を限度として資本の返却として扱われ、前記限度を超えた部分はキャピタルゲインとして扱われる。資本の返却は課税の対象とならないが、当該受益者の受益証券の課税基準額を減少させ、これにより以後の当該受益者の受益証券の課税売却の際の損失を減少させ、または収益を増加させることになる。

米ドル以外の通貨、米ドル以外の通貨建ての債務証券および米ドル以外の一定の通貨のオプション、先物契約（および類似の商品）によるファンドの売買は、当該通貨の価値の変動を原因とする収益または損失の結果、通常益または通常損を生じ得る。

ファンドによるアメリカ合衆国以外の国の消極的投資会社への投資は、ファンドに合衆国連邦所得税またはそのような会社に対する投資から生ずる収益に対する他の税を課し得る。しかしながら、この税は、かかる投資を市場に対しマークするための選定を行なうこと、またはかかる消極的投資会社を「選定投資会社」として扱うことによって免れ得る。

「アメリカ合衆国以外の国の消極的投資会社」とは、アメリカ合衆国以外の国の、（ ）課税年度における収入の75%以上が消極的収益であるか、または（ ）消極的収益を（一般的にその価値によって、しかし一定の場合にその課税標準が調整されないことによって）生み出したまたは消極的収益のために保有されている資産の平均パーセンテージが少なくとも50%である、あらゆる会社をいう。一般的に、この目的のための消極的収益とは、配当、利息（利息に相当する収益を含む）、使用料、賃貸料、年金、一定の資産取引や商品取引から生じた収益のそこから生じた損失に対する超過分および外貨益を意味し、アメリカ合衆国以外の国の会社が積極ビジネスから得た賃貸料や使用料および関係当事者からの一定の収益は含まない。

正確な納税者番号（T I N）をファンドに提供しておらず、または配当所得または利子所得を過少報告しており、または自らが源泉徴収の対象者でないことをファンドに対して証明していない個人受益者に対して支払われた課税対象の分配または買戻金については、ファンドはその一定割合を源泉徴収して米国財務省に送金しなければならない。この予備源泉徴収の税率は2010年までに支払われた金額に関しては28%である。議会が異なる規定を有する税法を制定しない限り、2010年12月31日より後に支払われた金額に関しては、上記税率は失効し、予備源泉徴収税率は31%となる。

予備源泉徴収は追加的課税ではない。適切な情報が内国歳入庁に提出されることを条件として、源泉徴収された金額は受益者の米国連邦所得税債務から税額控除することができる。

財務省規則に基づき、受益者は、200万ドル以上（個人の場合）または1,000万ドル以上（法人の場合）の損失を認識した場合、フォーム8886の開示書を内国歳入庁に提出しなければならない。ポートフォリオ証券の直接の株主は、多くの場合、この報告義務を免除されるが、現行指針の下で規制投資会社の受益者はこの義務を免除されない。将来の指針の下では現行の報告義務免除の対象者がすべてまたは大半の規制投資会社の受益者に拡大される可能性がある。この規制の下で損失を報告する義務があるという事実は、当該受益者による当該損失の処理が適切であるかどうかの法的判断には影響しない。受益者は、各自の税務顧問に相談し、各自の個別的状況に照らしてこの規制が適用されるかどうかを判断すべきである。

ファンドが外国内の源泉から受領する所得には当該外国が課す源泉徴収税その他の税金が課税される。一部の国と米国の間の租税条約により、このような税金が軽減され、または免除される場合がある。年度末においてファンドの資産のうち外国法人の証券の占める割合が50%を超えている場合、ファンドは、内国歳入法に指定する最低期間以上の期間にわたりファンドが保有していた外国証券に関してファンドが外国に支払った適格税金に係る受益者各自の比例持分につき、受益者が各自の納税申告書において税額控除または所得控除を請求することを認める選択を行うことができる。このような場合、受益者は、このような税金に対する各自の比例持分を外国源泉からの総所得に含める。ファンドが支払った外国の税金について外国税額控除または所得控除を請求する受益者の能力に対して内国歳入法は一定の制限を付しており、このため受益者はこのような税金の金額に関して完全な税額控除または所得控除（もしある場合には）を得ることができない場合がある。連邦納税申告書において項目別処理を行っていない受益者は、このような外国の税金に関して（所得控除ではなく）税額控除を請求することができる。

割引発行された証券およびその他の一定の債務証券に（および割り引いて買い取った証券に）ファンドが投資する場合、ファンドは、未受領の収益を集め、分配しなければならない。必要な分配を行うための十分な現金を得るため、ファンドは、他の場合には保有し続けていたであろう投資証券を売却しなければな

らなくなる。

B. 非米国市民に関する米国の課税上の扱い

ファンドから非米国受益者への分配は、一般に30%の税率でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。ただし、適用される租税条約が源泉徴収税率を軽減または撤廃を規定し、かつ、非米国受益者が一定の証明要件を満たしている場合は、この限りでない。日本の居住者の場合、ファンドからの分配に適用される源泉徴収税率は、一般に、日米租税条約に基づき軽減された税率10%でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。上記記載にかかわらず、一定の適切に指定された「キャピタルゲイン配当」、「金利関連配当」および「短期キャピタルゲイン配当」(それぞれ以下に定義される。)は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない。

米国の連邦所得税法に基づき、非米国受益者である受益証券の受益的所有者は、一般に、ファンドの受益証券の売却により実現された収益またはファンドが12ヶ月を超えて保有していた投資対象の売却による正味キャピタルゲインからの適切に指定された分配(以下「キャピタルゲイン配当」という。)に関しては、米国連邦所得税を課税されない(損失に関しては控除を認められない。)。ただし、非米国受益者は、()かかる収益またはキャピタルゲイン配当が当該受益者により米国内で行われた営業または事業に実質的に関連を有する場合、または()個人受益者の場合は、当該受益者がかかる売却またはキャピタルゲイン配当の年に合計で183日以上になる一または複数の期間、米国に滞在し、かつ他の一定の条件が満たされている場合、米国連邦所得税を課税される。

受益者が租税条約の特典を受ける資格を有するか否かを問わず、実質的関連のある所得または収益が米国内で受益者により維持される恒久的施設に帰せられる場合、一般に正味ベースで連邦所得税を課税される。

2009年12月31日以前に開始する課税年度において、ファンドは、()個人の非米国受益者により直接獲得された場合に米国連邦所得税を課税されない米国源泉の受取利息からの分配(非米国受益者への分配のうち、(w) 当該非米国受益者が受益的所有者が米国人でない旨の十分な言明書を提供していないもの、(x) 当該非米国受益者が発行体もしくは発行体の10%受益者である場合、当該配当が債務上の一定の利子に帰せられる範囲、(y) 当該非米国受益者がアメリカ合衆国との情報交換が不十分な外国に存在するもの、または(z) 当該配当が当該非米国受益者に関係する者である者により支払われる利子に帰せられ、かつ、当該非米国受益者が被支配外国法人である範囲を除く。)に関して、当該分配がファンドにより適切に指定される限りにおいて(「金利関連配当」という。)、および()正味長期キャピタルロスに対する正味短期キャピタルゲインの超過額の分配(当該分配の年に合計で183日以上になる一または複数の期間、米国に滞在した個人の非米国受益者への分配を除く。)に関して、当該分配がファンドにより適切に指定される限りにおいて(「短期キャピタルゲイン配当」という)、いずれの金額の源泉徴収も要求されない。

ファンドは配当を内国歳入法に規定される金利関連または短期キャピタルゲイン配当としては定めのない場合がある。上記のように、キャピタルゲイン配当は連邦所得税の源泉徴収の対象とはならない。

このような免除を延長する法律が制定されない場合、2010年1月1日以降に開始する課税年度に関しては、利子関連および短期キャピタルゲイン関連の配当に係る特別な源泉徴収免除は失効し、このような配当は原則として前述の源泉徴収の対象となる。2010年1月1日以降に開始する課税年度に関して議会在この免除を延長するかどうかは現在のところ分からない。

仲介者を通じて保有されている受益証券の場合、仲介者は、ファンドが支払に関して指定を行っている場合でも源泉徴収を行う可能性がある。外国人は、各自の口座に対するこのようなルールの適用について各自の仲介者と話し合うべきである。

ファンドは、ファンドに正確な納税者識別番号を提供せず、配当もしくは利息の所得を過少報告し、または自らが米国人であり、かかる源泉徴収の対象でないことをファンドに証明しなかった個人受益者に対する課税対象の配当およびその他の分配ならびにかかる個人受益者により行われた受益証券の売却、転換または償還の代金に関しては、一般に、その一定割合を源泉徴収し、米国財務省に送金する義務を負う。このようなバックアップ源泉徴収の税率は、2010年までに支払われた金額に関しては28%である。議会在異なる規定を有する税法を制定しない限り、2010年12月31日よりも後に支払われた金額に関しては、上記税率は失効し、予備源泉徴収(バックアップ源泉徴収)の税率は31%となる。分配は、アメリカ

合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる範囲ではバックアップ源泉徴収の対象とはならない。適切な情報が内国歳入庁に提出されることを条件として、源泉徴収された金額は受益者の米国連邦所得税債務から税額控除することができる。

外国人投資家は、上述の源泉徴収の免除または租税条約に基づく軽減源泉徴収税率に関して有資格となり、または予備源泉徴収の免除を確保するには、自らの非米国人地位に関する特別な証明および届出の要件(一般に内国歳入庁のフォームW-8BENまたは代替書面の提出を含む。)を満たさなければならない。この点に関してファンドの外国人受益者は各自の税務顧問に相談すべきである。

上述のように、ファンドの適格の程度およびその受益者に対して移転海外課税を選択した程度に応じて、一般に、ファンドの外国の受益者は移転海外課税の対応する特典なしに割り増しされた連邦所得税を課税される。

特別規則(源泉および報告義務を含む)は海外パートナーシップおよび海外パートナーシップを通じてファンドの受益証券を所有するものに適用される。海外の信託、遺産に特別の考慮がなされる場合がある。海外の法人を通じてファンドの受益証券を所有する投資家は財務顧問にその個別の状況に関して相談すべきである。

海外の受益者は上記の米国の連邦所得税のほかに州および地方税ならびに米国の連邦遺産税を課税される場合がある。

連邦所得税に関する上記の説明はあくまで一般的な情報に過ぎない。投資予定者は、ファンドの受益証券の購入、保有および処分がもたらす連邦所得税上の具体的な帰結ならびに州税法、地方税法および連邦税法ならびに提案されている税法の改正の影響について各自の税務顧問に相談すべきである。

・ ミューチュアル・投資信託証券の募集時の重要な参加者

A . 投資会社

一定のプール型投資信託は、1940年法に基づく投資会社の資格を有する。オープン・エンド型投資会社(買戻可能証券を募集するもの)およびクローズド・エンド型投資会社(その他のものすべて)がある。

B . 投資顧問会社 / 管理事務会社

投資顧問会社は、一般に、投資信託の投資プログラムの履行に責任を負う。投資顧問会社または他の関連もしくは非関連の企業体もまた、一定の記録保管および管理業務を遂行することができる。

C . 引受会社

投資会社は、その受益証券につき一または複数の主たる引受会社を任命することができる。かかる主たる引受会社の業務は、通常、多くの法制度、例えば、1940年法、1933年法、1934年法および州法等により規制される。

D . 名義書換事務代行会社

名義書換事務代行会社は、一定の簿記、データ処理および受益者勘定の維持に関連する管理業務を遂行する。名義書換事務代行会社はまた、投資信託の受託者の宣言した配当金の支払を処理することもある。

E . 保管受託銀行

保管受託銀行の責任には、特に、投資信託の現金および証券の安全保管および管理、証券の受領および交付の取扱い、ならびに投資信託の投資証券の利息および配当金の回収が含まれる。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面（発行された場合）に記載される主な項目は下記のとおりである。

1．表面

イ．ファンドの名称

ロ．表章するファンド口数

ハ．社長および投資者サービス代行会社の署名

ニ．信託宣言が証券保有者、譲受人らに適用される旨の記述

2．裏面

イ．裏書欄

ロ．名義書換代理権授与に関する記述

第5【その他】

- (1) 日本語版目論見書の表紙に図案を採用する。
- (2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」および第四部「特別情報」第2「その他の関係法人の概況」の主要内容、外国証券取引口座約款および申込みおよび払込み等に関する販売会社の関連内規（申込み終了時間等）を要約し、「目論見書の概要」として、交付目論見書の冒頭に記載することがある。

有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5.「運用状況」（1）投資状況（3）運用実績および第三部「ファンドの詳細情報」第4「ファンドの経理状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報について表での表示に加えて、グラフで表示した情報を交付目論見書に添付することがある。また、ファンドの関係する外国為替を併記することがある。

交付目論見書に、第四部「特別情報」第2「その他の関係法人の概況」を記載する。

独立登録会計事務所の監査報告書(訳文)

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
受託者会および受益者殿

我々は、添付の、ファンドの投資有価証券明細表を含む資産および負債計算書ならびに関連する運用計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトは、パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド(以下「ファンド」という。)の2008年6月30日現在の財政状態ならびに表示された各期間の運用成績、純資産の変動および財務ハイライトを、すべての重要な点において、米国で一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および財務ハイライト(以下「財務書類」という。)についてはファンドの経営陣が責任を負う。我々の責務は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類について意見を表明することである。我々は、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に従ってこれらの財務書類を監査した。これらの基準は、財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。監査は、財務書類中の金額やその他の開示を裏付ける証拠の試査、採用されている会計原則および経営陣によってなされた重要な見積の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、保管会社およびブローカーに対する書面による2008年6月30日現在所有している投資有価証券の確認を含む我々の監査が、意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

マサチューセッツ州、ボストン
2008年8月13日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Trustees and Shareholders of
Putnam Europe Equity Fund:

In our opinion, the accompanying statement of assets and liabilities, including the fund's portfolio, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of Putnam Europe Equity Fund (the "fund") at June 30, 2008, and the results of its operations, the changes in its net assets and the financial highlights for each of the periods indicated, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to as "financial statements") are the responsibility of the fund's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits of these financial statements in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits, which included confirmation of investments owned at June 30, 2008 by correspondence with the custodian and brokers, provide a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers LLP
Boston, Massachusetts
August 13, 2008

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管しております。

独立登録会計事務所の監査報告書（訳文）

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
受託者会および受益者殿

我々は、添付の、投資有価証券明細表を含む資産および負債計算書ならびに関連する運用計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトは、パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2009年6月30日現在の財政状態ならびに表示された各期間の運用成績、純資産の変動および財務ハイライトを、すべての重要な点において、米国で一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および財務ハイライト（以下「財務書類」という。）についてはファンドの経営陣が責任を負う。我々の責務は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類について意見を表明することである。我々は、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に従ってこれらの財務書類を監査した。これらの基準は、財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。監査は、財務書類中の金額やその他の開示を裏付ける証拠の試査、採用されている会計原則および経営陣によってなされた重要な見積の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、保管会社に対する書面による2009年6月30日現在所有している投資有価証券の確認を含む我々の監査が、意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

マサチューセッツ州、ボストン
2009年8月13日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Trustees and Shareholders of
Putnam Europe Equity Fund:

In our opinion, the accompanying statement of assets and liabilities, including the portfolio, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of Putnam Europe Equity Fund (the “fund”) at June 30, 2009, and the results of its operations, the changes in its net assets and the financial highlights for each of the periods indicated, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to as “financial statements”) are the responsibility of the fund's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits of these financial statements in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits, which included confirmation of investments owned at June 30, 2009, by correspondence with the custodian, provide a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers LLP
Boston, Massachusetts
August 13, 2009

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管しております。

[次へ](#)

デロイト・アンド・トゥッシュ・エルエルピー

独立監査人の報告書

パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの取締役会および
パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの
出資者各位

我々は、添付のパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「当社」という。）
（パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの全額出資子会社）の2008年および2007年12月31日現在の
の貸借対照表、ならびに2008年12月31日に終了した3年間の各年度の関連する損益計算書、出資者持分変
動計算書およびキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの財務書類については、当社の
経営陣が責任を負う。我々の責務は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対して意見を表明するこ
とである。

我々は、アメリカ合衆国において一般に認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準
は、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るための監査計画の立案とその実施を
我々に要求している。監査には、状況に適合する監査手順を立案するための基礎として財務報告に関わる
内部統制を考慮することが含まれているが、当社の財務報告に関わる内部統制の有効性についての意見
表明を目的としていない。したがって、我々はかかる意見を表明するものではない。監査はまた、試査によ
る財務書類中の金額やその他の開示を裏付ける証拠の検査、採用されている会計原則および経営陣によ
り行われた重要な見積りの評価、ならびに財務書類の全体的な表示に関する評価を含んでいる。我々は、
我々の監査が意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信している。

我々は、当財務書類はアメリカ合衆国において一般に認められた会計原則に準拠して、当社の2008年お
よび2007年12月31日現在の財政状態ならびに2008年12月31日に終了した3年間の各年度の経営成績およ
びキャッシュ・フローを、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

デロイト・アンド・トゥッシュ・エルエルピー

2009年3月16日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

To the Board of Directors of Putnam Investments, LLC and Members of Putnam Investment Management, LLC:

We have audited the accompanying balance sheets of Putnam Investment Management, LLC (the "Company") (a wholly owned subsidiary of Putnam Investments, LLC) as of December 31, 2008 and 2007, and the related statements of income, changes in members' equity, and cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2008. These financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, such financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company at December 31, 2008 and 2007, and the respective results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2008, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Deloitte & Touche LLP

March 16, 2009

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管しております。